第三部　社會政策及社會運動對策

概說……二四一
第一篇　社會政策の一般方針……二四二
第一章　攻府の方針……二四二
第一節　政綱に現はれた一般方針……二四二
第二節　社會問題關係新立法……二四八
第三節　社會問題關係官廳事務分掌……二四九
第四節　社會政策費豫算……二五六
第五節　社會行政事務の方針……二五九
第二章　事業主側の態度……二六六
第三章　協調團體の動靜……二六八
第二篇　工・鑛・交通勞働者に對する社會政策……二七〇
第一章　勞働保護施設……二七〇
第一節　法規の制定及改正……二七〇
第二節　工場法施行狀況……二七七
第三節　鑛山監督狀況……二八一
第四節　勞働者災害扶助法施行狀況……二八五
第二章　勞働保險施設……二九八
第一節　健康保險……二九九
第二節　船員保險……三〇一
第三節　退職積立金及退職手當……三〇三
第三章　失業防止救濟施設……三〇七
第一節　轉失業施設……三〇七
第二節　失業救濟事業……三一五
第四章　勞務需給調整施設……三一七
第一節　勞務補給策……三一八
第二節　勞務配置策……三二四
第三節　職業紹介施設……三三二
第三篇　商業使用人・俸給生活者に對する社會政策……三四二
第一節　商店法……三四二
第四篇　農民に對する社會政策……三四六
第一章　政府の方針……三四六
第一節　農地施設……三四七
第二節　農業保險施設……三五八
第三節　國民健康保險……三六五
第二章　農業諸團體の狀況……三六八
第五篇　社會運動對策……三七九
第一章　政府の方策……三七九
第一節　產業報國運動……三七九
第二節　國民精神總動員運動……三七九
第三節　思想對策……四〇〇
第四節　文教對策……四〇五
第二章　爭議調停……四〇七

第三部（社會政策及社會運動對策）統計表

第一表　昭和十三年勞働者災害扶助法扶助給付統計
　其一　民營扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數
　其二　官業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數
第二表　健康保險統計
　其一　健康保險被保險者數、健康保險組合數
　其二　保險給付件數、日數及費用額
第三表　官廳現業員共濟組合統計
第四表　職業紹介統計
　其一　職業紹介所扱一般職業紹介成績
　其二　俸給生活者職業紹介成績
　其三　日傭勞働者職業紹介成績
　其四　營利職業紹介事業狀況
第五表　失業應急事業統計

概說

戰時體制本格化への態勢は、一方では勞働者農民の生活狀態に對して消極的影響を加重且恒常化し、他方では彼らの自助運動の機能を不具化したのみならず、これが主體の存在をも許さぬ方向に進むことによつて、社會政策の緊迫性と重要性を一段と明瞭ならしめると共に、實際上にも謂ゆる戰時社會政策本格化の傾向を一層顯著ならしめた。しかして戰時社會政策の本質は思想的には全體主義的性格を帶び、實際的には戰時勞働對策と融合することによつて、平時の自由主義的乃至集團主義的社會政策とは甚しくその趣を異にする點に求められる。

本年度における社會政策の特徴は（一）時局の深刻化に伴うて矢繼早に發動された總動員法に基づく戰時勞働立法の形において又はそれに附隨して行はれたこと（二）この立法の重點が昂騰した諸需要に應ずる勞務動員計畫の樹立とそれに從ふ勞働力の計畫的補給・配置・調整とに置かれたこと（三）國民生活安定の一大方策として低物價政策が採擇され、賃銀俸給に對しても九・一八水準を基準とする抑止が措置せられたこと（四）鑛業における保護規定が緩和されたこと（五）利潤制限に向つて初發されたこと、に求められるであらう。

諸々の勞働對策中その意義の重且恒久的なるものは、政府が本年度において產業報國運動を國策として採擇し、之に指導理論と權力的支持を與へたことである。かくて產報對策は單なる社會運動對策の域を脫して、產業勞働新體制樹立の一大國策たる性格を明瞭ならしめるに至つた。

商業使用人・俸給生活者・農民に對する社會政策は、性質上、上記產業勞働者に對するものに比して著しき遲れを示してゐるが、それでも前二者については前年度末の商店法、來年度よりの職員健康保險法の施行によつて、最後の者については前年度來の國民健康保險法・農地調整法・臨時農村負債處理法、本年度の小作料統制令等の「社會立法」によつて漸くその緒に就かんとする狀況にある。

終りに社會運動對策は戰時體制本格化への態勢と共に益々峻嚴化し、反戰思想・左翼運動等に向つてのみならず、自由主義的思想及運動にも及ぶに至つた。勞働者農民の實際的諸運動が相次いで轉向又は解體するに至つた結果、前年度より續いて思想方面の肅正に重きが置かれたやうである。即ち左翼的及自由主義的出版物に對する取締の强化や東大經濟學部の肅正においてその消極面の一斑が窺へる。他面、精動の新展開、思想問題研究會の復活、國民精神文化研究所對策部の活動などにおいて、それぞれ堂々たるプランの發表をみたが、その積極的成果において未だ特記する迄のものを結實してゐないやうである。

第一篇　社會政策の一般方針

第一章　政府の方針

第一節　政綱に現れた一般方針

昭和十四年一月四日近衞首相は「事變は今や新段階に入り東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の建設に向つて主力を注ぐべき時期に到達致しました。惟ふに此の新なる事態に處するが爲には新たなる內閣の下に新たなる庶政の構想工夫をめぐらし次に民心の一新を圖ることの必要なるを確信するものであります」との理由によつて內閣總辭職を行つた。後繼の平沼首相は組閣當日の一月五日、談話の形式で「事變の處理に就きましては曩に前內閣が聖斷を仰いで確定したる不動の方針がありますから、これを遂行すべきは固よりこの方針の下に着手したる各般の施設は萬難を排して完成する覺悟であります」との聲明を發し、新內閣の方針は前內閣のそれを踏襲し實行するにあり、內閣更迭によつて我が國策には何等の變更もないことを明かにした。かくて政府は外は日・獨・伊防共樞軸の强化を圖り、內は萬民輔翼、總協力、總親和により極力長期建設に對應する國防國家體制の確立に進むこととなつたのである。

一月二十一日再開された第七十回帝國議會に對して組閣匆匆の平沼內閣は殆んど無準備のまゝで臨むこととなり、各種重要法案の提出の如きも會期の半ばを過ぎて行はれたのであるが、議會はよく舉國一致協力の態度を以て應じ、通常豫算四十八億、臨時軍事費追加豫算四十六億の合計九十四億の厖大豫算を初め全議案殆んど原案通り通過成立したのである。

右豫算の編成方針としては、前年度に引引續き凡ての施設を事變目的の遂行に集中し更にこれを一層强化する趣旨の下に「各省新規經費の要求は現在の時局に顧み眞に緊急已むを得ざるものに限り且つその金額は出來得る限り少額に止むること」を建前にしたのであるが、事變關係施設については急速にその充實を期する必要があるので、事變關係費として軍事援護その他の銃後對策諸費、生產力擴充に要する經費、物資需給調節費、物價調整費、輸出振興費、轉業對策費、職業紹介事業費、國民登錄に要する經費、滿洲移民費等の新規增加を計上し、緊急差措き難きものとして農村對策費、中小工業振興費、青年學校義務制實施に要する經費の夫々所要額を計上し、他面假定經費の節減及び繰延べ等により三億圓の壓縮を圖つたが、結局一般會計歲出總額は昨年度の三十五億に比し十三億を膨脹しわが國未曾有の厖大豫算を計上した。

右の如き厖大なる戰時豫算を實施し長期戰卽長期建設への

態勢を整備するための基準となり推進力となつたものは十四年度物資動員計畫と國家總動員法の全面的發動とであつた。即ち、十四年度物動計畫は豫算の施行よりも遲れて五月二十六日漸く閣議の決定を見たのであるが、青木企畫院總裁の述ぶる如く「この計畫は各方面の非常に厖大な需要に對し、その緩急輕重を勘案して限りある物資を國家的見地に於て最も有効に振當てることが目的」であつて、これが實施に當つては「物資の配給や消費や價格の統制を更に徹底强化する」ばかりでなく「物資を生産するに必要な勞力及び資金の割當て並に運輸機關の利用についてもこの計畫に即應するやうに規正」しなければならぬのであり、ここに總動員體制の一面としての「人的資源」の充實、配置、保全のための計畫的、强力的な勞務動員が必然的に要請され、これらに關する總動員法各條項の發動が不可避となつたのである。

年初來八月末までに發動された國家總動員法關係條項の主要なるものは左の如く、戰時下勞務動員に關する重要法規の極めて多いのが注目される。（括弧内は總動員法關係條項）

一、國民職業能力申告令（二十一條）
二、船員職業能力申告令（同　右）
三、獸醫師職業能力申告令（同　右）
四、從業者雇入制限令（六條）
五、賃金統制令（同　右）
六、工場就業時間制限令（同　右）
七、學校技能者養成令（二十二條）
八、工場事業場技能者養成令（同　右）
九、會社利益配當及資金融通令（十一條）
一〇、總動員法業務事業設備令（十六條）
一一、國家總動員上必要なる業務として「軍事上特に必要なる土木建築に關する業務」を追加指定の件（三條）
一二、國民徴用令（二十條）
一三、總動員試驗研究令（二十五條）

即ち、勞働力の計畫的配置調整の基礎となるべき所謂國民登錄別は國民、船員、獸醫師の各職業能力申告令によつて、また總動員業務要員の强權的調達は國民徴用令により夫々一應の法制化を見た譯であり、これは勞働者移動制限、適正配置のための從業者雇入制限令及び同一目標を賃金規制の側から間接的に狙ふ賃金統制令、熟練工創出方策としての各種の技能者養成令等と相俟つて、長期戰に對應する國家總動員體制の絶對不可缺の要素としての勞働力統制、その培養と配置の綜合的計畫化に向つて劃期的巨歩を踏み出すべき足場となるのである。

ところで本年度の勞務動員實施の大綱を定めた十四年度勞務動員計畫は資金統制計畫と共に七月四日の閣議で決定されたが、その目的とするところは、軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興及び國民生活必需品の確保を期すべく

勞務を統制運用するにあり、具體的には（一）一般勞務者の需給調整、（二）技術者、熟練勞務者の需給調整、（三）勞働力の培養及び能率增進の三方面につき計畫されてゐる。而して（一）に對する勞務者の新規需要は軍需産業、計畫産業その他の新規需要及び減耗補充を合せて男女計約百十萬人と概定され、これが供給は小學校新卒業者、未就業者、不急産業の離職者のほか、移住朝鮮人、農業並に商業從業者中節減可能なる者等に依存するが、男子勞働力を節減せる方面への女子勞務者の代替をも併せ行はんとするものである。（二）については、需給の調整は早急には困難であるが、差當り不就業者の就職勸奬、能率的利用、配置の適正、經驗勞働者の再教育等の措置を講ずることとし、（三）に對しては勞働者の保健衛生、災害防止等の保護を徹底すると共に勞働者の技能、賃金、生活等についても積極的な對策を講ずることゝしてゐる。

なほ勞働力の保護に關しては時局産業方面における勞働力需要の激增に伴ひその酷使磨耗の危險に對する處置を講ずる要があるので既述の工場就業時間制限令のほか各種の健康保險法の制定を見たが更に廣く長期建設下の國民體位の向上に關しては産業政策上のみならず軍事上よりも緊急の對策が要請されるに至つた。廣瀨厚相は一月二十三日の議會答辯に於て、これに答へ國民の體位向上は先づ國民生活の安定にありとし、今後政府は國民生活の安定につき對策を講じ、保健衛生、豫防施設等の完璧を期すると共に社會保險制度の擴充を始め國民生活上の不安を除去すべき社會政策の遂行に今後一層の力を注ぐ旨その所信を披瀝する所があつた。それへの努力の現れは前記諸立法のほか、八月開所せる人口問題研究所、厚生省内における關係各課の新設等にも見られる。

また「物資」及び「勞働」の面における總動員態勢に對應する思想方面におけるそれとして一昨年來開始された國民精神總動員運動は從來著るしく生新を缺きその再出發が要望されてゐたが、二月九日の閣議で決定をみた「國民精神總動員强化方策」に則り內閣に國民精神總動員委員會を設置し、精動中央聯盟の强化、地方聯絡の緊密化策を講じたが、四月七日同委員會は「國民精神總動員運動新展開の基本方針」を決定し强力なる運動を展開するの態度を示した。該基本方針によれば綱領として（一）「肇國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す」、（二）「大いに國民精神を顯揚し國家總力の充實を期す」、（三）「一億一心各々その業務に精勵し奉公の誠を効さむ事を期す」の三を擧げ、實施要綱として「生産力擴充並に物資動員、物價調整等の經濟國策への積極的協力に努め、特に物資の活用、消費の節約、貯蓄の實行、勤勞の增進、體力の向上に主力を注ぎ業務並に生活の間に於て刷新を圖ること」の他二項目につき時局に對する國民の協力を呼びかける事としたが、八月十一日內閣告諭をもつて「每月一日を興亞奉公日と定め……この日卽ち全國民が特に戰場の勞苦を想

ひ、自肅自省、的確に之を實際生活の上に具現」せしめることとし、更に九月七日の委員會は「時局照應政治的、社會的態勢促進の基本方針」を決定する等、上部における活潑なる動きが認められたが、從來からこの運動の續陷とせられてゐた天降り的性格、中心指標の不明確等のため一般國民特に都市住民に對する影響力は著るしきものを見得なかつた。

近衞內閣の施政方針を踏襲して事變收拾を第一使命とし、所謂新たなる構想工夫の下に人心を一變すべく成立した平沼內閣は、事變收拾の問題ではなくして八月二十一日の獨ソ不可侵條約の締結に集中的に表現された國際情勢の緊迫化、複雜化によつて倒れたが、これに代り成立した阿部內閣の政綱政策は第二次歐洲戰爭勃發の直後の九月十三日の首相聲明によつて窺ふことが出來る。即ち云ふ——

國體の本義に徹し、外交を調整し、國防を强化し、產業を振興し、銃後生活を確保する等凡そ國政の全般に亘り不斷の努力を傾注すると共に、特に現下の重大時局に處し現內閣が堅き決意を以て其の具現に邁進せんとする當面の要務概ね左の如し。

一、根本方針

政策の中核を支那事變の處理に置き、外は自主的立場を堅持して複雜微妙なる國際情勢に對處し、內は軍備の充實と基本國力の培養とに精進し、內外諸般の施策を此の目的に統合集中し、以て日滿一體の實を擧げ、日支新關係の實現を期す。

一、支那事變の處理

支那事變の處理は曩に決定せられたる確乎不動の根本方針あり、最近抗日政權の實力漸く減退し、又近く新中央政府の成立を見んとするの趨勢に鑑み、進んで之が成立を援助し、之と協力し更に適切機宜の方策を講じて事變處理の完遂を圖る。

一、綜合經濟力の擴充運用

急迫せる國際情勢の近情に鑑み、重要國防資源の自給自足を實現するが爲め、生產力擴充計畫の實行を促進すると共に、新情勢に應ずる貿易體制を强化整備す。

生產力擴充計畫其の他經濟諸部門に亘り、速に日滿支を通ずる綜合計畫を確立し、之が圓滑なる運用を期す。

一、國家總動員態勢の整備强化

國家總動員體制の整備强化、就中總動員指導體系の確立、物資動員の整備、物價統制の徹底、勞務の需給調整の速なる實現を期す。

一、諸制度の刷新並に運用（省略）

述ぶるところ餘りに抽象的に過ぎその要點を把握することは些か困難であるが、昨年末の近衞聲明の「東亞新秩序の確立」は「確乎不動の根本方針」であり、これを踏襲實行するものであるが、複雜多岐の國際情勢に對しては一應白紙に還元して、歐洲問題には介入せず「自主的立場を堅持」し、國內的には「軍備の充實と基本國力の培養とに精進」する。具體的には、重要國防資源の海外依存は急迫せる國際情勢の近狀に鑑み極めて危險であるから、その自給自足を圖り、生產力擴充計畫その他の經濟諸部門に亘り速かに日滿支一體の綜合

的計畫ブロック化を確立するが、他面新情勢に對應する貿易新體制を強化して來るべき輸入梗塞の打開策をも講じ以て「綜合經濟力の擴充運用」を期する。また之に對應するため「國家總動員體制の整備強化、就中總動員指導體系の確立」を基幹として「物資動員の整備、物價統制の徹底、勞務の需給調整の速かなる實現」を期する、といふのである。かくして阿部內閣は事變滿二年餘の後に於て從來の重要物資の海外依存を克服し自主獨往、自給自足によつて支那事變處理、東亞新秩序の建設　軍備擴充等の重大使命の處理に「邁進」すべく發足したのである。茲に阿部內閣は組閣匆々の九月四日歐洲開戰に對應して重要經濟計畫の完遂を期するため企畫院內に時局經濟對策委員會の設置を決定し、經濟對策の基本方針を審議しこれに關する關係各廳事務の連絡を緊密化する事とし、次いで九月十一日同委員會は「時局下帝國經濟對策大綱」を決定し、對策の基本方針として、(一)第三國に依存せざる自主的經濟建設、(二)日滿支を一體とする統制經濟の擴大强化を根幹として適宜對策を講ずる事となつたが、支那事變勃發以來滿二年餘、その間適切且積極的な對策を講ぜられなかつた經濟政策の不備硬綻は物價、物資等の問題として先づ日常卑近な問題として解決を急速に迫られて來た。卽ち、平沼前內閣時代において中央物價委員會は四月「物價統制の大綱」を決定し物價基準を國際物價水準に求め、原價計算による適正價格の公定と需給調整、生產費構成要素の調整をもつて物價統制の根本方針とし、次いで八月にはこれが具體的實施方策として「物價統制實施要綱」を決定したが、その間にも物價は騰勢をつゞけ加ふるに歐洲大戰の勃發は物價騰勢の激化をいよいよ必至な物とするに至つた。茲において政府は九月十九日の閣議に於て生鮮食料品その他特殊品を除く一般物價及び賃金、俸給、地代、家賃等に亘り一齊に九月十八日の水準に停止せしめる應急措置を講じ、同夜首相は次の如き談話を發表して國民一般の協力を要望し、ついで十月十八日總動員法關係各條項に基き價格等統制令、地代家賃統制令、賃金臨時措置令、會社職員給與臨時措置令を公布、翌々二十日より實施して一先づ前記措置の法制化を完成し、その後において適正價格等により價格統制を一層廣汎且つ急速に實施することとなつた。九月十九日阿部首相は次の如く語つた。

「物價騰貴の抑制は時局下經濟政策の中心を爲すものなるを以て政府は豫て之が對策の實施に付鋭意努力し來りたるが物價騰貴の趨勢は依然止まる所なく殊に價格等の公定を見ざるものに就ては其の傾向著るしく之が我が國の財政、經濟、產業、國民生活等に及ぼす影響憂慮すべきものあり、偶々今次歐洲戰亂の勃發するや物價の騰貴は更に一段の拍車を加ふるの虞あるに至りたるを以て此の際强力なる價格政策を速に實施するの要切なるものあるを痛感せり。

是に於て政府は愼重攻究の結果內外諸情勢に適應したる我國物價の安定を期する爲應急的對策として國家總動員法の關係條項を發動

し價格、運賃、賃金等の全般に亘り昭和十四年九月十八日に於ける額を超えて引上ぐることを禁止する爲必要なる措置を講ずるとともに適正價格等に依る價格統制を一層廣汎且急速に實施することに決定せり。依て國民は此際克く政府の所期する所を理解し苟も私利私慾に趨ることなく嚴に思惑的行爲を戒愼し進んで遵法の精神を發揚し我國戰時經濟の圓滑なる運營に協力せられんことを切望す。」

然しながら九・一八水準にその賃金を停止せしめられた勤勞者の生活は政府物價對策の不備不徹底と下半期に入り漸く顯著となり始めた生産活動の停滯乃至低下と、消費財の不足とにより愈々益々脅威を加へられることとなつた。即ち、生産必需品たる生鮮食料品は價格停止令の適用を免がれて暴騰し、米、マツチ、砂糖　石炭、電力等の品不足と品質低下は直接的に彼等の衣食住を脅やかしたのみならずこれが入手は不當なる闇相場を以てするも極度に困難となり、加ふるに政府の物價對策の不徹底は米、その他の値上げを容認するに至り、これが對策として消費財全般に亘る價格の統制その引下げ、闇相場の徹底的取締より始めて消費規正、配給統制等に及ぶ全面的對策が緊急に要請されることとなつた。政府は物價政策に對する民間側の協力を求めるため十一月に入り中央物價協力會議及び地方物價協力會議の結成を援助し、十二月十二日中央物價協力會議との懇談會を開催し物價物資緊急對策の研究事項を決定し、これが研究に基き十二月二十六日の閣議において「低物價政策に關する基本方策」を決定、同二十七日の懇談會總會において之を正式決定發表した。その要旨は、國民生活の安定を中心眼目とし、物動計畫の調整に際しても今後はこの點につき充分なる考慮を加へ、緊急措置として石炭、電力の消費規正の强化方針を綏和するほか生活必需品對策及び農山漁村用特別資材についても考慮し、同時にマツチ、木炭、味噌、醬油等の生活必需品につき單に價格のみならず必要一定數量の確保に注力することゝなつたが、かかる方針に基く具體的措置は凡て次年度に持ち越されたのである。

以上要するに本年の政府の社會政策の基本方針は、支那事變の急速處理と長期建設のための總動員體制の一翼として勞務の計畫的動員態勢の確立に向はんとするものであり、昨年に引き續き更に一段の躍進が認められるものの、社會情勢の急進展に追隨即應せざる憾みあり、一方事變發端後滿二年を超ゆる間の戰時經濟政策の不備不徹底は本年下半期に至り歐洲動亂の勃發に拍車せられて各方面に於て深刻なる破綻を露呈するに至り、新事態に對處すべき急速果斷且つ恒久的なる措置が要請せられつつも遂にその對策を次年度に持ち越したものと云ひ得るであらう。

なほ昨年七月の「産業報國聯盟」の結成に發した産業報國運動は勞資一體の指導精神に基き政府の援助の下に急速なる

擴張發展の路を進んだが、同聯盟は本年四月二十四日の理事會に於て組織の根本的改革の斷行を決し、從來聯盟、政府の二本建によつて進められてゐた産業報國運動の指導は今後政府の一本建指導に委ねられることとなり、同時に地方にも道府縣單位の聯合會を結成し、かくて同運動は從來の單なる精神的運動の段階を脱し勞働組合に代る新勞働體制として政府の責任の下に積極的に育成が圖られることとなつた。

軍事援護事業については、事變下第三年を迎へていよいよその緊要性を増して來たので、七月十五日軍事保護院が厚生省の外局として設置せられ、既存の臨時軍人援護部と傷兵保護院の事業を一括掌理することとなり、事變の新段階に對處し更に積極的且つ綜合的にこれが企畫運營を圖ることとなつた。

第二節　社會問題關係新立法

法律　昭和十四年度第七十四帝國議會において成立した主な社會立法を列記すれば次の如くで、一見社會立法の貧困を思はせるが、これは勞務動員、賃銀規制等に關する多數の規定が國家總動員法に基く勅令、省令等に讓られたためである（次項參照）。新法律の各々の内容については夫々關係各項を參照されたい。（括弧内は公布日附、法律番號）

一、人事調停法（一四、三、一六　第一一號）
一、司法保護事業法（一四、三、二九　第四二號）
一、工業組合法中改正法律（一四、四、一　第六五號）
一、職員健康保險法（一四、四、五　第七二號）
一、船員保險法（一四、四、五　第七三號）
一、健康保險法中改正法律（一四、四、五　第七四號）
一、青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に關する法律（一四、四、二六　第八七號）

勅令　國家總動員法に基く勞務關係勅令としては、前年公布された學校卒業者使用制限令に引續き昭和十四年中に次の如きものが制定された。各々の内容については夫々關係各項目を參照されたい。（括弧内は公布日附、勅令番號）

一、國民職業能力申告令（一四、一、六　第五號）
一、船員職業能力申告令（一四、一、三〇　第二三號）
一、從業者雇入制限令（一四、三、三一　第一二六號）
一、工場就業時間制限令（一四、三、三一　第一二七號）
一、賃金統制令（一四、三、三一　第一二八號）
一、學校技能者養成令（一四、三、三一　第一三〇號）
一、工場事業場技能者養成令（一四、三、三一　第一三一號）
一、國民徵用令（一四、七、八　第四五一號）
一、地代家賃統制令（一四、一〇、一八　第七〇四號）
一、賃金臨時措置令（一四、一〇、一八　第七〇五號）
一、會社職員給與臨時措置令（一四、一〇、一八　第七〇六號）
一、船舶運航技能者養成令（一四、一一、二一　第七八〇號）

一、小作料統制令（一四、一二、六　第八二三號）

第三節　社會問題關係官廳事務分掌

本邦における社會問題、特に勞働問題關係の主管官廳の系統及び事務の分掌は次の如くである。從來、社會問題、勞働問題一般の中樞機關は永く內務省社會局であつたが、昭和十三年一月厚生省新設後は、同省の主として管掌する所となつた。社會問題特に勞働問題が國家總動員體制の重要なる一側面として前景に押出されるに從つて、これを管掌する官廳事務も自ら多岐に涉り又主管官廳內における事務上の地位も課より部乃至局へと向上するに至つたが、昭和十四年において特に目立つたのは、事變の擴大長期建設化に伴ふ軍事援護事業、時局產業への勞務動員、犧牲產業の轉失業對策、勞働力維持培養等を管掌する部門が整備强化された點である。

（一）厚生省における社會問題、勞働問題の管掌は、昭和十四年四月廣範圍の分課規定の改正が行はれた結果、次の如くなつた。

1、社會局に於ける所管事務は次の如くである。

一、社會福利施設に關する事項　二、救護及救療に關する事項　三、母子及兒童の保護に關する事項　四、其の他社會事業に關する事項

右の事務を管掌するため保護、兒童、生活（舊福利課三月改正）住宅（十二月新設）の四課が設けられてゐる。

イ、保護課（一、救護及救療に關する事項　二、罹災救助に關する事項　三、社會事業の助成に關する事項　四、方面委員に關する事項　五、社會事業統計に關する事項　六、恩賜財團濟生會に關する事項　七、他課の主管に屬せざる社會事業に關する事項）

ロ、兒童課（一、母子保護に關する事項　二、少年教護に關する事項　三、兒童虐待防止に關する事項　四、保育隣保の施設に關する事項　五、其の他母性及兒童の保護に關する事項）

ハ、生活課（一、生活の規正に關する事項　二、服裝の改善に關する事項　三、生活統計に關する事項　四、人口問題に關する統輕事項　五、地方改善に關する事項　六、協和事業に關する事項　七、公益質屋、公設の市場、其の他社會福利施設に關する事項　八、低利資金融通に關する事項）

ニ、住宅課（一、住宅の供給に關する事項　二、地代家賃の統制に關する事項　三、住宅組合法の施行に關する事項　四、其の他住宅に關する事項）

2、勞働局に於ける所管事務は左の如くである。

一、勞働條件に關する事項　二、工場及鑛山に於ける勞働衞生に關する事項　三　其の他勞働に關する事項。

右の事務を管掌するため勞政、指導（舊勞務課新設三月）、監督、賃金（三月新設）の四課が設けられてゐる。

イ、勞政課（一、一般勞働政策に關する事項　二、勞資關係指導に關する事項　三、勞働爭議に關する事項　四、內外勞働情勢の調査に關する事項　五、他課の主管に屬せざる勞働に關する事項）

ロ、指導課（一、勞働者の教養及生活刷新運動に關する事項　二、勞働者の福利に關する事項　三、勞働者災害扶助法に關する事項）

ハ、監督課（一、工場法に關する事項　二、工場勞働者最低年齢法に關する事項　三、鑛夫に關する事項　四、鑛業及砂鑛業に於ける勞働衛生に關する事項　五、商店法に關する事項　六、汽罐取締令に關する事項　七、其の他勞働者保護に關する事項）

ニ、賃金課（一、勞働者の賃金に關する事項　二、退職積立金及退職手當法に關する項事　三、勞働統計に關する事項）

3、體力局に於ける所管事務は左の如くである。

一、體力向上の企畫に關する事項　二、體力向上の施設に關する事項　三、體力調査に關する事項　四、體育運動に關する事項　五、妊產婦、乳幼兒及兒童の衛生に關する事項。

右の事務を管掌するため企畫、體育、施設の三課が設けられて居るが、企畫課では右の第一號及び第三號を體育課では第四號を、施設課では第二號、第五號及び國立公園其の他公園に關する事項を管掌してゐる。

4、衛生局に於ける所管事務は次の如くである。

一、衣食住の衛生に關する事項　二、衛生指導に關する事項　三、醫事及藥事に關する事項　四、其の他國民保健に關する事項にして他の主管に屬せざるもの。

右の事務を管掌するため保健、醫務、資材（三月分離）、藥品生產の四課が設けられてゐるが、保健課では主として右の第一號、第二號及第四號を、醫務、資材、藥品生產の各課は第三號中それ〴〵醫事、醫療資材、藥品生產に關する事項を管掌してゐる。

5、豫防局に於ける所管事務は次の如くである。

一、傳染病、地方病其の他の疾病の豫防に關する事項　二、檢疫に關する事項　三、精神病に關する事項　四、民族衛生に關する事項。

右の事務を管掌するため優生豫防課、其の他、結核、防疫の三課が設けられてゐるが、優生課では主として第三號第四號及び第一號を、結核課では第一號を、防疫課では第二號を管掌してゐる。

6、職業部に於ける所管事務は次の如くである。

一、職業の紹介に關する事項　二、失業の救濟に關する事項、三、國民職業能力の登錄に關する事項　四、國民徵用に關する事項　五、從業者雇入の制限其の他勞務の需給に關する事項。

右の事務を管掌するため總務、監理、業務、登錄、養成、規制の六課が設けられてゐる。

イ、總務課（一、勞務資源の調査に關する事項　二、勞務動員計畫實施の總括に關する事項　三、職業適性の研究に關する事項　四、失業の救濟に關する事項　五、他課の主管に屬せざる事項）

ロ、監理課（一、聯業紹介所の監理及監査に關する事項　二、職業紹介所職員の養成に關する事項　三、職業紹介委員會に關する事項）

ハ、業務課（一、勞務委員の斡旋充足に關する事項　二、職業指導に關する事項　三、入營者職業保障法の施行に關する事項　四、其の他職業紹介事業に關する事項）

ニ、登錄課（一、國民職業能力の登錄に關する事項　二、國民徵用に關する事項）

ホ、養成課（一、技能者の養成に關する事項　二、職業補導に關する事項）

ヘ、規制課（一、勞務者の募集、勞務供給事業及私營職業紹介事業に關する事項　二、學校卒業者使用制限に關する事項　三、從業者雇入制限其の他勞務者の使用及雇入の規制に關する事項）

7、失業對策部の所管事務は次の如くである。

一、支那事變に伴ふ失業者の救濟等の失業對策に關する事項。

右の事務を管掌するため總務、轉職、事業の三課がある。

イ、總務課（一、失業狀況の査察に關する事項　二、失業對策の企畫に關する事項　三、失業對策委員會に關する事項　四、他課の主管に屬せざる事項）

ロ、轉職課（一、豫備登錄に關する事項　二、轉職指導に關する事項　三、解雇及雇入の調整に關する事項）

ハ、事業課（一、職業補導施設に關する事項　二、授産及內職の施設に關する事項　三、其の他救濟施設に關する事項）

8、軍事保護院に於ける所管事務は次の如くである。

一、軍人又は之に準ず可きものとして戰鬪其の他の公務により傷痍を受け又は疾病に罹りたる者（傷痍軍人）の療養、職業保護其の他の援護に關する事項　二、軍人又は之に準ず可き者として戰鬪其の他の公務に從事し爲に死沒したる者の遺族（軍人遺族）の援護に關する事項　三、軍人又は之に準ず可き者として戰鬪又は其の他の公務に從事する者の家族（軍人家族）の援護に關する事項　四、其の他軍人援護に關する事項。

軍事保護院には總裁官房及援護局、業務局の二局があるが直接社會問題に關係あるものは援護局、業務局である。援護局には扶助、援護、指導の三課がある。

イ、扶助課（一、軍事扶助法の施行に關する事項　二、召集解除者及除隊者の援護に關する事項　三、他の主管に屬せざる軍人援護に關する事項　四、恩賜財團軍人援護會に關する事項　五、軍人援護團體の指導監督に關する事項）

ロ、援護課（一、軍人遺族の援護に關する事項　二、軍人援護相談所に關する事項　三、育英助成に關する事項）

ハ、指導課（一、指導教化に關する事項　二、表彰に關する事項　三、一般國民の教化に關する事項　四、大日本傷痍軍人會に關する事項）

業務局には業務、補導、醫療、工營の四課がある。

イ、業務課（一、雇傭制度に關する事項　二、職業指導及就職援護に關する事項　三、生業助成に關する事項　四、傷兵院法の施行に關する事項　五、溫泉療養に關する事項　六、他の主管に屬せざる事項）

ロ、補導課（一、職業再教育に關する事項　二、學資給與に關する事項　三、失明傷痍軍人の保護に關する事項　四、義肢及作業補助具に關する事項）

ハ、醫療課（一、結核及精神障碍の療養に關する事項　二、委託療養及居宅療養に關する事項　三、其の他他課の主管に屬せざる醫療に關する事項）

ニ、工營課（營繕に關する事項）

9、保險院の所管事務は次の如くである。

一、健康保險、國民健康保險、勞働者災害扶助責任保險其の他の社會保險に關する事項　二、簡易生命保險及郵便年金に關する事項

三、前二號に掲ぐる保險の制度の企畫並に被保險者保健施設の企畫及統轄に關する事項、保險院には總務局、社會保險局、簡易保險局の三局があるが、勞働問題に直接關係ある物は社會保險局である。社會保險局は左の第一號を管掌するもので、この爲に庶務、監理、醫務、國民健康保險の四課及健康保險相談所が設けられてゐる。

イ、庶務課（一、健康保險組合に關する事項　二、健康保險審査會に關する事項　三、他課の主管に屬せざる事項）

ロ、監理課（一、政府の管掌する健康保險に關する事項　二、健康保險特別會計に關する事項　三、勞働者災害扶助責任保險に關する事項　四、勞働者災害扶助責任保險特別會計に關する事項）

ハ、醫務課（一、醫療に關する事項　二、健康保險の保健施設の實施に關する事項）

ニ、國民健康保險課（一、國民健康保險に關する事項）

ホ、健康保險相談所（右醫務課所管事務第二號に掲ぐる事務の中、被保險者の健康保持に關する施設を分掌する）

（二）農林省における農山漁村の社會問題の管掌は次の如くである。

1、農務局—農政課（一、農政上諸般の調査に關する事項　二、農政上諸般の調査に關する事項　三、小作に關する事項　四、自作農の創設及維持に關する事項　五、萬國農事協會に關する事項　六、農地調整法施行に關する事項　七、他課の主管に屬せざる事項）

2、經濟更生部

イ、農村工業指導所（一、農村工業に關する調査指導に關する事項）

ロ、積雪地方農村經濟調査所（一、積雪地方に於ける農山漁村の經濟更生計畫及經濟に關する雪害防除の調査指導に關する事項）

ハ、總務課（一、經濟更生計畫上諸般の調査に關する事項　二、經濟更生計畫の指導、樹立及審査に關する事項　三、農家の經濟及農業の經營改善の調査に關する事項　四、地方農林業事情の蒐集及通報に關する事項）

ニ、産業組合課（一、産業組合に關する事項　二、産業組合中央金庫に關する事項　三、農業倉庫に關する事項　四、産業組合監査聯合會に關する事項）

ホ、金融課（一、金融改善に關する一般調査に關する事項　二、負債整理に關する事項　三、事業資金の供給斡旋に關する事項）

ヘ、副業課（一、副業及農村工業の奬勵に關する事項　二、副業及農村工業の生産品（農産物を原料とする重要加工品を除く）の販賣改善に關する事項　三、副業加工品の檢査及同業組合に關する事項　四、共同作業場奬勵に關する事項）

3、臨時農村對策部

イ、計畫課（一、時局に伴ふ重要農林水産物の生産計畫の綜合に關する事項　二、農業計畫に關する委員會に關する事項　三、農林水産諸團體の聯絡に關する事項　四、資源の統制運用に關する事

項　五、農林水産業に關する勞力の調整に關する事項　六、他課の主掌に屬せざる事項）

ロ、資材第一課（一、物資動員計畫の設定に關する綜合事務に關する事項　二、農林業用資材の需要、供給等の調査に關する事項　三、農林業用資材及其の代用品の配給上諸般の調整に關する事項　四、農業用器具機械の移動配給調整施設に關する事項）

ハ、資材第二課（一、水産業用資材及農林業用水産業用共通資材の需要、供給等の調査に關する事項　二、水産業用資材及農林業用水産業用共通資材並に其の代用品の配給上諸般の調整に關する事項）

ロ、資材課（一、農林水産業經營必需資材の需要、供給等の調査に關する事項　二、農林水産業經營必需資材及其の代用品の配給上諸般の調整に關する事項　三、農業用器具機械の移動配給調整施設に關する事項）

ハ、肥料統制課（一、肥料の需要、供給等の調査に關する事項　二、肥料の取締其の他肥料の品質保全に關する事項　三、肥料の配給等の改善に關する事項　四、重要肥料業統制法の施行に關する事項　五、硫酸アンモニア增産及配給統制法の施行に關する事項　六、臨時肥料配給統制法の施行に關する事項　七、肥料の配給、消費等の調整に關する事項）

（三）　商工省に於ける勞働問題、社會問題の管掌は次の如くである。

1、總務局—總務課（一、重要商工政策の綜合調整に關する事項　二、國家總動員計畫の設立及遂行に關する綜合事務に關する事項　三、科學的監理方法其の他産業合理化に關する事項）

2、鑛産局—鑛政課（一、鑛業行政上諸般の調査に關する事項　二、鑛業法及砂鑛法の施行に關する事項　三、鑛山監督局に關する事項）

3、機械局—總務課（一、機械工の養成に關する事項　二、機械試驗所及機械工養成所に關する事項）

4、振興部

イ、總務課（一、中小商工業の統制及助長、物資の需給調整に伴ふ産業の維持及轉換其の他中小商工業の振興に關する諸般の調査に關する事項　二、中小商工業の統制及助長、物資の需給統制に伴ふ産業の維持及轉換其の他中小商工業の振興に關する計畫の設定及計畫實施の連絡に關する事項　三、工業の地方化に關する事項　四、商工相談機關に關する事項　五、商工更生委員に關する事項　六、應召中小商工業者の營業援護に關する事項　七、他課の主掌に屬せざる事項）

ロ、商業組合課（一、商業組合其の他中小商業上の團體に關する事項　二、小賣制度の調査に關する事項　三、米穀配給統制法の施行に關する事項（日本米穀株式會社に關する事項を除く）　四、其の他中小商業の統制及助長に關する事項）

ハ、工業組合課（一、工業組合其の他中小工業上の團體に關する事項　二　地方特殊工業の助成に關する事項　三、工業に關する地方檢査所に關する事項　四、其の他中小工業の統制及助長に關す

る事項）

ニ、施設課（一、物資の需給調整に伴ふ産業の維持及轉換の爲必要なる技術の指導に關する事項　二、物資の需給調整に伴ふ産業の維持及轉換の爲必要註文の配分調整及物資の配給斡旋に關する事項　三、物資の需給調整に伴ふ産業の維持及轉換に關する助成金に關する事項）

ホ、金融課（一、商工組合中央金庫に關する事項　二、物資の需給調整に伴ふ産業の維持及轉換の爲必要なる資金の融通に關する事項　三、其の他中小商工業金融に關する事項）

5、鑛山監督局（一、鑛業及砂鑛業に關する事務　二、鑛業に於ける賃金統制令施行に關する事務　三、鑛業及砂鑛業に於ける賃金臨時措置令施行に關する事務（船員に關するものを除く）　四、鑛業及砂鑛業に於ける工場事業場技能者養成令及工業勞働者最低年齢法の施行に關する事務　五、砂鑛業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事務　六、鑛業法の適用を受くる事業に於ける退職積立金及退職手當法施行に關する事務。但し「鑛夫に關する事務、鑛山に於ける勞働衛生に關する事務、鑛業に於ける賃金統制令施行に關する事務、鑛業及砂鑛業に於ける賃金臨時措置令施行に關する事務（船員に關するものを除く）、鑛業及砂鑛業に於ける工場事業場技能者養成令及工業勞働者最低年齢法の施行に關する事務、砂鑛業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事務並に鑛業法の適用を受くる事業に於ける退職積立金及退職手當法施行に關する事務に付ては厚生大臣、其の他の事務に付ては商工大臣の指揮監督を受ける」。

（四）　内閣に於ける社會問題、勞働問題の管掌は次の如くである。

1、内閣統計局

イ、勞働課（一、勞働統計の調査及家計調査の施行に關する事項　二、勞働統計及家計調査の整理編纂に關する事項）

ロ、人口課（一、國勢調査及人口動態統計、死因統計調査に關する事項　二、前號の統計の整理編纂に關する事項）

2、企畫院―第三部（一、勞務動員計畫に關する事項　二、國民動員計畫に關する事項）

（五）　遞信省に於ける勞働問題管掌は次の如くである。

1、管理局

イ、保健課（一、職員の保健に關する事項　二、遞信診療所に關する事項　三、職員の共濟に關する事項）

ロ、現業調査課（一、從業員會其の他從業員の團體に關する事項　二、職員の待遇及勤務條件に關する事項　三、職員の教育及修養に關する事項　四、職員の慰安に關する事項）

ハ、遞信官吏練習所（一、從業員の養成に關する事項）

2、管船局―海員課（一、船舶職員及水先人の試驗及登錄に關する事項　二、海難調査に關する事項　三、船員の養成、職業紹介、保護、服務及取締に關する事項　四、船内の醫療及食料に關する事項　五、海員の最低年齢及健康證明書に關する事項　六、船員の勞働爭議調停に關する事項　七、海員に關する團體の監督に關

する事項　八　海員狀況の調査に關する事項　九、海員養成所に關する事項　十、海員審判所に關する事項　十一、水難救護に關する事項）

3。海員養成所

（六）　鐵道省に於ける勞働問題管掌は次の如くである。

大臣官房

イ、保健課（一、職員の療養に關する事項　二、共濟組合に關する事項　三、職員の慰安に關する事項　四、職員の身體檢査に關する事項　五、鐵道衞生に關する事項　六、鐵道病院、療養所、治療所及鐵道囑託醫に關する事項）

ロ、現業調査課（一、現業委員會に關する事項　二、現業協議會に關する事項　三、現業從事員勤務狀態の調査に關する事項）

（七）　道府縣に於ける勞働問題、社會問題の管掌は次の如くである。

1、學務部（一社會事業に關する事項　二、職業紹介法施行に關する事項　三、國民職業能力申告令施行に關する事項　四、國民健康保險法施行に關する事項）

2、經濟部（小作關係其の他の農地の利用關係の爭議の調停に關する事項）

3、警察部、但し東京府を除く（一、警察に關する事項　二、衞生に關する事項　三、工場法施行に關する事項　四、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける賃銀統制令施行に關する事項　五、工場就業時間制限令施行に關する事項　六、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事項　七　砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事項　八、砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助責任保險に關する事項　九、商店法施行に關する事項　十、健康保險法施行に關する事項　十一、水難救護に關する事項　十二、勞働爭議調停に關する事項　十三、健康保險法施行に關する事項）

（八）　警視廳はやゝ特別の制度を以て東京府に於ける社會問題を管掌する。

1、特別高等警察部（一、特別高等警察及外事警察に關する事項　二、勞働爭議調停に關する事項）

2、保安部（一、工場法施行に關する事項　二、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける賃銀統制令施行に關する事項　三、工場就業時間制限令施行に關する事項　四、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工場事業場技能者養成令施行に關する事項　五、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工場勞働者最低年齡法施行に關する事項　六、工場法の適用を受くる工場に於ける退職積立金及退職手當法施行に關する事項及退職金審査會に關する事項　七　砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事項　八、砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助責任保險に關する事項　九、商店法施行に關する事項　十、健康保險法施行に關する事項）

（九）　市町村に於ける社會問題の管掌。

以上の諸系統は、警察關係を除き、すべて市町村の事務として市町村において管掌される。

以上のほか、內務省は特別高等警察（警保局）、文部省は社會教育行政（社會教育局）、思想對策（教學局企畫部）、拓務省は移植民の奬勵保護指導監督に關する行政（拓務局）を擔當し、司法省、裁判所は思想關係事件の檢察保護、小作調停等を取扱ふ點で、社會問題と直接管掌してゐる。

第四節　社會政策費豫算

社會問題、勞働問題の所管官廳が前節にみたやうに多岐に渉つてゐるから、中央及び地方財政において社會政策費が何程に上るかを知ることは殆んど不可能に近い。

まづ中央財政の豫算條項中特に社會政策と關係深いと思はれる諸項目を摘出してみれば次表の如くである。軍事援護關係の支出及び勞務動員、轉失業對策に關する費用、臨時農村對策に要する施設費に關する經費の増加が見立つてゐる。

昭和十四年度豫算中社會政策費

厚生省	一、一〇五千圓
經常部	三一〇
厚生本省	四五
保險院	
國立少年教護院	
傷兵院	二五六
公衆衞生院	八六
職業紹介所	三六四
軍事扶助費	三、〇〇〇
補助費	五四、一九四
少年教護費補助	一三、〇九九
救護費補助	一五二
兒童虐待防止費補助	四、六一六
保健所費補助	二〇
國民健康保險組合補助	六九〇
母子保護費補助	八七五
社會事業費補助	二、二九二
健康保險國庫負擔金	一、〇〇〇
	四、二四四
臨時部	
補助費	三、八二八
水道費補助	一、六一九
不良住宅地區改良費補助	一〇〇
公益質屋設備費補助	五〇
醫療施設費補助	二五二
恩賜財團濟生會事業費補助	三〇〇
東北更新會補助	三〇
日本勞働科學研究所補助	三〇
日傭勞働者賃銀繰替事務取扱費補助	六六

職業協會補助　一〇
調査諸費　二五六
國民體力管理制度準備調査費　二〇〇
職業適性調査諸費　九
國家總動員諸費　二、六四一
國民登錄諸費　九七八
學校卒業者使用規制諸費　二三
勞務者雇傭規制諸費　一〇
醫療救護費　六〇〇
工場災害豫防並工場及鑛業衛生調査奬勵費　四二
勞資關係調整及勞務者指導諸費　二四〇
職業紹介事業諸費　三、〇七二
失業應急施設費　三、三九七
臨時軍事援護諸費　一九、〇九七
內　戰歿者遺族援護施設費　一、〇〇〇
軍人援護相談所設置助成費　一、〇〇〇
軍人援護事業助成費　一七、〇〇〇
傷痍軍人保護諸費　二五、七五五
傷兵保護院費　四二七
保護事業費　一四、四六九
傷痍軍人療養所其他新營費　七五〇
職員健康保險及船員保險實施準備費　一五〇

商工省

第三部第一篇　社會政策の一般方針

臨時部
中小商工業金融施設費　一〇六
中小商業振興費　五二二
中小工業振興費　五六〇
營繕費
機械工業成所設備費　三〇〇
應召中小商工業者營業援護施設費　七四一
臨時轉業對策費　六、三五三
罹災地中小商工業復興資金融通損失再補償金　一三

內務省

臨時部
補助費
凶作救濟借入金利子補給　一〇五
水害及凶作借入金利子補給　一五〇
災害土木費借入金元利補給　二七九
災害復舊其他諸費借入金利子補給　一、二二二
東北六縣振興土木費借入金利子補給　七六
臨時地方廳費
農地關係調整處理費　五七
臨時軍事援護諸費　四二五
傷痍軍人保護諸費　二六八
職業紹介事業諸費　二九一
國民登錄諸費　二五一

失業應急施設費　七八
國民精神總動員諸費　三〇〇

司法省

經常部

司法本省　四三三

司法保護事業奬勵費　九二八

臨時部

思想犯罪防遏特別施設費　八六

文部省

經常部

文部本省　二一六

公民教育施設費　四二

社會教育費　一二三

社會教育奬勵費　七二

勞務者教育施設費　七〇〇

思想指導施設費　四七

臨時部

社會教育施設費　一二五

國民精神總動員諸費　三、二〇七

思想指導臨時施設費

小學教員保健臨時施設費補助

臨時工業技術員養成施設費

農林省

經常部

補助費　二五八

自作農創設維持費補助　二、〇六〇

臨時部

產業奬勵費　九三〇

農村工業奬勵費　四、三八四

農村振興費　四四三

農地關係調整處理費　一五、一五五

農村經濟更生施設費　六、八七八

臨時農村對策施設費　五六九

自作農耕地開發助成費

遞信省

臨時部

補助及奬勵費　一三二

海員拔濟補助　五

船員職業紹介事業補助

海員社會事業奬勵金　〇・九

海員養成補助　五二

船員訓練施設補助　五〇

船員登錄諸費　三〇

拓務省

臨時部

移住教養所　一〇五

移植民及海外拓殖事業保護奬勵費　二、三八四
滿洲移植民費　二三、二二〇
國民精神總動員諸費　一二
〔備考〕―以上第七十四通常議會の本豫算及追加豫算の合計
厚生省
經常部
軍事扶助費　一〇、九七五
健康保險國庫負擔費　二九三
臨時部
旱害地方救濟應急施設費　一八三
衛生事業諸費　一六四
勞務動員諸費　八六
災害費　三八
司法省
臨時部
經濟犯罪防遏特別施設費　一六
內務省
臨時部
旱害地方救濟應急土木費　一、四〇〇
靜岡火災應急其他諸費　二四
家屋賃貸價格補整費　三九
農林省
臨時部
災害其他施設費　九、六九八
農村經濟更生施設費　三、八六一
臨時農村對策施設費　四、〇八七
外務省
臨時部
天津水害復舊費日本居留民團分擔金補助　五五〇
〔備考〕―以上第七十五通常議會昭和十四年度追加豫算

昭和十四年度地方財政豫算中、社會事業費（救助費、公設市場費、感化救濟費、託兒所費、保育所費、部落改良費、無料宿泊所費、公設食堂費、住宅建築費等社會事業關係の種目）として計上された金額は次の如くである。

昭和十四年度地方豫算中社會事業費

道府縣	七、八六〇	千圓
市	二九、六七四	
町村	一九、三七八	
計	五六、九一三	
地方歲出總計	二、〇七八、九九七	
歲出總計に對する社會事業費の百分率	二・七四	

〔備考〕―內務省地方局「昭和十四年度地方財政概要」に據る。

第五節　社會行政事務の方針

地方長官會議　事變下第三次、平沼內閣最初の地方長官會議は、事變の長期化と複雜微妙な國際關係に對應して內政一

般における物心兩面の圓滿協力を要望し且つ第七十四議會成立の軍事關係並に一般豫算及各種新法令の趣旨の徹底を圖ると共に、時局に處する政府の新政策を闡明し、難局打開に邁進の決意を地方に徹底せしむるため五月二日より九日まで八日間に亘り開催された。この會議では從來になく積極的に政府側、地方長官側が時艱克服に一致協力する態度を示したが、特に地方長官側が活潑に地方の實情を述べ中央を鞭撻する所があつた。

先づ平沼首相は今事變の究極目的が東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設完成に在ることを闡明し、これが達成の爲には皇道精神の發揚を圖つて萬民輔翼の實を擧げ物心兩體制の擴充强化を計るべく國民の覺悟を要請する訓示をなし、特に總動員體制の一環としての勞務動員、統制强化に伴ふ轉失業對策並に軍人援護事業を一層整備するの必要を强調する所があつた。ついで各省大臣より夫々その所管事項に關する訓示が行はれたが、ここではそのうち社會問題に關聯する部分を摘記することとする。

廣瀨厚相の訓示（五月五日）の一節に云ふ——

「畏くも　聖上陛下に於かせられましては昨年十月三日軍人援護に關する優渥なる勅語を下し給ひ且つ巨額の御內帑金を下賜あらせられました。　皇恩無疆聖旨深遠洵に恐惶感激の至に堪へませぬ。政府は御內帑金を以て恩賜財團軍人援護會を創立せしめ政府の施設と相俟つて軍人援護事業の完璧を圖り只管、　聖旨に副ひ奉らんことを期して居る次第であります。……曠古の大事業たる新東亞建設の目的を貫徹するがためには優秀健全なる人的資源を擴充强化することが喫緊の要務であります。……東亞新秩序建設の現段階に於て我邦の人口問題に關し周密なる調査を遂げ之が具體的對策を樹立することは極めて緊急の事項であります。仍て政府に於きましては人口問題の綜合的調査機關として本年度より國立の人口問題研究所を開設し國策の根柢を培ふべく諸般の準備を進めつゝありますが一面社會局に生活課を新設して人口問題の統轄的事務を分掌せしめ、……戰時勞働政策の基調は全產業人の總力を最も有效に發揮せしめ以て國家當面の要務たる生產力の擴充に貢獻せしむるにあるのであります。乃ち產業報國運動は皇國產業の本義に基く產業道を確立し全產業人をして渾然一體產業報國の實を擧げしめんとするものでありまして、之が提唱以來順調なる進展を見つゝありますことは邦家の爲慶賀に堪へざる所であります。今日時局益々重大性を加ふるの現狀に鑑み爾後愈々本運動の使命を達成せしめんが爲適切なる指導を加へ全產業人の積極的協力を促し其の强化擴充を圖るに格段の力を致され度いのであります。……時局下に於て軍需を充足し生產力の擴充强化を圖るが爲には物價統制と相俟つて賃金統制を行ひ其の適正を期する必要があるのであります。仍て今回國家總動員法に基く賃銀統制令が制定せられた次第であります。が、……又一面時局に對應する生產力の擴充强化を圖るが爲には就業時間を適當に制限し勞働力の維持培養を圖ることが極めて肝要であります。今回國家總動員法に基き工場就業時間制限令を制定致しました所以も亦此にあ

るのであります。我邦現在の情勢に鑑みまして國家の遂行する諸政策に順應し得る樣勞務の適正なる配置を圖りますことは極めて緊要の事項であります。之が爲政府に於ては曩に職業紹介所の國營移管を斷行すると共に學校卒業者使用制限令、國民職業能力申告令、工場事業場技能者養成令及從業者雇入制限令等國家總動員法中必要條項を發動して軍需勞務要員の迅速且つ十分なる充足並に勞務資源の培養に努むることゝ致しました。……銃後に於ける國民生活の安定と其の健康の保持增進とを目的とする各種社會保險制度の整備擴充を圖りますことは現下喫緊の要務でありますので今回職員健康保險法、船員保險法及健康保險法中改正法律の制定公布を見た次第であります。……事變の新段階に對處する重大なる時局に直面して地方行政の重責に當らるゝ各位は克く政府の意の存する所を體せられ各般の對策に一段の策勵を加へて聖戰の目的遂行に力を致されんことを切望して已みませぬ。」

本庄傷兵保護院總裁は傷痍軍人保護事業の重要性を强調する挨拶を述べ、板垣陸相は軍事扶助の徹底を强調する所があつた。又、石渡藏相は公債增發と物價騰貴に對應する爲國民のより一層の消費節約、國民貯蓄運動の徹底化の要を訴へ、櫻內農相は時局下重要農林水產物の增產計畫遂行が極めて重要なるにも拘らず、農山漁村における勞働力不足の傾向特に地域的偏在の傾向が今後一層激化するものと豫想し、從來の共同作業、施設の共同利用、集團的勞働力移動等の方策に止まらず綜合的基礎的なる勞力調整計畫を樹立する意向なる旨を述べ、又農林水產物價格の統制はそれが重要なる國民生活必需品なるに鑑みその適正化に特に留意すべしと說いた。

八田商相は根本的物價對策の緊要性を認め廣汎なる公定價格制の實施のみならず更にその構成要素たる賃金、運賃、利潤に就ても統制を考慮中なりと述べ、又物動計畫遂行に因る休失業者の轉業對策の强化、中小商工業者對策としての工業小組合制度の新設を報告した。

鹽野法相は銃後治安維持、特に赤化思想及經濟警察取締の强化を要望し、荒木文相は技術者養成、集團勤勞作業、青年學校義務制等につき所信を披瀝した。

指示事項―一、國民體力向上に關する件　一、明治神宮國民體育大會に關する件　一、衞生資材の配給調整に關する件　一、財團法人結核豫防會設立に關する件　一、花柳病豫防に關する件　一、傳染病豫防に關する件　一、救護の徹底に關する件　一、產業報國運動並に勞務者銃後生活刷新運動の指導に關する件　一、工場就業時間制限令施行に關する件　一、青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に關する法律施行に關する件　一、賃金統制令施行に關する件　一、勞務對策に關する件　一、事變關係失業對策に關する件　一、軍事援護事業に關する件　一、戰歿者遺族の援護に關する件　一、國民健康保險普及に關する件　一、郵便年金の團體加入奬勵に關する件　一、傷痍軍人並に一般國民の指導に關する件

一、傷痍軍人の職業並に醫療保護に關する件（厚生省關係）

鑛山監督局長會議　厚生省所管の鑛山監督行政に關し四月

十日厚生省に開催。鑛業生産力擴充に對應する鑛山勞働者保護に關する厚生大臣の訓示があつた。

指示事項―一、青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に關する法律施行に關する件　一、鑛山に於ける勞働衞生に關する件　一、賃銀統制令施行に關する件。一、勞務者銃後生活刷新運動の指導に關する件

鑛山監督局總務部長會議　九月八日厚生省に於て開催。鑛山勞働力需給特に女子入坑制限緩和問題を中心として打合せあり、且つ時局下に於ける鑛山勞働の狀況に就き詳細なる報告及意見の開陳がなされた。

打合事項―一、女子の坑内就業に關する鑛夫勞役扶助規則第十一條の二第一項の特例施行に關する件　一、女子鑛夫福利施設に關する件　一、勞務者充足に關する件　一、學校卒業者使用制限に關する件　一、工場事業場技能者養成に關する件

總務部長事務打合會　五月二十三、四日兩日に亘り開催。木戸内相より施政の樞軸を國民の總親和と國家總力の擴充とに置き、國民生活の全部面に亘り廣汎且周密な指導と統制を加へ、以て國民生活の再建を期すべく要請する所があつた。

指示事項―一、町村吏員充實助成に關する件　一、地方財政及稅制の一般的改正に關する件　一、地方豫算の實行並に地方債抑制に關する件　一、選擧肅正に關する件　一、民間所在金集中運動に關する件

警察部長事務打合會　五月二十五日より三日間に亘り内務省に於て開催。木戸内相より統後治安の完璧と經濟統制の圓滑を期するための指導取締方針に關し訓示あり、廣瀨厚相は軍人援護の徹底强化、國民保健の向上、戰時勞働政策、國民生活安定等の諸問題につき訓示し、以て社會不安を釀成するの餘地なからしめ、戰線と銃後とに亘る國民團結の維持强化に遺憾なきやう要望する所があつた。

指示事項―一、國民體力管理制度準備調査に關する件　一、乳幼兒の體力向上指導に關する件　一、混砂搗精の禁止に關する件　一、衞生資材の配給調整に關する件　一、藥品巡視勵行に關する件　一、學校衞生に關する件　一、精神病者の保護收容に關する件　一、花柳病豫防に關する件　一、財團法人結核豫防會設立に關する件　一、結核豫防に關する件　一、産業報國運動の强化擴充に關する件　一、勞務者に關する件　一、地方改善事業に關する件　一、協和事業銃後生活刷新運動の指導に關する件　一、勞務　の貯蓄奬勵に關する件　一、商店從業員の教養福利並に商店道場に關する件　一、工場就業時間制限令施行に關する件　一、青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に關する法律施行に關する件　一、時局下工場火災の防止に關する件　一、賃金統制令施行に關する件　一、工場事業場技能者養成に關する件　一、職員健康保險法及船員保險法施行に關する件　一、健康保險法改正に關する件　一　郵便年金團體加入奬勵に關する件　一、傷痍軍人の保護に關する件

警察部長事務打合會　十月十二、三兩日に亘り開催。小原法相は複雜なる國際情勢下において國家の總力を統合し戰時

態勢を強化し以て聖業の達成に邁進せんがためには、銃後治安の確保特に思想對策の緊要なることを強調した。即ちその訓示の一節に云ふ——

「……今後事態の推移如何によりましては不穩矯激なる言動に出で、爲に戰時下國内の治安を紊り、國策の遂行に不測の障害を及ぼすが如き者なきを保し難いのでありまして　十分の警戒を要するのであります。又此の間左翼分子は今尙執拗なる策動を反覆しつゝありまして、或は日ソ停戰協定成立の氣運に乘じ、或は經濟統制に伴ふ國民生活の不安を利して何時その爪牙を逞うし來るやも計り難い實情に在ります。之等左翼分子に對しましては斷乎制壓を加へ其の絶滅を期せねばなりません。」

學務部長事務打合會　一月十七日厚生省において開催。銃後奉公會に關し、臨時軍事援護部關係者より指示事項の説明あり、次いで銃後奉公會の設立その他の事務打合せが爲された。

指示事項——一、銃後奉公會に關する件

學務部長事務打合會　五月十六日より二十日まで五日間に亘り文部、陸軍、内務、厚生、拓務各省所管に分れて開催された。廣瀬厚相の訓示は軍人援護事業の强化擴充、時局下人的資源の擴充强化、銃後國民生活の確保向上、時局下における勞務對策の確立等を期し時艱克服と國運の伸展に寄與すべく要望せるものであつた。

指示事項——一、國民體力管理制度準備調査の實施に關する件　一、明治神宮國民體育大會の擧行に關する件　一、體育運動の指導奬勵に關する件　一、體力向上施設の整備に關する件　一、近視及齲齒の豫防に關する件　一、社會事業の助成に關する件　一、救護の徹底に關する件　一、母子保護法の運用に關する件　一、少年教護事業に關する件　一、保育施設の擴充に關する件　一、殷賑産業地帶に於ける住宅拂底對策に關する件　一、協和事業に關する件　一、地方改善事業に關する件　一、勞務需給統制に關する國家總動員法施行に關する件　一、職業紹介所に出納官吏又は出納員設置に關する件　一、職業紹介所の監理及運營に關する件　一、勞務需給調整に關する件　一、小學校卒業者の職業指導並に職業紹介に關する件　一、事變關係失業狀況の査察に關する件　一、事變關係失業對策に關する件　一、銃後遺家族家庭强化に關する件　一、戰歿者遺族援護の擴充に關する件　一、國民健康保險普及に關する件　一、簡易保險及郵便年金の普及奬勵に關する件　一、傷痍軍人の精神指導に關する件　一、傷痍軍人援護に關する國民の指導に關する件　一、傷痍軍人の就職並に輔導に關する件　一、傷痍軍人職業再教育に關する件　一、傷痍軍人の醫療保護に關する件

學務部長事務打合會　一般物價對策に對應して制定される地代家賃統制令の施行準備のため十月十一日厚生省に開催された。

指示事項——一、地代家賃統制令施行に關する件

經濟部長事務打合會　七月十一日より十三日まで三日間に

亘り内務、農林、商工各省所管に分れて開催された。木戸内相より經濟警察の運用と土木豫算について、櫻内農相より農林水産物の增産と農家生活の安定について、又八田商相より商工省機構改革後における經濟政策の根本方針について夫々訓示あり、指示事項、訓示事項等の説明の後活潑な質疑應答が行なはれた。

社會（軍事援護）課長事務打合會　六月五日より三日間厚生省において開催。廣瀬厚相より軍事援護事業、銃後國民生活の安定に關する諸方策等についての訓示があつた。

指示事項――一、社會事業の指導監督　一、救護法に依る救護費支出限度に關する件　一、兒童保護事業に關する件　一、時局の影響と國民生活安定に關する件　一、地方改善事業に關する件　一、協和事業に關する件　一、殷賑産業地帶に於ける住居拂底對策に關する件　一、銃後遺家族の家庭强化に關する件　一、銃後奉公會の指導に關する件　一、軍人援護事業の實施に關する件　一、戰歿者遺族援護の擴充に關する件　一、國民健康保險普及に關する件　一、簡易生命保險及郵便年金の積立金運用に關する件　一、傷痍軍人並に一般國民の指導に關する件　一、除役又は召集解除者通報處理に關する件　一、傷痍軍人の雇傭促進に關する件　一、傷痍軍人の職業再教育に關する件　一、傷痍軍人の教員養生に關する件　一、傷痍軍人の醫療保護に關する件

社會課長事務打合會　十月二十日實施の地代家賃統制令の施行並に協和事業の圓滑なる運營を期するため十月三十日より二日間厚生省に於て開催された。

指示事項――一、地代家賃統制令施行に關する件　一、協和事業の整備擴充に關する件

工場、鑛務監督主任官事務打合會　四月六日より三日間厚生省において開催。時局下における勞働行政の要務に關し勞働局長の訓示があり、長時間勞働、軍需工場の女工使用問題、工場員增加等の對策につき熱心に協議された。

指示事項――一、青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に關する法律施行に關する件　一、工場就業時間制限令施行に關する件　一、賃金統制令施行に關する件　一、時局下工場災害增加の趨勢に鑑み之が防止對策に關する件　一、勞働强化に因る勞働者の疾病豫防に關する件　一、鑛害防止に關する件　一、時局下工場火災の防止に關する件　一、勞務者銃後生活刷新運動の指導に關する件　一、勞務者の貯蓄奬勵に關する件　一、勞務者の教育奬勵及榮養改善に關する件　一、商店從業員の教養福利並に商店道場に關する件

注意事項――一、軍需品工場に於ける交替制就業制度の指導に關する件　一、退職積立金及退職手當法施行に關する件　一、全國安全週間擧行に關する件

工場鑛務監督主任官事務打合會　賃金臨時措置令施行其の他戰時下勞働行政の事務打合の爲め十月二十三日より二日間に亘り厚生省に開催。

懇談會をも開催した。

指示事項――一、國民登錄實施に關する件

	開催地	開催月日	ブロック	招集道府縣
(イ)	東京	一月十六日	關東	東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、新潟
(ロ)	仙臺	一月十七日	東北	宮城、岩手、青森、秋田、山形、福島
(ハ)	名古屋	一月十七日	中部	愛知、靜岡、岐阜、三重、石川、富山、福井、山梨、長野
(ニ)	大阪	一月十八日	近畿	大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良、滋賀
(ホ)	大阪	一月十九日	同	右各府縣における主要事業主
(ヘ)	廣島	一月十八日	中國	廣島、岡山、鳥取、島根、山口、香川、徳島
(ト)	福岡	一月十九日	四國	高知、愛媛
(チ)	同	一月二十日	九州	福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿兒島、沖縄
(リ)	札幌	一月二十日	同	右各縣における主要事業主
(ヌ)	同	一月廿一日	北海道	北海道
			同	北海道における主要事業主

職業紹介所長事務打合會――從業者雇入制限令が三月三十一日公布、近く實施を見るに際し、これが意義及目的を徹底せしめ併せてこれが實施に當り萬遺漏なきを期するため、上記打合會が左記計畫により地方別に開催された。

指示事項――一、賃金臨時措置令の施行に關する件　一、產業報國運動と生活刷新運動との關係に關する件

職業主務課長事務打合會　時局下における諸勞働對策につき指示打合せをなすため、六月二、三兩日に亘り厚生省に開催。勞務要員充足方策、職業紹介所機能活潑化の方策等につき協議が爲された。

指示事項――一、學校卒業者使用制限に關する件　一、從業者雇入制限に關する件　一、職業紹介所の指導監督に關する件　一、職業紹介所豫算の經理に關する件　一、軍需勞務要員の充足に關する件　一、生產力擴充並輸出振興に要する勞務者の需給調整に關する件　一、農村勞務の需給調整に關する件　一、歸鄕軍人並傷痍軍人の就職斡旋に關する件　一、銃後遺家族の就職斡旋に關する件　一、國民登錄制の實施に關する件　一、事變關係失業狀況の査察に關する件　一、失業對策關係預金部資金融通に關する件　一、事變關係離職者の轉職斡旋に關する件　一、事變關係職業輔導施設に關する件　一、情報の交換に關する件（注意事項――省略）

職業（社會）課長及職業紹介所長事務打合會　國民職業能力申告令が一月六日公布、一月二十日より實施されるに際し國民登錄制の趣旨を徹底せしめ、且つ道府縣職業課（又は社會課）及び職業紹介所職員の服務心得等を指示すると共に之が諸般の事務打合をなすため、上記打合會が地方別に左記により開催された。なほその機會を以て大阪府、福岡縣、北海道廳主催の下に主要事業主の出席を求め國民登錄制に關する

開催地	開催月日	出席道府縣
東京市	三月二十日	東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城、新潟、長野、山梨
福岡市	同	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖繩
廣島市	三月二十三日	廣島、山口、岡山、島根、鳥取、香川、徳島、愛媛、高知
仙臺市	三月二十五日	青森、岩手、山形、秋田、宮城、福島
名古屋市	三月二十七日	愛知、三重、岐阜、福井、富山、靜岡、石川
札幌市	三月二十八日	北海道
大阪市	同	大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山

經濟警察主務課長事務打合會　經濟警察運用の圓滑を期するため警察と經濟諸團體との聯絡機關として設置されることとなつた經濟警察協議會につき具體的指示を與へるため一月十三日內務省に於て開催された。

警防事務主務課長事務打合會　警防團令が一月二十四日公布、四月一日より實施されるに際し　警察補助機關としての警防團の意義、その設置並に指導監督に關し萬全を期するため二月九日內務省に於て前記打合會を開催。

指示事項――一、警防精神の發揚に關する件　一、警防團の教養訓練に關する件　一、警防團の設置と市町村防空計畫との關係に關する件。

決議事項――略。

第二章　事業主側の態度

勞働問題に對する事業主側の態度は全國產業團體聯合會（全產聯）のそれによつて窺ふことが出來る。全產聯は昭和十二年の所謂「全產聯の方向轉換」の後は、勞働條件に關しては日本は特殊國たるに甘んずるといふ從來の態度を改め、昨年度に於ては勞働需給の調整の面においてのみならず、例へば昨年十二月の常任委員會が職員健康保險制度案要綱に對して全幅的贊成意見を表明せる如く勞働保護政策に對しても追隨の態度を示すに至つた。しかも我國獨自の產業精神を樹立すべしと云ふ全產聯年來の願望は產業報國運動の發足によつて自ら達成されることとなり、この方面に於ては寧ろ時局が全產聯に適應しつゝあるかの觀を呈し、政府當局との勞働問題を繞る摩擦も自から解消されることとなつた。

ところで本年の全產聯もその指導精神に於ては昨年と同樣政府當局の方針と一致して居り、政府の產業報國運動の普及徹底化の努力に進んで協力するの態度を呈してゐる。即ち、五月十八日の全產聯定時總會の重任の挨拶の中に藤原會長は次の如く云ふ――

「我が全國產業團體聯合會が創立致されましてから約八年になります。創立當初の社會情勢を考へて見ますると、當時は思想界も誠に混沌たる狀況を呈して居りまして、社會主義、共產主義と云ふやう

な思想運動が横行致し、世論は動もすれば勞資の利害の對立を當然なりとし、其の前提の下に各般の制度の樹立が論議される狀況で御座いました。私共産業界に在りまする者は、本會の創立以前より其の思想を遺憾と爲し、日本の勞資關係は歐米流の個人主義的な階級觀念を以てしては到底解決せられるものではなく、我國獨自の家族主義、日本獨特の産業精神に基く勞資一體觀を以て律す可きであると云ふことを極力强調致しまして、此の點から各般の問題に對して意見を發表し、輿論を喚起して參つたのは皆樣の御承知の通りで御座います。……今や我國内産業勞働の方面に於きましては、只今申上げました通り舊來の謬れる階級對立の觀念は殆んど一掃せられ、勞資一體、産業報國の觀念が産業界を律す可き根本の原則として確立致されまして、政府も此の指導精神の下に諸般の方策を遂行せられることに決意せられたやうに承つて居ります。又民間に於ても昨年産業報國聯盟が創立せられて、全國的の運動を開始し、當會も亦欣然之に參加致したのであります。斯の如き情勢になりますると、私共が本會を創設致しました當時の主要目的、即ち謬れる外來思想を排除して我國獨自の産業精神を樹立したいと云ふ目的は自ら達成する機運が到來したものと見るべく、寔に御同慶に堪へない次第でございます。……政府におかれましても此の不動の御方針と確乎たる御決心の下に、且つ産業人の心理と産業經營の實際とを御洞察下さいまして、適當なる御指導をお加へ願ひ度い。又私共も政府及關係の諸團體と緊密なる聯繫を保ちまして、此の運動の普及徹底に就て一層の努力を拂ひ度いと存じてゐる次第で御座います。」

然らば、具體的問題に對する全産聯の態度はどうであつたか、軍需並に計畫産業の繁忙が愈々加はるにつれて重化學工業及び鑛山方面における本年の勞働力需給は著るしく窮屈となつたが、かゝる事情を反映して本年の全産聯は勞働需給調整の問題に對して從來になき關心を示し、大産業資本の立場より積極的に意見を表明することが多かつた。例へば、三月十六日の常任委員會は工場事業場技能者養成制度の制定施行に際して考慮さるべき諸點を指摘し、又十一月十六日常任委員會は「勞力不足對策に對する意見」として下記の諸點につき關係各大臣に稟申する所があつた。

一、職業紹介制度に關する事項
- (1) 職業紹介制度の運營につき再檢討を加ふること
- (2) 職業紹介所職員の素質を向上し其の充實を圖ること
- (3) 軍需工場職工募集區域を改變すること
- (4) 大局的見地より勞力の供出を圖ること
- (5) 勞働者の季節的交流を圖ること

二、勞働者の移動防止に關する事項
- (1) 從業者雇入制限令を强化擴充すること
- (2) 賃金統制令の適用範圍を化學工業其の他に及ぼすこと
- (3) 中小工業に對する統制諸法規の勵行を期すること
- (4) 退職積立金及退職手當法の背信行爲の解釋を嚴格にすること
- (5) 應召勞務者の歸還後は舊工場に復歸を督勵すること
- (6) 募集廣告の賃金明示を禁止すること

三、生産能率の增進に關する事項
- (1) 作業設備の改善、福利施設の擴充其の他交通機關の整備に要する資材及資金の圓滑なる供給を期すること

(2) 職工養成施設の擴充を圖り必要により短期養成命令を發すること
(3) 工場就業時間制限令の適用を適正ならしむること
(4) 女子勞務者の業務範圍を擴張すること
(5) 青年學校の就學時間を就業時間より除外すること
(6) 健康保險の運用に關し監督を嚴にすること

如上の如き勞働需給調整面における全産聯の積極的態度に比すれば勞働保護政策に對するその態度は極めて微溫的であると云へよう。例へば一月十九日の全産聯常任委員會は船員保險制度案要綱における政府補助の過大を指摘して「一般國民の負擔に於て一部産業關係者に國の保護を偏重する」ものなりとして當局の「愼重考慮」を要望し、海員組合側の反對に拘らず遂に該案の修正を行はしめるに至つた。尤も、十一月十六日の常任委員會では會社職員臨時措置令につき檢討し、給與の低下は「生産力擴充を必要とする際人事管理上の支障を來す」懼れあるにより、許可方針の制定に適當の考慮を加へられ度しとの希望意見を稟申してゐる。

要するに勞働力保持培養の必要は認めつゝも、當面する生産力擴充の至上命令の故に勞働需給調整への努力の背後に推しやつて了つたと云ひ得よう。

第三章　協調團體の動靜

勞資一體産業報國を指導精神とする産業報國運動が昨年七月の産業報國聯盟の設立を契機として著しき進展を示したに伴ひ、本來勞資の對立を前提としその關係の調整を目的とする協調團體の立場はいよいよ曖昧ならざるを得ず、本年においては協調團體内部における活動方針の自己批判と産業報國の線に沿ふ再出發の動きが著るしくなつた。ここでは協調團體として財團法人協調會及び社會立法協會の二つについてその活動の概要を窺ふこととする。

協調會　財團法人協調會（會長公爵德川家達）は昭和十一年四月時勢に對應して從來の事業方針を改め主力を勞働問題の調査と産業福利增進運動に注ぐこととなり、同時に産業福利協會を合併し改組を斷行したが、昨年度においては産業報國運動の提唱とその實現に活潑なる動きを示し遂に七月産業報國聯盟の結成に成功し、その後もこれが育成に努力を續けて來た。然るに本年に入り政府は時局下産業勞働政策の中核として右運動を直接指導する方針を定め、四月二十八日各府縣に産業報國聯合會を設置し、地方長官をしてその指導に當らしめることとなつたので、從來指導的立場にあつた聯盟は爾後政府の指導に協力援助を送ることとなつた。その後聯盟内においては聯盟獨自の立場から産業報國運動に注力するため協調會より分離せんとする氣運次第に擡頭し、他方協調會内部においても時局に鑑みむしろ同聯盟と合體すべしとする

主張が強まつたが、十二月十四日の本年掉尾の同會理事會は「産業報國聯盟に對する協調會の態度」を正式に議題に上提し、結局協調會自體を産業報國聯盟に解消するの案は當分見合せ、獨自の立場において「社會政策に關する諸般の調査研究」に主力を置き、當面山積するこれ等諸問題の解決に資するため現狀通り存續するが、産報運動に對しても積極的に協力するため聯盟との聯絡を緊密ならしめることに方針を決定した。

さて協調會本社の事業分野については、調査研究部面においては勞働運動及思想運動に關する調査、産業勞働特に輸出中小工業に關する調査、農村事情及農民運動に關する調査（五月「全國一千農家の經濟近況調査」を發表）、人口問題調査、輸出重要産業調査、海外勞働事情調査、中小産業共同厚生施設調査等を行ひ、「社會政策時報」「産業福利」（ともに月刊）「勞働年鑑」（年刊）その他各種調査資料等を刊行してその普及を圖り、産業福利事業としては第十二回全國安全週間（七月）、第八回全國安全大會並に産業安全展覽會（十月）の主催のほか、屢々講習會、講演會、座談會、懇談會、研究會等を開催してその普及徹底を圖り、また體育實施指導、工場鑛山環境整備指導、榮養實地指導等極めて活潑な活動を示した。

社會立法協會　社會立法協會は大正十四年三月二十二日に創立された國際勞働協會の後身である。國際勞働協會設立の主たる動機は現實に即應せる當面の社會政策を講じ殊に勞働立法を促進するがための輿論の源泉たらんことを期するにあつたが、昭和四年九月の總會に於て社會立法協會と改稱し今日に至つた。

本年の協會は昨年の活潑さに引き較べて殆んど活動停止の狀態を續け來つたが、年末に至り漸く更生再活動の氣運を示し明年の活動に期待せしめるものがあつた。即ち、十一月の理事會に於て表面化した同協會改組機能刷新の趨勢は十二月の總會における、（一）事務所移轉、（二）大阪委員會を除く一般、議會、國際、婦人の四委員會の解消、（三）規約改正、（四）月例會年次大會の勵行、（五）研究活動の活潑化等の決議として具體化するに至つた。

	日時	場所	題目	參加人員
總會	一二・二六（夜）	東京市神田學士會館	協會改組並活動刷新に關する諸件	四四
理事會	一一・二七（夜）	東京市經濟倶樂部	總會開催、新會員承認等の諸件	八
右同	一二・二六（夜）	東京市神田學士會館	新入會員承認	
例會	一一・二七（夜）	東京市經濟倶樂部	戰時戰後の社會政策の課題	三〇
右同	一二・二六（夜）	東京市神田學士會館	渡邊銕藏氏講演	四四
大阪委員會	一一・三〇（夜）	大阪市中ノ島朝日ビル	十河巖氏報告	一三
北岡壽逸氏歸朝歡迎會	二・七（夜）	東京市神田學士會館		三六

第二篇　工・鑛・交通勞働者に對する社會政策

第一章　勞働保護施設

我國現行の勞働保護法規の主なるものは、(一)工業勞働者最低年齢法(大正十二年制定、同十五年施行)、(二)工場法(明治四十四年制定、大正五年施行、大正十二年改正、大正十五年施行)、同施行令、(三)鑛業法(明治三十八年制定施行)、鑛夫勞役扶助規則(大正五年農商務省發令)(四)勞働者災害扶助法(昭和六年制定昭和七年施行)、(五)傭人扶助令(大正七年發令)、供給勞働者扶助令(昭和七年發令)、(六)勞働者募集取締令(大正十三年發令、大正十四年施行)(七)船員法(明治三十二年制定、明治三十三年施行、昭和十二年改正、昭和十三年施行)等である。(一)は幼年(滿十四歳以下)勞働を禁止し、(二)、(三)は工場鑛山の災害扶助と少年勞働者、女子勞働者、坑內勞働者の就業制限とを定め、(四)は屋外勞働者の災害扶助を規定し、(五)は官業屋外勞働者の災害扶助について適用される。扶助は勞働者が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したとき支給され、その種類は施療(又は療養費)、休業扶助料、傷害扶助料、遺族扶助料、葬祭料、打切扶助料の六である。しかし健康保險法の給付による代行が認められてからは、扶助の件數は著しく減少した。

第一節　法規の制定及改正

昭和十四年に公布せられた勞働保護法としては、國家總動員法に基く工業就業時間制限令、賃金統制令、賃金臨時措置令及廣義の勞働保護法的意義をも含むとみられる地代家賃統制令の諸法令が擧げられよう。これらは明かに事變下必然的な動向として現はれたものであり、單に公布が本年に持越されたといふ事情のものが過半であつた。

工業就業時間制限令　事變下の軍需產業における勞働力維持の見地から昭和十二年十月發せられた「軍需品工場に對する指導方針」に關する通牒、及び之が再確認たる昨年八月の「軍需品工場に於ける交替制實施要綱」に關する通牒における、從來法的保護の外に放置せられた成年職工のうち、軍需產業部門所屬のものに對する勞働力保全策の一項として、就業時間は大體十二時間程度に止めるやうに地方廳をして特別の指導に當らしめて來たのであるが、その後の實情を見るに相當就業時間の延長が行はれ、それに因つて災害疾病の持續的增加が示されて來た。かゝる傾向が延いては軍需的生產力擴充に支障を及すに至る充分な可能性に對する危惧は、政府をして如上の通牒の法制化を餘儀なくせしめるに至つた。即ち昨年末その要綱の可決をみ本年三月三十一日公布、五月一日(外地においては八月一日)より施行せられた工場就業

時間制限令これである。同令は國家總動員法第六條に基く勅令であつて、その概要は、

一、この制限令の適用を受けるものは、機械　船舶車輛、器具及金屬品の製造業と金屬精錬業の五事業で、その工場は全國で約千七百、勞働者は約八十萬と推定せられる。

二、十六歳以上の男子職工に、一日、十二時間以上就業さすことを許さず、又月に少くも二回の休日を設けさせ、尙一日の就業時間が六時間を超える際は少くも三十分、十時間を超える時は一時間の休憩時間を與へること。

然しながら、就業時間十二時間の法的限界の合理性を國際的水準、又、生理學的勞働科學的視點から評價することは姑く措くとしても、同令の包含する廣汎な例外規程は、法の現實的效果に對する消極的な展望を約束するものではなからうか。

工場就業時間制限令

第一條　國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク工場ニ於ケル就業時間ノ制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　本令ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノニ適用ス

第三條　工業主ハ十六歳以上ノ男子職工ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クベシ

第五條　十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル爲又ハ業務ノ性質上特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ工業主ハ豫メ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ニ届出デ第三條ノ就業時間内ヲ延長スルコトヲ得

第六條　已ムヲ得ザル事由ニ因リ現時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延長シ又ハ第四條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

現時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ地方長官ニ届出デ一月ニ付七日ヲ超エザル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

第一項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滯ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第七條　厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ就業時間ノ制限ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ工業主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第八條　本令ハ國ノ事業ニ之ヲ適用セズ

第九條　本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場、樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ十六歳以上ノ男子職工トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ職工トス（以下略）

工場就業時間制限令施行規則

第一條　工業主左ニ掲グル場合ニ於テハ工場就業時間制限令（以下令ト稱ス）第五條ノ規定ニ依リ必要ナル限度ニ於テ就業時間ノ延長ヲ爲スコトヲ得

一、十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ交替班ノ就業時ヲ轉換スル爲又ハ交替時ニ作業ノ引繼ヲ爲サシムル爲特ニ必要アルトキ

二、爐　汽罐、原動機又ハ起重機等ノ取扱ニ從事セシムル爲特ニ必要アルトキ

三、機械ノ保全、設備ノ修理、工具ノ出納、掃除等補助的業務ニ專ラ從事セシムル爲特ニ必要アルトキ

第二條　略、第三條　略

第四條　令第六條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ要セザル場合左ノ如シ

一、災害事故等ニ因リ緊急ノ處置ヲ必要トスルトキ

二、工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場ニ於テ同令ニ基キ作業時間ノ延長ヲ命ゼラレタルトキ

（以下略）

賃金統制令　勞働時報（昭和十四年四月號）によれば、『滿洲事變以後殊に今次事變を契機とする軍需産業時局關係産業の殷盛に伴ひ、此の方面における賃金が甚しく不統制且亂調を示し來り、其の趨勢としても益々昂騰の傾向を示し、斯る狀態を放置することは總動員目的の達成に尠からざる障害を來す惧れがあり、軍需を充足し生産力の擴充を完からしめる爲には、現下の物價統制と相俟つて賃金の統制を行ひ、其の恒常性を維持することが極めて必要となつたのである。』

更に軍需産業における熟練工爭奪現象とそれに伴ふ生産力擴充計畫遂行に對する支障は、勞働力配置の生産政策の遂行を要請するに至り「從業者雇入制限令」（三月三十一日公布、內地四月三十日、外地八月一日より實施）の實施、之である。而してかかる移動制限の圓滑な運行のためには賃金の調整は不可缺な條件を成し、又、斯の如く經驗勞働者の移動を制限する結果、未經驗勞働者の爭奪が一層激化され、其の初任給が不統制となり軍需生産に支障を來たす惧れがあるので、その對策として未經驗勞働者の初任給を一定　準を以て統制することが必要となつたわけである。

かくて、國家總動員法第六條規定に基く賃金統制令（昭和十四年三月三十一日公布勅令第一二八號、四月十日施行）が制定されるに至つた。

尙ほ、同令の適用を受くる工業は、機械製造業、器具製造業、船舶車輛製造業、金屬品製造業並に金屬精錬業の五種であつて、之に鑛業が加はる。

賃金統制令

第一條　國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク勞働者ノ賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

一、工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノ

二、鑛業法ノ適用ヲ受クル事業

三、其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業

第三條　本令ニ於テ賃金ト稱スルハ勞働者ガ勞務ノ對償トシテ事業主ヨリ受クル給與其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第四條　常時五十人以上ノ勞働者ヲ使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ハ賃金規則ヲ作成シ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監、以下之ニ同ジ）ニ屆出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

賃金規則ニ定ムベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

地方長官不適當ト認ムルトキハ賃金規則ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條　厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ未經驗勞働者ノ初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

事業主未經驗勞働者ヲ雇入レタルトキハ命令ヲ以テ定ムル期間前項ノ規定ニ依ル初給賃金ニ準據シ賃金ヲ支拂フベシ但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第六條　前條ノ場合ノ外地方長官勞働者ニ支拂ハレタル賃金ノ額又ハ其ノ支給方法著シク不適當ト認ムルトキハ事業主ニ對シ將來ニ向ツテ之ヲ變更スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七條　第二條第三號ノ規定ニ依ル事業ノ指定、第五條第一項ノ規定ニ依ル初給賃金ノ決定並ニ第四條第三項及前條ノ規定ニ依ル命令ハ賃金委員會ニ諮問シテ之ヲ爲ス

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八條　厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ賃金ノ統制ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第九條　本令ハ國又ハ道府縣ノ事業ニハ之ヲ適用セズ

（以下略）

賃金臨時措置令　賃金統制令が專ら初給賃金標準額の決定を中心課題とするのに對し、第二次世界大戰勃發の新しい情勢に面せる物價安定應急措置に照應せる賃金臨時措置令（昭和十四年十月十八日勅令第七〇五號）は、原價計算に基く適正價格を樹立するため、價格の構成要素として、運賃、地代等と同樣な意味で賃金の引下げをなさんとの主旨である。

本令の適用を受けるものは工場鑛山の勞働者を初め土木建築業、交通運輸業、農林水産業等生産方面の事業に從事する勞務者及物品販賣業、銀行業、信託業、保險業、無盡業、倉庫業等商業方面の事業に從事する勞務者に限られてゐる。

賃金臨時措置令（昭和十四年十月十八日公布　勅令第七百五號十月二十日施行）

第一條　國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム、以下同ジ）第六條ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ船員トシテ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ從事スル爲ニ雇傭セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ
但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

一　鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二　物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種力ノ發動生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）

三　土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業

四　道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五　船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六　土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七　動物ノ飼育又ハ水産動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三條　本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ對償トシテ支給スル金錢、物其他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト稱スルハ定額賃金制ニ於ケル定額又ハ請負賃金制ニ於ケル保證若ハ單位時間給ヲ謂ヒ賃金基準ト稱スルハ奬勵加給、手當、實物給與若ハ命令ヲ以テ定ムル賞與以外ノ賞與ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負單價請負時間、歩合若ハ算定方法ヲ謂フ

第四條　事業ノ爲ニ勞務者ヲ雇傭スル者（以下雇傭主ト稱ス）ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條　指定期日後雇入レル勞務者ニ付テハ其ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第六條　雇入後三十日ヲ超エザル試ノ雇傭期間ヲ定メタル勞務者ニシテ指定期日後其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタルモノニ關スル本令ノ適用ニ付テハ其試ノ雇傭期間ヲ終リタル後ニ基本給ヲ定メタル時ニ於テ雇入アリタルモノト看做ス

第七條　雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後雇入レル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監、以下同ジ）ニ報告スベシ但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル內規ニ依リ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ基本給ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第四條ノ規定ノ適用ニ付雇入ノ際ノ基本給ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第八條　雇傭主ハ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル內規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル內規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項但書ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ依リ報告シタル內規ト看做ス

第九條　雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十條　雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十一條　同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ同種又ハ類似ノ作業ニ賃金基準ノ定アルモノニ關シテハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ前項ノ規定ノ適用ナキモノニ付指定期日後ニ賃金基準ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル基準ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第九條ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

第十二條　雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ箇箇ニ付基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ增サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ箇箇ニ付指定期日ノ基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ增シタルトキ其ノ支給ニ付亦同ジ

前項ノ規定ハ第十三條第一項若ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給內規ニ依リ昇給セシメ又ハセシメタル場合又ハ第十五條若ハ第十六條ノ規定ニ依ル昇給內規ノ定アルトキ之ニ依リ昇給セシムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十三條　同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給內規ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給內規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル內規ト看做ス

第十四條　前條ニ規定スル雇傭主以外ノ雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給內規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ

得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條　雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合員若ハ團體員（組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム）タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條　日日雇入レラルル者ノ賃金ニ付必要アル場合又ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ハ道府縣賃金委員會ニ諮問シテ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ雇傭主ハ地方長官ノ爲シタル定ニ依ルコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條　前二條ノ規定ニ依ル定ニシテ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給以外ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、雇入ノ際ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、賃金基準ニ關スルモノナルトキ又ハ昇給内規ニ關スルモノナルトキハ其ノ定ヲ爲シタル事項ニ付各第四條ノ規定、第七條及第八條ノ規定、第九條乃至第十一條ノ規定又ハ第十三條及第十四條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八條　雇傭主第三條第二項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル賞與ニ關シ前年支給セザリシ時期ニ之ヲ支給セントスルトキ又ハ其ノ賞與率ヲ前年同期ニ支給シタル賞與ノ賞與率ヨリ增加シテ之ヲ支給セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ賞與率ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ對シ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第十九條　雇傭主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條、第九條第十二條、第十五條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條　厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所、船舶其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ他ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十一條　本令實施ニ關スル重要事項ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ズル爲賃金臨時措置調査委員會ヲ置ク

賃金臨時措置調査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條　本令ハ賃金統制令第五條ノ規定ニ依ル初給ヲ受クル勞務者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

本令ハ賃金統制令第六條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第二十三條　本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二十四條　第十三條中同一ノ工場、事業場、事務所其他ノ場所ニ

於テ常時五六人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トアルハ船員ニ付テハ常時五十人以上ノ勞務者タル船員ヲ雇傭スル雇傭主トス

第二十五條　內地ニ於テ船員ニ關スルモノヲ除クノ外鑛業及砂鑛業ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鑛山監督局長トシ道府縣賃金委員會トス

內地ニ於テ船員ニ付テハ第十五條、第二十條及第二十一條中厚生大臣トアルハ鑛山賃金委員會トス

大臣トアルハ遞信大臣トシ第七條及第十二條中地方長官トアルハ管海官廳トシ第八條、第十條、第十一條及第十三條乃至第十六條中地方長官トアルハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣又ハ遞信局長トシ第十八條中地方長官トアルハ遞信局長トシ第二十條中地方長官トアルハ遞信局長及管海官廳トス

第十六條中道府縣賃金委員會トアルハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乘組ム船員以外ノ船員ニ付テハ船員給料委員會トス

船員給料委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條　本令中遞信局長又ハ管海官廳ノ職權ニ屬スル事項ハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乘組ム船員ニ付テハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條　本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リアハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ、道臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南未群島ニアリテハ南洋群島地方費トス

本令中地方長官トアルハ船員（船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乘組ム者ヲ除ク）ニ付テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督府遞信局長又ハ管海官廳、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ臺灣總督府交通局總長又ハ管海官廳トス

第二十八條　第十六條中道府縣賃金委員會ニ關スル規定及第二十二條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附　則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第二節　工場法施行狀況（昭和十三年）

昭和十三年工場法施行狀況概要（官業を除く）次の如し（勞働局「勞働時報」に據る）

一、概　況

昭和十三年中に於ける本邦工業は支那事變の進展に伴ひ前年に比し異常なる活況を呈し、就中機械工業、化學工業等の時局產業に在りては工場の新設、增築等相踵ぎ之に隨伴して工場勞働者の急增を見たる狀況なりしも、これに反し平和產業部門に屬するものに在りては原材料の使用制限による休業、廢業を餘儀なからしめたる物あり、何れにしろ工場各般の事務は益々增嵩複雜を加ふるに至つた。斯る情勢に卽應して全國の監督職員は工場監督の完璧を期すべく中

央、地方を通じ常に緊密なる連絡を保ち法規の圓滿なる運用を期し時局下産業勞働力の保持に一段の努力を拂つた。

尙勞働災害の防止の徹底を圖り保健衞生の改善を期し時局下勞働力の保全增强に資する爲省令工場危害豫防及衞生規則の改正を行ひ從來物的安全施設に關し專ら規定したる點を强化し、新たに一定規模の工場に人的安全施設として安全管理者、工場醫、安全委員等の選任を命ずることとし又安全委員會の設置を勸奬することとした點は本年中の特記すべき事項である。

左に本年中の監督の概要を各種統計に基き說明を加へることとする。

二、工場法適用工場數及職工數

(一) 工場數

昭和十三年十月一日現在に於ける工場數は事變の進展につれ前年よりも相當の增加を見た。即ち工場法適用工場總數は一一三、九七九にして此の內常時十人以上の職工を使用する工場は五一、〇三六（適用工場總數の四四・三%）、事業の性質危險又は衞生上有害の虞あるものにして常時十人未滿の職工を使用する工場四四、八五三（四〇・三%）、又工場法施行規則第二十七條該當の所謂一部適用工場は一八、〇九〇（一五・四%）である。

尙前記常時十人以上の職工を使用する工場數を規模別に觀ると、別表の如く常時五十人未滿のもの最も多く四三、二二八（總數の八四・七%）を占め五十人以上百人未滿のもの三、七〇五（七・二%）之に亞ぎ、百人以上五百人未滿のもの三、三〇四（五・四七%）、五百人以上千人未滿のもの四三九（〇・〇八%）、千人以上三六〇（〇・〇一%）となつて居る。

次に工場數增減の狀況を前年同期の夫と比較するに、總數に於て四、二二一の增加を見た。更に規模別に之を見るに常時十人未滿の職工を使用するもの一、三二二、十人以上五十人未滿二、四六五、五十人以上百人未滿八九、百人以上五百人未滿三二〇、五百人以上千人未滿三六、千人以上三九となり夫々增加して居る。尙工場法一部適用工場に於ては五〇の減少を示して居る。

(二) 職工數

前述したる工場法適用工場の使用職工總數は三、一一一、三三〇人（內男一、九〇一、五二九人、女一、二〇九、八〇一人）にして前年に比較するに職工總數に於て二八三、七九九人增加を示して居る。尙職工總數中の男女の占むる割合は前者は總數の六一・一%、後者は三八・九%に當つて居る。

三、工場監督職員と工場臨檢狀況

昭和十三年十二月末に於ける工場監督職員は中央及地方を合して四二〇名にして前年と同樣である。然れ共近時監督事務も益々複雜多岐に亘り現在の配置職員を以てしては監督能力も減退する虞あるを慮り、各地方廳に於ては警察官吏と特に緊密なる連絡を保ち監督の徹底を期したのである。而して之等監督官吏に依る臨檢狀況を觀るに工場臨檢延回數は六二、三八〇回にして警察官吏に依る工場臨檢延回數（警視廳、山形縣及靜岡縣を除く）は六七、九六〇回であつて前述の狀況を充分諒解出來ると思ふ。

四、寄宿舍に收容しある職工と其の工場の狀況

本年十月一日現在に於ける工場法適用工場中工場附屬寄宿舍の設

けある工場數は二四、二八三にして其の收容職工數は七〇九、七八〇人である。之を前年の同期に比較するに總工場に於て八〇を增加し、總收容職工數に於て二、二五七人の增加を見たが、化學工場のみは著しい減少を示して居る。尙寄宿職工の男女の割合は男二五・八%、女七四・二%となつて居る。

五、工業主の管理する職工貯蓄金狀況

工業主の管理する職工貯蓄金は國民貯蓄奬勵の主旨に即應して相當の實績を見たが、勞働者に於ては「國民貯蓄奬勵に關する職工の貯蓄金の取扱に關する通牒」を地方長官宛發して工場法令中に規定する諸種の手續を簡易化し、取扱も迅速を旨とし本奬勵の目的達成上一層有效適切なる方途を講じた。十月一日現在に於ける管理工場數は二二、一八四（工場法適用工場の一九・五%）、職工數は一、八五七、六八一人（職工總數の五九・七%）、貯蓄總額は九六、三五二、一九三圓であつて、貯蓄職工一人當り平均額は五十一圓九十錢である。又、管理方法別に之を見れば、大部分は工場貯金で貯金總額の七三・三%に當り、次は郵便貯金、銀行預金其の他の順序である。

前年同期の狀況と比較すれば職工數に於て一、〇七六、九一六人貯蓄金額に於て二二、三二九、七三九圓の增加となつて居る。

六、工場災害の狀況

工場災害の增加原因を見るに、工業界の好況に乘じ時局關係工場の新設、增築相踵ぎ工場各般の設備に不充分の所ありて不測の災害の發生を隨所に見たるものが尠くない。又一面事變勃發以來工場勞務者の拂底は勢ひ未經驗勞働者の增加となり之等が特に機械及器具工場、化學工場方面に使用せられたると生產擴充の必要より勞働强化が其の主要原因と見られる。

昭和十三年中工場災害に因る職工死傷者總數は一一八、二四四人（工場法一部適用を除く輕傷休業三日以上のもの）以上で前年に比し、一六、七四六人を增加して居る。

傷害の程度に依り之を分類して見ると輕傷者九〇、八六九人、重傷者二六、五四一人、死亡者八三四人で職工千人當りの災害度數率は三八・九三人の割合となり、前年に比し二・〇三人の增となつて居る。尙之等死傷者中男子の數は總數の約九五%を占めてゐる。

七、工場法令に基く扶助の狀況

本年中工場法令に基き扶助を受けたるものは、三一、六六六件（內負傷に因るもの三〇、五二四件、疾病に因るもの一、一四二件）で扶助種別に之を見れば、障害を殘さゞりし者の中療養費のみを受け休業せざりし者一〇、九六九件、障害を殘さゞりし者の中休業扶助料の支給を受けたる者一二、七三〇件、障害扶助料の支給を受けたる者五、九四五件（內昭和十二年後の扶助に關する改正法令に依らず舊法令に基き扶助せられたる者五九件を含む）遺族扶助料及葬祭料の支給を受けたる者八二五件、療養三年を經過し打切扶助料を受けたる者三六件、未治癒の爲翌年に繰越の者一、一六一件である。而して扶助料總額は一、八三〇、六四三圓（負傷に因るもの一、八〇六、六四三圓、疾病に因るもの二四、〇〇〇圓）であつて前年の狀況と比較するに扶助件數に於ては二、九九六件の增加を示し、扶助金額に於ては六一、四五七圓の減少を示して居る。

八、職工歸鄕旅費支給の狀況

歸郷旅費の支給を受けたる職工數は一〇、八〇一人にして其の旅費額は三六、六七一圓であつて一人當り平均額は三圓三十九錢である。其の内譯を示せば、業務上の傷病者二四四人（歸郷旅費五、八六二圓）、女子一〇、二五九人（二九、七九六圓）、未成年者三〇一人（一、〇一三圓）であつて、歸郷旅費を受けたる者の過半數は女子で而かもその大部分は染織工場に於けるものである。

九、保護職工の就業時間制限に關する許可、認可及屆出狀況

（一）工場法第四條但書の規定に依る許可

工場法第四條但書の規定により保護職工を午後十一時迄就業せしむることの許可を爲したるものは一、二八七件であつて前年に比し五七件の減少を見たがその大部分は染織工場である。

（二）工場法第七條第二項但書の許可

保護職工の休憩時間を一齊に與へざることの許可を爲したるものは七七八件で前年より一七一件減少した。此の内七六二件は染織工場に係るもので府縣別に之を見れば靜岡縣の六五八件が主位を占めて居る。

（三）工場法第七條第三項の規定に依る許可

夏季に於て特に一時間以上の休憩時間を與ふる代りに就業時間を一時間以内延長し得ることに關し許可したるものは一、〇一六件で前年に比し一、五一七件の減少である。事業の種類別に之を見るに染織工場が多く九三四件を占めて居る。又府縣別に於ては埼玉三〇九件、長野二四〇、群馬二二五等が其の主なるものである。

（四）工場法第八條第二項の規定による許可

不可避の事由に因り臨時必要ある場合に於て一定期間を限り保護職工の就業時間を延長し或は休日を廢止し若くは十六歳以上の女子に付深夜業を爲さしむる許可を受けたるものは二、二一七件で、事業の種類別に見るに機械及器具工場一、一二五件、染織工場五〇〇件、雜工場三六三件等其の主なるものにして其の大部分は軍需註文の充足上已むを得ず本規定に依る臨時的措置を講じたるものと見られる。

（五）工場法第八條第二項但書及同法施行規則第四條の規定に依る屆出

急速に腐敗し又は變質する虞ある原材料の損失を防ぐ爲必要ありとして繼續四日以内且つ一月に付七日以内保護職工の就業時間を延長し又は休日を廢止し事後之が屆出を爲したるものは二五件で其の大部分は食料品の罐詰業である。

（六）工場法第八條第三項の規定に依る屆出

臨時必要ある場合に於て保護職工の就業時間を法定限度を超え二時間以内且つ一月に付七日以内延長したるものは一七、〇四四件で前年に比し七、五七三件の減少である。事業の種類別に之を見るに染織工場の一一、七八七件が其の大部分を占め、機械及器具工場の二、二七一件之に亞ぎ、雜工場一、九三九件、化學工場八〇九件飲食物工場二三八件となつて居る。府縣別に於ては警視廳（五、〇二八件）、京都（二、三一一件）、大阪（二、二一七件）、愛知（一、九八七件）、兵庫（一、二四二件）、群馬（九〇四件）、新潟（五四五件）等何れも五〇〇件以上にして其の主なるものである。

（七）工場法第八條第四項の規定に依る認可

条節に依り繁忙なる事業に於て繁忙期間の三分の一の限度内に於て保護職工の就業時間を法定限度を超え一時間以内延長爲すことの認可を與へたるものは二、〇五〇件にして前年に比し一、五四六件の減少である。事業の種類に於ては染織工場の二、〇二〇件が大部分を占め府縣に於ては栃木（一、三六五件）、埼玉（五五七件）等が其の主なるものである。

第三節　鑛山監督狀況（昭和十三年）

昭和十三年鑛山監督狀況の概要次の如し（「勞働時報」に據る）

一、總說

昭和十三年に於ける本邦鑛業界の趨勢を見るに、支那事變の勃發を契機とし且緊迫せる國際情勢を反映して軍需品工業方面が一大飛躍して未曾有の生産力擴充を招來したる結果、鑛産物の需要も益々激增するに至つた。然るに事業の擴張は莫大なる勞働力の需要を必須とせるに拘らず軍需品工場方面への勞働力の移動甚だしく又農村に於ける餘剩勞働力の枯渇、熟練鑛夫の應召等は勞働力の不足に拍車を加へる結果となつた。茲に於て鑛山相互間に於ける勞務者の爭奪も激化し延いては勞働强化の傾向をすら生ずるに至り、心身の過勞は能率の低下及注意力の減退となつて現はれ災害誘發の素因となる場合も尠くなかつた。斯くては增産計畫の遂行にも支障を及ぼす虞なしとせないので鑛夫勞役扶助規則の就業制限を一部緩和して勞働力不足對策の一助たらしめると共に之を適當の限度に止めることに依つて勞働力の維持增進を圖り徒らなる勞働力消耗の防止を企圖したのである。又鑛山特に石炭山に於ける所要勞力の補充困難は燃料確保の上に至大の影響を及ぼすが故に從來「鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二第二項」及「鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二ノ特例ニ關スル件」に依つて保護鑛夫の坑内就業を認め來つた主として薄層又は殘炭を採掘する石炭坑に對しては特に必要ありと認められたる場合は期間を限つて保護鑛夫の坑内に就業することを許可する等、專ら事變對策に重點を置き戰時勞働行政の樹立に遺憾なきを期した。

二、鑛山數及鑛夫數

昭和十三年六月末日現在に於ける稼行鑛山數は三、〇一二にして前年同期に比し三九一鑛山を增し、鑛夫數は男三七一、七七九人、女三七、三四二人にして合計四〇九、一二一人を數へ前年に比し夫々男六〇、四五六人、女七、四八六人、合計六七、九四二人を增してゐる。最近五ヶ年間の比較をすれば左の如くである。

	（鑛山數）	（鑛夫數）
昭和九年	一、七二一	二三六、三四七
同　十年	一、九七七	二五七、四一五
同　十一年	二、〇五三	二九三、四三三
同　十二年	二、六二一	三四一、一七八
同　十三年	三、〇一二	四〇九、一二一（六月末日現在）

三、法規施行狀況

(1) 監督職員

本年六月末現在に於ける各監督局の勞務關係の監督に從事する職員は事務が二十六名、技術が三名、計二十九名にして昨年に比し三

名の減少を見た。

鑛山監督職員調（勞務關係）

（昭和十三年六月末日現在）

監督局別	奏任官 事務	奏任官 技術	判任官 事務	判任官 技術	合計 事務	合計 技術
札幌	二	(衞)一	四	—	六	一
仙臺	一	—	五	—	六	—
東京	一	(衞)一	二	—	三	一
大阪	一	—	四	—	五	—
福岡	一	(衞)一	五	—	六	一
計	六	三	二〇	—	二六	三
昭和十二年六月末日現在	七	四	二一	—	二八	四

(2) 保護鑛夫の坑内就業狀況

主として薄層又は殘炭を採掘する石炭坑に於て「鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二ノ特例」に則第十一條ノ二」又は「鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二ノ特例」に依り坑内に保護鑛夫を就業せしめ居るものは設備の改善其の他に依る勞働力の不足の緩和策として之等の炭坑に對し保護鑛夫の坑内就業を臨時に認めたる結果、六月末日現在に於て六、五四八人を數へ前年同期に比し二、三四一人の激增を示した。

最近五ケ年間の坑内保護鑛夫數調

（六月末日現在）

年次	別	女子	十六歳未滿の男子	計
昭和九年		五、五〇五	一〇一	五、六〇六
同 十年		五、三〇八	七一	五、三七九
同 十一年		四、八六三	一二三	四、九八六
同 十二年		四、〇九七	一一〇	四、二〇七
昭和十三年	札幌	—	—	—
	仙臺	六二二	二一	六四三
	東京	一二二	—	一二二
	大阪	二五	五九	八四
	福岡	五、四九九	二〇〇	五、六九九
計		六、二六八	二八〇	六、五四八

(3) 保護鑛夫の深夜業例外許可狀況

從來鑛夫勞役扶助規則第七條に依り保護鑛夫の深夜就業を認め來たりたるがその身體に及ぼす影響を考慮して昭和十一年七月六日内務省令第二十二號を以て本條を改正し本年九月一日より深夜業禁止を斷行することとなつたのである。然しながら事變の勃發に伴ひ勞務者の不足著しく加ふるに水洗機、選炭機等の機械類を入手することを困難なる爲め深夜業の廢止に支障を生ずるに至つた鑛山も尠くない實情に鑑みて、必要已むを得ざる場合には第十一條第一項に依り之を認むることとした。

改正前の第七條第二項乃至第四條に依る許可鑛山數は本年一月現在に於て六十四鑛山にして、札幌、東京、大阪の管内には該當せるもの皆無の狀態である。

(4) 就業時間制限の例外許可狀況

鑛夫勞役扶助規則第二條又は第十一條に依り變災其の他緊急不可避の事由に因り臨時必要ある場合に於て雇傭勞役規則又は鑛夫勞役

扶助規則に依らずして臨時就業せしめた鑛山數は何れも增加の傾向を示したが、勞働力不足の現狀に鑑みて鑛夫の就業制限を或る程度緩和することは不可避とも見られるが之を無制限に放置するときは勢ひ勞働强化に基因する災害疾病の增加を招來する虞なしとしないので、昭和十二年十月八日社會局長官名を以て通牒を發し成年男鑛夫の坑內就業も原則として十二時間以內とすること、保護鑛夫の高溫坑內の就業或は休憩時間の短縮は之を許可せざること等の方針を指示して人的資源の維持涵養を圖ることに努めた。

本年中に於て第十一條第一項に依り就業時間の制限を超えて例外を許可したるは坑內三四一件、坑外に於て二五九件、又薄層殘炭の石炭坑に於て坑內に使用しつつある保護鑛夫に就ては五八件を數へてゐる。

(6) 臨檢狀況

本年中に於ける臨檢鑛山數は四一四（全鑛山數の一割四分）にして前年より一二五鑛山を增し、當該鑛山に於ける鑛夫數は一九四、三三五人にして全鑛夫數の四割七分を占め前年に比し七萬五千餘人の增加を見た。次に監督局別に見るときは仙臺の一二七鑛山最も多く東京の一一一鑛山之に次ぎ大阪、札幌の順位にして福岡は僅に三四鑛山に過ぎざる狀態である。斯くの如く前年より幾分の增加を見たるも猶總鑛山數の一割四分程度に過ぎざるは、時局に鑑みて單なる監督より一步を進めて勞働强化に依る勞働力の消耗を防止し健全なる勞働力の維持培養を圖るべく此の方面に重點を置き指導に努めたる結果、一般の臨檢を爲す暇がなかつたことに基因するものと思料せらる。

(6) 法規違反

本年中に於ける法規違反件數は五五四件にして前年に比し四九件の增加を見たが、その內譯は鑛業法第五章及鑛夫勞役扶助規則違反三六九件、鑛夫雇傭勞役規則違反一八五件にして工業勞働者最低年齡法違反は皆無である。之を監督局別に見るに仙臺の二二五件を第一位に、東京の一六二件之に亞ぎ福岡、大阪の順にして札幌は僅に一六件に過ぎない。

次に違反の內容を檢討するに大體形式的違反の多いのは例年の如くであるが、實質的違反中主なるものを擧げれば就業時間に關するもの九六件、休日に關するもの六五件、賃金に關するもの四〇件、許可なくして保護鑛夫を坑內に就業せしめたるもの三〇件等にして、殊に就業時間或は休日に關する違反が比較的多いのは事變の影響に依る勞働力不足の所產とも認められ、賃金を支拂はなかつた事例が僅に八件に過ぎないのは鑛業界の活況を物語るものと謂ふことを得よう。

(7) 扶助又は賃金に關する陳情處理

扶助に關する陳情を本年中に受理した件數は七八六件で前年に比し一一八件の減少を見た。之に對して監督局に於ては鑛業權者の處置を適當と認めたときは即決を爲し、或は係員が出張して實查の上處理する等萬全を期し、鑛業權者と陳情者にも時局を認識して圓滿解決を見る樣說得に努め調停の勞を執りたる結果、本年中に於て七六九件を解決し、次年に繰越したるは僅に一七件を數ふるのみである。又之等の陳情が事變後新に稼行を開始せる小鑛山に多い傾向にあるのは概して醫療設備の不備、勞務關係職員の手不足や不馴乃至

無理解等に基因する場合が多い様に見受られる。

次に賃金に關する陳情の受理件數は四九件（前年に比し九件の減）で内四一件は本年中に解決を見た。斯くの如く從來暗影を投じつつあつた賃金未拂の減少を見たのは鑛業界の好況を反映したるものと思料せらる。

扶助及未拂賃金に關する陳情處理狀況調

（昭和十三年中）

	扶助に關するもの 受理件數	扶助に關するもの 内解決件數	賃金に關するもの 受理件數	賃金に關するもの 内解決件數	備考
札幌	一七三	一六三	一	一	
仙臺	一四	一四	一二	一二	扶助に關する陳情にして前年より繰越したるもの五件は何れも解決せり　賃金に關するもの前年より繰越四件解決せり
東京	一五	一五	三	三	賃金に關する陳情にして前年より繰越したるもの二件は何れも解決せり
大阪	—	—	五	三	
福岡	五八四	五七七	二八	二二	賃金に關する陳情にして前年より繰越したるもの一九件中一四件解決せり
計	七八六	七六九	四九	四一	

四、鑛夫の賃金及貯蓄金

(1) 鑛夫の賃金

昭和七年以降上昇の傾向にあつた賃金は事變の勃發を契機とする鑛業界の活況に伴ふ勞務者の不足及一般物價の騰貴に基因して引續き昂騰の趨勢を示した。之に加ふるに所要勞務者を獲得する爲には比較的條件の優れた軍需品工場に對應して賃金の引上を餘儀なくし更に移動を防止する爲にも賃金は其の騰勢に拍車を加へる結果を招來した。然しながら賃金收得の增加は概して物價手當、臨時手當等の名稱に依るもの、或は各種賞與の增給に依るもの多く直接賃金又は請負單價の引上を爲したのは比較的尠なかつた。

昭和十三年に於ける一工當平均賃金は男二圓八錢、女九四錢、男女平均一圓九九錢にして前年に比し夫々三〇錢、一六錢、二九錢の騰貴で昭和七年の總平均に比すると實に九割三分の昂騰である。

次に之を鑛種別に見れば石炭山の二圓二二錢（前年に比し三八錢高）最も高く、非金屬山の一圓六七錢（一九錢高）之に亞ぎ、金屬山の一圓五五錢（一三錢高）、石油山の一圓四五錢（二錢高）と何れも漸騰の傾向にある。石炭山に於て斯くの如く高率の上昇を示したのは勞務の需要が激增したに拘らず移動が却つて他種鑛山より甚だしかつたことに因るものであらう。

(2) 鑛夫の貯蓄金

本年十二月末日に於ける鑛夫の貯蓄金總額は二千百九十萬三千百六十圓にして貯蓄人員は三十萬九千五百六十九人を數へ鑛夫總數の約七五%に達してゐる。之を昨年同期に比較するに五百六十六萬餘圓、十二萬二千九百餘人の激增を示した。斯くの如く急激な增加を見たのは國民貯蓄奬勵に關する閣議申合の趣旨に則り工場鑛山等の

事業場に對しても勞務者銃後生活刷新運動の主要題目として極力貯蓄の實行强化に努めしめた結果であつて、鑛夫自身も克く時局を認識して增收の一部を貯蓄に振り向け進んで本運動に參加したるが爲めである。

五、鑛夫の扶助狀況

本年中に於て鑛夫勞役扶助規則に依る扶助を受けたる人員は一、一五四人にして前年に比し一、八九八人を增し、扶助料總額は三百三十九萬九千六百餘圓に達し前年より實に百四十一萬六千餘圓の激增振りを示した。扶助人員を結果別に見るに障害扶助料を受けたるもの九、五六〇人にして總數の八五%を占め死者一、四八八人之に亞ぎ、三十日以上の休業扶助料を受けたるもの七五人、打切扶助料を受けたるもの三一人の順位である。

障害扶助料を受けたるものを更に其の身體障害の等級別に區分すれば第十四級が二、七三六人にして第一位を占め、以下第十二級の二、五三四人、第十一級の一、一四一人の順位にして第一級は三三人、第二級は僅に一一人を數ふるのみである。次に扶助金額を種類別に見れば遺族扶助料、障害扶助料及打切扶助料の合計額が三百六萬餘圓にして總額の九〇%に達し、休業扶助料が二十萬餘圓、療養費が十二萬餘圓、葬祭料が三千九百餘圓である。

更に鑛種別に見れば石炭山が斷然頭角を拔き人員に於て總數の九一%、金額に於て八八%を占め、金屬山は人員が六%、金額が八%にして石油山は人員金額共に一%にも達しない。

六、鑛夫の歸鄕旅費

本年中に於て鑛夫勞役扶助規則第一條第四號に依る歸鄕旅費を支給したのは三、二一〇件、三〇、八四六圓三八錢にして前年に比し件數に於て八二六件、金額に於て七、五九〇圓餘の減少を見た。その內譯は業務上の負傷疾病に因る解雇は一、五二五件、未成年者又は女子にして事業主の都合に因る解雇は四三件、其の他の事由は一六四二件で、斯くの如く件數及之に伴ふ金額の減少は勞働力不足の爲鑛業權者の都合に依り解雇せしめる事例が著しく少くなつた結果に基くものと思はれる。

又之を鑛種別に見るときは石炭山の二、六一一件が最も多く總數の八一%を占め、非金屬山、金屬山が之に亞ぎ石油山は僅に二件を數ふるのみである。

第四節　勞働者災害扶助法施行狀況

（民業——昭和十三年）

一、適用事業數

昭和十三年十月一日現在に於ける適用事業數は一三、一三七にして之を前年同期に比較すれば六四四（約四・六%）の減少を示して居る。之を各事業別に見れば土木建築工事六、四七八（四九、四%）、土石砂鑛採取業二、三九八（一八・二%）、交通及運輸事業二、三六四（一七・九%）、貨物積卸の事業一、八九五（一四・四%）の順序にして、其の外船舶解體事業に於て僅かに二の適用事業がある。

又全事業を經營規模別に見れば使用勞働者十人以上五十人未滿の事業五、七八一（四四・〇%）、使用勞働者十人未滿の事業四、九七九（三七・九%）、使用勞働者五十人以上百人未滿の事業一、三四〇（一〇・二%）、使用勞働者百人未滿の事業一、三四〇（一〇・二%）、

使用勞働者百人以上五百人未滿の事業九二九（七・一％）、使用勞働者五百人以上千人未滿の事業六六（〇・五％）、使用勞働者千人以上の事業四二（〇・三％）の順序である。

二、使用勞働者數

昭和十三年十月一日現在に於ける全事業の使用總人員は五七九、六九六人にして前年同期に比し三二、四四五人（五・六％）の減少を示して居る。

而して之を性別に見れば男五二三、八三七人（九〇・四％）、女五五、八五九人（九・六％）の割合である。

又之を各事業別に見れば土木建築工事三五二、七九三人（六〇・九％）、交通及運輸事業一一四、九四八人（一九・八％）、貨物積卸の事業八三、六五二人（一四・四％）、土石砂鑛採取業二八、一二九人（四・九％）、船舶解體事業一七四人の順序である。

更に勞働者を經營規模別に見れば使用勞働者百人以上五百人未滿の事業に於ける勞働者一九〇、七六二人（三二・九％）、使用勞働者十人以上五十人未滿の事業に於ける勞働者一三七、九三六人（二三・八％）、使用勞働者五十人以上百人未滿の事業に於ける勞働者九二、六〇一人（一六・〇％）、使用勞働者千人以上の事業に於ける勞働者九一、七九四人（一五・八％）、使用勞働者五百人以上千人未滿の事業に於ける勞働者四四、八三九人（七・七％）、使用勞働者十人未滿の事業に於ける勞働者二一、七六四人（三・八％）の順序である。

三、扶助件數

昭和十三年中に於ける總扶助件數は二五、四〇一件にして前年に比較すれば四、七一九件（一五・六％）の減少を示して居る。

扶助件數を各事業別に見れば貨物積卸の事業一六、七二三件（六五・九％）、土木建築工事七、二八六件（二八・七％）、土石砂鑛採取業七四〇件（二・九％）、交通及運輸事業六五二件（二・五％）の順序である。

扶助の程度より見れば治癒したる者二四、三五一件（九五・九％）にして殘り一、〇五〇件（四・一％）は未治の爲翌年へ繰越の者六〇六件、死亡者四三五件及び施行令第十一條に依り扶助を打切られたる者九件である。

而して治癒したる者の中障害を殘したる者七七八件、障害を殘さざりし者二三、五七三件、更に障害を殘さざりし者の中療養費及休業扶助料の支給を受けたる者九、二五七件、療養費のみを受け休業扶助料を受けざりし者一四、三一六件である。

四、休業扶助料支給日數

昭和十三年中に於ける休業扶助料支給期間に付見るに扶助總延日數は三二〇、八九九日にして一件當り平均支給日數は二一・五日弱となつて居る。

而して此の中休業一週日迄の者六、二九〇件にして第一位を占め休業一週日を超え二週日迄の者三、二〇〇件にして第二位にあり、以下休業の長引くに從ひ件數を減ずることは例年の如くにして、休業一ケ年を超えたる者は僅かに四一件に過ぎない。

五、扶助金額

昭和十三年中に於ける扶助金の總額は一、〇七八、一〇二圓五八錢にして前年に比し一七、一四一圓五二錢（一・六％）の增加を示して居る。

扶助金の内容に付て見るに療養費四七〇、三四〇圓六五錢（平均一件當り五〇圓八一錢）、休業扶助料二三七、二三五圓八八錢（平均一件當り一六圓五七錢）、障害扶助料九四、四四六圓五三錢（平均一件當り一二一圓四〇錢）、遺族扶助料二五五、五三二圓六三錢（平均一件當り五八五圓四三錢）、打切扶助料五、〇六〇圓八九錢（平均一件當り五六二圓三二錢）、葬祭料一五、四八六圓（平均一件當り三五圓六〇錢）等の割合である。更に之等の扶助金を各事業別に付て見れば、貨物積卸の事業五四六、九七七圓五錢（平均一件當り三二圓七一錢）、土木建築工事四一〇、七六七圓七〇錢（平均一件當り五六圓三八錢）、土石砂鑛採取業五一、八一〇圓二六錢（平均一件當り七〇圓一錢）、交通及運輸事業六八、五四七圓五七錢（平均一件當り一〇五圓一三錢）であつて、又全事業の扶助金の總平均額を示せば四二圓四四錢强である。

六、業務上の疾病

昭和十三年中に於ける業務上の罹病者に對する扶助件數は三六五件にして前年に比し一一七件の增加である。

罹病の原因としては異物に因る眼疾患二五三件にして最も多く毒性、劇性又は刺戟性料品に因る中毒症又は皮膚若くは粘膜の障害七七件之に亞ぎ、其の他災害に因る疾病二三件、重量物體の取扱に因る腱鞘炎四件、氣壓の急激なる變化に因る疾病四件、日射病、熱射病合せて三件、ワイル氏病一件等の順序であつて、又業務上の疾病に對する扶助金額は三、五三七圓一二錢にして、前年に比し二、三九一圓六六錢の減少を示し一件當り平均扶助金額は九圓六九錢である。

七、災害

昭和十三年中に於ける勞働者災害扶助法適用事業に於ける罹災者總數は七二、一〇二人にして前年に比し六、三六六人（八%、昭和十二年中の罹災者總數は七八、四六八人）の增加を示して居る。罹災者を性別に見れば男六九、七二五人（約九七%）、女二、三七七人（約三%）の割合を示し尙災害を程度別に見れば死亡者一、二七七人（一・八%）、重傷者數三四、七六七人（四八・二%）、輕傷者數三六、〇六二人（五〇%）の割合である。

罹災者を各事業別に見れば、土木建築工事五四、二八三人（七五・二%）にして最も多く、貨物積卸の事業一三、五四二人（一八・七%）之に亞ぎ、土石砂鑛採取業二、四五四人（三・四%）、交通及運輸事業一、八〇四人（二・五%）、船舶解體事業は僅かに一九人（〇・二%）の少數に過ぎない。

災害を原因別に就て主なるもの二、三を摘記すれば運搬又は取扱中の物體に因るもの一三、六八八人にして最も多く、車輛に因るもの八、八〇一人之に亞ぎ、物體の落下に因るもの八、二〇一人等の順序である。

八、附表

適用事業數及勞働者數調（昭和十三年十月一日現在）

事業區分	使用勞働者十人未滿の事業				使用勞働者十人以上五十人未滿の事業				使用勞働者五十人以上百人未滿の事業				使用勞働者百人以上五百人未滿の事業				使用勞働者五百人以上千人未滿の事業			
事業區分	事業數	勞働者數			事業數	勞働者數			事業數	勞働者數			事業數	勞働者數			事業數	勞働者數		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
土石砂鑛採取業	一、七八九	五、八四六	二七四	六、一二〇	四一〇	九、一八一	一、七五四	一〇、九三五	六九	三、七九三	七三五	四、五二八	二九	四、九八八	六六五	五、六五三	一	五九九	二九四	八九三
土木建築工事業	一、五六二	七、六八九	二六〇	七、九四九	三、四〇三	七四、一四一	七、二三一	八一、三七二	八三八	五二、〇三五	五、二九二	五七、三二七	六一〇	一二六、六四六	九、六五五	一二六、三〇一	四一	二、六九五	一、五五三	二八、二四八
交通及運輸事業	一、二七九	四、七七四	八五二	五、六二六	七三四	一三、五六五	三、七二七	一七、二九二	一八八	一〇、三〇九	二、九二六	一三、二三五	一三九	二三、九八三	五、二五〇	二八、二三三	一六	八、七四〇	一、六二四	一〇、三六四
貨物積卸の業	三四九	二、〇三一	三八	二、〇六九	一、一三四	二七、〇三三	一、三〇四	二八、三三七	二四三	一五、九五三	一、三八四	一七、三三七	一六一	二八、二〇三	二、三七二	三〇、五七五	八	四、五二八	八〇六	五、二三四
船舶解體事業	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一二〇	五四	一七四	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	四、九七九	二〇、三四〇	一、四二四	二二、七六四	五、七八一	一二、五、九二〇	一四、〇一六	一三七、九三六	一、三四〇	八二、二一〇	一〇、三九一	九二、六〇一	九二九	一七二、八二〇	一七、九四二	一九〇、七六二	六六	四〇、五六三	四、二七七	四四、八三九
前年に比し增減（△は減）	△三四七	△一、〇三八	一〇二	△九三六	△一三〇	△四、五二二	七二五	△三、七九七	△一四	△四、七五一	七八七	△二、九六四	△二五	八、〇七三	一、〇八〇	九、一五二	△二八	△一七、九六三	九七	△一八、〇六〇

結末別扶助件數調（昭和十三年中）

區分		事業數	勞働者數			前年に比し増減			事業數	勞働者數			前年に比し増減		
			男	女	計					男	女	計			
使用勞働者千人以上の事業		—	—	—	—	—	—	—	二四	五〇、七〇二	八九四	五一、五九六	三三、一八三	六、九一五	四〇、一九八
合計		—	—	—	—	—	—	—	二、三九八	二四、四〇七	三、七二三	二八、一二九	二、三六四	九三、六五四	二一、二九四
事業別	土石砂鑛業	△ 八四	△ 一、〇〇一	△ 六九一	△ 一、六九二	△ 二四六	△ 三六、六五五	一、七三三	△ 三四、九二三	三五二、七九三	二四、八八五	三七、九〇八	△ 三〇七	△ 二、四四五	△ 九六七
	土木建築工事業	一八	二、五七二	六	二、五七八	三五	九		三、四一二	六、五一二	五六二	七、五〇三	六	六、九四一	七、五〇三
	交通及運輸業		五一〇	四八	五一〇					三、九五七	一二四	四〇五		二、八四五	一三、八四〇
	貨物積卸の事業									五九	二二〇	八、九六八			
	船舶解體事業														
	合計	一八							四二						
障害を殘さざりし者	療養費のみを受けざりし者														
	休業扶助料を受けざりし者														
	療養費及休業扶助料を受けたる者		男	女	計	前年に比し増減（△は減）			計	男	女	計	前年に比し増減（△は減）		
			男	女	計					男	女	計			
勞働者災害扶助法施行令別表の第一級			—	—	—				九、一三七	△ 一、六九三	一二〇	一三、八四〇	△ 二、八四五	四七一	△ 五四
同	第二級		—	—	—				七	一	一	一	一	七	一
			—	—	—				—	△ 二	—	—	—	—	—

	第三級		第四級		第五級		第六級		第七級		第八級		第九級		第十級		第十一級		第十二級		第十三級		第十四級	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
治癒し	一		四		三		二		五		七		一		三		四		八		一		二	
障害を残し	一		五		八		五		四		一		一		五		一		八		一		一	
障害を残したるもの																								
同																								
同																								
同																								
同																								
同																								
同																								
同																								
同																								
同																								
同																								
同																								

	小計 男	小計 女	死亡者 男	死亡者 女	治癒しざる者 男	治癒しざる者 女	合計 男	合計 女	前年に比し増減 男	前年に比し増減 女
	五六	四	五八	二	一	—	六七二	六七	△一六二	—
	二五	五	一九四	五	五	—	一六一	七	△八四八	△八
	二三	二	五三	九	一	一	二七	四	△三、七二	△四一
	四四五	二〇	二四	一	—	一	三四八	二七	△三八五	△二四
	—	—	—	—	—	—	—	—	一六、三八五	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	三三八	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—
	七三七	四一	四一八	一七	七	二	五六五	四一	二四、七〇四	△四、六九〇
	△三六	九	△一五	△一	△七	二	△七四	一	△四、六九〇	△二九
									六九七	△四、六九〇
									二九	△二九

備考 一、死亡者中健康保険の被保険者にして療養開始後百八十日經過前に死亡したるもの五十七件
二、障害を残したる者の中健康保険の被保険者にして療養開始後百八十日經過前に治癒したるもの一百二十二件あり

休業扶助料支給期間別扶助件數及休業扶助料支給延日數調（昭和十三年中）

區分		事業別	男	女	計	前年に比し増減（△は減）
休業	休業一週日迄の者	土石砂鑛採取業	一四四	一、二五二	一、三九六	△一、七四二
		土木建築工事業	二〇	三九	二一〇	一〇
	休業一週日を超え二週日迄の者	交通及運輸事業	二二三	九七八	三、〇八一	△七六八
		貨物積卸の業	一九	三八	一二九	△二五
	休業二週日を超え四週日迄の者	船舶解體事業	九九	九五九	二、七〇一	△二三三
		合計	八	三三	八五	△一二

扶助件數	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
休業四週日を超え三箇月迄の者	六六	—	七三六	一九	一、一二三	二九	一、九七四	五六	二二八	△	一	—	一	—	一	—	一	—
休業三箇月を超え六箇月迄の者	八	—	一七四	六	一五	二三	四一九	四九	一七	五	一	—	一	—	一	—	一	—
休業六箇月を超え一箇年迄の者	六	—	五一	三	六	九四	一五七	二〇	二	七	二	—	二	—	二	—	二	—
休業一箇年を超えたる者	一	—	六	—	一	二三	三	一八	三	一八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
小計	五三七	四七	四、一五六	一三七	四八	八二	九、三三二	二四三	九	五九	三三	九四	一二〇	一四	三四二	二九	一四	五
休業に至らざりし者	一八	六	二、五七二	四六	三五	三五	六、五一二	三四八	一	九	六	一	九、一三七	一、六九三	九、一三七	五〇九	一四、四四三	二、九二〇
即死者	五六	二	一六〇	五	三三	六	九四	一	六	一	一五七	二〇	一三	七	一五七	二〇	一七	五
未治の爲翌年へ繰越の者	二九	七	一六一	三	四	二七	二七	三四八	一	二七	九四	一	三一	一八	四一九	四九	一七	五
合計	六四〇	六二	七、〇四九	一九一	五一二	一〇一	一六、二八六	三三〇	△ 三、七二〇	△ 一	△ 三五	△ 三五	△ 一	△ 一	△ 一	△ 五六	△ 一、九七四	△ 二二八
前年に比し増減	△ 一六〇	△ 四	△ 八六八	△ 一七	△ 一〇、八五二	九九、五六一	△ 三、七四六	△ 六、三五七	△ 一七、八七九	△ 一、〇四二	△ 三、七七九	△ 一、七八八	△ 三、六七八	△ 一、七八八	△ 三、六七八	△ 一、七八八	△ 三、六七八	△ 一、七八八
休業扶助料支給延日數	四五八	三、二〇六	九九、五六一	三八	一八六、九一六	三五〇	三、七四二	一、四二九	一、〇四二	一、四二九	一、〇四二	一、四二九	一、〇四二	一、四二九	一、〇四二	一、四二九	一、〇四二	一、四二九
前年に比し増減	△ 六五〇	△ 一五、〇九九	△ 三五〇	△ 一七、八七九	△ 三三、六七八	△ 一、七八八	△ 三三、六七八	△ 四、七一六	△ 二一	△ 四、七一六	△ 二一	△ 四一	△ 一四	△ 五六五	△ 二九	△ 一四	△ 二九	△ 一四

扶助金額調（昭和十三年中）

区分	事業別（採取業）	土石砂鑛業	土木建築工事業	交通及運輸業	貨物積卸の業	船舶解體事業	合計	前年に比し増減（△は減）
		円	円	円	円	円	円	円
療養費		五、八九五・二八	一五二、八六七・七九	二、九一・〇二	二九八、二八六・五六		四七〇、三四〇・六五	二三、八五七・二一
休業扶助料		四、一八九・八八	七六、八四八・七〇	八、一四四・三九	一四八、〇五二・九一		二三七、二三五・八八	△ 二、一一〇・二一
障害扶助料	第一級		二、八三三・二〇	六二〇・〇〇	二、四九六・〇〇		五、五四九・二〇	二、八四九・二〇
同	第二級		五二四・一七				五二四・一七	△ 一、〇三四・八三
同	第三級	六一一・〇〇	六七六・〇〇	一、三三〇・〇〇			二、六一七・〇〇	△ 四、〇〇五・〇〇
同	第四級	一、六〇五・〇〇	二、七二四・四〇	三三〇・〇〇	一、七六三・〇〇		六、四三三・四〇	△ 五四・二三
同	第五級	一、〇〇〇・〇〇	三、七四八・〇〇		四、〇五三・六〇		八、八〇一・六二	△ 七、二三五・八八
同	第六級	八七〇・〇〇	二、〇一四・〇〇		六九七・六〇		三、五八一・八〇	△ 三、一〇四・四二
同	第七級	一、八二五・〇〇	二、四〇〇・〇〇		二、四六五・〇〇		六、六九〇・〇〇	△ 二、〇一七・三〇
同	第八級	二、二〇八・〇〇	七、七三七・五六		三、九四六・〇〇		一四、九三九・五六	△ 三、一四三・七一
同	第九級	一五〇・〇〇	二、五六二・〇三		二、〇九四・八〇		四、九七四・八三	△ 二、四一五・六四
同	第十級	六〇四・〇〇	二、三八三・九一		四、一三一・〇〇		七、三〇〇・九一	△ 二、六一九・五五
同	第十一級	五八〇・〇〇	二、三五八・九三		六、一一五・八〇		九、四二〇・七三	一、九八一・七五
同	第十二級	八七〇・〇〇	四、一六九・一〇		六、一三八・二五		一三、一〇三・三五	△ 四、七六六・七七
同	第十三級	三八〇・〇〇	一、五一九・六八		二、九三八・二〇		五、〇一九・三八	二、七一三・八八
同	第十四級	三二八・〇〇	一、一七五・三八		三、二五七・二〇		五、一〇一・五八	八〇二・七八
小計		一一、〇三一・〇〇	三六、八二九・五八	六、四九九・五〇	四〇、〇八六・四五		九四、四四六・五三	△ 一八、〇三五・一一
遺族扶助料		二八、六三六・〇〇	一三四、〇五二・九二	三六、六六五・六六	五六、一七八・〇五		二五五、五三二・六三	一六、八二一五
葬祭料		一、五一八・一〇	七、二六七・八二	二、八一三・〇〇	三、八八七・〇八		一五、四八六・〇〇	△ 一、一三九・五九
打切扶助料		五四〇・〇〇	二、九〇〇・八九	一、一三四・〇〇	四八六・〇		五、〇六〇・八九	△ 二、二四二・九三

| 業務上の罹病者數及扶助金額調（昭和十三年中） | | |

數				扶助の金額		
指定する疾病の		前年に比し増減				前年に比し増減
恙蟲病	男			(1)異物に因る眼疾患	一八五・二〇円	△一〇
	女			(2)重量物體の取扱に因る腱鞘炎		
第二度以上の凍傷	男			(3)其の他災害に因る疾病		
	女			毒性、劇性又は刺戟性料品に因る中毒症又は皮膚若は粘膜の障碍	五六〇・五五	九二二・五九円
日射病及熱射病	男			氣壓の急激なる變化に因る疾病		
	女			有害なる光線に因る眼疾患	一四・〇〇	
計	男	一二	一六四	内務大臣の指定する疾病 (1)炭疽病		
	女	三	三	(2)硅肺		
				(3)ワイル氏病		
				(5)恙蟲病		
				(6)第二度以上凍傷		
				(7)日射病及熱射病	二三五・八九	
				計	一八五・二〇	一、六三三・〇三
				前年に比し増減	△一三八・五四	△一、六五九・〇八
					三一七・二〇円	三一七・二〇
					六一四・八五	一、四〇一・六九
					七八六・八四円	六七八・三三

勞働者災害扶助法適用事業に於ける災害調（昭和十三年）

事由

事業の種類	砂土石業鑛砂						砂土石業切石						其の他	
別	死亡		傷重		傷輕		死亡		傷重		傷輕		死亡	
別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
機械設備に因るもの　工具類に因るもの　車輛に因るもの　墜落　物體の落下に因るもの														
滑車、巻揚機、重錘降下機、昇降機、其他の機械														
齒車、輪軸、杭打機、鋸盤、其他の工具類に因るもの														
脫線、顚覆、衝突、脫輪、車輪、車軸、其他の車輛に因るもの														
足場、階段、橋、埠頭、板、其他の墜落に因るもの														
捲揚機、其他の物體の落下に因るもの														
物體の飛來に因るもの　物體に突激して眼に其他の傷害を與へたるもの														
地盤又は土砂の崩落崩壞に因るもの														
構築物、牧草、料材、荷貨物の倒壞に因るもの														
躓、辷、顚倒に因るもの														
踏抜に因るもの														
高熱物體に因るもの														
爆藥、火藥に因るもの														
電氣に因るもの														
其他の原因														
計	五八	二七	一	一	六	一	二九	一	二六	一	二	一	二	一

鑛業	土石採掘採取の事業						計						公共團體の直營工事					
	傷重		傷輕		死亡		傷重		傷輕		死亡		傷重		傷輕		死亡	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鑛業	一		一						一						一			
採掘	一																	
採取	一																	
計	一		一															
土石採掘採取の事業	一五	三	二九	一	一三	二五	五二	二八	八三四	四		九	一五	三	一三八	三	一二	二四
傷重	一五	三	二九	一	二六	二	三六二	一三	三三一	五六	七四	一三一	九一〇八	一	四	一	六二	一、三六一
傷輕	二		四三		五	五七	三	八	一三		九	二	一	四	一	六	二	二〇四
死亡	五		一		一		一		三〇		一	一	一		一	三	六	三
公共團體の直營工事	一五		四	一三八	三	二一	二八	三四	五五	八	五二	三	二	二	一五		二三	六七七
傷重			一七		一三	二	一	九	二	八	二		一	五			九	八四
傷輕	一五	三	二六二	一三	三五三	七二	七八	一三二	九二六	一〇	一四		六四	一、四三三				
死亡	二		四三	五	五七	三	八	一四		九	二							
鑛業取採計	八	一	一	四	四		二三		二		二六	三	七四					
傷重																		
傷輕																		
死亡																		
公共團體の直營工事																		
傷重	九八	七	七四	三〇	一八七	二七	二一二六	五一	一八四	一四	一〇	二一〇	七八	一、三九九				
傷輕			一	三		八	一		二〇		九							
死亡	三四	六	六二	二八	二九七	二六	二七	五一	五九	一七四	五〇	九	二	七	九六	一、三四六		
			三	一	七	一		六		三		一	一	五	四〇			

附、勞働者災害扶助責任保險事務打合會

十一月一、二日兩日厚生省會議室に於て開催。指示事項、注意事項並に協議及聽取事項は次の如くである。

指示事項――一、保險料率中改正の件　一、保險料率適用工事分類に關する件　一、軍註文工事の取扱に關する件　一、工事區分に關する註文者の證明の件　一、工事用物申告書の取扱に關する件　一、療養費保險金支拂方法の改正に關する件　一、保險施設の運營に關する件

注意事項――一、保險料拂込に關する件　一、未納保險料に關する件　一、保險請求書の整備に關する件

協議及聽取事項――一、事業主負擔部分の低下に關する件　一、療養費保險金請求受領の委任に關する件　一、水力發電工事に於ける傷病者療養施設に關する件　一、水　發電工事に於ける隣接地方廳間の保險事務連絡に關する件

勞働局關係注意事項――一、事業場に於ける災害增加の趨勢に鑑み之が防止に關する件

第二章　勞働保險施設

一般勞働者並に庶民階級に對する保險制度としては現在、簡易保險、小兒保險、郵便年金、健康保險、退職手當制度がある。併し簡易保險、小兒保險、郵便年金は官營の保險事業であつて、社會政策と云つても全く個人主義的自助制度を國家が經營するもので、その社會的性質は非常に稀薄であるからここでは觸れないこととする。社會保險として特に說明を要するものは第一に健康保險制度であり、第二に退職手當制度である。

健康保險制度は實施後十有餘年（昭和二年より施行）にして漸くその實績が明瞭となつてきてゐる點において重要である。昭和十年度からその適用範圍が擴張されたが、國民の健康狀態、その疾病に對する抵抗力の弱いこと等から考へると未だ健康保險の適用範圍が非常に狹いといふ點が問題となるであらう。即ち一方では被保險者家族の保險給付の問題であり、他方では土木建築勞働者、商店使用人、小額俸給生活者等にも健康保險を擴大すべきではないかといふ問題である。更にこれ等に比して特に健康保險が必要とせられるのは農民であらう。けだし農民は數において國民の半數にも及ぶが、その經濟力は極めて貧弱だからである。そこで當局は「國民健康保險制度」によつて農村の醫療制度を完備しようとした。これに就ては第四篇農村社會政策の項を參照せよ。「國民健康保險制度」は昨年成立實施されたが、これに次いで商店使用人、小額俸給生活者を對象とする「職員健康保險制度」も幾度か話題に上つた後漸く本年四月六日附を以て法制化をみるに至つた。（第三篇商業使用人・俸給生活者に對する社會政策參照）。

なほ右に關聯して注目されるのは「船員保險制度」の具體化である。その沿革は遠く大正年間に於て陸上勞働者に對する健康保險制度が創設された頃からの懸案であつたが、漸く戰時下海運力の充實の具體的方策の一として成立せんとするに至り、職員健康保險法と時日をひとしくして法制化せられた。なほ、右と關聯して健康保險法も一部分改正せらるゝに至つた。

かくして健康保險制度は國民の健康の保持增進を企圖する戰時社會政策の一として急速に各方面に亘つて體系的に整備されんとするに至つたことは注目に値するであらう。

次に退職手當制度は多くの困難を突破して昭和十二年一月一日より實施されてゐるが、元々本制度が勞働保險の一種か或はさうでない特別の社會政策かといふことには疑問がある

であらう。併しその成立の由來に就いて考へれば、これは失業保險に代るものとして生れたのであり、又將來はさういふ保險制度に發展しさうにも考へられるので、ここでは便宜上これを一種の勞働保險として本章で取扱ふこととしよう。

なほ厚生省の新設（昭和十三年一月）以後は社會保險行政は厚生省の外院たる保險院の管轄するところとなつたことを附記しておく。

第一節　健康保險

現行健康保險によれば工場法適用工場、鑛業法適用事業、その他常時使用勞働者五人以上の事業に使用される者は强制的に被保險者となり、その他の事業においては使用者は事業主の任意によつて包括的に被保險者となる（たゞしここにいふ事業とは農業、漁業、商業、海運業を含まない）。この兩種の被保險者が一定の資格を具へた場合には受給資格喪失後も所定の手續によつて引續き百八十日間任意繼續被保險者たりうる。なほ臨時雇および報酬年額千二百圓を超える職員は强制保險者とならない。また官吏、官吏待遇者および特定の官業共濟組合員は健康保險の適用を受けない。

被保險者が一定數以上の場合には健康保險組合が保險者となる。その他の場合には政府が保險者となつて、地方廳健康保險課がその事務を掌る。兩者の監督機關として保險院社會保險局がある。

健康保險上の事故は、業務上であると否とを問はず被保險者の疾病、負傷、分娩および死亡である。從つて保險給付も傷病に關する給付（療養給付および療養のため勞務不能となつた場合の傷病手當金）、分娩に關する給付（分娩費および出產手當金）および死亡に關する給付（埋葬料または埋葬費）に分けることができる。療養の給付は原則として實際の治療看護であるが、特殊の場合にはその代りに療養費を支給しうる。

健康保險の費用は被保險者、事業主および國家が之を分擔する。被保險者（任意繼續被保險者を除く）は報酬の百分の三以下の保險料を負擔し、事業主は普通それと同額の保險料を負擔する。たゞし事業の危險が多い場合、もしくは被保險者の報酬が少額の場合および健康保險組合管掌の場合には事業主の負擔保險料を增加することができ、また被保險者の報酬の三分の一以上を超えて保險料を徵收する必要がある場合にはその超過部分は事業主の負擔となる。任意繼續被保險者は兩者を合した保險料金額を負擔する。國家は政府管掌の健康保險に對しては豫算の定める金額を負擔し、健康保險組合管掌の健康保險に對しては被保險者一人につき一年平均二圓を超えない範圍內において給付費用の十分の一を負擔する。

健康保險法中改正法律　更に本年に入り同法中一部改正をみたことは前言したが、改正法は、健康保險實施以來十餘年の實績に徵し保險經營上相當の餘裕のある場合には健康保險本來の給付の外に或程度の附加的給付をなしうる途を拓き以て本制度を擴充すると共に職員健康保險法及船員保險法との關聯事項に關して規定したものである。廣瀨厚相の提案理由說明によつて改正の中心點を要約すれば次の如くである。

「……今回創設の職員健康保險及船員保險の制度との間に於ける被保險者の異動等に關聯致しまして、健康保險法中關係規定を整備改正することと致して居ります。又現行法に於ける保險給付は、被保險者の疾病、負傷、死亡又は分娩に關するものに限られて居るのでありますが、之を被保險者の家族の疾病又は負傷に關しましても、一定條件の下に或る程度療養費の補給を爲し得るの途を拓きますと共に、傷病に對する保險給付の支給期間は從來百八十日でありましたものを、結核性疾患に關しましては、一定條件の下に之を一年に延長することが出來る途を開くことゝ致して居ります。」

健康保險課長、同出張所長事務打合會議　十月二十五日から三日間、厚生省第二會議室に於て開催。指示事項、注意事項並に聽取事項は次の如くである。

指示事項――一、職員の執務に關する件　一、事務費經理に關する件　一、現金給付の決定に關する件　一、被保險者の資格及報酬日額の調査に關する件　一、柔道整復術營業者の手當を受けたる場合療養費支給の件　一、勞働者災害扶助責任保險に關する件　一、健康保險診療契約に關する件　一、健康保險醫療機關整備充實に關する件　一、保險醫の監査に關する件　一、健康保險委員に關する件　一、保險施設の充實に關する件　一、健康保險相談所に關する件　一、健康保險法中改正法律の施行に關する件　一、職員健康保險法施行に關する件　一、健康保險組合の指導監督に關する件　一、國民健康保險普及に關する件

注意事項――被保險者證の取扱に關する件　一、保險料滯納整理に關する件　一、諸報告に關する件　一、事務監査に關する件　一、保險醫の指定取消及再指定に關する件　一、健康保險組合の監督事務に關する件

聽取事項――一、管内の健康保險事業の狀況。

健康保險實施成績　最近の實績に依れば被保險者數次第に增加し保險給付費年額約四千五百萬圓に上り尙增加の趨勢にあるが、その詳細は時局のため公表されないこととなつた。左表を掲示するに止めた所以である。

傷病手當金の支給件數及日數

（昭和一三・四―一四・四）

	I（政府管掌）		II（組合管掌）	
	件數	日數	件數	日數
四月	二、七六三	五九、四〇五	七〇、四二一	八六五、八八六
五月	五八、七九一	一、二〇、四七〇	六四、七五〇	八四四、四〇四
六月	五六、二九四	一、一四一、〇九七	六八、一七八	九一三、〇二九
七月	五一、四一二	一、〇四二、九九八	七二、八二三	九六一、一二一
八月	六一、五一七	一、一六四、七二二	八六、五九九	一、一五八、六二三
九月	六八、六七八	一、三五三、八三四	九五、七七八	一、二八八、七三〇
十月	六三、五三二	一、二四四、三五四	九〇、一五三	一、二四一、三〇六
十一月	六七、四八八	一、四〇五、九六六	八〇、八九六	一、一八一、三三〇
十二月	九一、六六八	二、〇九八、三三二	七四、四一七	一、一二六、〇四九
一月	三五、〇七三	七七一、一五九	六〇、九八一	八八九、四七八
二月	四七、七一八	一、〇四一、二六二	七一、九九六	九七七、四九五

三月	五六、八三九	一、一七一、〇四二	八四、〇六〇	一、〇六六、五九八
四月	五二、五五六	一、〇八三、四四六	八四、〇五九	一、〇六四、〇二九
計	七一四、三二九	一四、六八五、〇八七		

第二節　船員保險

第七十四議會を通過した船員保險法の、ここに至るまでの沿革史に關しては、本年鑑前年度版における詳細な記述に讓る。

議會提出に際して廣瀨厚相のなせる說明は、總じて本邦社會政策が戰爭をモメントとしてのみさゝやかな前進を示し來つたといふ歷史的事實を裏書きするものである。

「抑々海運業は產業の發展、資源の開發、貿易の隆昌、國際收支の改善等の諸點より觀察致しまして、我が國力の伸張上重要なる地位を占むるばかりでなく一朝有事に際しましては、四面環海の我國に於ては、重大なる軍事的任務に服するものでありまして、之を國防上の見地より致しましても、其の重要性が一層認識せられるのであります。……

然るに船員生活の實際に付て見まするに、其の不自由なる海上生活に依る精神上又は經濟上の苦痛及び退職後に於ける生活不安等、陸上勤務者に見ることの出來ない幾多の不利不便を伴ふことを免れないのであります。隨て動もすれば陸上勤務に轉向せんとする傾向を示して居るのであります、……以上述べました如き船員生活に於ける不安を除去するに必要なる國家的保護施設の整備を圖り、以て船員をして其の職務に專念せしむるやうに致しますることは、海運對策上より見ましても、將又、現下の時局に鑑みましても、寔に急務であると言はなければならないのであります。

以上の理由に依りまして、今回政府は船員の老後に於ける生活の安定を圖り、優秀なる船員をして安んじて永く其の職務に從事せしめ、併せて其の疾病傷痍並に癈疾に對する保護をなす爲、船員保險法案を立案した次第であります。」

而して本制度が單に疾病、災害事故保險のみならず、癈疾養老保險制度をも採り入れてゐる點は疑ひもなく進步的性格をもつものと云ひうるであらう。

本法は七章七十二條より成る厖大な構成をもつが、骨子を示せば左の如くである。

一　被保險者

船員法第一條に規定する帝國臣民たる船員で船員保險法施行地に船籍港を定める船舶に乘込む者を强制被保險者とする。但し船主に雇はれてゐない者や官吏等は除外されてゐる。

又十年以上十五年未滿强制被保險者であつた者が資格喪失の際脫退手當金を請求しなかつた場合、申請に依り任意繼續被保險者となり養老年金又は脫退手當金を受けることが出來る。

本法の適用を受ける被保險者數は大體十萬人の見込である。

二　保險者

保險者は政府である。

三　保險給付

保險給付は療養の給付、傷病手當金、養老年金、癈疾年金、癈疾手當金、脫退手當金及死亡手當金の七種である。

イ　療養の給付及傷病手當金

療養の給付は被保險者及被保險若たりし者の疾病、負傷の場合診療、藥劑又は治療材料の支給、處置、手術其の他の治療診療所への收容、看護及移送である。

傷病手當金は被保險者たりし者が療養の給付を受ける場合又は船員法に依る船舶所有者より傷病に關する扶助を受くる場合、其の傷病の爲に勞務に服すること能はざるときは一日に付報酬日額の百分の六十相當額を支給する。

報酬年額千八百圓以上の高級船員に對しては療養の給付及疾病手當金の支給をしない。

療養の給付及傷病手當金の支給をなす期間は同一の傷病及之に因り發した疾病に付六月、但し結核等主務大臣の指定する疾病に付ては一年迄延長することが出來る。

尙船舶所有者が船員法に依り船員の傷病に付て扶助をなし又は手當を支給する場合は、其の期間經過後療養の給付及疾病手當金を支給する。

ロ　養老年金

十五年以上被保險者たりし者がその資格を喪失して五十歲を超えたとき、又は五十歲を超え其の資格を喪失したときは其の者の死亡する迄被保險者たりし期間に比例して一定の年金（例へば十六年未滿の場合は被保險者たりし全期間の平均報酬年額の四分の一に相當する金額）を支給する。

尙養老年金を受くる資格のある者又は之を受けつゝある者が死亡した場合は、年金額の五年分に相當する金額又は其の既に受けた年金總額と年金額の五年分との差額を一時に遺族に支給する。又再就職したときは其の期間中年金の支給を停止することとなつてゐる。

ハ　癈疾年金及癈疾手當金

被保險者の資格喪失前六年間に三年以上被保險者たりし者の資格喪失前に發した傷病又は之に因り發した疾病に依り癈疾の狀態となつた者には死亡に至る迄養老年金と同額の癈疾年金を支給する。但し既に養老年金を受けてゐる場合には支給しない。

尙癈疾の程度が輕い場合には年金の代りに一時金として被保險者たりし全期間の平均報酬月額の七月分に相當する癈疾手當金を支給する

又癈疾年金受給者が死亡したときは一定の額を其の遺族に支給することとなつてゐる。

ニ　脫退手當金

三年以上十五年未滿被保險者たりし者が死亡したとき、又は其の資格を喪失した後更に被保險者となることなくして一年六月を經過した場合、一定の手當金（例へば三年以上四年未滿被保險者たりし場合は其の平均報酬額の一月半分）を支給する。

但し癈疾年金を受くる若には脫退手當金を支給しない。

ホ　死亡手當金

三年以上被保險者たりし者が死亡した時は其の遺族に對し平均報酬月額の三月分を支給する。

以上述べた諸給付の中特に年金制度を認めたのは、船員は常に家庭を離れて不自由な海上生活を送る爲に精神上又は經濟上の苦痛が少くなく又其の生活も不安定であるのみならず、海上勤務が永くなるに從つて陸上の生活事情に疎くなる爲に船員を罷めたる後陸上の職業を得ることは極めて困難となるのである。即ち船員には陸上の勤勞生活者に見ることの出來ない特殊事情がある爲一旦船員になつた者も機會さへあれば速に陸上に轉職せんとする傾向が一般に著しい爲現在船員の勤續期間も短い實情に在るのである。年金制度は如斯實情に即して設けられたものであり、之に依り多數の優秀なる船員をして後顧の憂なく安んじて永く海上勤務に精勵せしめ、以て海上に於ける人的資源の確保を期せんとするものである。

四　保險料

保險料は被保險者の標準報酬額に保險料率を乘じたもので之を船舶所有者と船員が折半して負擔する。

五　國庫負擔金

國庫は毎年養老年金、廢疾年金、廢疾手當金、脫退手當金及死亡手當金の給付總額の五分の一に相當する金額及本制度運營上必要なる事務費を負擔する。（此の制度實施後第十年度には約四十六萬圓程度となる見込である）

六　權利の救濟

保險給付に關する決定に不服ある者の爲に船員保險審査會を設置して審査を爲し、保險料其の他徴收金の賦課若は徴收處分又は滯納處分に不服ある者の爲に訴願又は行政訴訟を認むることとなつてゐる。

本法は職員健康保險法と同樣昭和十四年度を準備期間として七月一日より其の一部を實施し、十五年四月一日より全面的に實施せられる豫定でめり、之が經費は十四年度追加豫算で職員健康保險及船員保險制度創設に要する經費として二三二、三〇〇圓が決定してゐる。

第三節　退職積立金及退職手當

退職積立金及退職手當法は我國における劃期的な社會立法であり、昭和十二年一月一日より實施されてゐる。尤も本法は原案の發表（昭和十年六月）以來紛糾に紛糾を重ねその都度後退を餘儀なくされて漸く制定されたものであることを注意しなければならぬ。即ち、本法は換骨奪胎されたのであるが、その最大缺陷は何と云つても適用範圍の狹いことであらう。本制度の適用範圍は工場法、鑛業法の適用を受くる事業にして常時五十人以上の勞働者を使用するものに限られてゐるから（適用事業數は工場七%、鑛山二一%、勞働者數は工場六二%、鑛山九三%）交通運輸土木建築等の勞働者及び小經營の勞働者は本制度に均霑し得ないのである。元々大規模經營の工場鑛山の多くは本制度實施前既に慣行的にこれを實施してゐたのだから、本制度の必要はむしろ小經營において大であつたと云はなければならない。而かも小經營はその基礎の薄弱であることよりして退職手當制度の必要は更に倍加

されるのである。かくの如く最も本制度の必要が要請される小經營をその適用範圍から除外したことは本制度の最大缺陷と云ふべきであらう。

本制度についての詳細は之を本年鑑昭和十二年版に讓り、ここでは昭和十三年退職積立金及退職手當法施行狀況の概要をみるにとゞめる。（「勞働時報」に據る）

一、適用事業數及適用勞働者數

法第一條に依り强制適用を受くる事業數は十二月三十一日現在に於て八、三七五工場、五四一鑛山にして適用勞働者數は職工二、一五二、二四一人、鑛夫三七〇、八七九人である。この適用事業を退職手當制度別にみれば、法第十六條、第十七條に依る退職手當制度所謂原則に依るもの四、六九〇工場（勞働者七六四、九七九人）、一五〇鑛山（勞働者四六、七八六人）にして其の合計は總數の五五%を占め、法第三十條に依る準備積立金制度に依るものは三、六一七工場（勞働者一、二九九、八四三人）、三八六鑛山（勞働者三一四、七七九人）にして兩者を合したるものは總數の四五%に達してゐる。法第三十條に依るものが事業數の割合に比し適用勞働者數の多きは大規模の事業場にして、此の制度を採用せるものの多き結果に基くものにして、殊にこの傾向は鑛山に於て顯著である。

右の外法第一條の適用を受くる事業には、法第四十一條に依り共濟組合に依る代行を認められたるもの一八工場、勞働者八二、三七五人及令第五條に依り道府縣及市町村の經營する事業にして適用を受くるもの五〇工場、勞働者五、〇四四人がある。

尙法第三條に依り勞働者數五〇人未滿を使用する事業主が自發的に許可を得て本法の適用事業となれるもの四九六工場、勞働者一、四二〇人と一四鑛山、勞働者四〇一人とがあるが、斯くの如き事業主が今後益々增加することは望ましきことである。

二、積立金狀況

(1) 退職積立金

勞働者の退職積立金は昭和十三年中の積立額一八、一二四、七三〇圓、支拂額は四、七七三、〇四一圓にして、其の差引殘額一三、三五一、六八八圓を昭和十二年末現在額一二、三三五、二一六圓に加ふるときは實に二五、六八六、九〇五圓の巨額に達してゐるのである。而して退職積立金は其の性質上大部分は郵便貯金として積立てられてゐる。同年中に於て法第十三條に依り事業主が行政官廳の許可及び勞働者の同意を得て之を運用したるは僅に八、四三四圓に過ぎない。

(2) 退職手當積立金

本制度に依る事業主は法第十六條に依り年一回以上一定の時期に勞働者の賃金の百分の二に相當する金額を積立て、尙負擔能力のある事業にありては、令第十七條の標準に從つて更に百分の一乃至百分の三を積立てる譯であるが、昭和十三年中には八、四五四、三七三圓が積立てられ、退職勞働者に對する同年中の手當支給額は一、三〇五、一九七圓にして其の差引殘額と昭和十二年末現在額との合計は一二、三三九、六四六圓である。この金額は事業の都合に依る解雇の場合に支給さるべき特別手當積立金と普通手當支給の爲の積

立金であつて、郵便貯金、銀行預金、金錢信託、登錄國債として將來に備へられてゐる狀態である。同年中の退職手當積立金の運用金はないのである。

(3) 準備積立金

本制度に依る事業主は勤續一年に付標準賃金十二日分以上の退職手當を支給するために一定の期間中の賃金の百分の三・三以上を準備積立金として積立てた金額は二五、八八〇、四一二圓に達してゐる。同年中の手當の支給額は四、四四三、八七六圓である。

尙、昭和十三年末現在の積立金額を鑛山監督局別及道府縣別に見れば附表の通りである。

(一) 工場に於ける積立金調

	退職積立金	退職手當積立金	準備積立金	合計
前年末現在額	一〇、四七〇、九二九・一七円	四、八八八、四六一・六四円	一三、八九四、四九八・四六円	二九、二五三、八八九・二七円
本年中 積立額	一五、二二七、八六二・四五	七、八九一、八七三・八六	一九、九〇〇、五六三・五二	四三、〇二〇、二九八・八三
本年中 支拂額	三、九三八、一四六・二四	一、二六九、七八一・五一	三、二八五、二五八・六九	八、四九三、一八六・四四
本年中 差引殘額	一一、二八九、七一六・二一	六、六二二、〇九二・三五	一六、六一五、三〇四・八三	三四、五二七、一一三・三九
本年末現在額	二一、七六〇、六四五・三八	一二、五一〇、五五三・九九	三〇、五〇九、八〇三・二九	六三、七八一、〇〇二・六六
內譯 郵便貯金	一五、五一五、五六六・五五	二、七五九、六〇八・六一	三、二〇九、七五七・三八	二一、四八四、九三二・五四
內譯 銀行預金	六、二三九、一二二・七六	五、六一六、七七三・二三	一〇、八一三、〇八九・五七	二三、六六八、九八五・五六
內譯 金錢信託		六一六・三六	一六、三四五、七五九・一〇	一九、四五六、八二六・五三
內譯 登錄國債		—	一一四、五九一・〇三	一三八、三〇八・一一
內譯 運用金		五、二三九・七一	二六、六一〇・二一	三一、九四九・九二

(二) 鑛山に於ける積立金調

	退職積立金	退職手當積立金	準備積立金	合計
前年末現在額	一、八六四、二八七・五六円	三〇二、〇〇九・三二円	三、一三七、二九四・九四円	五、三〇三、五九一・八二円

本年中	積立額	二、八九六、八六七・八七	五六二、四九九・七五	五、九七九、八四九・四七	九、四三九、二一七・〇九
	支拂支給額	八三四、八九九・四〇	三五、四一六・四四	一、一五八、六一八・〇四	二、〇二八、九二九・八八
	差引殘額	二、〇六一、九七二・四七	五二七、〇八三・三一	四、八二一、二三一・四三	七、四一〇、二八七・二一
本年末現在額		三、九二六、二六〇・〇三	八二九、〇九二・六三	七、九五八、五二六・三七	一三、七一三、八七九・〇三
內譯	郵便貯金	三、八八一、二〇三・八四	三六九、二〇七・八五	一、二一七、四一九・八〇	五、四六七、八三一・四九
	銀行預金	四一、九六一・七二	二一六、八一五・六九	一、七五七、八三八・六六	二、〇一六、六一六・〇七
	金錢信託	—	二〇五、七六九・〇九	四、九五八、七六七・九一	五、一六四、五三七・〇〇
	登錄國債	—	三七、三〇〇・〇〇	二四、五〇〇・〇〇	六一、八〇〇・〇〇
	運用金	三、〇九四・四七	—	—	三、〇九四・四七

備考　一、年內に積立たる額とは現實に積立たる額なり

二、年內に支拂又は支給したる額とは退職積立金、退職手當積立金、準備積立金中より支出せる額なり

三、退職積立金支拂狀況

退職したる適用勞働者は職工七九八、一七四人、鑛夫二一八、五一四人計一、〇一六、六八八人の多數に達し、之に對し支拂はれたる退職積立金は五、一一八、八九九圓にして、前揭の數字と一致せざるは賃金より控除し未だ積立てを爲さざりし金額等を含めたるに依る。

退職勞働者の退職積立金支拂狀況

退職したる勞働者數	工場	鑛山	合計
男	四〇四、五九二	二〇五、〇六〇	六〇九、六五二
女	三九三、五八二	一三、四五四	四〇七、〇三六
計	七九八、一七四	二一八、五一四	一、〇一六、六八八

退職したる勞働者の退職積立金總額	工場	鑛山	合計
男	二、七九五、一五五・六八 円	九二〇、三九四・〇一 円	三、七一五、五四九・六九 円
女	一、三七〇、七四二・九五	三三、六〇六・七九	一、四〇三、三四九・七四
計	四、一六五、八九八・六三	九五三、〇〇〇・八〇	五、一一八、八九九・四三

備考　退職積立金總額には退職積立金の運用金、其の利子及賃金より控除し積立を爲さざる金額を含む

四、退職手當支給狀況

(1) 工場

昭和十三年中に退職したる適用職工は男四〇四、五九二人、女三九三、五八二人、合計七九八、一七四人である。右の內退職手當を受けたるもののその總額は七、七八〇、一四〇圓にして、已むを得ざる事由に因る退職者め三、三一七、二〇一圓を最高とし、自己都

合に依る退職者の二、三四三、九二五圓が第二位となつてゐるが、前者に比し退職者數の割合に金額少きは、自己都合に依る退職のため、手當の支給せられざるか或は減額せられたるものがある爲である。事業の縮少整理等に依る解雇者に對しては九七一、六六三圓の手當が支給せられてゐるが、其の内一四、三六七圓は特別手當である。次に退職者を府縣別に見るに、大阪府の一一四、五六一人を筆頭に東京府八八、九三五人、兵庫縣八一、四九三人、愛知縣七二、五二九人の順であるが、一萬人以上の退職者を出したるは二十一府縣に及び千人未滿は青森、秋田、沖繩の三縣である。

(2) 鑛　山

鑛山に於ては男子鑛夫二〇五、〇六〇人、女子鑛夫一三、四五四人合計二一八、五一四人の退職者を出した。右の内退職手當の支給を受けたるものの總額は一、三九六、四〇五圓にして、已むを得ざる事由の五六七、一八九圓を第一位に、自己都合三九一、六〇三圓、事業の縮少整理二二四、三九九圓（内特別手當一四、三六七圓）となつてゐる。

次に退職者數を監督局別に見るに福岡は一五二、六六四人にして總數の七〇％を占め、札幌は三一、七二九人、仙臺一九、六五七人以下大阪、東京の順である。

第三章　失業防止救濟施設

昭和十四年中の失業防止救濟施設は前年に引續いて二つの失業問題に對應するものであつた。その第一は一般の失業者或は極端な表現を用ふれば、固有的本源的失業者である。之が對策たる失業應急事業は時局下勞働力の不足に伴ひ時局産業が採用條件を下げて吸收した等の事情により縮少の一路を辿つた。その第二は物資動員計畫に基く失業者の問題で、殷賑産業が之を逐次吸收したると政府の施策當を得たるとによるが、幸ひにして當初案ぜられた程の社會不安を生ずることなく、十四年夏期を以て一應危機を脱したのである。

第一節　轉失業施設

轉失業問題の趨勢　嚮に事變特に物資動員に因る失業の防止及び救濟に關して問題の重要性に鑑み對策の樹立並に實施に萬全を期するため昭和十三年九月二十一日商工省に臨時轉業對策部が、同年十月五日厚生省に臨時失業對策部が夫々設置され、前者は主として「物資需給調整ニ伴フ」ものを掌り後者は更に廣汎な「支那事變ニ伴フ失業者ノ救濟等ノ失業對策ニ關スル事務」を掌ることとなり夫々事實上は事業主の營業の維持轉換（失業の防止）、從業員勞務者の轉職（失業者の救濟）のため種々の方策を講じたのである。

而してその失業者數は昭和十三年末を峠として十四年に於ては逐次漸減し、昭和十四年夏を以て社會不安の危機を脱したのである（第一表及第二表參照）。そのため兩對策部は光榮

ある開店休業の稱を得た程である。（但し第二表に於て、物資動員計畫の實施に因る直接の犧牲たる商工業の業主の減少が顯著であるに比して、其の他の産業部門の休失業主數の減少傾向が鈍いのは勞力不足、電力其の他の動力不足等に因るものと想像される。）

事變關係失業者數調（現在數及見込數）（厚生省調査）

調査現在	區分	現ニ失業セルモノ	失業ノ虞アルモノ	合計
一三、一〇、一	被傭者	一三、二四一	二六、九八六	四〇、二〇〇
	業主	一〇五、一四九	二三五、八二八	三二〇、九七七
一三、一一、一	被傭者	一三、四九三	八九、六二四	二四、七六八
	業主	二九、四七一	一〇七、一一四	五八、八三四
一三、一二、末日	被傭者	二六、三六〇	八八、八三二	五三、一五五
	業主	一七、八三四	四九、八六一	六一、九八三
一四、一、末日	被傭者	一五、三三二	四〇、二六三	五五、四五七
	業主	一二、七七七	三一、一三九	四六、〇六四
一四、二、末日	被傭者	一三、一二一	二四、九一五	三九、四九一
	業主	一一、五一七	二三、〇二八	三五、〇六七
一四、三、末日	被傭者	一〇、三四四	一七、九九八	三〇、五八五
	業主	八、九五七	一五、二〇四	二六、七八九
一四、四、末日	被傭者	八、五五一	一二、九六九	一九、五三四
	業主	六、九二九	一三、一五二	一六、〇七六
一四、五、末日	被傭者	一〇、	六、〇八〇	一一、二四〇
	業主			

事變關係休失業主數趨勢（商工省調査—轉失業對策時報ニ據ル）

	昭和一三年一一月末	一三月末	昭和一四年一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	一〇月末	一一月末
現ニ休業ノモルアニ失業ノ													
商業關係	六、八三一	五、九九五	三、四八五	二、七五八	二、五二九	二、五九一	二、二〇七	一、九九一	一、七三一	一、六四四	一、四五四	一、三二八	一、三九九
工業關係	二三、三七三	一九、六二七	一三、九五五	一二、二三一	九、九〇六	一〇、一三二	九、〇六四	八、〇八九	六、九四八	六、六三八	五、一六六	五、二七九	四、八五九
其ノ他ノ産業	一八〇	八二一	三五四	三六二	三六二	三八一	二四四	二四六	二六九	二五八	二七五	一九五	一三四
合計	二九、三八四	二六、四四三	一七、七九四	一五、三四一	一二、七九七	一三、一〇四	一一、五一五	一〇、三三六	八、九四八	八、五四〇	六、八九三	六、八〇二	六、三九二
將來失業ノモルア													
商業關係	三四、七六四	三三、〇九〇	三九、〇〇五	三五、八九四	二八、六四一	二三、一六七	一九、八九〇	一七、三九七	一四、六〇七	九、六七七	七、〇九六	七、六八四	五、五五一
工業關係	二三、七二〇	一八、九二〇	二一、六二一	一九、三八八	一六、三八一	一五、二一九	一四、〇八七	一二、二七四	一一、二五七	八、九〇九	八、一二四	七、四五九	六、六三〇
其ノ他ノ産業	二三五	一、四一〇	一、三六八	一、一五一	一、〇〇二	一、二二四	一、〇一五	八九四	九一三	五一二	八五九	八七九	五〇四
合計	五八、七一九	五三、四二〇	六一、九九四	五六、四三三	四六、〇二四	三九、五〇〇	三四、九九三	三〇、五六五	二六、七七七	一九、〇九八	一六、〇七九	一六、〇三二	一二、六八五

| | | |

一般就職	三七六	一	一〇	二〇九
其ノ他	三、五五九	一六一	三	一〇七
合計	一、七三九	二三九	五六一	四、三九九

轉業資金の融通——新に預金部より二千萬圓を以て本資金を設定し昭和十三年十二月五日付商工・大藏・內務三次官より各地方長官宛通牒を發した。その後の利用狀況は第四表の通りである。

中小商工業轉換資金月別供給決定狀況（昭和十四年分）

月別	當月末現在供給決定額	當月中供給決定額
一月	六六九、二八五	四〇七、〇九九
二月	一、九五三、四五一	一、二八四、一六六
三月	二、二七二、六一九	三一九、一六八
四月	三、六六七、五六四	一、三九四、九四五
五月	三、七五六、二四九	八八、六八五
六月	四、〇五九、三三二	三〇三、〇八三
七月	四、四六三、五五〇	四〇四、二一八
八月	四、五七二、一二八	一〇八、五七八
九月	四、九三一、三九四	三五九、二六六
十月	五、五二八、九五〇	五九七、五五七
十一月	六、五三九、三六〇	一、〇一〇、四一〇
十二月	六、八四四、五一〇	三〇五、一五〇

(2) **工業組合共同施設費の補助**——物資需給調整に因り打撃をうけた中小工業者の組織する工業組合が組合員の事業の維持又は轉換の爲に必要なる共同施設を設けんとする場合に其の所要資金に對し平均五割の國庫補助をなすこととし、申請組合五〇〇（其の所要設備費總額二千萬圓）に對して愼重審査の上十三年度分として交付したのは次の通りである。

昭和十三年十二月末現在	八組合	一〇五、六〇〇圓	二〇	二九
昭和十四年一月二十日現在	一二四組合	二、五八九、六〇〇圓	三	一〇七
昭和十四年二月二十日現在	二一七組合（組合員數一八、一九二）	四、二〇〇、〇〇〇圓	五六一	四、三九九

十四年度に於ては申請組合三四四（其の所要設備費總額一千八百萬圓）に付き審査の上二一四組合組合（員數約二萬五千人）に對して四百二十萬圓の補助金交付を十四年二月二十九日付で指令した。

(4) **共同受註事務所設置費の補助**——中小工業者に對する軍需品其の他の下請受註に關し陸海軍其の他の官衙及民間工場と道府縣及受註者たる工業組合又は同聯合會との緊密なる速絡を保持し、受註の斡旋に努め下請工業受註に關する事務の圓滑なる遂行に任ずる爲發註者の集中せる主要都市八箇所即ち東京、横須賀、名古屋、大阪、舞鶴、吳、小倉、佐世保に共同受註連絡事務所を設置せしめ、之が事務費の一部を國庫より補助することとし、陸海軍と打合せたる成案に基き、七月二十八日大阪市工業奬勵館に於て幹事府縣關係者の打合會を開きその名稱及設置要綱を左記の通決定した。横須賀、吳佐世保は既設のものの機能充實をはかり、他の新設五ヶ所は十月一日開設の目標を以て準備を進めた。尙この下請工業事務所の設置補

助費は十四年度分五三、三九五圓である。

下請工業事務所設置要綱

(一) 本事務所ハ發註者タル陸海軍其ノ他ノ官衙及民間工場ト道府縣及受註者タル工業組合又ハ同聯合會トノ緊密ナル連絡ヲ保持シ受註ノ斡旋ニ努メ下請工業受註ニ關スル事務　圓滑ナル遂行ニ任ズルモノトス。

(二) 本事務所ノ名稱ハ「下請工業東京事務所」又ハ「統制工業横須賀事務所」ノ如ク稱スルモノトス。

(三) 本事務所ハ受註者ノ存在スル主要都市八箇所ニ之ヲ設置スルモノトシ其ノ所在地、關係道府縣及關係陸海軍官衙ハ別紙「下請工業事務所一覽表」(省略)ニ依ルモノトス。

(四) 本事務所所在地府縣ハ原則トシテ幹事府縣トス、幹事府縣ニ於テ取扱フ事務左ノ如シ

(1) 事務所設置ニ關スル事項
(2) 關係道府縣等ノ打合會議開催ノ連絡斡旋ニ關スル事項
(3) 事務所ノ監督ニ關スル事項
(4) 所員ノ依囑、解囑又ハ任免ニ關スル事項
(5) 事務所ノ豫算及決算ニ關スル事項
(6) 分擔金ノ分賦徵收ニ關スル事項
(7) 其ノ他本事務所ニ關スル關係道府縣間ノ連絡斡旋ニ關スル事項

(五) 各事務所ニ所長ヲ置ク、所長ハ當該幹事府縣ニ於テ勤務ヲ委囑セラレタル商工省囑託ヲ以テ之ニ充ツルモノトス。

關係道府縣ハ道府縣職員ヲ當該道府縣出張員トシテ本事務所ニ派遣スルモノトス、但シ其ノ職員ヲ派遣シ得ザル事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ道府縣出張員ニ對シテハ幹事府縣ニ於テ當該事務所所員(囑託)トシテ依囑スルモノトス、本事務所ニハ前項ノ外必要ナル所員ヲ置クモノトス。

(六) 所長ノ職務權限及掌理事項左ノ如シ

(1) 事務所ニ於テ取扱フ事務ヲ統轄スルコト
(2) 事務所ヲ管理スルコト
(3) 所員ヲ指揮監督スルコト
(4) 關係ノ道府縣又ハ工業組合若ハ同聯合會ヨリ委任ヲ受ケタル事務ヲ處理スルコト

(七) 所員タル道府縣出張員ハ所長ノ指揮監督ヲ承ケ左ノ事務ヲ掌ルモノトス。

(1) 事務所ニ於テ取扱フ事務ニ付所屬道府縣關係事務ヲ分擔スルコト
(2) 關係ノ道府縣又ハ工業組合若ハ同聯合會ヨリ委任ヲ受ケ處理スル所長ノ事務ヲ補佐スルコト

(八) 本事務所ニ於テ取扱フ事務ノ概要左ノ如シ

(1) 受註ノ斡旋ニ關スル事項
(2) 見積書提出ノ連絡ニ關スル事項
(3) 發受註價格決定ノ連絡ニ關スル事項
(4) 契約書作成及提出ノ連絡ニ關スル事項
(5) 借用品ノ借用及返還ノ連絡ニ關スル事項
(6) 交付原材料ノ受領及運搬ノ連絡ニ關スル事項

(7) 製品ノ納入及檢査ノ連絡ニ關スル事項
(8) 代金ノ請求及受領ノ連絡ニ關スル事項
(9) 納期嚴守ノ連絡ニ關スル事項
(10) 製作ノ技術指導ノ連絡ニ關スル事項
(11) 金融ノ斡旋ニ關スル事項
(12) 其ノ他發受註ニ關スル連絡斡旋ニ關スル事項

（以下略）

其の他轉業技術の指導、註文の配分調整（下請工業の振興助成施設）、物資の配給斡旋、見本製作（軍需品、輸出品、代用品の見本）費補助、見本（貿易關係及代用品關係）展示會の開催、等の種々の方策を實施した。

失業對策施設　次に厚生省失業對策部は職業補導施設を整備して、事變に因る失業者を約三ケ月間短期再訓練して就職の斡旋に努め、再訓練の要なき者は第一線たる職業紹介所の窓口で就職斡旋した。又、授產及內職施設を助成して生業の確保に努めたのである。

殘業補導施設は昭和十三年十一月以降に於て開所されたのであるが、その開所狀況は次の通りである。

		一期の定員	一月現在入所人員
十四年一月現在	職業紹介所直營施設	二八	二、六一七
	委託施設	一五	二、〇八六
十四年七月廿五日現在	職業紹介所直營施設	一〇〇	一期の定員
	委託施設	二三	五、七〇四

其の他の諸事業に關しては未だ公表せられてゐない。

轉失業對策施行成績　次に之等轉失業對策施設による轉業轉職狀況並に斡旋狀況をみるに次の如くである。

（一）離職者歸趨狀況　厚生省調査によつて離職者の歸趨狀況を月次的にみれば、次表の如く、漸次遞減してゐるが、その傾向は本節冒頭に於て述べたる事變關係失業者數調と全くその軌を一にしてゐるものと語つてよいであらう。

離職者歸趨狀況（厚生省調査）（轉失業對策時報に據る）

	失業者（失業の虞ある者を含む）の內其の月中に於ける歸趨者總數	同上中轉業轉職せるもの	織維關係より轉職せる內數	歸農せるもの	其の他 原材料配給による原業原職復歸移民應召等
十四年一月	四三、〇〇〇	一九、五七五	六、六〇〇	四、一四七	一九、六四九
二月	—	—	—	—	—
三月	三三、〇〇〇	一九、一七六	七、二五六	三、七六八	九、三六六
四月	三〇、〇〇〇	一五、八二二	五、四三一	四、五七八	一〇、一四六
五月	—	—	—	—	—
六月	—	—	—	—	—
七月	二〇、〇〇〇	一三、二八〇	三、九五六	四、〇一四	四、二九二
八月	二〇、六〇〇	一二、四九二	三、八九二	三、七八二	五、三五三
九月	一九、九九八	一二、三九三	二、九七八	三、五〇九	五、〇九六
十月	一七、三〇七	九、七九六	二、五四六	二、八六九	四、六四二

（二）離職者斡旋狀況　厚生省調により全國の職業紹介所

に現はれた物資動員による離職者の斡旋狀況をみれば次の如くである。

事變關係離職者斡旋狀況（職業紹介所取扱）

月別	來所者數		求職		相談		
	總數	同上中本月受	就職	就職未濟	補導施設	授産施設	資金の融通	其の他	計
十三年七月中	—	七、二三五	—	—	—	—	—	—	—
八月中	—	一〇、二八二	—	—	—	—	—	—	—
九月中	—	七、五六五	—	—	—	—	—	—	—
十月中	—	四、七三一	—	—	—	—	—	—	—
十一月中	七、九九三	五、一八二	二、五二九	三、一四八	一、一四五	六九	一五	三一九	一、五四八
十二月中	九、〇五六	五、六二五	二、一八八	二、六七九	一、七九七	五二九	一八	四三九	二、七八三
十四年一月中	九、〇六〇	六、二五一	二、四八四	二、六九九	一、五一九	九五五	二四	四五二	二、九五〇
二月中	七、一一〇	四、四八二	二、〇八二	二、五一〇	一、一六一	一六八	五一	二一九	一、五九九
三月中	六、七二一	四、一一三	二、三五二	二、二八五	九七二	二二二	二四	一四五	一、三七三
四月中	五、五二一	三、二三五	一、八九五	二、〇七四	九一六	五一八	二五	一八七	一、六四四
五月中	五、二八八	三、三二六	一、六八二	一、七六二	一、一三九	三二八	一七	二一	一、四九五
六月中	五、八九〇	四、〇二三	一、六九一	一、六八一	一、五六四	六三四	二〇	一六四	二、一九二
七月中	四、九二六	三、二四五	一、七三一	一、六五〇	六九六	四六〇	四九	一五一	一、三五六
八月中	五、一七〇	三、五一七	一、七八六	一、五九六	八三八	六四九	二〇	七九	一、五八六

次に六、七、八月分の斡旋狀況を離職前の業態別にみるに（六月五、八九〇人、七月四、九二六人、八月五、一七〇人）先づ毎月の來所者に就きこれを述ぶれば、各月の來所者總數の中、六月分に於ては物動以外關係の一、三四七人が各業態

別中の最高位を占め、七月分に於ても亦一、三〇五人で同様の傾向を示し、八月分に於ては其の他物動關係の一、三二三人が最大の數字を示してゐる。反之、護謨關係の來所者が各月とも最低なるは蓋し當然の結果と思考せられる。

就職者、補導施設へ斡旋せるもの、就職未濟の者等に關する最高最低も次表によつて明白である。

	來所者		就職者		補導施設へ斡旋せるもの		就職未濟者	
	實數(人)	率%	實數(人)	率%	實數(人)	率%	實數(人)	率%
六月 最高 物動以外	一、三四七	三	其他物動 四〇八	二〇	物動以外 五三〇	三九	其他物動 三八八	二三
六月 最低 ゴム	二〇〇	三	ゴム 三〇	一五	ゴム 一一	六	ゴム 八〇	五
七月 最高 物動以外	一、三〇五	二六	物動以外 五二三	四〇	物動以外 二四一	一九	其他物動 三八三	二三
七月 最低 ゴム	一四三	三	ゴム 二〇	一四	ゴム 一一	八	ゴム 七三	四
八月 最高 其他物動	一、三三三	一五	物動以外 四六六	三五	物動以外 四三五	三三	其他物動 三八七	二四
八月 最低 ゴム	一一三	二	ゴム 三三	一九	ゴム 五四	五	ゴム 五三	三

(三) 轉失業者採用狀況　昭和十四年前半の民間殷賑工場における事變關係離職者の採用狀況を概觀すれば、左表の如く、その實數においても、新規採用者總數に對する割合においても、月次的に遞減傾向を示してゐるが、これも亦本節冒頭において述べたる失業者數の遞減に原因するものと言つてよいであらう。

民間殷賑工場に於ける事變關係離職者採用狀況

	新規採用者數(A)						同上中事變關係離職者數(B)					
	十三年十、十一月	十二月	十四年一月	二月	三月	四月	五月	十三年十、十一月	十二月	十四年一月	二月	三月	四月	五月
金屬工業及機械器具製造業	三二、〇九四	一七、三三三	一八、二六一	二二、八〇七	二三、一〇九	三三、四二一	一七、五七三	六、二七九	三、二三七	二、三八五	二、三四八	二、四四五	一、六七九	一、三一四
化學工業	三、一九六	一、九一〇	一、八一五	一、四一六	一、八四九	二、〇三二	一、七一〇	四五〇	二三三	二三六	一八八	一三四	一二七	九六
鑛山業	一、二九八	六八一	一、二六一	七七二	一、一一九	一、二〇七	九五四	三	四	四	三	四	五	二九
紡績工業	八九五	三六八	四三三	四五五	五五三	一、九三八	三七一	七六	三八	四九	四七	二三	—	二
其の他	三五五	二〇〇	二三八	一八四	一四四	二〇四	三〇四	二四	九	五	一	一七	九	四
計	三六、八三八	二〇、三八二	二三、〇〇九	二四、六三四	二六、七七四	三七、七九二	二〇、九一二	六、八三二	三、五一一	二、六六九	二、五九七	二、六二三	一、八二〇	一、四五五

Aに對するBの割合（%）

	十三年十、十一月	十三年十二月	十四年一月	二月	三月	四月	五月
金屬工業及機械器具製造業	二〇・二	一八・八	一三・一	一〇・八	一〇・六	五・〇	七・五
化學工業	一四・一	一一・九	一二・五	一三・三	七・三	六・三	五・六
鑛山業	〇・二	〇・六	〇・三	〇・四	〇	〇・四	三・〇
紡績工業	八・五	一〇・三	一一・三	一〇・三	四・二	一	三・二
其ノ他	六・八	四・六	二・一	六・〇	四・九	四・四	一・三
計	一八・五	一七・二	一二・一	一〇・五	九・八	四・八	七・〇

第二節　失業救濟事業

昭和十四年における失業救濟事業は從前の惰勢によつて繼續された觀が深く、從つて事業の內容は著しく縮減せられ、殆んど名目を殘すのみの態であつた。厚生省殘業部「昭和十三年度應急事業概要」はこの間の事情を明らかにしてゐる。

「昭和十三年度ニ於テハ今次支那事變ノ勃發ニ伴ヒ軍需產業ノ勃興其ノ他產業活況ヲ呈シ經濟界好轉セル爲都市失業者中ノ靑壯年ノ者ハ之ガ產業部門ニ就職セルモノアリテ失業狀況稍緩和ヲ見タリト雖モ六大都市其ノ他勞働都市ニ於テハ之等產業部門ニ猶吸收シ得ザル者相當多數ヲ算シ且之等失業者ハ概ネ年齡高ク其ノ能力低劣ナルニ依リコノ儘放任スルヲ得ザル實情ニ在リタリ本年度ニ於ケル國庫補助豫算ハ前年度ニ比シ著シク減額ヲ見タルニ依リ事業計畫ノ規模ヲ極度ニ縮減シ失業應急事業ヲ施行スルコトトセリ、即チ補助事業トシテ十團體ノ起興ヲ、爾餘ノ九團體ニ對シテハ國庫補助ヲ伴ハザル所謂起債事業トシテ之ガ起興ヲ認メタリ」

即ち十三年度の一般勞働者失業應急事業は前年度に比べて事業費三七・五%を減じ、前々年度に比べて六二・五%の減少を示してゐる。又小額給料生活者失業應急事業は前年度計畫に比べて事業費三五・二%を減じたものである。而して兩應急事業計畫の事業費及勞力費合計は七、六三六、一八九圓（繰越を含まず）である。

上述の事情は昭和十四年度に就いても亦同樣である。

昭和十四年度失業應急（起債）事業ニ對スル
預金部資金配當額——八共同團體ニ對シ資金融通
見込額合計　五七四、八〇〇圓

昭和十四年度一般勞働者失業應急事業費
國庫補助割當額——七公共團體ニ對シ補助額
合計　二七一、〇〇〇圓

而して更に一般勞働者失業應急事業中「小額給料生活者失業應急事業就業者」については「滿三十歲以上の者にして現在扶養家族を有し眞に生活困難の狀況に在る者に制限」し、現在この事業に就業中の者でこの制限に伴ひ整理する時は適當なる就職斡旋を行ふべしと指示してゐるのである。

失業者更生訓練施設　昭和十一年度に於て失業者の精神的方面に着目し、全人的救濟を企圖して創始したる更生訓練施設は、昭和十二、十三年度に入つて以來其の訓練實施狀況が

愈々本格的となるに至つた。即ち昭和十三年度の更生訓練施行團體は八團體、十一訓練施設が認可され、收容豫定人員九一〇人、事業費六九、三二四圓の計畫を以て國庫より三四、六五八圓の補助金を交付することとした。

斯くして當初收容したる人員は五六八人であつたが中途退去したる者があつて、結局終了したる者は右の八割九分强に當る五一〇人で、其の事業費支出額六二、〇二〇圓一三錢、之に對する國庫補助金交付額三一、〇一〇圓〇五錢である。

而して訓練生の入所詮衡に當つては努めて適格者を得ることに留意し入所希望者に對しては十分嚴選を行つたのであるが、約一〇%の中途脫退者を出すに至つたものである。

昭和十三年度失業者更生訓練施設狀況

	收容人員 收容者總數	收容人員 終了者	經費決算額	國庫補助金交付額
	人	人	円	円
東京市	三九一	七八	五、二七六・八七	二、六三八・四三
京都市	六六	五二	五、二一七・二〇	二、六〇八・六〇
大阪府	一七	一六	一〇、二三二・〇六	五、一一六・〇三
計	一七四	一四六	二〇、七二六・一三	一〇、三六三・〇六
大阪市	二五	二四	四、五一八・二五	二、二五九・一二
神奈川縣	四一	三三	五、三一九・〇〇	二、六五九・五〇
横濱市	二八	二三	一、八六八・五六	九三四・二八
計	六九	六六	七、一八七・五六	三、五九三・七八
大阪市	六一	五九	八、五三〇・〇〇	四、二六五・〇〇
神奈川縣	八七	七九	七、二三二・四八	三、六一一・二四
横濱市	六一	五九	五、〇五一・八二	二、五二五・九一
神戸市	三四	三〇	四、八三〇・四五	二、四一五・二三
福岡縣	五七	四七	三、九五三・四四	一、九七六・七二
合計	五六八	五一〇	六二、〇二〇・一三	三一、〇一〇・〇五

次に訓練の實情、稼得賃金並に更生貯金狀況、就職狀況について厚生省職業部「昭和十三年失業應急事業概要」の語る所を揭記すれば次の如くである。

「訓練の實績に就て省察するに、各訓練生が精神的に更生せることは勿論なるも、規律的生活の結果著しく健康を恢復し、體力を增進し精神身體兩能力共驚異的なる進步向上を確認するを得たり。而も訓練生の更生が他の失業者に及ぼせる影響亦著しく、又他面世人の失業者に對する從來の認識を改めしめたる點も看過し難き事實なり。」

今訓練生の更生貯金を見るに、稼得賃銀中食費及若干の小遣錢を除きては、更生貯金として貯金せしむるものなるも、本年度終了者の貯金高は二六、六三八圓六五錢、稼得賃銀六四、七二四圓四六錢に對し四一%に當り一人平均五二圓二三錢强となり、訓練終了後の生產並に就職資金たらしめたり。

「訓練終了生の就職狀況は、世人の更生訓練に對する認識漸く深まりたるに加へて、偶々支那事變の勃發に伴ふ時局產業殷盛の影響をうけて頗る良好にして、更生貯金を生業資金として自營業を始めた

る者又は移民として渡滿したる者を除いては、何れも會社工場、官公署等の定職に就かしむるを得たり。」

更に訓練終了者五一〇名の年齢を見ると二十才以下一三五名（二六％）、二十一才—二十五才一六二名（三一％）、二十六歳—三十歳一六一名（三一％）、三十一歳—三十五歳四五名（九％）、三十五歳以上七名（一％）で、二十一歳以上三十五歳までのものが七一％を占めてゐる。又教育程度に關しては、高等小學校又は青年學校卒業者が三〇七名（六〇％）で最も多數である。その入所前の前職は農業が最も多く一二九名（二五％）、以下店員七八名（一五％）、等の順序である。

第四章　勞務需給調整施設

事變勃發以來第三年目の昭和十四年に於ては軍需生産及生産力擴充等緊急を要する所謂時局産業に必要なる勞働力を提供する爲勞務需給調整施設はその施設を整備擴充すると共に晝夜兼行の涙ぐましき努力を續けた。その傳統的なる職業紹介斡旋の域を遙に超えて、總動員法の發動に基く勞務統制的役割を果したのである。即ち勞務需給調整施設たる職業紹介所は募集紹介による軍需勞務要員の充足の外に、十四年一月以來所謂國民登錄、從業者移動防止、國民徵用等の實施の第一線となつたのである。之等の國家總動員法に基く勅令及その後七月四日閣議決定となりたる昭和十四年度勞務動員計畫等厚生省のとりたる施策の概括は次の通である。

「戰時下に於ける勞務の配置の問題は事變の長期化に伴ひ益々重要性を加へるに至り、遂に國家總動員法中の勞務に關する諸條項の發動を見るに至つた。即ち第四條の臣民徵用に關する規定、第五條の協力に關する規定、第六條の使用雇入若は解雇又は賃金その他の勞働條件に關する規定、第七條の勞働爭議に關する規定、第十三條第二項の從業者供用に關する規定、第二十一條の職業能力申告に關する規定、第二十一條の技能者養成に關する規定が之で、その中勞務動員に關して現在までにすでに發動を見た勅令としては先づ第一に職業能力申告令所謂國民登錄がある。之は重要な職業百三十四種についての勞務者及びその他の重要な勞務者に關しては、すべてその職業能力を職業紹介所に申告せしめ、之によつて我國の勞務配置の實情即ち如何なる産業へ如何なる腕前の人が何人居るかを調査して置き常に之を整理して居つて一定の計畫を樹立し、必要に應じ國の必要とする方向に動員する根本の計畫となるのである。

次に第二に、學校卒業者使用制限令によつて、現在最も不足の甚しい技術者と幹部職工とについて配置を適正ならしめる爲に、工鑛業關係の大學、專門學校、實業學校等の卒業者の使用を規制することとし、各事業の規模や重要度その他技術者の必要度に應じ、その人員を割當て、事業主はその割當の範圍内に於て卒業者を採用し得ることとしたのである。第三に從業者雇入制限令の公布を見てゐる。時局産業が殷盛となるに從ひ勞務者の爭奪引抜が甚しく、從つて勞

務者の移動が著しく、之に伴ふ弊害も多く、また生産にも支障があり國家的に見ても面白くないので、その移動を防止することを目的として制定されたもので、時局下最も必要なる産業即ち金屬工業、機械器具工業及び鑛業に關係ある職業に從事する者は（養成令には養成工を含む）前雇傭主の同意がない限り、一定の期間他の雇傭主が雇入れんとするときに所轄職業紹介所長の認可を要することとしたのである。第四には工場事業場技能者養成令がある。最近時局關係事業に於る熟練工の不足は甚しいものがあり、今後生産力擴充計畫の遂行に伴ひその不足は益々著しくなることが豫想されるので、その爲には政府自らこの種の職工を養成する外一定の工場事業場をして義務的に中堅職工たるべきものを養成せしめることとなつたのである。尙技能者の養成に關しては學校技能者養成令も公布されてゐる。最後に國民徴用令が最近公布されてゐる。現下の情勢は遂に國の行ふ總動員業務につき徴用を行ふに至つた次第である。以上は勞務動員の方法として現在迄に勅令の制定を見たものであるが、なほこの外に勞務規約に關し賃金統制令と工場就業時間制限令が公布されてゐる。

我國の勞務動員體勢はかやうに改正職工紹介法に始まり國家總動員法の矢つぎばやの發動によつて着々實施されて來たのであるが、かゝる一切の方法を統合し勞務の動員を計畫化し以て他の國家諸計畫と歩調を合せ國家總動員體勢の完璧を期することとなつたのである。かくして、企畫院を中心とし關係各廳の協力研究になつた勞務動員計畫は去る七月四日の閣議に於て決定を見るに至つたものである。

勞務動員計畫は、右にも述べた樣に、國家總動員體勢を樹立するに必要な總動員計畫の一環をなすものであつて、政府は物資動員計畫、貿易計畫、交通電力動員計畫、賃金統制計畫と併せてこの勞務動員計畫を樹立したのである。勞務の問題は決して獨立したものではなく、その計畫は他の諸計畫と密接不可分の關係にあることは注意すべきである。

そこで勞務動員計畫の目的は何かと言ふに、それは軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興及國民生活必要の確保といふ長期戰體勢下に於て最も緊密な四つの事項の達成に在る。從つて勞務動員の對象となるべき産業は軍需産業、生産力擴充計畫産業及びその附帶産業、輸出産業、國民必需産業並に運輸通信業であつて、昭和十四年度に於ては、增加需要數と減耗補充數とを合計し更に滿洲移民を合せ、一般勞務者の所要數は約百十萬人と推算されてゐるのである。その外に多數の技術者を必要とするのであるが、なほ勞務者の中には熟練勞働者をかなり要するものであることは注意を要する。」

而して上述の如き勞務統制的措置と共に厚生省は十月下旬第二豫備金の支出を得て地方に勞務動員協議會を設けて農村勞務を供出し、勞務動員計畫の遂行に努めたのである。

第一節　勞務補給策

（一）　職業補導施設

失業者中年齡その他の關係からそのまゝ就職困難と認めらるゝ求職者に對し就職上必要なる技術

又は知識を授けてその職業能力を補ひ就職を容易ならしめる爲昭和十三年末より全國に亘り各職業紹介所毎に設けられた職業補導施設は一面失業對策なると共に他面有用なる勞務補給策として、昭和十四年度に於ても繼續實施されたのである。

(二) 工場事業場技能者養成令 (昭和十四年三月三十一日公布)

日公布)

工場事業場技能者養成令

(昭和十四年三月三十一日公布 勅令第百三十一號)

第一條　國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ事業主（以下事業主ト稱ス）ハ技能者ノ養成ヲ爲スベシ但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場

二　年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人未滿五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第三條　前條ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者（以下養成工ト稱ス）ノ員數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　養成工ハ事業主ニ雇傭セラルル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未滿ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス

事業主ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五條　事業主ハ養成工ニ對シ其ノ德性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第六條　養成工ノ養成期間ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

養成ニ必要ナル時數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條　厚生大臣戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム）ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ短期ノ養成期間ニ依ル技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依ル技能者養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九條　地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フ

ニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條　他ノ法令ニ於テ就業時間ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

第十一條　事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケクル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條　厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第十四條　厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十五條　厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

厚生大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニテ請求スルコトヲ得

第十六條　本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十七條　本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ臺灣　督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ヘ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附　則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成令施行規則

第四條第一項ノ比率（昭和十四年分）

（昭和十四年四月四日厚生省告示第五十六號）

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十四年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一　金屬製錬業	百分四
二　金屬壓延業（金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク）	百分ノ四
三　鍛冶業	百分ノ四

四　鑄造業　百分ノ四
五　金屬熔接業　百分ノ四
六　金屬工用木工用、機械器具製造業（製鐵用機械器具製造業ヲ含ム）　百分ノ六
七　採鑛、選鑛、製錬用機械器具製造業　百分ノ六
八　銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業　百分ノ六
九　原動機製造業（汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム）　百分ノ六
十　電動機、電氣機械器具製造業　百分ノ六
十一　電氣通信機械器具製造業　百分ノ六
十二　化學工業用機械器具製造業　百分ノ六
十三　ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、瓣及コック製造業　百分ノ六
十四　ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業　百分ノ六
十五　造船業　百分ノ六
十六　鐵道軌道車輛製造業　百分ノ六
十七　航空機製造業　百分ノ六
十八　自動車、自動自轉車製造業　百分ノ六
十九　起重機製造業　百分ノ六
二十　計器、試驗檢定及學術用器械製造業　百分ノ六
二十一　光學機械器具製造業　百分ノ六
二十二　醫療器械製造業　百分ノ六

工場事業場技能者養成補助規則抄

（昭和十四年七月十八日厚生省令第二十二號）

第一條　工場事業場技能者養成令第十五條第一項ノ規定ニ依ル補助金ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本令ニ依リ之ヲ交付ス

第二條　補助金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ交付ス

一　專任ノ養成指導員（以下專任指導員ト稱ス）ノ給料又ハ手當ニ付　二分ノ一以内

二　專任ニ非ザル養成指導員ニシテ實習ヲ擔任スル者（以下實習指導員ト稱ス）ノ手當ニ付　一人當一年ニ付六十圓以内

三　教室其ノ附屬設備ノ營繕費及之ニ伴フ初度調辨費ニ付　二分ノ一以内

四　養成工ヲ當該工場又ハ事業場以外ノ施設ニ委託シテ養成スル場合ノ授業料其ノ他ノ經費ニ付　二分ノ一以内

年齡十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人未滿五十人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項第一號、第三號又ハ第四號ノ補助ノ率ヲ高メ又ハ前項第二號ノ額ヲ增加スルコトアルベシ

第三條　年齡十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シテハ厚生大臣特ニ補助スルノ必要アリト認ムル經費ニ對スルモノノ外補助金ヲ交付セズ

（三）　學校技能者養成令（昭和十四年三月三十一日公布）

國家總動員法第二十二條の規定に基いて、生産力擴充上必要なる技能者の充足を圖る爲、學校又は養成所の管理者又は設立者をして所要技能者の養成をなさしめる規定を設けたもので四月五日より施行された。

(四)　幹部機械工養成施設　昭和十四年十一月厚生省は最も不足を痛感せらるゝ機械關係勞務者の再教育施設を創設し機械關係經驗工中適當なるものを入所せしめ工場事業場における幹部職工を養成すると共に又一面に於ては同年四月から實施せられた工場事業場技能者養成令に基く技能者養成の實習指導員として適任者を得ることの困難なるに鑑み本施設の修了者を以て之に充てしめんとすることをも考慮したのである。而して本施設は差當り東京、大阪愛知及福岡の各府縣に於て夫々各府縣立とし〇〇府縣立幹部機械工養成所といふ名稱を付し、建物は成るべく既存の府縣有建物を充てるか或は工業學校等に併設したのである。

原則として養成期間は六ケ月とし、一日の授業時數は大體四時間とし、科目及授業時數は入所者の熟練に對する理論的裏付けに重點を置かしめた。

定員は一單位六十名とし、養成すべき職種は概ね左の八種中より地方の事情に應じ地方長官に於て適宜定めることとなつてゐる。――旋盤工、仕上工、フライス工、研磨工、鑄物工、鍛工、熱處理工、製圖手。

入所資格は大體工場事業場に於て現に五年以上前揭の職業に從事する年齡二十年以上の男子にして使用者に於て推薦したる者であつて、その中より地方長官が人物、經歷、技能程度體格等を審査して入所を許可するのである。而して、入所者は入所中も依然として從來の使用者に使用せられ半學半勞の形態をとるのである。

養成修了者には地方長官より修了證書を授與するのみで格別の資格は賦與しないが、事業主に於て優先的に役付工にするとか、之は技能者養成の指導員に任命することを望むのである。

養成所一ケ所當りの諸機械設備費は大體一二七、〇〇〇圓經常費年約五〇、〇〇〇圓を要する見込で、右の中半額を國庫に於て補助するのである。而して入所者よりは授業料其の他養成を行ふに必要な費用は一切徵收しない。

(五)　女子勞務者就勞規定緩和　勞務動員計畫の遂行に當り女子勞務者は勞働力給源の重要なる一項であるが、從來母性保護の見地及能率上の見地より就勞規定が相當嚴であつたのである。然し乍ら長期戰の段階に於て勞働者の不足に迫られたる事業主は或は自發的に作業方法を改善し或は保護職工の禁止條項の緩和を當局に陳情して苦境を脫せんとした。

殊に鑛山關係に於ては勞務動員計畫に基く內地勞働力の吸收、半島人の移入等の方策に對應して、當局に於ても臨時應急の措置として、例外的に、保護鑛夫の入坑禁止を緩和し以て鑛山勞働力補給の一路を開いたのである。即ち八月二十九日厚生省令第二十八號を以て左の省令を公布し即日施行を見たのである。

女子ノ坑内就業ニ關スル鑛夫勞役扶助規則

第十一條ノ二第一項ノ特例ニ關スル件

第一條　鑛業權者ハ主トシテ薄層若クハ殘炭ヲ採掘スル石炭坑以外ノ石炭坑又ハ石炭山以外ノ鑛山ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ二十五歳以上ノ女子（姙娠中ノ者ハ之ヲ除ク）ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得

第二條　鑛業權者ハ毎年少クトモ二回醫師ヲシテ前條ノ規定ニ依リ坑内ニ就業スル女子ノ健康診斷ヲ爲サシムベシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十七年三月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

（六）船舶運航技能者養成令

昭和十三年十二月五日の第三回總動員審議會に於てその勅令案要綱が可決された船舶運航技能者養成令は遞信省に於て愼重研究の後昭和十四年十一月二十一日公布された。主なる條文は左の通りである。

船舶運航技能者養成令抄

（昭和十四年十一月二十一日 勅令第七百八十號）

第一條　國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク船舶ノ運航ニ從事スベキ技能者ノ養成ハ學校技能者養成令ニ依ルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　遞信大臣ハ船舶運航技能者養成施設ノ管理者又ハ船舶所有者若ハ船舶運航業者ニ對シ技能ノ種類及養成ヲ定メ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

遞信大臣ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ養成ノ爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第三條　前項ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者ハ命令ノ定ムル資格ヲ具フル者ナルコトヲ要ス

養成期間及養成方法ハ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ履歴ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ養成計畫ヲ定メ遞信局長ノ認可ヲ受クベシ其ノ計畫ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五條　第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル船舶所有者又ハ船舶運航業者ハ養成セラルベキ者ヲシテ授業料其ノ他養成ノ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信局長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　遞信局長ハ船舶運航技能者養成施設ノ管理者ニ對シ左ニ掲グル事項ニ關シ必要ナル變更ヲ命ズルコトヲ得

一、講習ノ科目及時間

二、講習スベキ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ員數

三、養成セラルベキ者ノ資格

四、養成期間

五、其ノ他養成ニ關シ必要ナル事項

第七條、第八條　省略

第九條　遞信大臣ハ其ノ定ムル所ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ總

算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交附ス

遞信大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十條　本令ハ農林大臣ヨリ漁船運航技能者養成ノ爲補償金其ノ他ノ交付金ヲ受クル公共團體其ノ他ノ營利ヲ目的トセザル法人ニ對シ專ラ漁船ニ乘組ムベキ船舶運航技能者ノ養成ヲ命ズルコトニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十一條　遞信大臣ガ漁業者タル漁船所有者ニ對シ第二條ノ命令ヲ爲サントスル場合及前條ノ公共團體其ノ他ノ法人ニ對シ前條ニ揭グル以外ノ船舶運航技能者ノ養成又ハ養成施設ニ關シ第二條ノ命令ヲ爲サントスル場合ニハ豫メ農林大臣ニ議スベシ

第二節　勞務配置策

勞務配置策の最も根本的なる措置は第一に學校を卒業して新に就職する者の適正なる配置、第二に從業者をしてその職場を任意に離れざらしめる措置、第三に國家目的遂行上緊要なる部署に不急の部署より强權を以て徵用する措置、第四に之等の勞務統制の基礎資料を準備することに歸着するといふことができよう。第一の目的に關しては小學校卒業者の職業紹介(次節參照)及學校卒業者使用制限令が定められ、第二の目的を達する爲に昭和十四年中從業者雇入制限令、賃金統制令、賃金臨時措置令が制定せられ、第三の爲に國民徵用令、第四の爲には國民職業能力申告令、醫療關係者職業能力申告令、船員職業能力申告令、獸醫師職業能力申告令、勞務動態調査規則が同年中に制定されたのである。

國民職業能力申告令　昭和十四年一月七日公布されたが、之は昭和十三年八月二十四日公布の醫療關係者職業能力申告令、昭和十四年一月三十日公布の船員職業能力申告令、昭和十四年二月四日公布の獸醫師職業能力申告令と共に何れも總動員法第二十一條に基く登錄制で、後三者が特殊の者を對象とするのに對し一般國民を對象とするものである。而して之等登錄制は勞務統制上、生產の確保及用兵作戰上の基礎資料たる勞務資源の量と質と所在を明確にすることを目的とし、最も直接的には、徵用令施行の準備階梯を形成するものである。

國民職業能力申告令抄

第一條　國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル檢査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　職業能力ニ關スル事項ノ申告（以下申告ト稱ス）ハ本令施行地内　居住スル年齡十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ（以下要申告者ト稱ス）ニ付

之ヲ爲サシムルモノトス

一　本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ從事スル者

二　引續キ一年以上前號ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者

三　厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四　厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五、厚生大臣ノ指定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

六　其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條　要申告者及前條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ使用スル者（以下使用者ト稱ス）

申告義務者（以下申告義務者ト稱ス）トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　帝國臣民要申告者（第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ當該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ要申告者ガ第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

一　氏名

二　出生ノ年月日

三　本籍

四　居住ノ場所

五　兵役關係

六　學歷

七　職業ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ職業名

八　第二條第一號ノ職業ニ從事スル者（就業ノ場所ノ一定セザル者ヲ除ク）ニ在リテハ就業ノ場所（二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所）

九　第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度

十　第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項

十一　第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試驗、檢定又ハ免許ニ關スル事項

十二　給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額

十三　配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數

十四　精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者ニ在リテハ其ノ狀況

十五　總動員業務從事ニ關スル希望

六　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號、第三號、第五號乃至第八號、又ハ第十一號ニ掲グル事項ニ、尙第二條第一號ノ職業ニ從事セザル要申告者ニ在リテハ前項第四號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ當該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ

第五條　厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得

第六條　要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ三十日以內ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ申告スベシ

一　要申告者タラザルニ至リタルトキ（第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ）

二　第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

第七條　同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベシ

第八條　地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

鑛山技術者。冶金技術者。電氣技術者。電氣通信技術者。機械技術者。船技術者。化學技術者。窯業技術者。木工技術者。航空機技術者。造船技術者。建築技術者。氣象技術者。航空機搭乘員。土木技術者。金屬試驗工。實驗工。機械檢査工。レンズ檢査工。試運轉工。分析工。採炭夫。坑內運炭夫。炭坑支柱夫。機械選炭夫。採鑛夫。鑛山支柱夫。坑內運鑛夫。機械選鑛夫。石油鑛夫。製銑工。製鋼工。非鐵金屬製錬工。金屬熔融工。操爐工。壓延伸張工。鑄物工。鍛工。熱處理工。現圖工。撓鐵工。鋲打工。塡隙工。熔接工。製罐工。剪斷工。鐵木工。板金工。金屬プレス工。銅工。配管工。鐵工。罫書工。旋盤工。タレット工。中グリ工。研磨工。ボール盤工。平削工。形削工。フライス工。齒切工。特殊機械工。工具仕上工。仕上工。電機組立工、電氣通信機組立工。精密組立工。機械組立工。航空機組立工。自動車工。アンモニア合成工。カーバイト電爐工。アルミニウム製造工。石炭乾溜工。ガス發生爐工。タール分溜工。染料工。人造石油工。石油工。油脂工。ゴム工。セルロイド工。パルプ工。人絹工。綱具工。蹄鐵工。氣象手。潛水夫。電線被裝工。撚線工。卷線工。絕緣工。目盛工。製材工。合板工。木型工。木工。造舟工。硫酸工。鹽酸工。硝酸工。ソーダ工。壓縮ガス工。顏料塗料工。火藥工。火工。電極工。電池工。窯業燒成工。ルツボ工。特殊ガラス工。光學ガラス工。蒸氣機關車運轉手。內燃機關車運轉手。電車運轉手。自動車運轉手。航空機整備員。有線電信通信士。無線電信通信士。漁船運轉手。製圖手。企畫手。通信電路工。通信電機工。電力電路工。電力電機工。汽罐士。機械運轉工。起重機運轉工。築爐工。保溫工。ッキ工。塗裝工。

國民徵用令　總動員法第四條に基き昭和十四年七月八日公布され、八月上旬陸軍方面に使用する建築技術者の徵用の爲

に發動された。而して本令に於ては復職後の處遇方法に付き何等明文を以て規定してゐない點に注意を要する。

國民徵用令抄

第一條　國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限リ之ヲ行フモノトス

第三條　徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者（以下要申告者ト稱ス）ニ限リ之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス

第五條　徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第六條　總動員業務ヲ行フ官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ所轄大臣徵用ニ依リ當該官衙ニ人員ノ配置ヲ必要ト認ムルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ

第七條　厚生大臣前條ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地（國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地）ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條　徵用令書ニハ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ揭グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一　徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所（國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ就テハ就業ノ場所）

二　從事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地

三　從事スベキ總動員業務、職業及場所

四　徵用ノ期間

五　出頭スベキ日時及場所

六　其ノ他必要ト認ムル事項

第九條　地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否竝ニ從事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ

第十條　地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ總動員業務ヲ行フ官衙ノ長ノ指揮ヲ受クベシ

第十八條　被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、從事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ之ヲ支給ス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所轄大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第二十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ

一　餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

二　帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員

三　總動員業務ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

而して厚生大臣の指定したる職業は右の一三四種で、その他の學校、學科、技能者養成施設、檢定、試驗、免許等の指定もこの一三四種の職業と同一方針の下に指定されたのである。

從業者雇入制限令　總動員法第六條に依り昭和十四年三月三十一日公布された。勞務者不足によつて事業者の間に於て勞務者の引抜爭奪が極めて著しくなり、種々の弊害を生じ、國家的見地から見て生產能率の低下等憂ふべき結果を招來する懼があるので、移動を防止し以て生產に支障なからしむることが公布の目的である。大體金屬工業、機械器具工業及び鑛業に關係ある九十三種の重要職業に從事する者又は從事したことのある者、技能者養成令による養成工及養成工たりし者に付いては、それを雇入れる場合に、雇傭主は原則として職業紹介所長の認可を要することとしたのである。

賃金統制令　同じく總動員法第六條に基いて昭和十四年三月三十一日公布された。勞務者の不足は賃金の混亂不統制を誘發し今後益々昂騰の傾向にあり、他面勞務者の移動は生產上重大な影響を及ぼすのであるが、その對策としては單に雇入制限を行ふのみならず、賃金を適當ならしめる樣に調整しもつて賃金の不均衡を生ぜしめない樣にする必要がある。かやうな目的を以て制定された本令の適用をうけるのは　機械製造業、器具製造業、船舶車輛製造業、金屬品製造業及び金屬精錬業を營むものと鑛業法の適用を受ける事業を營むものに傭はれてゐる勞働者である。統制の方法としては、賃金規則の作成屆出を命ずる方法、未經驗勞働者の初給賃金の公定方法、既經驗勞働者の賃金を統制し場合によりては變更を命ずる方法との三つがある。尙賃金に關しては、物價抑制の見地より制定された賃金臨時措置令（昭和十四年十月十八日公布）があるが、之も亦賃金統制令と相俟つて移動防止の役割を擔つたのである。

今主要府縣における未經驗勞働者の初給賃金公定を摘記すれば次の通りで、之は中央賃金委員會の答申を參酌して厚生省からその方針を地方長官に訓令し、地方長官が之に準據して八月上旬決定告示したのである。

府縣名　道府縣別決定未經驗勞働者初給賃金調

府縣名	十二—十三 標準	十二—十三 最高最低ノ率	十三—十四 標準	十三—十四 (同)	十四—十五 標準	十四—十五 (同)	十五—十六 標準	十五—十六 (同)	十六—十七 標準	十六—十七 (同)	十七—十八 標準	十七—十八 (同)	十八—十九 標準	十八—十九 (同)	十九—二〇 標準	十九—二〇 (同)
東京	五五	0.180	六〇	0.188	六五	0.196	七四	0.189	八三	0.194	九五	0.220	一〇五	0.228	一一五	0.236
道府縣別決定未經驗勞働者初給賃金調																
神奈川	五五	0.180	六〇	0.188	六五	0.196	七四	0.189	八三	0.194	八九	0.169	九九	0.182	一〇九	0.193
愛知 名古屋市	五三	0.130	五八	0.160	六三	0.170	七三	0.180	八三	0.192	九三	0.200	一〇三	0.210	一一三	0.210
愛知 以名古屋市外	五〇	0.100	五五	0.110	五九	0.120	六六	0.090	七五	0.110	八五	0.130	九三	0.130	一〇三	0.150
大阪 大阪市	五五	0.180	六〇	0.185	六四	0.190	七四	0.195	八三	0.198	九三	0.204	一〇三	0.209	一一三	0.214
大阪 以大阪市外	五五	0.173	五九	0.173	六三	0.173	七三	0.173	八一	0.173	八九	0.173	九八	0.173	一〇七	0.173
兵庫 山陽沿線	五五	0.180	六〇	0.188	六五	0.196	七四	0.189	八四	0.202	九五	0.220	一〇五	0.228	一一五	0.226
兵庫 其ノ他	五二	0.134	五七	0.140	六二	0.161	七九	0.130	七九	0.152	八九	0.169	九九	0.182	一〇九	0.193
福岡	五五	0.180	六〇	0.188	六四	0.187	七四	0.189	八三	0.194	九五	0.220	一〇五	0.228	一一五	0.236

（他ノ府縣及鑛山監督局別ヲ省略ス）

未經驗勞働者の初給賃金の基準を定むる方針

一、目　標

昂騰の趨勢を示せる賃金を抑制し適正なる調整を圖ること。

二、方　法

（一）勞務の需給關係、賃金高低の現狀等を考慮して地方別に初給賃金決定の基準を定むること。

（二）初給賃金決定の基準は勞働者の職種及事業の種類を區別せずして之を定むること但し鑛山と工場との間には現在初給賃金に相當差異あるを以て各別に基準を定め且鑛山に付ては初給賃金に特に著しき差異ある鑛種を區別して基準を定むるを適當と認む。

（三）初給賃金決定の基準は工場事業場の規模の大小を區別せずして之を定むること。

（四）初給賃金決定の基準は之を勞働者の各歳年齢別及性別に定むること、而して差當りは十二歳以上二十歳未滿の男子に付て定むること。

（五）初給賃金決定の基準は定額給と請負給とを區別せずして之を定むること、但し鑛山に在りては定額給の場合と請負給の場合とに於て賃金に相當差異あるを以て定額給と請負給とを區別して定むること。

學校卒業者使用制限令　昭和十三年八月制定公布され施行後始めての認可指令書が十二月十五日發せられたが、技術の活用を國策遂行上の必要に合致せしめんとする本制度の趣旨に反して、認可指令書が發せられて後數ケ月間十四年三月卒業生の就職につき大混亂を來した。この大混亂の原因は（一）學校における技術者の教育內容が社會の之等技術者に對する需に要即應してゐない所から、社會に於て最も需要せられる技術者が少いといふこと、（二）卒業生としては就職先の範圍が限定せられ、事業主としては採用し得べき員數が限定せられ、夫々選擇の範圍が限定せられたのと、相互にその相手方の發見に困難だつたこと、（三）卒業生中には內地特に大都市附近への就職を希望するものが多く、一方外地滿洲支那方面の事業に就職し得るものはその健康及家庭事情の制限があり何んでもよいといふ譯にゆかざりしこと、（四）昭和十四年の卒業者については本令の制定公布以前に各會社工場に於て採用豫約してゐた爲に、その豫約數よりも配當員數が少く豫約者中の一部を斷らねばならぬものが多數生じたこと等である。

斯樣な大混亂に對し、厚生省は左の如き應急の措置をとつた。即ち取敢へず學校程度別、工場事業場別認可員數一覽表を作成之を各學校に送付して、夫々各學校における其の卒業生の就職斡旋に資せしめ、又認可を受けた員數がその內定した員數に達せぬ爲解約せねばならぬものについては、速にその採否を決定し、採用せざる者に對してその旨通知する樣指示した。尙その後就職調整に賃する目的を以て、數回に亘り認可のあつた工場、事業場に對してはその採用狀況、學校に

對してはその卒業者の就職狀況の報告を求め、之等の報告に基いて未就職學校卒業者一覽表、未充足工場事業場等一覽表を作成し之を夫々工場事業場又は學校に送付して、その間の連絡調整を圖つたのである。

右の應急措置の結果、就職上の混亂も逐次解消して圓滑に進行したのであるが、之等の經驗に鑑みて、昭和十五年の卒業者の使用に關しては、先づ四月早々に、文部當局と協力して關係學校及事業主に對して認可決定前における就職並に採用の豫約を禁止し、更に認可員數の決定に先ち、その後の就職調整の爲必要なる方途を講ずることとし「工鑛關係實業學校卒業者就職調整要綱」及「工鑛關係大學專門學校卒業者就職調整要綱」を作成し、夫々昭和十四年九月十四日及同じく九月二十一日通牒を發したのである。

勞務動態調査規則　資源調査法第一條の規定に基き昭和十四年十一月二十八日厚生省令を以て公布卽日施行せられ、十二月三十一日現在を以て第一回の調査が內地全部に亘つて實施された。

抑々從來勞務者を對象とする調査は多數存在してゐるが、然しその多くは工場鑛山等の勞務者のみを對象としたもので全產業に亘り總べての勞務者を網羅して之を調査せるものは皆無と云つていゝ位であり、且又、その多くは靜態的調査である。最近における勞務對策の樹立に當つては這般設定された勞務動員計畫にその適例を見出さるゝ如く勞務の一局部に留まらずその全般の狀況を的確迅速に知ることが不可缺の事項になつて來た。斯樣な必要性に基いて實施せられる所から勞務動態調査の特質は調査對象に全勞務者を包含してゐること、勞務の靜態と共に動態を調査すること、調査結果の集計を俟たずして調査報告そのまゝを職業紹介所の日常業務の重要資料として活用し得ること等である。

本調査は昭和十四年十二月三十一日現在の調査を第一回とし、每年二回（六月三十日及十二月三十一日現在を以て）行はれることとなつてゐる。報告義務者は常時勞務者を雇傭する者、卽ち現在勞務者を引續き雇傭してゐる者は勿論、勞務者を常時雇傭してゐる狀況に在る者である。本調査の對象は總ての勞務者である。ここに勞務者とは被傭勞務者を指稱する者であつて、肉體的勞務に從事する者は勿論、精神的勞務に從事して居る者も包含されるのである。

調査せられる事項は次の八項目である。

(1) 事業種類、(2) 就業場所在地、(3) 雇傭主の住所氏名、(4) 過去六ヶ月間の雇入解雇人員、(5) 現在雇傭人員、(6) 今後六ヶ月間の雇入豫定人員、(7) 過去六ヶ月に雇入れたる一般勞務者の前職、(8) 過去六ヶ月に雇入れたる日傭勞務者延人員

本調査事務の執行機關は中央に於ては厚生大臣が統轄するが地方では地方長官、職業紹介所長、市町村長、勞務動態調

査員が夫々事務を執行する。

第三節　職業紹介施設

國營職業紹介施設たる職業紹介所は十三年七月一日第一期都市部紹介所の新設から同年十一月十九日第二期の郡部紹介所の設置まで約四ケ月間を建設期間として一應の完成を告げた。機能的にはまだ完成した國營職業紹介所として取扱ひ難いが、時局下の要望に依つて生れた寵兒であるだけに爾來約半歳の間に、毀譽の矢面に立たされ、種々の批判をうけたのである。その主なるものは、(1) 廳舍の貧弱なること、(2) 職業紹介所を以て農村を荒廢に導くものであるとなす說、(3) 職業紹介所の募集能力の問題、換言すれば「紹介所に求人を申込んでも人が得られない」といふことから「紹介所は當てにならぬ」といふ所說、(4) 求職者から見て、職業紹介所の人間味の缺くる點に對する各樣の指摘、等である。之等の批判は夫々相當肯定に値するものであるが、畢竟職業紹介所の國營化は支那事變遂行中に行はれ、機構その他を整備する遑なき間に、次々と矢つぎ早に緊急課題の解決を迫られ、奔命之れ事としたる事情に基くのである。即ち職業紹介所の職業紹介業務は事變目的遂行の爲の、直言すれば軍需勞務要員、民間軍需產業需要、生產擴充產業需要等に對する充足を主目標に努力し且つしつゝあるのであつて、事變下の職業紹介は紹介行爲によつて之等勞務動員計畫實施の主翼を構成してゐるのである。

この間の事情は十四年七月中旬開催されたる職業紹介所長ブロツク會議における厚生省職業部長の訓示に最もよく現はれてゐる。

「今回政府に於ては勞務動員計畫を樹立して長期態勢下に於ける勞働力の根基に培ふと共に特に軍需の充足、生產力擴充計畫の遂行、輸出の振興並に國民生活の必需の確保を目途として、本年度に於ては約百十萬の勞務を動員することゝ致したのでありまして、差當り之が實施計畫要綱に付ては、取敢へず去る七月四日厚生次官より各地方長官宛通牒された所であります。

この勞務動員計畫を實施致します爲に、目下職業部に於ては小學校卒業者その他年少者の雇入制限の勅令を立案中であり、又商業其の他比較的に勞務節減可能なるものに付ては勞務節減を圖らしめ、之に因りて生ずる餘剩勞務者を時局產業に轉職せしむると共に、必要に應じ、之等の產業に於て靑年を新に雇入ることを抑制する勅令に付ても目下立案中であります。

又農業從事者が時局產業への勞務の給源として重要視されることは勿論でありますが、更に勞力不足の現在女子勞力の利用及び都市農村を通じて、未就業者を發見して積極的に就業せしめ、又外地の勞働力を移入する等の方法を執ることが必要でありまして、之が爲には本省地方廳職業紹介所の現在の機構を整備擴充することは勿論轉職者再敎育の爲の職業補導施設を擴充し又靑少年新規就職者の心

身修練施設及技術檢定施行等種々計畫準備を進めて居るのであります。

して、尙本計畫の細目に付いては、追つて通牒致す考へであります

が、勞務動員の實效を收めるには一般國民をして勞務動員の必要な

る所以を理解し協力せしむる樣、各方面の機關と提携して周知宣傳

に努める事が肝要であるのであります。各位は、産業方面教育方面

との聯絡を密にし、本計畫の遂行に遺憾なきを期せられたいのであ

ります。

又時局下に於ける鑛山勞務の重要なることに付きましては、茲に

事新しく申述べる迄もなく各位に於ては既に御理解の事と存ずるの

でありますが、之等金屬並に石炭鑛業は各種産業の基礎的産業であ

り、軍事上並に産業上最も重要なる資源でありますことは言を俟た

ざる所でありまして、今や戰局は長期に亘り益々その需要は激增の

一途を辿りつつあるのであります。政府に於ては夙に之等の需要に

應ずる尨大なる增産計畫を樹立の上之が實現に向つて全力を注ぎつ

つあるのであります。

然るに現下の狀態に於きまして、生産力の擴充に必要なるものは

生産資材の充足と技術者並に勞務者の補給とでありますが、目下焦

眉の問題は、勞働力の充足如何に懸つてゐるのであります。勞働力

不足の現象は、最近益々顯著となり、各方面に於きまして種々論議

されてゐるのでありますが、特に鑛山勞務者に於きましては、地下

勞働たる特殊性に依る充足困難の事情と多量の增産計畫遂行の爲に

現に甚しき多數の不足を告げてゐるのであります。

政府に於きましては、全般的勞務動員計畫を併せまして、外地勞

務者の移入の問題等に付ても考究してゐるのでありますが、先づ第

一に出來得る限り內地に於て之が充足を圖ることが先決問題であり

ます。」

右の訓示に於て勞務動員計畫遂行の一翼として職業紹介に

依り處理すべき對象は、(1) 新規小學校卒業者、(2) 都市農

村における未就業者、(3) 事變關係離職者、(4) 農業從業者

(5) 勞務節減可能な業務の從事者、(6) 女子無業者、(7) 移

住朝鮮人等である。

この中事變關係離職者に付ては、本篇第四章第一節「轉失

業施設」に於て詳述した所である。又勞務節減可能な業務に

ついては前記訓示に示唆されてゐる靑少年雇入制限令の如き

ものによつて統制的使用制限を加へ、之によつて生ずる餘剩

勞働力を紹介行爲によつて必要方面に充當するのであつて、

昭和十四年中には實現せられなかつたのである。移住朝鮮人

の問題については種々適切なる方策が相當執られたものの樣

であるが、之は公表せられてゐない。唯十四年十月十三日付

內務省所管臨時警察費約十七萬九千圓を「勞務動員計畫遂行

ノ爲多數ノ外地勞務者ヲ移入スルニ由リ警務行政機構ヲ充實

スルニ要スル經費」として第二豫備金より支出してゐるのか

ら推察される。

新規小學校卒業者については、昭和十三年以來その方策を

强化し、十三年十月二十六日厚生省及び文部省から共同訓令

を發し、「學校に於ては平素より職業精神の涵養に努め個性

及環境を調査して兒童の選職に關し指導を行ひ、職業紹介所に於ては卒業期における兒童に對し學校の協力を求めて其の適職の相談、就職の斡旋及就職後の輔導等を行ふこと極めて肝要」であるので「教育機關と職業紹介機關と相俟つて一層職業指導の强化徹底を圖り學校卒業後における兒童の職業として國家の要望に適合せしむることを期」する必要を强調してゐるのである。そして十三年九月及十月には、更に職業指導及斡旋に關する詳細なる實踐細目を定め、地方廳及職業紹介所は小學校と緊密な聯絡を保ち求職兒童の調査、職業相談及斡旋を行ふものとしたのである。然るに昭和十三年度卒業生の昭和十四年三月における就職狀況は、その需要に比し尙所期の如くでなく且技能者養成令が之等兒童の就職決定後だつたので養成令に依る養成工の定員を充足せしめる爲十四年五月五日付地方長官宛通牒を發し、小學卒業未就職者は之を時局產業の養成工に就職斡旋する樣極力狩出しを爲さしめたのである。

昭和十四年度卒業生に付ては前年の通牒を更に一層强化して十四年九月三十日「小學校卒業者職業紹介暫定要綱」を地方長官宛通牒し、尙、(1)　十月末日迄に求人申込を爲さしむる樣適當の措置を講ずること、就中勞務動員關係事業の求人は全部申込ましむる樣努むること、(2)　募集地は單に希望を示すに止まらしむること、募集區域は一應の標準を民間軍需勞務要員募集の區域に置くこと、(3)　詮衡期日は職業紹介所に一任せしむること、詮衡期日の大體の標準は次の如く爲すべきこと、十二月（軍作業廳並に官廳の求人）、一月（民間軍需並に生擴關係求人）、二月（輸出、生活必需品其の他一般求人）等の注意事項を附記したのである。この暫定要綱に依れば、(1)　本要綱に於て小學校卒業者とは小學校を卒業し卒業の日より一年を經過せざるもの及高等小學校を退學し退學の日より一年を經過せざるものを謂ふこと、(2)　小學校卒業者をその卒業の年五月末日迄に採用せんとする求人の申込は其の前年十月末日迄に勞務者の就業地を管轄する職業紹介所に之を爲すこと、(3)　職業紹介所はこの求人に付申込員數その他の求人條件を精査したる後、地方廳を通じて厚生省に報告すること、(4)　勞務者の就業地が外地、滿洲、支那その他の外國なる場合の本人は直接厚生省に申込ましむること、(5)　地方職業紹介所は卒業見込の兒童に付、求職希望或は求職申込を調査し、その結果を地方廳を通じて厚生省に報告すること、(6)　厚生省はこの求人申込及本職申込に基き供出すべき兒童數を決定し、地方廳を通じて職業紹介所別に通報し、各求人に對する割當をなすこと、(7)　以上の業務取扱を基本として、更に各職業紹介機關の間における聯絡方法を詳細に規定し、(8)　就職後の保護及輔導並に職業紹介成績の報告等に付き規定してゐる。尙この場合十月二十一日付通牒（小學校

卒業者ノ職業相談ノ實施要領ニ關スル件）に依り兒童各個に付適職の選擇指導を爲す樣詳細に規定し、單に量的充員のみでなく質的にも合目的ならしめんとしてゐることは、事の成否を別として、注目に値するであらう。

一般職業紹介の中心は勞務動員計畫要員の充足に在ることは前述の通りであるが、その充足に關して厚生省職業部は地方長官に對し屢次通牒又は指示により指導督勵したのである。而して之等通牒又は指示は殆んど公表されてゐないが、公表されたるものによれば、例へば增產計畫に對應して十四年六月二十日には「鑛山勞務者充足斡旋要領」を通牒して割當數の充足方法を指導し、又農村勞働力の涸渴を防ぎつゝ勞務動員を完遂する樣十四年五月十六日付「農業關係勞務ノ需給調整ニ關スル件」を地方長官宛通牒し、次いで十四年九月六日付「集團的移動勞働施設ニ關スル件」を農林省臨時農村對策部長及厚生省職業部長連名にて地方長官宛通牒し、又十月十六日には職業部長勞働局長連名を以て「勞務動員計畫實施ニ伴フ女子勞務者ノ就職ニ關スル件」を地方長官宛通牒して、「女子の就勞は勞務需給狀況に鑑み特に必要なるものなるにより其の保護指導をも併せ考慮」して紹介斡旋する樣指示してゐる。その指示內容は、(1) 職業紹介所は女學校女子靑年團其の他婦人團體等の協力を得て女子就勞希望者の開拓をなし豫備登錄其の他適當なる方途に依り勞力の確保に努むること、(2) 女子の就勞に關しては其の體力及能力に應じ適職を與へ以て肉體及精神に對する惡影響を避けつゝ生產に貢獻せしむること肝要なるを以て其の職種並に作業內容に付充分留意すること、(3) 重工業方面における女子の就業に付ては概ね次の標準に依り就業の適否を考慮すること、(イ) 就業適當なるもの——比較的單純簡易な作業、手指を主とする輕筋肉作業、半熟練的作業又は非熟練的作業、(ロ) 就業禁止並に可及的避くべきもの——工場法施行規則第五條の業務、同第六條第六號及第七號の業務、其の他危險又は有害の虞ある業務重量物を取扱ふ作業、(4) 職業紹介所は男子求人に付其の職種、作業內容等を調査し女子に依り代替し得るものに付ては女子を採用せしむる樣求人者を誘導すること、(5) 職業紹介所は女子求職者の紹介斡旋に付個人的に其の體力及能力に留意し其の適職を選ばしむる樣指導すること、(6) 廳府縣及職業紹介所は時局產業の女子就勞に關しその經營者側と充分なる協議を遂げ經營者をして、就業時間の可及的短縮、小休止時間の增加、作業內容の可及的單純化、新規女子就職者に對する作業並に工場生活への順應の爲の指導訓練、女子就業者多數なる工場に於ては女子專用の便所、休憩室、更衣室、浴場並に作業服等の施設制定、女子監督者の設置、女子寄宿舍の施設等の方途を特に講ぜしむること。

以上の如く、勞務動員計畫遂行の爲に種々の方策がとられ

たが、需給の成績は必ずしも良好ではなかつた、そこで政府は、十四年十月中旬第二豫備金約百三十五萬四千圓を支出して、全額國庫補助を以て全國一萬有餘の農村に勞務動員協議會を設置せしむることとなつた。その設置理由は次の通りである。

「一、協議會は農村勞務供出機關である。

事變以來軍需勞務を始め時局の要求する新規增加勞務の大半は農村の青壯年男女に需められた。農村勞働力の中堅を充員召集に依つて影響せしめられた農村にとつては、たしかに男子勞務者の漸減を痛感したのであつて、農村爲政者によつて農村勞務擁護の聲が擧げられたことは、偶然ではなかつたのである。從つて、農村勞務の需給調整を、其の任務とする職業紹介機關に對しても、恰も無方針に農村青年を都市工業に引拔く有害機關なるかの如き所論さへも聞ゆるに至つた。而もこの時に當つて、時局乘切りに絕對に必要なる勞務動員實施計畫は施行さるることとなつたのである。勞務動員計畫によれば百十萬の新規勞務者の給源としてその大部分を、農產增產計畫を遂行すべき農村に、猶且つ依存せざるべからざることとなるのであつて、ここに平常時の政策と相容れざる、といふよりも平時を超越したる戰時非常對策を必要とする餘儀なき事態を認識せざるを得ぬのである。所で吾人の見解を以てすれば從來農村より應募したる勞働力は、募集によつて經濟的の必要より無理を强ひずして集合したものであつたと謂ひ得る。この姿を一部の人は、職業紹介機關の無計畫な勞務者の狩出しと稱してゐるのであるが、事實は職業紹介機關は募集上の計畫の下に、國民生活の要望に應じつつあつたに外ならぬのであつて、其處に聊かの矛盾も無理もなく過ぎて來たのであるが、勞務動員計畫の遂行を必要とするに及んで、今や從來の方法を以てしては所期の勞務者を得ることが困難なると共に、强いて募集を行はんとすれば摩擦矛盾を生ずるの虞があるに到つた。茲に於て農村自體も其の自らの姿を檢討し、已むべからざる勞務動員を認識して積極的勞務供出態勢を釀成しようといふのが、即ち本協議會設置の眞骨頂である。

二、農村には勞務供出の餘力がある。

農村より勞力を供出する問題はその實態に於て決して無より有を求めんとするが如き超非常時的の難題ではない。諒解の有無深淺によつて善處し得る問題なるが故にこそ、本協議會の存立理由もある譯である。一部の聲として、勞力の逸出による農村の荒廢を虞れ又は農村は既に最大限度の勞力を供出し盡し今や全く餘力なしとの意見を聞くのであるが、特殊地方に限局的に存在する事實を一般化した抽象議論であつて、少しく農村經濟に立脚し詳細に勞務の實體を檢討すれば多少の差はありとするも勞力供出餘力が猶餘裕あることは充分類推し得る根據があるのである。

要之、勞務動員協議會の目標は何處までも農村よりの合理的な勞務供出に置かねばならぬ。協議會は設置したが勞務者は一人も出稼ぎすべからずとの結論に到達するが如きは本協議會設置の目的に副はざることは言ふ迄もない。供出數の多寡は問ふ所ではないが、一人にも供出するやう農村作業態樣の改善、耕作方式の改革、時局對應勤勞精神の昂揚、農村諸施設の完備等と相俟つて勞務者供出方策

の顯現が主目的である。」

町村勞務動員協議會設置要綱

（昭和十四年十月十四日付地方長官宛厚生次官通牒）

一、町村勞務動員協議會ハ町村單位（全部事務組合町村ニ在リテハ組合單位）ニ設置スルモノナルコト但シ地方長官ニ於テ設置スル必要ナシト認ムル町村ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト。

二、町村勞務動員協議會ハ町村長之ヲ主宰シ廳府縣並ニ所轄職業紹介所ハ之ガ運營ニ關シ協力指導スルコト。

三、町村吏員中ニ町村勞務動員協議會ノ常務ヲ擔當スル職員（職業係ト稱ス）ヲ定ムルコト。

四、町村長ハ所轄職業紹介所長ト協議ノ上左記ノ者ヨリ協議會出席者ヲ定ムベキコト。

出席者數ハ十五名乃至二十五名程度トシ其ノ一部ハ協議會開催ノ都度協議事項ノ內容ニ依リ變更スルモ差支ヘナキコト。

（イ） 職業紹介所聯絡委員、（ロ） 學校長及學校職員、（ハ） 警察官吏、（ニ） 區長、（ホ） 方面委員、（ヘ） 男女青年團役員、（ト） 在鄉軍人會役員、（チ） 愛國婦人會、國防婦人會等婦人團體役員、（リ） 經濟更生委員會、產業組合、町村農會其ノ他產業團體役員、（ヌ） 職業ニ關スル團體ノ役員、（ル） 其ノ他適當ト認ムル者。

五、協議事項ハ大體左記ノ事項ナルコト

（イ） 勞務動員實施計畫ノ趣旨徹底ニ關スル事項

（ロ） 供出人員ノ概定ニ關スル事項

（ハ） 要員ノ充足並ニ保護ニ關スル事項

（ニ） 其ノ他勞務動員上必要ナル事項

六、町村長協議會ヲ開催セントスルトキハ其ノ日時及協議事項ニ付豫メ所轄職業紹介所長ニ協議スルモノナルコト

數ケ町村共同主催シテ協議會ヲ開催スルモ差支ヘナキコト

七、町村ハ本協議會設置ニ關スル經費ニ付廳府縣ヨリ金額補助ヲ受ケ得ルモノナルコト

右の設置要綱の內容を更に敷衍して十月十八日付厚生省職業部業務課長より廳府縣學務部長宛通牒により町村勞務動員協議會運營要綱を定め、年內に少くとも二回協議會を開くべしと命じてゐる。

更に十一月中旬には地方係官を東部地方（厚生省）、中部地方（愛知縣廳）、近畿地方（大阪府廳）、西部地方（廣島並福岡縣廳）に夫々派遣して、(1) 府縣職業紹介所における勞務動員實施計畫督勵、(2) 陸海軍作業廳及民間軍需勞務要員の充足督勵、(3) 生擴產業及附帶產業關係勞務者の充足督勵、其の內特に炭礦勞務者の充足督勵、朝鮮人勞務者內地移住後の狀況視察、(4) 輸出品產業關係勞務者の充足督勵 (5) 生活必需品產業及運輸通信業關係勞務者の充足督勵、(6) 小學校卒業者の取扱狀況の視察並指導督勵、(7) 町村勞務動員協議會の實施狀況視察並指導、等をその職務內容として約三・四週間駐在せしめたのである。

職業紹介事業成績（昭和十四年）　一般職業紹介に於ては求人總數（各月新規引受數の合計、前月からの繰延を含まず以下同樣）三、六九〇、五三五人、求職者總數一、九二八、五八二人、就職者總數一、一一八、一三二人である。從つて殺到率（求人總數に對する求職者總數の割合）五二%、就職率（求職者總數に對する就職者總數の割合）五八%、昨年に比し前者は一八%の低下を示し後者は一一%の增加を示してゐる。（男女別の數字に就いては統計表表照）。求人總數、求職者總數及就職者總數を職業別に見れば次の如く何れも工業及鑛業が最も多い。而してこの現象は一方に於ては軍需產業及生產力擴充產業側の急激なる求人增加と、勞働力供給源の稀薄化を示すものと見做して大過なからう。

職業別一般職業紹介成績（昭和十四年）

	求人數（人）	求職者數（人）	就職者數（人）	殺到率（%）	就職率（%）
工業及鑛業	二、三九二、六五七	一、一九、四一五	六五八、四〇一	四七	五九
土木建築	一三八、一六〇	八九、八三一	七一、八七三	七〇	八〇
商業	二一五、四六一	九〇、五〇五	四二、二八五	四二	四七
農林業	九六、一五四	五五、〇四九	五一、一五二	五七	九三
水產業	二〇五、二〇四	九四、二二七	八六、八四三	四六	九二
通信運輸	一〇一、九四五	八八、七〇七	三九、八四五	八七	四五
戸內使用人	二三一、五九七	一四七、〇三七	六八、四一八	六六	四七
雜業	二三九、三五七	二四三、八二一	九九、三一五	一〇一	四一
計	三、六九〇、五三五	一、九二八、五八二	一、一一八、一三二	五二	五八

〔備考〕職業協會「職業時報」に據る。

次に一般職業紹介中、少年職業紹介成績を見るに次の如くである。

	求人數（人）	求職者數（人）	就職者數（人）	殺到率（%）	就職率（%）
昭和八年	三四九、九二五	二七〇、九七六	一三五、七九九	七七	四六
同九年	四一〇、七三八	二六三、七八一	一三二、二四二	六四	四六
十年	五〇五、八三三	二九六、九八六	一四〇、〇一〇	五八	四七
十一年	五六八、七六八	三三三、八一四	一五七、七九三	五九	四八
十二年	七八五、八二五	四三一、五四八	一八六、一八四	五四	四四
十三年	六五七、二〇〇	三九八、三三五	一八八、一二〇	六一	四七
十四年	九四〇、八一六	四四八、〇三六	二五八、〇三六	四八	五八

〔備考〕—昭和十一年迄は社會局「本邦職業紹介事業概要」、同十二年は社會部「職業時報」、同十三年以後は職業協會「職業時報」に據る。

職業別少年職業紹介成績は昭和十三年以來發表されてゐない爲遺憾乍ら不明であるが、之を次に掲げる小學校卒業兒童の就職狀況に依つて見るに、工業及鑛業の求人數、求職者數及就職者數は飛躍的に增加して居り、殊に殺到率及就職率が從來と全く逆の傾向を示し、供給に對し需要が過度に大となつたことが判るのである。

尙、昭和十四年三月小學校卒業兒童に對する同年五月末現在職業紹介成績は左の如く、求人數は男女計五四五、八五六人で前年に比し二七〇、七〇四人（四七・七％）を增加し、求職者數は男女計二四七、八三五人で前年に比し一〇二、九七七人（四一・五％）を增加してゐる。而して求人數對求職者數の比率は四五％で、職業紹介所が求職者の狩出しを懸命に努めたにも拘らず、事變下益々求人超過の現象顯著にして需給調整に非常な困難を生じたことが察せられる。次に就職者數は男女計一八一、一三九人で前年に比し一〇三、二二八人（五七・〇％）を增加し、求職者數對就職者數の比率が七三％となつて、和和五年以來の最高を示してゐるのは、前述の如き事變による非常な求人超過と小學校卒業兒童の職業紹介に對する政府の努力とに依るものと言へよう。然し乍ら他面に於て、求人數に對する就職者數の比率（充足率）は三三・二％で、殊に時局産業たる工業及鑛業におけるそれは三二・二％であるから、戰爭目的遂行及生産力擴充計畫達成の爲に次年度に於ては更に一段の努力が要請せられるであらうことが、推測されるのである。

昭和十四年三月卒業兒童職業紹介成績

	求人數	求職者數	就職者數
工業及鑛業	四三三、一六二	一八一、八〇四	一三九、八〇四
土木建築	二、四七七	九二五	六九六
商業	六〇、九〇八	一八、一八六	一三、四七一
農林業	一、三〇二	一、二四三	九二二
水産業	六八八	四五六	四二九
通信運輸	三、六六六	一四、一〇七	六、七四一
戸内使用人	一九、八四七	一八、九三六	一〇、九九六
雜業	一四、八〇七	三、一七八	八、〇八〇
合計	五四五、八五六	二四七、八三五	一八一、一三九

（備考）—厚生省職業部「小學校卒業兒童就職に關する資料」に據る。

日傭勞働紹介昭和十四年の求人總數は八、七五四、六二八、求職者總數七、七三九、二二五、就勞者總數七、四三六、九九四であるが、その數は三者とも前年よりも夫々約百萬人の減少を示してゐる。之は失業者使用事業の減額、登錄勞働者數の減少、時局産業における勞働力不足により採用條件緩和に基くものと思はれる。（詳細は統計表參照）

附、營利職業紹介事業狀況　昭和十四年十月末までの營利職業紹介における求人總數は六三三、〇一六人、求職者總數は三四六、八四七人、就職者總數は二二八、五五一人で昭和十三年同期間のそれに比べて何れも十餘萬人の減少を示してゐる（昭和十三年同期間求人總數七六〇、九四一人、求職者總數四八〇、一五七人、就職者總數三七七、九六七人）。營利職業紹介における職業別成績は、昭和十四年三月以降未發

表の爲その詳細を知ることを得ないが、斯樣な取扱數の漸減は、營業者の減少よりも職業戰線の時局的影響に依るところの方が大であらう。

附、救護事業　昭和十三年七月一日制定施行されたる社會事業法によつて昭和十三年度に於て補助金の交付をうけた團體數は九〇三團體、其の全額は五〇萬圓であつたが、昭和十四年度における補助費豫算は時局下のその重要性に鑑み一〇〇萬圓に增額された。

昭和十三年一月一日より施行された母子保護法による昭和十三年度中の母子保護狀況は左の通りであるが、經濟狀態の變化に伴ひ從來の給與額では不充分なので、昭和十四年十月より生活扶助、養育扶助、生業扶助及埋葬費の限度を夫々引上げたのである。

昭和十三年度　自四月至九月　分母子保護狀況調

	實人員	延人員	金額
生活扶助	一八、八二八	二、五四二、四六四	二七六、四六八
養育扶助	四七、九〇〇	六七九七、八七九	八五三、五八八
醫療	一、六二八	六一、〇三一	一三、四二九
生業扶助	一一七	—	一、三〇四
合計	六八、四七三	九、四〇一、三七四	一、一四三、七八九
埋葬費	二三六	—	一、四三九
委員費	三、三〇三	—	六、二九七

〔備考〕昭和十五年厚生省「厚生行政要覽」に據る。

尙、母子を保護するため適當なる施設の必要を認め國庫の補助をなしたるものは昭和十三年度に於て十施設であつた。

又昭和十四年八月より厚生大臣管理の下に國立の人口問題研究所を開設し人口問題に關する調査研究を行ひ人的資源の保持涵養に資することとなつたのは注目に値する。更に昭和十四年十二月二十三日には厚生省社會局に住宅課を新設し、從來の公營住宅、罹災地住宅の復舊、住宅組合法の施行の外に新に事變に伴ふ住宅拂底に對應して勞務者住宅の供給及地代家賃の統制を爲さしめることとしたのも注目に値する。之より先、今次事變以來軍需產業及生產力擴充產業の急速な擴張により勞務者住宅の需要が激增したのに對し、建築資材の入手難、建築費の昂騰により住宅の供給は却つて減少傾向にあり、爲に空家の減少、家賃の騰貴等住宅難の現象が顯著となつた。よつて政府は中央物價委員會の答申に基き昭和十三年八月四日厚生、商工、內務三次官名を以て地代家賃騰貴抑制及住宅供給の勸奬をなす樣地方長官宛通牒を發した。住宅の供給に關しては昭和十三年度に於て大藏省預金部社會事業費四、〇九五、〇〇〇圓を公共團體に融通して公營住宅一、〇一八戶、勞務者の共同宿舍一九箇所（一箇所收容人員二〇〇人）を建設せしめ、昭和十四年度に於ては、軍需並に生產

力擴充三ケ年計畫による勞務動員計畫に對應して樹立したる勞務者住宅供給三ケ年計畫の第一期計畫として、世帶住宅三〇、〇〇〇戸、共同宿舍二〇〇ケ所を全國殷賑産業地帶十二府縣の事業主及公共團體に於て建設することとし、十四年八月一日社會局長、職業部長、勞働局長名を以て關係府縣知事宛通牒を發した。これに要する資金は公共團體の分は大藏省預金部社會事業資金約一千萬圓、勸銀、興銀、農工銀行及北海道拓殖銀行を經由して事業主に融資する分は大藏省預金部資金二千萬圓である。

又地代家賃に關しては前記通牒によつて、地主、家主の自制に依り既存の地代家賃は現在額以上の値上をなさず、今後定めるものも、この趣旨に則り低廉に定めしむべき旨指示したのであるが、その後諸種の事情に依り地主、家主の自制による地代家賃の抑制は次第に困難となり昭和十四年七月十八日第二十七回中央物價委員會に於て地代、家賃騰貴抑制の答申となつたので、政府は急速に强力なる對策を講ずるの必要ありと認め、價格、運賃、賃金等の統制と相並び一般的物價騰貴抑制方策の一部門として昭和十四年十月十八日國家總動員法第十九條に基き勅令第七百四號を以て地代家賃統制令を公布し同月二十日より施行された。これによつて昭和十四年十一月一日以後の地代家賃は原則として昭和十三年八月四日の地代家賃より增額することを禁ぜられた。

附、軍事援護事業　昭和十四年七月十五日軍事保護院官制が公布實施せられたことは戰時下の施策として極めて意義あることである。抑々、昭和十三年四月厚生省の外局として傷兵保護院が設置された時、從來の臨時軍事援護部の主管事項中傷痍軍人の保護に關する事務を同院に移管し、軍需勞務の調整に關する事項は職業部に移し、臨時軍事援護部に於ては專ら軍事扶助法の施行、その他一般軍人援護事業、及後に遺族援護を併せ管掌せしめたのであるが、事變の進展に伴ひ、之等援護事務の機構を長期持久の態勢に沿ふべく整備强化して一層積極的に畫策實施するの必要を痛感し、又一面に於て傷痍軍人の援護事業と軍人の遺家族及歸還軍人の援護事業とは密接不離のもので、兩者の援護對策は一元的に統合して之を綜合的に實施することが、極めて緊要となつたのである。

茲に於て臨時軍事援護部と傷兵保護院とを合併し新に軍事保護院を設けて兩者の事業を一括掌理せしめることとなり軍事保護院官制が公布實施されたのである。

次に軍事援護事業中主なる資料を揭げれば左の通りである。

(1)　軍事扶助法の扶助金額（金額國庫負擔）

昭和十一年度　約	二、九六〇、〇〇〇圓
昭和十二年度　約	三三、九一〇、〇〇〇圓
昭和十三年度　約	八五、四八〇、〇〇〇圓
昭和十四年度	五四、一九四、〇二五圓

(2) 軍人援護事業の助成

昭和十二年度	一、〇〇〇、〇〇〇圓
昭和十三年度	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
昭和十四年度	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓

(3) 傷痍軍人就職斡旋狀況（自昭和十三年三月至同十四年十月）

求職者	五、九九五
原職復歸	一〇、四四五
轉職	七、九三八
新就職	二四、三三八
合計	
斡旋顚末	
就職決定のもの　原職復歸	四、六二四
轉職	五、五八七
新就職	四、七七四
斡旋中のもの	二、六七五
他府縣へ聯絡したるもの	三四〇
其の他	六、三三八
合計	二四、三三八

(4) 傷痍軍人職業再教育事業

卒業狀況（昭和十四年十一月末現在）

國立職業補導所	一五三
啓成社	四〇
失明軍人寮及教育所	三三
學資給與	三二七
中等學校教員養成所	一七
小學校教員養成所	一〇七
道府縣職業再教育施設	七二八
計	一、五〇四

（備考）—厚生省「昭和十五年厚生行政要覽」による。

第三篇　商業使用人・俸給生活者に對する社會政策

昭和十四年において商業使用人、俸給生活者のための對策として問題となつたものは、職員健康保險法と商店道場であつた。商業使用人に對しては、先に商店法が制定され、ともかくも商業使用人に對する我國最初の保護法規が誕生したわけであるが、俸給生活者に對しては本年漸く職員健康保險法がかゝる線に沿つて制定されるに至つた。これ等の社會政策はいづれも支那事變そのものとは直接の關係はないが、それ等が提起された根本的理由が商店員及び俸給生活者の體位の劣惡にあるといふことよりすれば、これ亦戰時體制確立の一歩前進であると云つてよいであらう。けだし戰時體制はその一方の支柱として人的資源の培養確保を必要とするものだからである。

第一節　商店法

商店法の實績　商店法は昭和十三年三月二十六日法律第二十八號を以て公布せられた。而して同法施行令は同年八月三十一日勅令第六百十八號を以て、同法施行規則はこれと同日附厚生省令第二十五號を以て公布せられ、共に十月一日より

施行せられた（商店法制定の詳細及び同法案については前年度本年鑑參照）。以下、警視廳工場課、三木清一氏『警視廳管下に於ける商店法施行概觀』（産業福利、第十五並三號）によつて、商店法施行後の實績をみるに次の如くである。（但しこの調査は商店員に對する同法の影響といふ點には餘り重點が置かれてゐない。）

「本法實施前に於ける官民兩者の關心と閉店時刻の嚴守勵行に資すべき豫行演習等は前述の通りにして、之を以て實施當日に於ける成果を期待したる所なるが、その實績は極めて良好にして豫期の成果を收めて居るのである。從來の冗長なる營業時間を短縮して、一定時一齊に閉店するのであるから、從來よりも早仕舞に對する店員の心理的傾向も多分手傳つてゐるのではあり、軒並の商家が一致的行動への群集心理的影響も亦之が助成に與つて力があるのであらうことは之に附隨して考ふべき一事ではあるまいか。之は之として一面に於ては、從來の午後十二時迄のものは二時間、十一時迄のものは一時間といふ營業時間を短縮したのであるから、此の短縮せる時間内に於ける從來の賣上高は必ずしも同額程度ならずとするも、相當の差額を見た向も亦見逃す譯にはいかない。殊に從來の地域的又は諸種の營業的其他の關係より此の閉店時刻前後より、後の賣上に相當販賣の重點を置いて居た方面に於ては、是又それ相當の影響を見たであらうことも否まれない事實としなければならぬ。併し乍ら本法の實施には、既に相當期間の餘裕ありたることでもあり、一般民衆の日常生活上に於ける關心事たることは勿論のこととして、普通一般の商店方面に於ては、大體に於ては從來並の營業成績を收め得たるも、果物、菓子、パン店等の食品關係及呉服、洋品店の如き選擇商品の取扱販賣方面に於ては、三%乃至一〇%程度の影響があつたといふ。……以上は本法の適用店舗に於ける普通地域の概觀なるも此の方面に於ける適用外の店舗に於ては、之を大局的に見ればさしたる變化もない模樣を傳へられてゐる。」

「常時五十人以上の使用人を使用する店舗に於ける、或は其の他に於ても大體に於て工場法と同樣關係にある規定の實施狀況に就ては勿論良好なる次第でもあり、又は取立てて申述べる程もないこととて之は省略することとする。」

「商店法の施行に依り、物品販賣なり理容應需の方面に於て劃期的社會規律の行はれ來つて居ることは申す迄もない。之と共に更に劃期的事實として逸すべからざるものは、放送局に於けるプログラム中に店員の時間が加へられ、專ら是等店舗に勞作する人々の爲に各方面よりの觀點に於ける施設が試みられて居るといふことである。」

附、商店道場　商店法の實施以來、商店從業員の福利厚生施設は特に留意せられ年々向上しつゝあるが、季節施設として當局が勸奬しつゝある商店道場は、團體訓練、心身の鍛錬上有效適切なるものとして廣く認識せられ益々進展の傾向を示してゐる。

いま厚生省調（「勞働時報」、昭和十五年五月號）によつて、昭和十四年度における商店道場實施狀況をみるに、全國を通じて延二二五回、五六四日に亘り、收容人員は一三、三八一

人を算する狀態であつた。次表參照。

	期間	回數（原則として一泊二日三日）	收容人員 男	收容人員 女	收容人員 計	主催
北海道	一五	一三	五四一	—	五四一	札幌、小樽、旭川、帶廣市
青森	一三	六	一四一	—	一四一	青森市商工會議所商工業組合
岩手	三	一	七二	—	七二	岩手縣盛岡市商工會議所
山形	六	二	一二〇	—	一二〇	米澤市商工相談所、鶴岡商工會議所鶴岡市商工業組合聯合會
福島	一七	三	一、七〇〇	—	一、七〇〇	平福島、若松郡山市商工會議所
埼玉	九	三	一五九	—	一五九	埼玉縣川越川口商工會議所、埼玉縣商工會聯合會
千葉	三	一	五〇	—	五〇	千葉縣商業報國會、千葉縣聯合會
警視廳	四八	一六	九七〇	三八	一、〇〇八	東京府警視廳、東京市東京商工會議所
神奈川	三〇	一〇	三七三	—	三七三	神奈川縣
新潟	八	三	二六〇	—	二六〇	
富山	一三	五	一四一	八八	二二九	富山縣
石川	五	二	一八〇	—	一八〇	金澤商工厚生會
福井	三三	一五	三三四	—	三三四	福井縣
山梨	一五	五	四九三	—	四九三	甲府商工會議所
岐阜	二一	七	三一五	—	三一五	岐阜市、岐阜商工會議所
愛知	三〇	一〇	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	愛知縣、愛知縣商店會
三重	二二	八	四二四	—	四二四	三重縣津市商工會、津、宇治山田、四日市商工會議所
滋賀	二四	九	三〇九	—	三〇九	滋賀縣、大津、彥根商工會議所
京都	四〇	一八	六三四	二三〇	八六四	京都商店厚生會
大阪	一八	九	九六〇	—	九六〇	大阪府
兵庫	一〇	四	一三二	六四	一九六	兵庫縣神戶市商工會議所
奈良	四	二	九二	—	九二	奈良市商工聯合會
和歌山	六	二	六〇	四七	一〇七	和歌山縣市商工會議所
鳥取	六	二	六六	—	六六	鳥取縣鳥取、米子商工會議所
島根	四	二	一五三	—	一五三	松江商工會議所
岡山	一五	五	二八三	六八	三五一	岡山縣岡山倉敷、津山商工會議所
廣島	二一	七	三七四	一五三	五二七	廣島市商店聯盟
德島	四	二	一五〇	—	一五〇	德島商工會議所
香川	六	二	二二九	—	二二九	高松丸龜市商工會議所
愛媛	六	二	一八八	—	一八八	
高知	九	三	一五〇	—	一五〇	高知商工會議所
福岡	三〇	一二	五〇五	—	五〇五	福岡縣各市商工會議所
佐賀	九	三	九〇	二六	一一六	佐賀唐津商工會議所
長崎	三一	一一	四〇二	—	四〇二	長崎、佐世保市兩商工會議所
大分	一四	六	一九二	—	一九二	大分、別府、中津市各商工會議所
宮崎	九	三	一六二	—	一六二	宮崎、都城、延岡市各商工會議所
鹿兒島	二	一	一〇〇	—	一〇〇	鹿兒島縣鹿兒島商工會議所
沖繩	六	二	一六一	—	一六一	那覇商工會議所
計	五六四	二二五	一三、六六七	七一四	一三、三八一	

第二節　職員健康保險法

職員健康保險法の制定　我國における健康保險制度としては、工場、鑛山、交通勞働者等に對しては健康保險があり、又農山漁村民や都市の獨立企業者等に對しては昨年度より國民健康保險制度が設けられてゐるが、被傭者階級の一大分野を占める給料生活者層に對しては殆んど何等の施設もなかつたのである。然るにこれ等の者の健康狀態をみると頗る不良であり、就中都市におけるこれ等給料生活者の健康狀態は、徵兵檢査の結果等に徵してみるも極めて劣惡であつて、これが保健對策は戰時下國力培養上一日と雖も忽にすることを許さないのである。以上は保健の立場からみたものであるが、給料生活者保護の必要はたゞそれのみからではない。いま內閣統計局の調査その他給料生活者の家計調査の內容を仔細に檢討するならば、その切りつめられた逼迫せる生活の實相は勞働者のそれと何等異らないことが分るであらう。而して一度び生計の總てを握る世帶主が病魔に襲はれ不時の失費を要する場合は、その生活の破壞たるや到底勞働者の比ではないのである。

職員健康保險制度は以上の如き事態に對應し、時局下保健國策の一環として又國民生活安定の社會政策として生れたものである。（なほ以上の點については詳細は前年度本年鑑參照）。

本法は七章九十一條よりなる尨大なものであるが、いまその內容をみれば大樣次の如くである。

本保險の適用せられる事業は、當初の計畫では國又は地方公共團體等の事業及健康保險關係のものを除いては、殆んどすべての事業を網羅する豫定であつたが、豫算の關係等により差當り左の事業に限定せられ、その他のものは任意包括の事業となつた。（一）物の販賣に關する事業、（二）金融又は保險に關する事業、（三）物の保管又は賃貸に關する事業、（四）媒介周旋に關する事業、（五）集金、案內又は廣告に關する事業、（六）前各號に掲ぐるものゝ外勅令を以て指定する事業（當初は指定せざる方針）。

右に掲ぐる事業の事業所であつて市又は主務大臣の指定町村により常時十人以上を使用するものは强制適用を受ける譯である。健康保險同樣報酬年額千二百圓以上の者は除外せられ又國、北海道、府縣、市町村等の事業に使用せらるゝ者には適用されない。被保險者は目下の推算では約四十萬人の豫定である。なほ本保險には選擇包括被保險者の制度を設け、現在工場、鑛山等において健康保險の適用を受けてゐる職員は、本保險の被保險者となり得る途を拓いた。本制度の仕組內容等は大體健康保險と同樣であつて保險者は政府及職員健康保險組合であり、又保險事故は被保險者の疾病、負傷、死

亡又は分娩となつてゐる。又保險給付として支給するものは療養費、傷病手當金、埋葬料（又は埋葬費）、分娩費及出產手當であるが、ここに健康保險と著しく異る點は、傷病給附として療養費の支給を原則とし且保險濫用の防止及保險經濟の合理化を圖る爲、療養費の一部を被保險者に負擔せしめてゐることである。又本保險の對象が大體月給者である關係から傷病手當金の支給について原則的に三月の待期を設けたこと及びその金額を報酬日額の百分の五十（出產手當金も同樣とす）としてゐる點も異つてゐる。この樣な關係から保險料は大體報酬の百分の二・五程度となる見込である。なほ本保險においては被保險者と同一世帶に屬する一定の家族の傷病についても法定給付として療養費の支給を爲す計畫であつたが、諸種の事情により延期の已むなきに至つた。しかしいづれ近い內に實施される豫定であると云はれ、適用事業の擴張と共に本制度の完成はなほ今後に殘されたものが多いのである。

なほ本法は本年四月六日法律第七十二號として成立、同施行令は同年十二月二十三日勅令第八五八號として公布、同施行規則は同年十二月二十六日厚生省令として公布されたが、本法の實施は昭和十五年四月一日からの豫定である。

第四篇　農民に對する社會政策

第一章　政府の方針

昭和十四年初頭の第七十四議會は、事變第三年度の、豫想される困難の增大に面して、生產の擴充の戰時至上命令の遂行を「計畫化」した。乍然、農業における生產力擴充に、勞働力の順當な保全の方策を相伴せしめようとする意圖は、既にこの議會にはみられなかつた。農民に對する社會政策は、戰爭狀勢の促進の下に明らな前進を示した工業部門勞働者を對象とする社會政策に比較して、極めて激しい落伍性を示すといふ云ひ古された我國經濟構造の特質の反映は、前回又前と同議會が、國民健康保險法、農地調整法、現時農村負債整理法等の「社會立法」を通して、如上の反映を抹消する方向に幾分轉回したかに見えたにも拘らず、ここではまさに所謂範疇的貫徹を果すかの樣である。かくて、現實に遂行せられた政策は、依然たる勤勞奉仕的勞働强化によつて激化しつゝある逆條件を蔽ひつゝ、國民的食糧の增大する消費量を充當せんとする擴充計畫であつた。然るに、かゝる生產政策の具體的遂行者たるべき零細農民の特に小作者は、事變勃發以來

明かな足取りで加重する小作料の負擔によつて逆條件に對する抵抗力を全く奪はれ、全國的に小作地返還現象を生起せしめつゝ、軍需産業部門に大量流入したのであつて、ここに耕地面積耕作農家の絶對的減少といふ擴充計畫に眞向から對立する傾向を現出した(農林漁業離脱者の約四二%は小作層)。西日本、朝鮮南部の旱害を直接モメントとする米穀需給の均衡破壞はかゝる一般的狀勢の下に展開されたのである。過剰を患ひとした米穀の絶對的不足といふ皮肉な困難に、外米の大量輸入をもつて對抗する一方、政府は、いまや、日本農業の機構的脆弱性の根柢をなす遺制的土地所有關係に向つて、その可能性は別として、とにかく、何らかの調整を試みる必要に切迫されるに至つた。この年末期に制定、公布せられた勅令、小作料統制令はかゝる調整の脆弱なる實踐に外ならない。それは打開への前進といふよりはむしろ矛盾の激化を示すといふべきであらう。

第一節　農地施設

農地調整法施行狀況（沿革並條文については、本年鑑前年度版及前々年度版參照）施行第二年度たる昭和十四年における、同法施行の狀況を概觀すれば、各道府縣に當該農地委員會の設置をみ、委員並臨時委員の實數は、昭和十四年九月八日現在において、前者は六百九十名、後者は五百六十七名合計千二百五十七名を算する。

九月末日現在によりその活動をみれば、自作農創設維持事業に關する調査審議及斡旋に關する委員會（數縣を除き、大部分の府縣に於て一回乃至二回、小作關係其他農地の利用關係に關する斡旋及爭議の防止に關する委員會、奈良、島根、山口、香川、愛媛、高知、佐賀において各一回）及經濟更生のため道府縣市町村等の行ふ自作農創設維持事業に關する調査審議及斡旋に關する委員會（福井四回、奈良、沖繩各一回）の開催をみてゐる。

次いで市町村農地委員會の活動狀況を略述すれば、自作農創設維持事業に關する調査審議及斡旋に關與せる委員會數は二、九一九、その取扱件數二五、五四四件、關係土地面積一五、七二〇町歩、小作紛議防止の一對策としての小作地の減收調査をなせる委員會數九八九、その關係土地面積一〇〇、三〇五二町歩に及んでゐる。又右の如く小作紛議の未然防止の對策を講ずる一方積極的に小作關係その他農地利用關係に關する爭議の解決にまで斡旋を進めた委員會數九五八、その取扱件數一、七一七件（小作關係一、二四八件、農地利用關係四六九件）である。又、農業經營の合理化を圖り以て農業生産力の維持增進に努めるため積極的に農地の交換分合を斡旋せる委員會數一七四、その關係土地面積三七二四町歩である。農地の所有者及耕作者が兵役、徴用、農用牛馬の徴發使

用牧用又は農村の經濟更生の爲にする移民その他公共のため餘儀なき事由に依り自ら農地を耕作又管理し得ない場合、その農地の管理又は買取に關し斡旋せる委員會數九二、その取扱件數は一七八件である。

更に農村の經濟更生を圖り農村の平和を確保せんがため農地處分の調整に關し必要な命令を發したるものは、北海道、秋田、山形、埼玉、長野、德島、愛媛、佐賀の諸道縣であつて、この命令に基き農地の所有者より農地處分の通知を受けた場合にその斡旋をなしたるもの及び小作契約の更新又は條件變更の通知を受けた場合にその斡旋をなしたるもの等がある。如上の狀況を表示すれば次の如くである。

市町村農地委員會の活動狀況一覽

（昭和十四年九月末日農務局調）

種別	關係委員會數	取扱件數	關係面積
			町
農地調整法第三條の事業に關する調査審議及斡旋	九二	一七八	九八九
同法第四條の事業に關する調査審議及斡旋	三三	五〇	一、三六八・七八
同法第五條の通知を受けたる場合における斡旋	一三	二九	五七四
同法第六條の自作農創設維持事業に關する調査審議及斡旋	二、九一九	二五、五四四	一五、七二〇・〇九
同法第九條の通知を受けたる場合における斡旋	九二	一三七	四〇
小作關係其他農地の利用關係に關する爭議の斡旋	九五八	一七一七	九八九
小作地減收調査			一〇〇、三〇五・一〇
農地の交換分合の斡旋			五七四
其の他の事項を處理せるもの			三、七三四・一〇

なほ、同法の實質的意義を評價するために、一つの視點として、例へば左の市町村農地委員會が、委員總數の二一・八％地主、九・三％地主兼自作、三五・二％自作、一三・五％自小作、一四・四％小作、五・八％其の他、といふ階級的構成比率をもつことを知るべきであらう。

附　小作料統制令　日支事變を契機とする我國經濟の戰時體制段階への移行は、農業部門にも幾多の新な變動を生起せしめた。軍需産業への流出並に應召による農村中樞勞働力の涸渇は、肥飼料、農器具、畜力の絶對的不足と絡み合ひ、農業生産力の明白な衰退を結果し、戰時至上命令の基本的要素をなす國民的軍需的食糧並に原料の大量確保の要請と對立するに至つた。而も他方では、農産物價格の昂騰、田畑の工場敷地、住宅地化、低金利の浸潤に伴ふ土地投資の增加、先高見越による賣惜み、買進みの傾向、米穀不足に伴ひ自家用米を小作米に依つて得る爲の田地購入等の諸因子の絡み合ひは小作料田畑賣買價格の顯著な昂騰を惹起せしめた。この樣な情勢に對應すべく、九、一八價格統制令と並行し、十二月六日國家總動員法第十九條に基く勅令第八百二十三號「小作料

統制令」の制定公布がなされたのである。以來、實納小作料の昂騰抑制と適正小作料の設定問題は漸く表面化するに至つた。乍然、同令の志向は、むしろ食糧その他農産物價の昂騰抑制のための農業生産費の引下といふ點にあり、その限り、それは廣汎な物價對策の一翼を形成するもので、適正小作料の設定はむしろ附隨的條項にすぎない。事實、基準小作料として定められてあるのは、九・一八における既存の實納小作料であつて、正に全剰餘勞働吸取の遺制的高率性を内容とするものである。而もこの適正化を行ふべきか否やを決定する規準は、地主的農地委員會によつて「必要ありと認め」られた場合に限られてゐる點、同令の脆弱性の暴露に外ならないが、それ以上に、我國土地所有關係の基盤的性格と、それの「上から」の改革の困難性を示すものであらう。

小作料の意義及び範圍

本令に依つて統制を受ける小作料は、耕作の目的を以て農地が賃借される場合の借賃並びに耕作の目的のための永小作及び賭地權の小作料である（第二條）。ここに賭地權といふのは朝鮮の慣習に基づく物權の一種であつて、その權利の性質は民法の永小作に類似してゐるものである。

從つて耕作以外の目的で賃借される場合、例へば、材料置場、砂利置場等として使用するために賃借される場合の借賃は、本令の制限を受けない。これ等の借賃は價格等統制令の適用を受けるのである。又建物所有の目的で賃借され又は地上權が設定される場合の借賃は、地代家賃統制令の統制を受けるのであつて、本令の統制は受けない。たゞ農村に於ては農地以外の土地、例へば採草地、干場等が農地に附隨して賃借される場合が多く、或ひは農舍、溜池等の建物、工作物が農地に附隨して一括して賃借され、その借賃と農地の借賃とを區別し難いやうな場合がある。そこでこれ等の借賃も例外として本令の統制の目的とした（第二條）。「株小作」等の場合はその著るしい例である。この例外の場合は價格等統制令又は地代家賃統制令の特別規定としてこれ等の統制を受けないで本令の統制を受けることとなるのである。

統制を受ける事項

本令は小作料の額又は率ばかりでなく、小作料の種別及び減免條件も統制することとし、なほ農地の賃貸借契約、永小作權設定契約等における一定の條件をも統制することとした（第十一條・第十七條・施行規則第七條）。

わが國における小作料は大別して一定の額を以て定めるものと、收穫高に對する一定の割合を以て定めるものとがある。更に前者には、現物即ち米、麥、大豆等で納付する物納小作料と、金錢で納付する金納小作料と、一定量の現物で表示して置いて實際に納付する場合には、その現物を一定の時及び場所の相場で金錢に換算して金錢で支拂ふ代金納小作料とがある。

後者にはいはゆる分益小作料と稱し、收穫高の一定率を小作料とするものと、毎年收穫高を見取つてその收穫高の一定率を小作料と

するいはゆる見取小作料とがある。物納小作料に於ても米で支拂ふか、麥で支拂ふか等現物の種類も種々あり、同じ米で支拂ふものでもその品等を如何に定めるかに依つて差異がある。そこでこれ等の小作料の種別を變更することは、その變更の方法如何に依つては實質上小作料の額を增減することとなるから小作料の種別も統制することとした。

又わが國に於ける小作料は平年作を豫定しての定めである場合が多い。從つて不作の年はその不作の程度に應じて契約で定まつてゐる小作料の額を減免するものが多い。かゝる減免すべきものをしないか、或ひは減免の割合を少くしたりすることは、これ亦小作料の額を增加することとなるから、小作料の種別、額又は率だけでなく減免條件も統制することとした。

次に敷金、補償金穀、修繕費及び用排水費の負擔、改良費の負擔公租公課の負擔、小作料の支拂條件、借主の貸主に提供する勞務に關する條件及び借主の貸主に給付する權利金その他の財產上の利益に關する條件及び借又は永小作の種々の條件も小作料の種別額又は減免條件の決定と密接な關聯がある。從つてこれ等の條件を無統制のまゝに置いては、小作料の額等を統制してもこれ等の條件に於て借主の負擔を增加せしめられて、結局小作料の額等の統制が無意味になつてしまふことになるから、これ等の條件に對しても同樣必要な統制を加へることとした（第十一條・第十七條・施行規則第七條）。ここに補償金穀といふのは、現物納小作料の場合に契約に定めてゐる品等に對し、貸主が借主に支給する奬勵米の外、契約に定めてゐる品等よりも上位のものを納入したときに貸主から借主に支給する格差金穀、下位の品等のものを納入したときに借主から貸主に納入する罰米を謂ふのである。又小作料の支拂條件とは小作料が前納であるか否か、納入の場所、納入のための運賃、俵裝費、檢査料等の負擔に關する條件を謂ひ、借主の貸主に給付する權利金その他の財產上の利益に關する條件とは又小作の場合に轉借人が轉貸人に支拂ふ權利金その他の利益に關する條件を謂ひ、小作人間におけるいはゆる小作權の對價の如きものは含まない。

統制の方法

（一）引上停止

本令の實施後は小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他上述した條件の最高基準が次の如く定まるのであつて、その基準が定まつた農地については後に述べるやうに、特別の事由があつて地方長官の許可を受けたときの外、今後は契約期間の滿了、貸主又は借主の變更如何に拘らず、貸主はその基準の額又は率を超えて小作料の額又は率を定めたり、その基準の種別、減免條件又はその他の條件に比して借主の負擔の增加となるやうな種別、減免條件又はその他の條件を定めることが出來ない（第三條・第十一條・施行規則第七條）。又貸主はどんな名義であつても本令の適用を免れるために借主に對し、農地の賃貸借又は永小作の契約に定めてゐない財產上の利益を求めることは出來ないし、現在の賃貸借を請負その他の契約の形式に變更して本令の統制を免れることも出來ない（第九條）。

1　引上停止の基準

小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他の條件の引上停止

の基準は次の通りであつて、過去におけるものを基準とするものと今後定められるものを基準とするものとの二種がある。

（イ） 過去におけるもので定まる基準

これが更に昭和十四年九月十八日におけるものを基準とするものと、然らざるものとがある。

(1) 昭和十四年九月十八日に於て小作料の定のあつた農地に付ては、その日に於て事實定まつてゐた小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他の條件が基準となる（第三條第一號・第十一條・施行規則第七條）。九月十八日には、一石の小作料を昭和十五年一月から一石一斗に增額する旨の約束が當時既に出來てゐたとしても、その農地について基準となるものは一石である。

(2) 昭和十四年九月十八日には小作料の定がなく、その後本令施行前、即ち昭和十四年十二月十日迄に小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他の條件の定あるに至つた農地、例へば、昭和十四年九月十八日にはたま〳〵誰にも貸してゐなかつた農地を十二月十日迄に誰かに貸したとか、從來自作してゐたもの、或ひは耕作以外の目的に供するために貸してゐたものを九月十九日以來本令施行前に他人に貸したもの等に付ては、昭和十四年九月十九日以後最初に定められた小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他の條件がその基準となる（第三條第二號・第十一條・施行規則第七條）。

次に上述の基準を超えて小作料の額を定め、或は基準よりも借主の負擔の增加を來す樣な減免條件等を定めることは、特別の事由ある場合に於て地方長官の許可を受けた時の外はこれを認めないのであるが、價格等統制令施行前迄の間に增額し又は變更してゐるものは如何にするか。かくの如き農地に付てはそれが裁判、裁判上の和解、調停等の形で認められた物を除き（第十六條・第十七條・施行規則第七條）、貸主は本令施行後最初に納期の到來するもの以後の分から、納期迄に（施行規則第九條）、基準以內に減額するとか、變更しなければならぬ（第十五條・第十七條・施行規則第七條）。

（ロ） 今後定められるもので定まる基準

昭和十四年九月十八日に於ても、又九月十九日以後本令施行前迄の間に一度も賃貸されたことのない農地、例へば、今迄自作してゐた農地を本令施行後初めて他人に貸すとか、九月十七日以前には他人に貸したことはあるが、九月十九日以後本令施行前迄の間は他人に貸したことのなかつた農地を本令施行後再び他人に貸す場合にはその農地に付ては本令施行後定められる最初の小作料の種別、額又は率、減免條件及びその他の條件が基準となる（第三條第三號・第十一條・施行規則第七條）。

2 引上の許可

以上に說明した基準を超えて小作料の額若くは率を定め、又は以上の基準に比し借主の負擔を增すやうな種別、減免條件若くはその他の條件を定めることは原則としては認めないのであるが、特別の事由ある場合において、地方長官の許可を受けたときは差支へない（第三條本文但書・第十一條・施行規則第七條）。特別の事由ありや否やは具體的に判斷するより外はないのであるが、例へば、貸主が現在基準となつてゐる小作料の額等が定まつた後土地改良等を爲して著るしく小作地の利用を增進したとき、當時借主が貸主の緣故者であつたために基準たるものが低額であつたとか、借主に有利に

なつてゐたとき等はその事由となる場合が多いであらう。

地方長官に對する引上の許可申請は廳府縣令を以て定められる手續に從つてされねばならない。地方長官がその許可を爲す場合は、道府縣農地委員會（農地調整法第十五條・同施行令第二十一條乃至第三十二條・同施行規則第十六條參照）の意見を聽くことを要する（第八條・第十一條・施行規則第七條）。

（二）小作料の改定

上述の引上停止は必然的に各農地の小作料の額等の間に不均衡を來すことを免れない。殊にわが國における小作料は沿革的、社會的理由に依つて不合理なものが多い。それ故早くから小作調停制度が實施され、裁判所における調停に於て、或は調停外の行政措置に依つて漸次その合理化を圖り來つて現在に至つてゐるのである。從つて小作料の引上停止はその間に著るしい不均衡を生ずることは當然豫想されるのである。又小作料の減免條件等は不明確な場合が多いから、その間に無用の紛議を生ずる虞れがある。そこでこの不均衡を是正し、不明確なることから生ずる紛議を未然に防止するために三個の方法を以て統制圓滑に行ふこととした。その一が市町村農地委員會に依る小作料の改定である。

1　小作料の決定

市町村農地委員會（農地調整法第十五條・同施行令第五條乃至第二十條・第三十一條乃至第三十三條・同施行規則第十四條・第十五條參照）必要ありと認むるときは當該市町村にある農地の小作料の種別、額若くは率、減免條件又はその他の條件を決定することが出來る（第四條第一項・第十一條・施行規則第七條）。「必要アリト認ムルトキ」は市町村農地委員會は本令第四條の規定に基づいて小作料を改定することが出來るのであるが、農地委員會は本令制定の趣旨に從つて必要ありや否やを認定することを要する。從つて本令の趣旨に背反してこれを爲すことを得ないのは勿論である。しかしてその決定の方法については、寧ろ個々の農村の實情と從來の慣行に即した方法に依らしめることを適當と認めて、その方法を限定してゐない。

2　小作料の認可

市町村農地委員會が必要ありと認めて小作料の額等を改定したときは、地方長官の認可を得ることを要する（第四條第二項・第十一條）。何となれば小作料の額等の決定は個人の權利義務に重大な關係を有してをり、又社會的にも經濟的にも影響する所が大であるからである。なほ地方長官が認可を爲さうとするときは道府縣農地委員會の意見を聽くことを要する（第八條・第十一條・施行規則第七條）。

3　小作料の公示

地方長官が認可したときは（一）認可の年月日、（二）申請を爲した市町村農地委員會、（三）農地の所在地番、地目、面積等、（四）認可を爲した小作料の種別等を告示し、且當該市町村長をしてその旨を市町村役場に掲示せしめることを要する（第四條第三項・第十一條・施行規則第二條・第七條・第八條）。

4　小作料の合意

市町村農地委員會は農村内の小作料の現狀、決定に對する當事者の意嚮その他村内の輿論等に鑑み、決

定するに當つては各般の事情を調査して當事者の納得のゆくやうなものを決定したのであり、なほ又地方長官に於てもかくすることが各農地の小作料の額等の間の不均衡を是正して農村の平和を圖り、農業經營の安定を圖るものであると認めて認可したのであるから、これに對し不服不同意の者のある筈はないのであるが、認可申請のときに於ける當事者と、公示されたときに於ける當事者が異つてゐる場合もあり、又事苟も個人の權利義務に重大な影響があるから、貸主及び借主が公示されたものに依るべき旨の合意を爲したときに初めてその農地に關しては以後その公示された小作料の額等が上述した基準に代ることとして、その後當事者の變更如何に拘らず、その額等を超えて小作料の額等を定めることが出來ないこととした。（第五條・第十一條・施行規則第七條）

その合意の方法は屆出に依ることとなつてゐる（施行規則第三條第一項・第八條）。若し貸主、借主が連署して屆出でたときは、その屆出のあつた日に合意があつたものとし（施行規則第三條第二項、第八條）、別々に屆出でたときは、貸主及び借主の中後で屆出をした日に合意があつたものとする（施行規則第三條第三項・第八條）

上述の屆出があつて本令第五條の合意のあつたときは、市町村農地委員會はその旨を地方長官に報告し、且當該市町村長に通知することを要する（施行規則第五條第一項・第八條）。市町村長がその通知を受けたときは、合意があつた小作料の額等一定の事項を公示せねばならない（施行規則第五條第二項・第八條）

小作料を改定して後これを變更するときは上述の(1)乃至(4)と同樣の手續を行つてこれを爲すのである（第四條第四項・第十一條・施行規則第一條乃至第五條・第七條・第八條）

（三）行政官廳の命令に依る引下

小作料の引上停止に基づく不均衡を是正する方法の一つとして、上述した小作料の改定の方法を設けたのであるが、今直ちに全國の各市町村農地委員會がこれを爲すとは到底考へられないし、又未だ農地委員會の設置されてゐない市町村もあるのである。そこで地方長官の命令に依る引下と調停等に依る引下の方法に依つてこれを補ふこととした。

小作料の種別、額若くは率、減免條件又はその他の條件が著るしく不當と認められるときは、地方長官は貸主に對してその減額若くは減率を命じ又は種別、減免條件若くはその他の條件の變更を命じ或ひは減免條件等を新たに附けることを命じ得る（第六條第一項・第十一條・施行規則第七條）。勿論地方長官がかゝる命令を爲さうといふ迄には、或ひは當該市町村農地委員會の意見を徵するとか或ひは同委員會をして減額等に付き斡旋せしめる等の措置を講ずるであらう。

地方長官の引下命令を受けた者は、命ぜられた額迄又は命ぜられた程度に引下げなければならないのであるが、その命件に從つて減額等を爲した場合には、その額若くは率、減免條件、その他の條件が、以後その農地に付き基準たるものとなるのである（第六條第二項・第十一條・施行規則第七條）

なほ、地方長官が引下命令を爲さうといふ場合は、道府縣農地委員會の意見を聽くことを要する（第八條・第十一條・施行規則第七

條)。なほ裁判、裁判上の和解、調停等に依つて定まつてゐるものについてはこれを爲し得ない(第六條第三項・第十一條・施行規則第七條)

(四)　裁判、裁判上の和解、調停等に依る引下

上述のやうに裁判、裁判上の和解、調停等に依つて定まつてゐる小作料の額等については、地方長官の引下命令は爲されないが、從來から、裁判所に於ても調停に依つて小作料の合理化に努力してをり、又昭和十三年八月一日より施行された農地調整法に於ては小作調停制度を擴充强化して一層小作料の合理化を圖らんとしてゐる。そこで價格等統制令の實施後は訴訟、調停事件等に於ては增額等本令の趣旨に反する裁判、調停等は爲し得ないのは勿論であるが、更に裁判、調停等に依つて減額され若くは減率された額若くは率又は借主に有利に變更された種別、減免條件若くはその他の條件は以後その農地に關して基準となることとした(第七條・第十一條・施行規則第七條)。故に裁判、調停等に依つて減額された小作料の額等はその當事者を拘束するばかりでなく、以後當事者の變更があつてもその額を超えて小作料の額を定めること等を爲し得ないこととなるのである。

小作料統制令(昭和十四年十二月六日勅令第八百二十三號)

第一條　國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基キ小作料ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　本令ニ於テ小作料トハ耕作ノ目的ヲ以テ農地(農地以外ノ土地ガ農地ニ附隨シテ賃借セラルル場合又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附隨シテ賃借セラレ其ノ借賃ガ農地ノ借賃ト分別シ得ザル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ含ム以下同ジ)ガ賃借セラルル場合ニ於ケル借賃又ハ耕作ノ目的ヲ以テ永小作權若ハ賭地權ガ設定セラルル場合ニ於ケル小作料ヲ謂フ

第三條　農地ノ賃貸人又ハ永小作權若ハ賭地權ノ目的タル農地ノ所有者(以下貸主ト稱ス)ハ左ノ各號ノ小作料ノ額若ハ率ヲ超エテ小作料ノ額若ハ率ヲ定メ又ハ左ノ各號ノ小作料ノ種別若ハ減免條件ニ付農地ノ賃借人又ハ永小作權者若ハ賭地權者(以下借主ト稱ス)ノ負擔ノ增加ト爲ルベキ變更ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　昭和十四年九月十八日ニ於テ小作料ノ定アリタル農地ニ付テハ同日ニ於ケル小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件(其ノ不明ナルトキハ同日以後ノ判明セル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件)

二　前號ニ該當セザル農地ニシテ昭和十四年九月十九日以後本令施行前ニ小作料ノ定アルニ至リタルモノニ付テハ同日以後ニ於ケル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免(條件其ノ不明ナルトキハ判明セル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件)

三　前二號ニ該當セザル農地ニシテ本令施行後ニ小作料ノ定アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件

第四條　市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ當該市町村ニ在ル農地ニ付小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ

得市町村農地委員會ハ前項ノ規定ニ依リ定ムル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨公示スベシ

前三項ノ規定ハ公示シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五條　地方長官ガ前條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ公示シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ貸主及借主ニ於テ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ニ依ルベキ旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ其ノ農地ニ關シテハ之ヲ第三條ノ適用ニ付テハ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第六條　地方長官小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件著シク不當ナリト認ムルトキハ貸主ニ對シ小作料ノ種別ノ變更、額若ハ率ノ減少若ハ減免條件ノ變更ヲ命ジ又ハ減免條件ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ變更シタル種別、減少シタル額若ハ率又ハ變更シ若ハ定メタル減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第一項ノ規定ハ裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ定マリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七條　價格等統制令施行後裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調定又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ借主ニ有利ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第八條　地方長官第三條但書ノ規定ニ依ル許可、第四條第二項若ハ第四項ノ規定ニ依ル認可又ハ第六條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第九條　貸主ハ本令ノ適用ヲ免ルル爲農地ノ耕作ヲ目的トスル請負其ノ他ノ契約ヲ爲シ又ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ借主ニ對シ農地ノ賃貸借契約又ハ永小作權若ハ賭地權ノ設定契約ニ定メザル財産上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ズ

第十條　地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ賃貸借、永小作又ハ賭地權ニ依ル小作ニ關シ其ノ當事者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日沒迄ノ間農地其ノ他ノ場所ニ臨檢シ收穫ノ狀況若ハ契約書其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十一條　第三條乃至第八條ノ規定ハ敷金、補償金穀、修繕費及用排水費ノ負擔並ニ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件以外ノ農地ノ賃貸借、永小作若ハ賭地權ニ依ル小作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第十二條　本令ハ國又ハ道府縣ガ貸主タル農地ニ付テハ之ヲ適用セ

ズ

第十三條　第四條及第五條ノ規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第八條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事（第六條ノ場合ニ在リテハ道知事又ハ府郡島小作委員會）、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ市街庄トシ市町村農地委員會トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島小作委員會、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ街庄長トス

附　則

第十四條　本令ハ內地ニ在リテハ昭和十四年十二月十一日ヨリ、朝鮮、臺灣及南洋群島ニ在リテハ同月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ樺太ニハ之ヲ施行セズ

第十五條　價格等統制令施行前ニ第三條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ヲ借主ノ不利益ニ變更シタル農地ニ付テハ貸主ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ本令施行後最初ニ小作料ノ納期ノ到來スル分ヨリ之ヲ同條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ回復スベシ

第十六條　前條ノ規定ハ價格等統制令施行前ニ於テ裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セズ價格等統制令施行ノ際現ニ繫屬シタル訴訟、裁判上ノ和解事件又ハ調停事件ニ於テ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付亦同ジ、

前項ノ裁判、和解、調停又ハ勸解ニ依リ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第十七條　前二條ノ規定ハ敷金、補償金穀、修繕費及用排水費ノ負擔並ニ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件以外ノ農地ノ賃貸借、永小作若ハ賭地權ニ依ル小作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

小作料統制令施行規則（昭和十四年十二月六日農林省令第六十六號）

第一條　市町村農地委員會小作料統制令（以下令ト稱ス）第四條第二項ノ規定（同條第四項ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル申請書ニ委員會ノ決議錄ノ謄本ヲ添附シ當該市町村長ヲ經由シテ之ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　決定ノ理由及經過

二　決定ノ方法

三　農地（農地以外ノ土地ガ農地ニ附隨シテ賃借セラルル場合又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附隨シテ賃借セラレ其ノ借賃ガ農地ノ借賃ト分別シ得ザル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物其ノ

他ノ工作物ヲ含ム以下同ジ）ノ所在地番、地目又ハ種類及面積又ハ建坪

四　決定セントスル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件及現在ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件

五　農地ノ賃貸人又ハ永小作權ノ目的タル農地ノ所有者（以下貸主ト稱ス）及農地ノ賃借人又ハ永小作權者（以下借主ト稱ス）ノ氏名又ハ名稱及住所

六　貸主及借主ノ意嚮

七　其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二條　地方長官令第四條第二項ノ規定（同條第四項ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル認可ヲ爲シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ告示シ當該市町村長ヲシテ其ノ旨市町村役場ニ掲示セシムベシ

一　認可ノ年月日

二　申請ヲ爲シタル市町村農地委員會

三　農地ノ所在地番、地目又ハ種類及面積又ハ建坪

四　認可ヲ爲シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件

第三條　前條ノ規定ニ依ル告示アリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付貸主及借主ガ之ニ依ラントスルトキハ當該農地ノ在ル市町村ノ市町村農地委員會ニ其ノ旨屆出ヅベシ

貸主及借主ガ連署シテ前項ノ屆出ヲ爲シタルトキハ其ノ屆出アリタル日ニ於テ令第五條ノ合意ヲ爲シタルモノトス

貸主及借主ガ各別ニ第一項ノ屆出ヲ爲シタルトキハ後ニ屆出アリタル日ニ於テ令第五條ノ合意アリタルモノトス此ノ場合ニ於テハ當該市町村農地委員會ハ遲滯ナク其ノ旨貸主及借主ニ通知スベシ

第四條　市町村農地委員會ハ前條第一項ノ屆出ヲ爲サザル貸主又ハ借主ニ對シ第二條ノ規定ニ依ル告示アリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ依ルヤ否ヤニ付意見ヲ徵スルコトヲ得

第五條　第三條ノ規定ニ依ル令第五條ノ合意アリタルトキハ市町村農地委員會ハ遲滯ナク其ノ旨地方長官ニ報告シ且當該市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ公示スベシ

一　第二條ノ規定ニ依ル告示ノ年月日及番號

二　農地ノ所在地番、地目又ハ種類及面積又ハ建坪

三　合意アリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件

四　合意アリタル年月日

第六條　令第十條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記樣式ニ依ル

第七條　令第十一條ノ規定ニ依リ令第三條乃至第八條ノ規定ヲ準用スル農地ノ賃貸借又ハ永小作ノ條件ハ敷金、補償金穀並ニ修繕費及用排水費ノ負擔ノ外改良費ノ負擔、公租公課ノ負擔、小作料ノ支拂條件、借主ノ貸主ニ提供スル勞務ニ關スル條件及借主ノ貸主ニ給付スル權利金其ノ他ノ財產上ノ利益ニ關スル條件トス令第十七條ノ規定ニ依リ令第十五條及第十六條ノ規定ヲ準用スル農地ノ賃貸借又ハ永小作ノ條件ニ付亦同ジ

第八條　第一條乃至第五條ノ規定ハ令第十一條ニ掲グル農地ノ賃貸借又ハ永小作ノ條件ニ付之ヲ準用ス

第九條　令第十五條ノ規定ニ依ル回復ハ令施行後最初ニ到來スル小

作料ノ納期迄ニ之ヲ爲スベシ

附　則

本令ハ小作料統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以下、當局の解說並に條文を掲げて置く。（農務時報第一三六號）

第二節　農業保險施設

農業保險法の成立並に概要は前年鑑の記述について知られたい。以下施行以來の事業成績概要とその間に生起せる問題點の指摘に叙述を限る。

昭和十四年夏の中國地方における未曾有の旱害は、農業保險制にとつても亦極めて大きな經驗であつた。代表的な被害地岡山、廣島、山口三縣で、農業保險の對象となつた被害面積は、岡山七一、七四八反、廣島一一二、三五五反餘、山口一〇五、四〇一反餘の廣大な數を示し、之に對する農業保險金、農業再保險金支拂狀況は左表の通りである。

聯合會名	支拂保險金	支拂再保險金	政府の支拂再保險金
岡山	四三一、二五四・〇九円	三〇一、八七七・八二円	二九五、五六七・四六円
廣島	七八一、六〇四・九一	五四七、一三三・三七	五四一、九五三・一五
山口	一、一七一、三五八・四七	八一九、九五〇・九〇	八一四、一九〇・七〇

なほ、全國の昨年度旱害に於て一年分の保險料收入と支拂ふべき保險金との關係をみると表示の如くなる。

一年分保險料に對する保險金不足割合	組合數
一〇倍以下のもの	二五
一〇倍―二〇倍のもの	九
二〇倍―三〇倍のもの	六
三〇倍―四〇倍のもの	六
四〇倍―五〇倍のもの	五
五〇倍以上のもの	八

旱害は、積立金が一文もない實施初年度であるだけにいかにして現狀を切り拔けるかといふ點でも當事者を壓迫した。

先づ第一に、組合、聯合會及政府の經理に於て、昨年の樣な超異常災害の場合には、異常災害を政府が再保險する仕組になつてゐる現行法では、聯合會の固有の責任は極めて輕く政府と組合の責任が重いことゝなる。即ち組合では定款に基いて支拂ふべき保險金額の中三割に相當する額は自己責任となるので殘りの七割が、聯合會の直接責任額となるのであるが、その聯合會の責任額も異常災害となれば聯合會はその事に於て聯合會の收入となるべき再保險料を放出すれば足り、その不足分について政府が責任を負擔することとなる。かく

して昨年において水稲に付再保險責任を負ふ三十四聯合會中異常災害となつたもの二十四聯合會に達し、その中、二十聯合會は旱害に因るものとみられる。又水田の小作料について云へば同じく三十四聯合會中異常災害となつたもの二十二、その中十八は旱害に因るものとみられる。之に依つて昨年に於て聯合會の支拂再保險金の大部分が政府負擔となつたことが判る。又組合の責任額はその支拂保險金額の三割に相當する額であるから昨年に於てその總額が百八十萬圓に對し一組合平均一萬二千圓强といふことになる。一方一組合當り平均純保險料收入（組合の收入となるもの）は僅々一千萬圓强に過ぎぬ故、その間の問題を如何に處理するかといふ問題が心痛された。勿論現行法では保險料を以て支拂ふも尙不足する部分に對しては借入金に依るも任意とされてゐるが、組合の責任者としては事業當初ではあるし出來るだけ完全に支拂ひたいと考へた組合も多かつた。このことは主として旱害地方に於て旱害對策の要望と相俟つて相當深刻に發展したがために、旱害地方に對しては組合の支拂保險額の二割を限度として特別の助成がなされるに至つた。その金額は三十三萬圓に上つた。

又、政府の特別會計もその再保險料十九萬圓といふ僅少の收入に對して、約四百十五萬圓の再保險金を支拂つたのである。

積立金の一文もない初年度とはいへ政府の保險關係の以上の收支の數を見る時、諸々の補助金（農業保險組合の組合員の行ふ補助金、農業保險組合の行ふ公濟事業奬勵金、國庫負擔金及事務費補給金）の存在と考へ併せて我國農業保險の社會保險的性格をよみとることが出來るであらう。

又、如上の旱害は保險金支拂の基礎となる被害の測定、損害の評價に就いても多くの教訓を與へた。十四年九月の中國六縣關係者の損害評價に關する協議は、之の教訓の具體的顯現とみうる。左にその要點を摘記する。

一、損害評價の時期の統一。少くとも組合の地區内に於ては豫備評價本評價共一定期間内に完了せしむるやうにして組合に於て指導する。而して評價に平等に立會ひ得るやうにする。

一、損害評價の指導の統一。農業保險組合に於て評價員相互の評價統一のため適當の被害地區數ケ町に於て實地評價をなす。この場合坪刈等の方法に依り正確を期すること、又組合の評價方法の統一を圖るため外の技術者又は聯合會の評價委員出席して指導すること、町村農會がその地區内の損害評價をなす場合には前同樣その評價委員の實地評價訓練をなし、組合より之に立會指導すること。

一、町村農會の評價に當つては必ず他部落の評價委員をして評價せしめ少くとも二名一團となつて評價すること。

一、評價の結果を公表するや否やは區々に亘らざる樣少くも組合内では統一すること。

一、評價委員相互間に著しき見込違のある場合には坪刈の結果を參酌して決定すること。

一、町村農會の評價に對して組合は拔檢査を行ひ、市町村農會の評價と比較して過大評價の虞あるものに對しては組合の評價を基準として全般的に低下せしむること。

一、基準收穫量を豫め定むること、例へば常時被害ある耕地、慢性的被害地については、基準收穫量は極めて低く見積られるのでなければならない。

農業保險組合の設立認可濟のものは（以下、農務時報第一三八號による）十二月末迄にその數百三十八組合に達し、以上の組合中五月中に認可ありしもの三十六組合、六月中に認可ありしもの三十二組合、他の七十組合は七月以降に設立而して當初組合設立豫定計畫に於て認可ありしものである。しも、既に認可濟のもの百三十八組は一府縣平均三組合なり設立平均率は三組合の割合にして、合に及び、一府縣當りの れば遙かに好成績を示してゐる。尙設立豫想組合數に比較すほ本年秋蒔麥作よりの保險を以て新設されたる組合若干數を加算するならば、組合設立豫定計畫は確實に實現可能なりと云ひうる狀態になつた。之等農業保險組合の包含する被保險耕地面積は大體何れも四千町歩以上のものにして、組合の事業經理は此の點よりみるもその安全性大なりと見らるゝものである。

以上の農業保險組合の下に組合員として組合組織の單位となれる市町村農會の數は約二千二百餘に及び養蠶實行組合にして保險組合に加入せるものは長野縣に於て約四十町村あるのみである。かくて既設組合の平均組合員數は約十六市町村農會にして組合の地區內に於ける市町村農會の殆ど全部をその傘下に集めてゐることゝなる。

以上の數より全體的に見るに組合の約九割迄は其の地區內の市町村農會を包含し協力一致本事業の發展を期してゐるのは特に注目に値する點にして、組合と農會との關係が極めて緊密に結ばれてゐる事が判明する。

次に農業保險組合の對象となる被保險農作物は水稻、桑葉、麥に限定せられて居るのであつて、之等は組合員たる市町村農會に於て任意選擇を許さず全部共濟の目的とすべき事となつてゐる。乍然本年度は事業開始が前述の事情等ありし爲め若干遲延を來せし結果、組合の大半は水稻より開始するの止むなきに至つたのである。從つて現在迄の認可組合の多くは本年度に於ては、特に水稻と麥に關する保險を爲す事になつてゐる。

農業保險組合の被保險耕地面積は十二月末迄に認可せられたる百三十八組合に就いて被保險耕地面積を示せば附表の如くである。而して各作物別に見るに、水稻（自作地、小作地合計）約五百六萬八千六百八十七反、桑葉約百三萬二千百六

十四反、麥約二百六十六萬二千二十三反、合計約八百七十六萬二千八百七十四反の耕地面積にして五割七分以上が水稻に依つて占められてゐるのも當然の結果にして、桑葉面積の僅少なるは前述せる如く事業實施の時期によりて止むを得ざるものと言はねばならない。昭和十五年度よりは順調に其の加入面積も漸次增加するものと考へられる。

組合の反當保險金額は水稻に在りては自作地反當二十圓、小作地地主反當十圓、小作人十圓、桑葉に在りては自作地小作地反當各十圓、麥にありては自作地小作地反當各二十圓、認可組合の大半は右の基準に依つてゐるが、特殊の事情にある數組合に於ては基準金額の半額にて行ふものもあるが、明年度よりは何れも基準金額に依つて行ふ事となつてゐる。

保險料は組合の地區內に於ける過去の被害統計を基礎として定められ、農林大臣の認可により決定される事となつてゐるが、保險料は大體農業保險組合區域內一律主義を採つてゐるものが極めて多い。その理由は災害事情に應じて市町村別に料率を定める事が技術上困難なる場合、技術上は料率算定可能なるも餘り細分する事によりて却つて相互主義、共濟主義に反するが如き結果に陷る場合ある事と、災害の情勢、地勢等より見て一律に定むる事が却つて適當なること、當分一律主義により事業實施後の災害狀況を基礎として差等を附するも當分の中一律とする事を適當と認めたる事等に由る。而してその保險料は地方によつて相違あるも高きは七、八十錢より低きは十錢內外のものもある。勿論此の保險料は實施成績に基いて今後適當なる機會に漸次改訂を加へられて行くものと考へられる。

農業保險組合聯合會は十二月末日に於て四十府縣の設立を見たのであつて、最も早く設立せられたのは前述の如く靜岡縣（四組合）及岡山縣（三組合）の兩聯合會にして孰れも五月二十日の認可となつてゐる。

聯合會は其の會員に二以上の保險組合を有するものであるが、最も多くの組合を有するものは長野縣農業保險組合聯合會の八組合（四市八郡）、次に兵庫縣農業保險組合聯合會の六組合、栃木、島根聯合會の各五組合、青森、埼玉、靜岡、奈良、和歌山、愛媛、高知の各聯合會の四組合、其の他は大體三組合を以て構成してゐる。

而して之等聯合會は所屬組合に對しては七割の歩合再保險を行ふのであるが、政府との間には所謂損害超過再保險關係が成立するのであつて、此の間の具體的內容を示す標準被害率（政府がその聯合會に對して異常災害として發動すべき機會を示せる率）其の他通常純再保險料率及異常純再保險料率等は各府縣別に其の所屬組合設立狀況に應じて近く發表される筈である。

以上の如く、農業保險事業は、市町村農會（及養蠶實行組合）を組合員とする郡單位の農業保險組合及府縣單位の農業保險組合聯合會と政府の三者をもつて運營せられるのであるが、全國各地方に散在する組合及聯合會の聯絡統制を圖り其の機能を整備し以て本制度有終の目的を達せんには更に關係團體の全國的組織を結成し、其の緊密なる聯絡協調と統制ある活動を促進するの要が認められ、豫て關係者間に之が協議を進められつゝありしが、最近漸く其の機會熟し、去る十一月十日帝國農會事務所に於て設立發起人會を開催し、左記要綱に依る農業保險協會の設立が決定せられ、同月十七日には農林大臣宛農業保險協會設立の認可申請がなされ十二月七日附を以て設立認可された。

農業保險協會設立要綱

一、目的　本會ハ農業保險關係團體ノ機能ヲ整備充實シ農業保險事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

二、組織　本會ハ民法第三十四條ノ規定ニ依ル社團法人トス

三、名稱　本會ハ農業保險協會ト稱ス

四、會員　本會ハ道府縣農業保險組合聯合會ヲ以テ會員トス

五、事業　本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

（一）農業保險關係團體ノ指導及聯絡ニ關スル施設

（二）農業保險關係團體ノ普及奬勵

（三）農業保險ニ關スル建議

（四）農業保險ニ關スル講習講話、研究及調査

（五）共同印刷其ノ他共同事項ノ處理斡旋

（六）會報ノ發行

（七）前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

六、事務所　本會ノ事務所ハ東京市麴町區丸ノ内三丁目一番地ニ之ヲ置ク

七、會計　本會ノ經費ハ會員ノ醵出スル會費ノ外補助金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

農業保險組合別被保險耕地面積調

縣名	組合名	被保險耕地總計 反
青森	中津輕郡農業保險組合	四〇、四五八
	北津輕郡　同	六六、二二〇
	西津輕郡　同	三六、三三八
	三戸郡　同	二四、〇三五
岩手	稗貫郡　同	五三、一二〇
	下閉伊郡　同	四四、七五二
	上閉伊郡　同	二四、九一八
宮城	玉造郡　同	三三、三四三
	栗原郡　同	一二四、八三九
	加美郡　同	五七、八四一
秋田	仙北郡　同	五一、二六五

山形	北秋田郡	同	一三一、四〇五
	山本郡	同	一〇三、七五六
	東村山郡	同	四五、〇四〇
	東置賜郡	同	四三、七六七
福島	耶麻郡	同	一〇五、二三〇
	西白河郡	同	四四、二一一
	伊達郡	同	六七、八五六
茨城	行方郡	同	三九、二三九
	北相馬郡	同	五〇、七八八
	稲敷郡	同	三六、三八四
栃木	河内郡	同	四八、三三六
	芳賀郡	同	二八、三一〇
	上都賀郡	同	七二、一三六
	那須郡	同	一二七、七九〇
	下都賀郡	同	一六〇、二四三
群馬	群馬高崎	同	一、九三五、七一三
	邑樂郡	同	一三一、二六〇
	勢多郡	同	一三八、九四二
埼玉	大里郡	同	五三、三〇一
	北葛飾郡	同	六四、一三一
	入間郡	同	二四、五一九
	北埼玉郡	同	八六、八九三
千葉	香取郡	同	四五、七三一
	東葛飾郡	同	九六、一〇九
東京	南多摩郡	同	六五、〇一五
	北多摩郡	同	六七、八七一
	西多摩郡	同	三四、九九七
神奈川	足柄上郡	同	四六、二九二
	中郡	同	九一、八一七
新潟	岩船郡	同	一〇、一五六
	古志郡	同	一三、一二八
富山	中蒲原郡	同	二九、三八三
	中新川郡	同	五七、〇六七
	射水郡	同	四一、二九五
石川	東礪波郡	同	七一、八八四
	鹿嶋郡	同	七八、五〇八
	江沼郡	同	四九、八一八
福井	羽咋郡	同	八八、二四八
	丹生郡	同	六二、六二四
	若狭	同	八四、七二九
山梨	今立郡	同	五四、二三二
	東山梨郡	同	四二、九四二
	中巨摩郡	同	五〇、六一二
	北巨摩郡	同	四二、七八七
長野	上小	同	一三三、六五六
	長水	同	三八、〇三一
	諏訪	同	五六、五一五
	下伊那	同	四六、〇一五

岐阜	埴科郡	同	四六、四七二	七二、〇五二
	更級郡	同	五一、九二八	一八、〇二五
	西筑摩郡	同	一三、三三六	七九、九三三
	北安曇郡	同	一二、〇八九	三七、七一四
	惠那郡	同	一〇八、三三四	三九、八六二
	土岐郡	同	三三、八八四	四七、六九一
	大野高山	同	四七、〇一九	八一、四一二
靜岡	磐田郡	同	一一六、四七五	四六、五七四
	富士郡	同	九三、六四七	四六、三二八
	田方郡	同	九九、八八五	二七、四八五
	駿東郡	同	九五、〇七〇	二八、七六六
	中嶋郡	同	七六、〇五七	四六、六一四
愛知	海部郡	同	三五、九〇八	七〇、七七〇
	三重郡	同	二九、〇二九	四二、六九六
	鈴鹿郡	同	八〇、〇九五	四三、八一四
	滋賀郡	同	三三、七八一	三五、〇六二
三重	神崎郡	同	三五、二一五	一四、六三四
	犬上郡	同	三九、九八六	二三、六五〇
	與謝郡	同	四二、二一九	三一、八二四
滋賀	乙訓	同	二六、六四三	二二、九九四
	綴喜郡	同	三六、五九六	七五、一八〇
京都	加西郡	同	七三、九〇四	五一、七〇七
	有馬郡	同	五三、〇〇〇	七〇、三二一
兵庫	穴栗郡	同	六二、八一一	七五、一二〇
	飾磨郡	同	七三、〇五二	一八、〇二五
	氷上郡	同	一八、〇二五	七九、九三三
	加古郡	同	七九、九三三	三七、七一四
	宇陀郡	同	三七、七一四	三九、八六二
	吉野郡	同	三九、八六二	四七、六九一
	山邊郡	同	四七、六九一	八一、四一二
	磯城郡	同	八一、四一二	四六、五七四
奈良	西牟婁郡	同	四六、五七四	四六、三二八
和歌山	那賀郡	同	四六、三二八	二七、四八五
	有田郡	同	二七、四八五	二八、七六六
	伊都郡	同	二八、七六六	四六、六一四
	日野郡	同	四六、六一四	七〇、七七〇
鳥取	八頭郡	同	七〇、七七〇	四二、六九六
	氣高郡	同	四二、六九六	四三、八一四
	岩美郡	同	四三、八一四	三五、〇六二
	邇摩郡	同	三五、〇六二	一四、六三四
島根	能義郡	同	一四、六三四	二三、六五〇
	八束郡	同	二三、六五〇	三一、八二四
	鹿足郡	同	三一、八二四	二二、九九四
	飯石郡	同	二二、九九四	七五、一八〇
岡山	御津郡	同	七五、一八〇	五一、七〇七
	上房郡	同	五一、七〇七	七〇、三二一
	苫田郡	同	七〇、三二一	七五、一二〇
廣島	山縣郡	同	七五、一二〇	

山口	世羅郡	同	七〇、八五四
	高田郡	同	九五、四七七
	吉敷郡	同	九八、三五六
	美禰郡	同	七五、三五九
德島	板野郡	同	一一、三四三
	那賀郡	同	二三、三六五
	名西郡	同	(四五、六二八)
愛媛	北宇和郡	同	九七、八四二
	西宇和郡	同	四九、三七一
	喜多郡	同	七六、一三八
	東宇和郡	同	六九、八三二
高知	長岡郡	同	一九、二七九
	高岡郡	同	五一、六三七
	香美郡	同	一一、七一四
	安藝郡	同	八、七七二
福岡	三井久留米郡市	同	一四三、一八一
	朝倉郡	同	七四、七二一
	淨羽郡	同	二一、〇八七
	西彼杵郡	同	三六、九四四
	東彼杵郡	同	八九、一四七
熊本	球磨郡	同	一三九、六四二
	天草郡	同	一九七、〇三三
	下益城郡	同	一一八、三五八
大分	西國東郡	同	一六、四一五
	東國東郡	同	七、九三五
宮崎	宮崎郡	同	九二、六六五
	南那珂郡	同	七六、八一二
	兒湯郡	同	一二一、〇八七
鹿兒島	日置郡	同	一三六、四二八
	囎唹郡	同	一二四、二三五
	姶良郡	同	一七一、一四八
計			八、七六二、八七四
內譯			七、三三七、五六四 (一、四二五、三一〇)

備考　一、本表は農業保險組合認可申請書事業計畫中の數字を掲記せり。
二、括弧を附したるものは本年度に限り共濟事業を行はるるものとす。

第三節　國民健康保險

國民健康保險制度は社會保險たる性質上少額所得者を主たる對象としてゐることは勿論であるが、特に現行勞働保險の恩惠に浴せざる農民並に都市の小商工業者を主たる對象とするものであり、その目的は社會保險の方法によつてこれ等小額所得者の醫療費の輕減を圖り、ひいては國民生活の安定、醫療の普及に資せんとするにある。

本制度成立の沿革史については、既往の一聯の本年鑑における叙述に讓るが、要するに本制度の概要は、醫療費負擔問

題に一歩を進め、現下の最も重要國策たる國民生活の安定と國民の健康の保持增進とを期するもので、法律は全文五十七ケ條より成り、六章に分れ、第一章總則、第二章は國民健康保險組合、第三章は國民健康保險組合聯合會、第四章は監督及び補助、第五章は國民健康保險委員會、訴願及び訴訟、而して第六章は雜則となつてゐる。この中本法の實體をなすものは、第二章の國民健康保險組合に關する規定であるが、第四章の監督及び補助、第五章中の國民健康保險委員會並びに第六章中の所謂代行に關する規定は、本制度の運營上重要な役割をなす規定である。即ち本制度の骨子は原則として町村を單位に保險者たる國民健康保險組合をつくらせるにある。而して組合の設立加入は原則としては任意である。次に組合は被保險者に對して醫療給付、助產給付、葬祭給付をなすのであるが、後二者は組合の任意になつてゐる。此等給付は原則としては現物給付の建前であるが必要な場合は例外として現金給付もできることになつてゐる。なほ組合の行ふ事業の範圍、程度は劃一的でなく地方の實情に應じて自治的に決定せしめることゝなつてゐるが、これは現行健康保險に比して本制度の最も特色とするところである。この場合政府當局はたゞ指導監督と財政的援助をなすにとゞまる。

本制度は右の如く相互保險に立脚する醫療費負擔の危險の分散を直接の目的とするが、この目的達成のための國民健康保險組合の設立及び加入が任意的なものであり、「相互共濟精神」に期待するところ頗る大であるに反し、他方醫業が營利的であることからすれば、本制度の健全な發達を望むことは困難であらう。併しこの困難はより根本的には本制度が醫療制度及び醫療內容の改善に直接觸れてゐないことに職由するものであることは、既に識者の指摘せるところである。

本年度における組合の普及發達の狀況を表示すれば次の如くである。

（イ）地方別組合數

普通	特別	代行	計	設立年度 昭和十三年度	設立年度 昭和十四年度
北海道 一六	—	—	一六	六	一〇
青森 一六	—	—	一七	四	一三
岩手 —	一三	—	一五	六	七
宮城 七	—	—	七	三	四
秋田 一	四	—	五	三	二
山形 七	—	—	七	二	五
福島 一六	—	—	一六	六	一〇
茨城 七	—	—	七	四	三
栃木 七	一	—	八	三	五
群馬 四	五	—	九	五	四
埼玉 九	—	—	九	四	五

一組合當被保險者數

種別　普通　特別　代行　計（平均）

(ロ) 一般狀況（昭和十四年度）（括弧內十三年度）

	普通	特別	代行	計（平均）
千葉	五、三八二、六一四	二、〇一〇（二、三五九）	三、二六〇（三、〇四〇）	三、七八五（二、九二四）
東京	一、二四二、二七五	四八一（五三一）	五二四（四九〇）	五〇〇（五四七）
神奈川	二、一七七、二五七	一三、一六七	三、〇二八（二、九四九）	三、六七
山梨	一、一三、一六七	一四、一四四		
長野	一、四七、二五一	一、一五、一二一		
新潟	三、四七、二五四	一、一五、一二一		
富山	二、七九、一八九	一、一二、一二一		
石川	二、一一、四七一	一、一五、一二一		
福井	五、一五、一四一	一、一四、一二一		
岐阜	二、一一、二六六	一、一二、一二一		
靜岡	八、二〇、五五五	一、一〇、一〇一		
愛知	八、一九、五四四	一、一四、一二一		
三重	一五、一五、四四一	一、一五、一二一		
滋賀	七、二九、四五五	一、一三、一二一		
京都	二〇、三三、一五八	一、一三、一二一		
大阪	五、一六、四二一	一、一四、一二一		
兵庫	三、一二、三九一	一、一二、一二一		
奈良	四、五九、二七一	一、一一、一二一		
和歌山	五、一五、一四一	一、一一、一二一		
鳥取	二、一一、一八一	一、一一、一二一		
島根	六、一九、一五五	一、一一、一二一		
岡山	一〇、一〇、六六一	一、一一、一二一		
廣島	一三、一三、一六七	一、一一、一二一		
山口	一五、一七、一四四	二、一七、一三五		
徳島	五、一五、一二一	一、一一、一二一		
香川	一三、一二、一八一	一、一二、一二一		
愛媛	一三、一二、一七四	一、一二、一二一		
高知	四、一四、一五一	一、一一、一二一		
福岡	八、一〇、一六六	二、一〇、一二一		
佐賀	三、一〇、一〇一	三、一六、一二一		
長崎	一三、一四、一五四	一、一四、一二一		
熊本	一二、一三、一二一	二、一三、一二一		
大分	六、一六、一四一	一、一六、一二一		
宮崎	三、一三、一二一	一、一三、一二一		
鹿兒島	三、一三、一二一	一、一三、一二一		
沖縄	五、一五、一二一	一、一五、一二一		
合計	三八六、四四五、一七四	二、〇一〇（二、三五九）	三、二六〇（三、〇四〇）	二、七八五（二、九二四）

被保險者一人當	保險料	一・八三(一・八〇)円	四・〇七(六・四八)円	一・九二(一・七〇)円	一・八六(一・八七)円
	療養の給付費	三・五五(三・三八)円	五・三一(七・〇一)円	三・八〇(三・一八)円	三・六〇(三・四一)円
組合員加入割合		七四(七八)%	一〇〇(五一)%	八九(九一)%	八一(七七)%
療養の給付支給期間	九〇日の組合	七一(四四)	—(—)	一九(一八)	九〇(六二)
	一八〇日の組合	一二四(六九)	—(三)	九(六)	一三三(七八)
	其他の組合	五八(三〇)	一(—)	八(四)	六七(三四)
療養の給付費用一部負擔割合		三四(三三)%	三五(二七)%	三七(三二)%	三五(三二)%

(兩表共保險院社會保險局調)

第二章　農業諸團體の狀況

農林省農務局調査(農務時報第一四〇號參照)によれば昭和十四年に於ける地主組合數は四七四、組合員數は三二、五九五であり、協調組合數は三、一五二、組合員數は二五一、三一三である。

先づ地主組合についてみるに、地主が組合を組織した例は相當古く、それ等は專ら小作人との融和、小作人の保護、農事の改良等を目的とする溫情的なものであつたが其の後社會情勢の變化に伴ひ小作人組合運動の著しき發達に刺戟されて地主組合は其の性質を變じて小作人に對抗する自衞的組合として次第に發達した。而してこの間の事情は地主組合の增減消長が小作人組合と同樣であることからして之を窺ひ得るのである(小作人組合に就ては第二部、第二篇第四章、農民の運動參照)。尙ほ地主組合の一種たる所謂土地會社が各地にあるが、小作關係事業の經營を主たる目的とする此の種の會社は近年次第に增加し昭和八年末には一〇六を算するに至つたが最近多少減少し昭和十三年には九八社となつてゐる。その分布狀態を見るに奈良縣には特に多く二二社を有するも他は僅少である。

協調組合は小作爭議が頻發するにつれて之が未然防止の爲地主・小作人兩者が相提携團結して協議懇談を遂げ小作條件の維持改善を行つて相互の利益を計ることを目的として組織せられたもので地主組合、小作人組合の消長に關係なく發達したが昭和十年以降は漸次減少した。然し乍ら支那事變以來

再び増加の傾向に在るのは恐らく事變の影響により對立觀念に基く運動が著しく不振となつた結果對立的團體を解放して協調的組合を結成するものが増加したことに起因するのである。尤も、この傾向は、十四年度に入つて再び逆轉を示してゐる。いま最近數年間に於ける地主組合、協調組合の趨勢をみれば次の如くである。

	地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
昭和一〇	五三一	三八、一七二	一、七四八	二〇二、七八五
一一	五一三	三五、七〇三	二、八七八	二五四、九〇七
一二	四九七	三五、〇五四	二、八四九	二五一、〇五六
一三	四七三	三一、九〇二	三、一五八	二六三、〇七二
一四	四七四	三三、五九五	三、一五二	二五一、三二三

帝國農會　帝國農會は事變勃發と共に戰時農村問題の基本的對策として農業生産力擴充を掲げその具體的運動を展開し來つたが、戰爭の長期化とともに、とくに、米穀需給の烈しい逼迫のうちに集中的表現を見出したところの日本農業の構造的脆弱性を基底とせる逆條件の激成に對抗しつゝ、擴充計畫完遂のために努力した。屢次もたれた農政委員會における要請決議、十一月六日より五日間に亘つて開かれた第三十一回總會における大臣諮問事項に對する答申、建議並に決議は同會のいはゞ農業政策を示すものであるが、その際なほ、土地所有制の問題が依然として疎外されてゐる。

帝國農政委員會（昭和十四年七月七、八日）

聲明事變二周年を迎へて愈々長期建設その緒に就く、稅制の根本的改革斷行は正に時局必至の要請なり、政府は宜しく地方財政調整根本策確立、家屋稅國稅移管、戶數割全廢、小學校教員俸給全額國費支辨等に付策籌し國民負擔の徹底的均衡を實現す可し。

決　議

硫安價格の引上は銃後農業生産を危殆に瀕せしむるものなり、仍て吾等は系統農會の名に於て斷乎硫安價格の引上に反對す

帝國農會旱害對策協議會（八月一日）

西日本における未曾有の旱害に對する應急措置と、各種低資正額融通（利子補給損失補償等を含む）、旱害豫防施設（溜池浚渫及築造、水路改良等）を中心とする農業土木事業の助成、政府米の拂下貸下等罹災地農家經濟の救濟等を要請した。

右の應急措置としては、揚水機原動機其他の附屬設備助成、送水設備助成、地下水利用設備助成、假植奬勵助成、稻苗及代用作物の種苗購入の助成、石油ガソリン及電力の増配並購入助成を提唱した。

帝國農會農政委員會（九月五日）

前回と略々同樣な決議の外、肥料、資材の供給に關し、左記對策の實行を要請してゐる。

一、肥料に關する事項

（イ）速に硫安並石灰窒素生産の根本方策を確立し之が減産を防止せられたし

(ロ) 加里鹽、燐鑛石等輸入に俟つものは速に之が供給確保の途を講ぜられたし

(ハ) 肥料割當制を强化すると共に肥料消費調整方策の徹底を計られたし

二、農用資材に關する件

(イ) 速に農用資材の配給を一元化して農林省所管となし增産計畫遂行に支障なからしめられたし

(ロ) 之が配給は消費者團體をして行はしめられたし

同農政委員會（九月二十八日）

決　議

食糧問題は今や急迫化せる問題として銃後の動搖蔽ひ難きものあり政府は宜しく事態を正視して速に米穀統制を强化し配給を適正化すると共に肥料の供給を確保し其配給統制を强化して以て食糧生産計畫遂行に萬遺憾なからしめられむ事を要望す

第三一回總會（十一）項

農林大臣諮問事糧政策上採ルベキ方策如何

現下ノ米穀事情ニ鑑ミ食糧確保上米穀其ノ他主要食糧ノ生産配給、消費其ノ他各般ノ事項ニ渉リ萬全ノ對策ヲ講ズルハ現下喫緊ノ要事タリ仍テ之ガ適切ナル方策ニ付意見ヲ諮フ

農林大臣諮問ニ對スル答申

食糧ノ確保擴充ハ戰時體制ノ根幹タリ之ガ解決ハ一日モ緩フスルベカラザル喫緊事ナリ吾等農業者ハ自ラ進ンデ之ガ對策ニ努力シテ報國ノ誠ヲ致サンコトヲ期スルモ現下我國食糧ニ關スル政策ハ極メテ不徹底ニシテ需給ノ不安漸ク大ナラントス故ニ此際主要食糧ノ生産、配給、消費ニ亙ル全面的統制方策ヲ確立スルコト極メテ緊要ナリ

仍テ政府ハ左記ヲ根幹トセル綜合的政策ヲ樹立シ食糧問題ノ解決ニ邁進スルヲ適當ナリト認ム

記

一、米麥統制ノ强化

(一) 臺、鮮米ノ移入確保ノ措置ヲ講ズルト共ニ、外米ノ輸入ニ付十分工作ヲ施スコト。

(二) 政府手持米ノ增加ヲ圖リ貯穀制度ヲ確立シ需給調節ノ機能ヲ强化スルコト。

(三) 産地ニ於ケル一元的集荷統制權ヲ農業團體ニ附與スルコト

(四) 産地並ニ消費地ニ於ケル合理的配給ヲ爲シ得ル機構ヲ確立スルコト。

(五) 管外移出入米ノ統制ヲ斷行スルコト。

(六) 米穀ノ檢査ハ之ヲ國營トスルコト。

(七) 米穀輸送ノ圓滑ヲ期スルコト。

(八) 麥類其他主要食糧ニ付キ、前七項ニ準ジ之ヲ統制スルコト

(九) 米ノ搗精度ヲ低下シ小麥ノ製粉歩合ヲ引上ゲ並ニ釀造用、製菓用等ニ原料トシテノ米麥ノ使用ヲ制限スルコト。

(十) 食糧ノ徒費ヲ排スルト共ニ混食、代用食ノ奬勵ニ努ムルコト。

（十一）食糧ノ配給ニ關スル切符制度ニ付キ萬般ノ準備ヲ爲シ置クコト。

二、計畫生産ノ高度化

（一）我國ニ於ケル主要食糧ノ絶對必要量ヲ確保シ得ベキ生産計畫ヲ樹立スルコト。

（二）農用資材及農業勞力ノ供給ヲ嚴格ニ生産計畫ト聯繫セシムルコト。

（三）安全且多收穫品種ノ普及ニ努ムルコト。

（四）生産並各種災害ノ防止ニ關スル施設ヲ擴充スルコト。

（五）農業團體ノ生産技術及農業經營ニ關スル指導機能ヲ增强スルコト。

三、適正價格ノ形成

主要食糧ノ公定價格ハ一般物價、生産費、當該農産物ノ重要性等ヲ參酌セル適正價格ニ依リ形成スルコト。

四、統制機構ノ整備

（一）食糧行政ノ完璧ヲ期スルタメ農林行政機構ノ戰時編成替ヲ斷行スルコト。

（二）農業團體ヲシテ、生産割當、農用資材ノ配給、農産物ノ出荷、價格協定等ニ關スル强力ナル統制ヲ爲サシムルコト。

右答申ス

稅制改正斷行ニ關スル建議

事變ノ新段階ニ卽應シ、國民負擔ノ加重愈々强カルベシ、農村ハ挺身シテ之ガ負擔分任ニ耐フルノ決意ト用意トヲ有スト雖、國民負擔ノ不均衡ヲ痛感スルヤ久シキモノアリ宛モ稅制改正案ハ概ネ系統

農會積年ノ希求ニ應フルモノト思料スルモ、何特ニ左記ニ留意シ稅制改正ノ斷行ニ一路邁進セラレムコトヲ要望ス。

記

一、地租、家屋稅ノ制限外賦課率ヲ不當ニ大ナラシメザルコト

一、新ニ定ムベキ家屋賃貸價格ハ農村ノ實情ヲ十分考慮シ合理的水準マデ徹底的ニ引下グルコト

一、市町村民稅ノ創設ニ當リテハ戶數割ノ弊ヲ絶對ニ繰返サザル樣萬全ノ策ヲ講ズルコト

一、分與稅ノ配分ハ特ニ負擔不均衡是正ノ趣旨ヲ徹底シ公正ヲ期スルコト

一、産業組合ニ對スル課稅ニ付テハ愼重ニ考慮スルコト

一、稅制改正ニ際シテハ地方自治ヲ十分尊重スルコト

右建議ス

肥料對策確立ニ關スル建議

肥料ノ供給確保、配給ノ適正及消費調整ヲ圖ルハ農業生産計畫遂行ノ根柢タリ政府ハ曩ニ肥料ノ割當配給ヲ實施シ第一次增産計畫ノ完遂ヲ期シタルモ支障頻出農家ヲシテ其方途ニ迷ハシメタルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘズ然モ本肥料年度ニ於テハ硫安、石灰窒素ノ大減産、加里鹽、燐礦石ノ輸入梗塞等全面的ナル肥料供給難免レ難ク肥料政策ヲ破綻セシメ延イテハ急迫セル食糧問題ヲ一大危局ニ驅ルモノトシテ吾人ノ憂患措ク能ハザル所ナリ仍而政府ハ速カニ左記ニ依リ新事態ニ卽應スル肥料政策ヲ確立セラレム事ヲ要望ス

記

一、肥料行政ヲ速カニ農林省專管トナスコト

二、供給ノ確保

(一) 窒素工業ノ生産擴充計畫ノ完遂

(イ) 既設工場ヲシテ最高能力ヲ發揮セシムルト共ニ增設工場ハ速ニ之ヲ完成シ製造ニ着手セシムルコト

(ロ) 物資動員計畫ニ於ケル肥料ノ順位ヲ軍需品ト等位ニ引上グルコト

(ハ) 電力、石炭其他生産資材ノ供給ヲ確保スルコト

(ニ) 其他適當ナル助長方策ヲ講ズルコト

(二) 肥料ノ輸入ニ對スル特別ノ措置

(イ) 加里鹽及燐礦石ノ輸入ニ對シ特別ノ措置ヲ講ズルコト

(ロ) 硫安、智利硝石ノ輸入ノ途ヲ開キ當面ノ措置トシテ特ニ智利硝石ニ付テハ輸入ノ適期ヲ失セザル樣考慮スルコト

(ハ) 滿洲國産大豆粕ノ輸入增加ヲ圖ルコト

(三) 魚肥ノ增産ヲ圖ルコト

(四) 加里鹽ノ探求、特殊燐鑛ノ處理等資源ノ開發ニ努ムルコト

(五) 都市廢棄物ヲ回收利用シ特ニ屎尿ニアリテハ之ガ配給ヲ圓滑ナラシムルコト

(六) 自給肥料增産ノ徹底ヲ圖ルコト

三、配給ノ適正

(一) 肥料配給ノ調整ハ系統農會ヲシテ之ヲ爲サシムルコト

(二) 統制肥料ノ配給ニ方リテハ適期ヲ失セザル樣一層適切ナル方策ヲ講ズルコト

(三) 無機質肥料ノ單一國策統制會社ヲ設立シ統制肥料ノ一手買收ヲ爲サシメ配給統制ノ强化ヲ圖ルコト

(四) 有機質肥料ノ價格公定配給統制ヲ爲シ速ニ國策統制會社ヲ設立スルコト

(五) 切符制度ヲ採用シ農業者團體ヲシテ一元的ニ配給ヲ爲サシムルコト

(六) 配給ノ適正ヲ期スル爲肥料資金ノ融通並ニ之ニ對スル政府ノ損失補償ノ途ヲ拓クコト

四、肥料ノ消費調整ノ徹底

(一) 施肥ノ指導組織ノ擴充ヲ圖ルコト

(二) 作物別肥料消費調整ノ徹底ヲ圖ルコト

(三) 飼料ト肥料トノ綜合的消費調整ヲ圖ルコト

五、應急焦眉ノ對策トシテ食糧增産計畫ニ對シテハ他ノ件物ニ優先シテ增配ヲ行フコト

右建議ス

米穀政策協力ニ關スル決議

政府ハ急迫セル刻下ノ米穀事情ニ對處シ米穀ノ最高販賣價格ノ改訂ヲ斷行シ併セテ食糧配給ノ適正ヲ期スルニ努力シツツアリ

顧フニ時局愈々重大ニシテ食糧政策ノ確立ハ方ニ國政ノ中心問題タリ

系統農會ハ其ノ總力ヲ擧ゲテ國策ニ協力シ食糧生産確保ト之ガ配給ノ適正化トニ邁進シ以テ農業報國ノ實ヲ擧ゲムコトヲ期ス

右決議ス

旱害救濟ニ關スル建議

今次西日本ハ未曾有ノ大旱魃ニ際會シ農家ハ夙夜全力ヲ傾注シ之レガ防止ニ腐心シタルモ遂ニ其ノ努力空シク彼害激甚ヲ極メ農村ノ

窮狀眞ニ言語ニ絶スルモノアリ

之レガ救濟ニ關シテハ聖戰下ニ於テ特ニ緊急ヲ要スルヲ以テ農產物增產計畫ノ遂行、罹災農村民ノ救濟、農村生活ノ安定並ニ志氣ノ振作等當面ノ應急對策ハ勿論將來斯ル大旱害ヲ防止スベキ拔本塞源ノ恒久對策ニ就キ政府ハ速ニ左記事項ヲ實施セラレムコトヲ望ム

右建議ス

旱害救濟要望事項

一、耕地關係施設ニ對スル助成

旱害地方ニ適應セル耕地ニ關スル各種ノ施設ヲ講ジ以テ罹災農家ニ就勞ノ機會ヲ與ヘ勞銀收入ヲ得セシメ離村ヲ防止スルト同時ニ災害ヲ未然ニ防止スルタメ左記施設並ニ事項ニ對シ高率ノ國庫助成又ハ實現ヲ要望ス

一、溜池ノ新設並改造修理助成

二、井堰及用水路等引水設備ノ新設並改造助成

三、鑿井、掘井戸並瀨堀等地下水利用設備ノ助成

四、混凝土畔、床締及客土等耕地復舊及改良ニ關スル施設

五、溜池新設及用排水幹線改良事業受益面積ニ對スル國庫助成條件ノ緩和

六、水利灌漑配給統制等ニ關スル法規ノ改正並設定

一、灌漑施設費ニ對スル助成

灌漑施設ニ對シテハ曩ニ一部國庫ノ助成アリタルモ極メテ少額ナルヲ以テ更ニ此際左記應急施設費ニ對シ追加又ハ新規ニ國庫ノ助成ヲ要望ス

一、揚水機、原動機及附屬設備等揚水設備ノ追加助成

二、鑿井、掘井戸並瀨堀等地下水利用設備ノ追加助成

三、石油、ガソリン及電力購入ノ追加又ハ新規助成

一、農產施設費ニ對スル助成

曩ニ旱害應急措置トシテ稻苗、代用作物種苗購入費等ニ對シ國庫ノ助成アリタルモ更ニ左記農產物施設ニ付國庫ノ助成ヲ要望ス

一、農作物種苗購入費

二、旱害作物（水稻果樹其ノ他畑作物）ニ對スル減收救濟

三、果樹園、茶園ノ改植並復舊

四、肥料購入費並ニ自給肥料增產施設

一、農業保險金支拂助成

本年ノ旱害ニ對スル農業保險組合ノ負擔保險金ハ多額ニ上リ組合ニ負擔能力ナク又借入金支拂モ困難ナルヲ以テ右組合負擔額ノ不足金全額ノ助成ヲ要望ス

一、農會並ニ部落團體活動促進ニ對スル助成

今回ノ旱害ハ農會費ノ徵收ヲ困難ナラシメ農會活動ヲ著シク阻害スルヲ以テ旱害地郡市町村農會ニ對シ國庫助成ヲ要望ス

又對策實行機關タル部落團體ニ對シテハ之レガ活動促進ノタメ國庫助成ヲ要望ス

一、低利資金融通ニ關スル事項

罹災者ノ農業經營ヲ容易ナラシメ生活ノ安定ニ資シ且今後此種ノ災害ヲ免レシムル爲左記低利資金ノ巨額融通並該資金ニ對スル利子補給ヲ要望ス

一、旱害應急資金

二、肥料、飼料及ビ資材資金

三、副業資金
四、耕地關係資金
一、各種借入金ノ償還緩和ニ關スル事項
政府ヨリ融通セル自作農創設維持資金、農村負債整理資金、耕地整理事業資金等各種農村低利資金ニ關シ助成金ノ交付、償還延期又ハ利子補給ヲ要望ス
一、政府米ノ拂下ニ關スル事項
罹災者ニ對シ食糧米ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲政府所有米ヲ迅速安價ニ而モ潤澤ニ拂下ノ實施ヲ要望ス
一、林業施設費ニ對スル助成
水源涵養ト共ニ罹災農山村民ニ就勞ノ機會ヲ與ヘ勞賃收入ヲ得セシムル爲左記林業施設費ニ對シ國庫助成ヲ要望ス
一、荒廢林地及災害防止林造成復舊、林道開鑿
二、山林種苗購入費
三、水源用保安林整備、無立木地ノ造林國營等
一、養蠶施設費ニ對スル助成
旱害關係ノ左記養蠶施設費ニ對シ國庫助成ヲ要望ス
一、旱害桑園改植費
二、旱害桑園肥料購入費
三、蠶種購入費
四、桑園綠肥種子購入費
五、養蠶業組合活動促進費
一、畜産施設費ニ對スル助成
旱害關係ノ左記畜産施設費ニ對シ國庫助成ヲ要望ス
一、飼料用藁購入費
二、飼料購入費
三、牧野改良施設
四、畜産組合活動促進費
一、農用資材ノ配給ニ關スル事項
水路、溜池、耕地等ノ復舊事業ニ要スル農機具用鐵材、綠材、燃油等農用資材ノ特別配給ヲ要望ス
一、罹災救助基金運用ニ關スル事項
今次旱魃ニ因リ水稻ノ被害甚大ニシテ來年播種スベキ種籾ハ勿論基肥トシテ施スベキ肥料購入費ニモ窮スルノ實情ニ在リ此際種穀肥料ノ給與方ヲ要望ス
一、罹災農家ノ授産並副業施設ニ對スル助成
罹災農家ノ授産事業、職業補導、副業奬勵施設ニ對シ國庫助成金ヲ要望ス
一、兒童就學奬勵ニ關スル事項
旱害ニ依リ收入激減セル爲學令兒童ノ就學困難ナル者モ多數生ズル見込ミニテ之ガ奬勵ハ極メテ必要ニ付學令兒童就學奬勵規程ニ依ル交付金及ビ學校給食臨時奬勵費交付方ヲ要望ス
一、義務教育費國庫下渡金ニ關スル事項
義務教育費國庫下渡金特別町村決定資料トシテ旱害狀況ヲ考慮ニ入レ且其ノ交付時期ノ繰上ヲ要望ス
一、國營水利事業實施ニ關スル事項
旱害根本防止ノタメ國營ヲ以テ利水治水ノ綜合的一大事業ヲ施行セラレンコトヲ要望ス

一、救農土木事業ニ對スル助成
罹災農家ニ就勞ノ機會ヲ與ヘ勞銀收入ヲ得セシムル爲救農土木事業ニ對シ國庫助成ヲ要望ス

一、地方財政ニ關スル事項
地方財政ニ關スル左記事項ノ實現ヲ要望ス

一、災害地免租並所得減ニ伴フ府縣市町村ノ歲入缺陷補塡ニ付特別取扱

二、臨時地方財政補給金市町村特別補給金決定資料トシテ旱害狀況ヲ考慮スルト共ニ旱害對策經費トシテ充當取扱

一、煙草耕作補償ニ關スル事項
旱害煙草耕作ニ對スル法定補償金外ノ特別交付金支給ヲ要望ス

一、水產施設ニ關スル助成
旱害ニ因ル水產施設ニ對シ國費ノ助成ヲ要望ス

一、鐵道運賃減免ニ關スル事項
罹災者救濟ニ關ハル政府拂下米、肥料、資料、農具、副業材料其ノ他資材ノ鐵道運賃ニ付キテハ特ニ免除又ハ高率ノ輕減ヲ要望ス

一、罹災者ノ精神作興ニ關スル事項
左記事項ニ對シ罹災者ノ精神作興運動並ニ之ガ施設助成ヲ要望ス

一、旱害復舊工事及救農土木工事ハ部落團體又ハ關係者ノ共同作業トシ以テ隣保團結美風ノ助長

二、旱害ニ因リ地主對小作間ニ紛議ヲ生ゼシメザル樣之ガ精神指導ノ徹底

三、旱害ニ因リ股賑產業或ハ都會生活ニ趨ルガ如キ弊ヲ防止スル爲速ニ罹災者ノ生活安定ヲ圖ルト共ニ事變下農村使命ノ重大性確認

四、旱害復興ニ努力邁進セシムル爲農民魂ノ鼓舞激勵

農村計畫樹立ニ關スル建議

農業生產力擴充ハ現下農村ニ與ヘラレタル國家的使命ニシテ、素ヨリ農村ハ之ガ完遂ニ總力ヲ傾注スベシト雖、政府ノ施設方策ハ概ネ臨時應急ニ偏シ相互聯繫ヲ缺キ或ハ矛盾撞着ナキヲ保シ難キ憾アリ若シ現狀ヲ以テ推移センカ農耕地ノ荒廢、過小農經營ノ困難、農業者ノ體位低下、農民精神ノ衰頽等ノ傾向ヲ助長スルノミナラズ、勞務動員計畫ヘノ對應、分村計畫ノ遂行、農業計畫生產達成上重大ナル支障ヲ惹起スルコト瞭カニシテ邦家ノ爲洵ニ憂慮ニ堪ヘズ

仍テ政府ハ速カニ今次事變ノ長期性ニ鑑ミ此際綜合的ニシテ根本的ナル農村計畫ヲ樹立實行シ眞ニ健實ナル農村ヲ建設セラレムコトヲ要望ス

右建議ス

農業保險法改正ニ關スル建議

農業生產力ノ確保上災害危險ノ分擔調整ヲ圖ルハ喫緊ノ要事タリ今ヤ時局下農村經濟ヲ安定シ食糧確保ノ要益々緊切ナルモノアル秋現行農業保險法ハ極メテ消極的ニシテ銃後農村ノ期待ニ副ハザルモノト思料ス

仍テ政府ハ左記ニ留意シ速ニ之ガ法制ノ改正ト運用施設ノ擴充ヲ斷行セラレンコトヲ要望ス

記

(一) 社會保險的性質ヲ增强シ國庫負擔ヲ增額シ廣ク全農家ノ加入ヲ容易ナラシムルコト

（二）冷害、雪害等ヲモ保險事故ニ加フルコト

右建議ス

農村部落團體活動强化促進ニ關スル建議

戰時ニ於ケル農業生產計畫ノ完遂ヲ期センニハ農村ニ於ケル最モ有機的綜合團體タル農村部落團體ノ强化擴充ニ俟タザルベカラズ

仍テ政府ハ農村部落團體ニ關スル單行法ヲ制定シ眞ニソノ本來ノ機能ヲ發揮セシメラレンコトヲ望ム

右建議ス

產業組合　產業組合は、その第二次擴充三ヶ年計畫の第一年度たる昭和十三年を通じて、國の事變對策の線に沿ひつゝ系統組織網の完成、組合事業の發展の上に顯著な前進を示したが、本年度における一般的動向も、また國の戰時食糧政策の遂行に積極的に參畫する國策機關たる面の强化であつた。第三十四回全國產業組合大會（五月）、全國支會及聯合會合同協議會（八月）について確認せられる點である。又、下半期における一波瀾としては、產組課稅に對する反對運動がある。

第三十四回全國產業組合大會決議（五・二一—三）

長期建設ニ對處センガ爲產業組合ノ採ルベキ方策（中央會提出問題）

決　議

曠古非常ノ時局ニ際會シ我ガ產業組合ハ組合精神ヲ昂揚シ全組織ノ活動ニ依リ生產力ノ維持增進、軍用品ノ供出、必需資材ノ配給、物價昂騰ノ抑制、國民貯蓄ノ奬勵、厚生施設ノ擴充、軍事援護事業ノ徹底等ニ萬遺憾ナキヲ期シ只管聖戰ノ目的達成ニ貢獻シ來レリ

今ヤ事變ハ既ニ新ナル段階ニ入リ國家總力ヲ擧ケテ新東亞建設ノ巨步ヲ進メツツアリ此ノ秋ニ當リ產業組合ハ長期建設下ニ於ケル重大ナル意義ヲ確認シ益々其ノ組織ヲ完備シ全機能ヲ發揮シ七百萬組合員ノ一糸紊レザル協同力ニ依リ生產力ノ擴充ヲ圖ルト共ニ國民生活ノ安定ヲ期シ以テ新日本ノ先驅者トナリ東亞再建ノ基石タラザルベカラズ

仍テ左記事項ヲ決議シ其ノ實現ヲ期ス

一、產業組合員精神綱領ノ徹底ヲ期ス

肇國ノ本義ヲ顯揚シ國家意識ノ昂揚ニ努メ以テ益々產業組合運動ノ進展ヲ圖リ興亞ノ大業達成ニ貢獻セムコトヲ期スルモノトス

二、產業組合組織ヲ擴充シ內容ヲ整備シ以テ協同主義經濟組織ノ確立ヲ期ス

特ニ農村產業組合活動ノ據點ヲ部落ニ置キ戰時下農業生產ノ協同化ヲ促進シ農民生活ノ合理化ヲ圖リ愈々組合活動ヲ振起スルト共ニ全般的協同主義經濟組織ノ確立ヲ期スルモノトス

三、國民貯蓄奬勵運動ノ徹底ヲ期ス

組合員經濟ノ積極的指導ニヨリ貯金ノ增加ヲ圖リ國債消化ニ協力スルト共ニ國民生活力ノ培養ニ努メ戰時經濟ノ圓滑ナル運行ニ寄與スルモノトス

四、農業生產資材ヲ確保シ產業組合ニ依ル一元的配給統制ノ確立ヲ期ス

農業生產力ノ維持增進ヲ期スルガ爲ニハ肥料、飼料、農機具其ノ

他主要生産資材ノ確保ト之ガ適正敏速ナル配給ヲ絶對要件トスルヲ以テ産業組合ニ依ル一元的配給ノ確立ヲ期スルモノトス

五、主要農産物ノ産業組合ニ依ル一元的販賣統制ノ確立ヲ期ス

農業生産物價格ノ適正ト配給ノ圓滑ヲ期シ以テ戰時下農業生産力ノ維持增進ニ資スルガ爲産業組合ニ依ル農産物ノ一元的販賣統制ノ確立ヲ期スルモノトス

六、國民厚生ノ施設ヲ徹底シ銃後生活ノ安定ヲ期ス

消費調整、國民保健、軍事援護等ニ一層協力スルト共ニ長期建設ニ即應スベキ生活樣式ノ確立ト人的資源涵養ニ貢獻セムコトヲ期スルモノトス

七、物價調整方策ノ徹底ヲ期ス

事變ノ進展ハ物價ノ昂騰、鋏狀價格差ヲ愈々大ナラシムルノ現狀ニシテ農業經營上憂慮スベキモノアルヲ以テ組合經營ノ實力ヲ發揮シ農業生産資材ノ價格低下ニ努ムルト共ニ政府ニ對シ鋏狀價格差是正ノ根本方策樹立ヲ要望スルモノトス

八、産業組合指導組織ノ擴充强化ヲ期ス

時局下産業組合ノ任務ハ愈々重大ヲ加ヘ之ガ指導系統ノ積極的活動ニ俟ツモノ甚ダ多ク其ノ擴充ヲ要スルヤ切ナルモノアルヲ以テ道府縣支會及部會專任指導員ノ俸給旅費ニ對シ國庫補助ヲ政府ニ要望スルモノトス

全國支會及聯合會合同協議會決議（八・二三）

新東亞建設ニ對スル産業組合ノ任務遂行ニ關スル決議

（前略）……我ガ産業組合ハ擴充五箇年計畫及第二次三箇年計畫ノ遂行ニ依リ系統組織網ヲ完成シ以テ組合事業ノ劃期的發展ヲ遂ゲ國民經濟上牢固タル地位ヲ占メ産業政策遂行ニ貢獻スルト共ニ國民生活ノ安定ニ資スルコト大ナルモノアリ即チ農村ニ於テハ四種兼營ノ綜合的有機的運營ノ妙味ヲ發揮シ名實共ニ農業生産及農村生活ト密接不可分ノ關係ヲ有シ重要ナル國策擔當機關タルコトヲ以テ任ジ都市ニ於テハ勤勞者生活及庶民金融ノ合理化ニ努メ其ノ改善發達ニ幾多ノ貢獻ヲ爲シタリ、支那事變勃發スルヤ直ニ過去四十年ニ亘リ蓄積シタル人的物的總力ヲ動員シ生産力ノ維持增進、必需資材ノ確保並其ノ適正配給ノ實現、國民食糧品ノ集荷配給ノ徹底、軍需及輸出品ノ供出、國民貯蓄ノ勵行、物價昂騰ノ抑制、保健衞生施設ノ擴充ニ邁進スルト共ニ銃後援護事業ニ對シ積極的ニ參加シ以テ戰時國策ノ遂行ニ協力スルトコロ極メテ大ナリ

今ヤ東亞永遠ノ安定ヲ確保スベキ新秩序建設ニ當リ社會正義ニ基キ國内革新ヲ要スルノ秋國民的協同組織タル我ガ産業組合ハ須ク創造ノ熱意ヲ以テ新事態ニ對應スベキ革新ヲ斷行セザルベカラズ即チ部落協同體ニ基礎ヲ置キテ系統組織ノ統制强化ニ努メ益々其ノ組織ノ具有スル公益性ト地域性トヲ發揮シ産業組合本來ノ任務ヲ推廣シテ戰時統制經濟ノ圓滑ナル遂行ト人的資源涵養ニ全幅ノ努力ヲ傾注シ更ニ進ンデ長期建設ニ伴フ生産力ノ維持增進ノ爲益々生産關係ヘノ結合ヲ强化シ社會的文化的施設ヘノ積極的進出ヲ圖リ國家總力ノ根基培養ニ努メ以テ盡忠報國ノ誠ヲ效シ八紘一宇ノ洪謨ヲ翼贊センコトヲ期ス

右決議ス

農林水産用生産必需資材確保ニ關スル決議

現下喫緊ノ要事タル國民糧食ノ確保、輸出ノ增進、軍需品ノ供出等

重大責務ヲ擔當スル我等ハ今ヤ全力ヲ擧ゲテ農林水産物增産計畫ノ達成ニ邁進シツツアリ、然ルニ增産計畫遂行上不可缺ノ要素タル生産必需資材ノ供給狀態ヲ觀ルニ依然トシテ其ノ價格ノ昂騰、品質ノ低下、配給ノ偏在等各般ノ混亂愈々甚ダシク今ニシテ朝野相携ヘ速ニ根本對策ヲ確立スルニ非ザレバ增産計畫ノ前途實ニ樂觀ヲ許サザルモノアリ

抑モ營利的配給機構ヲ以テシテハ統制物資ノ適正ナル配給ハ到底之ヲ期待スルコト能ハズ、供給制限下ニ在ツテ尙能ク適正ナル價格ヲ維持スルト共ニ公正ナル配給ヲ實行シ以テ其ノ效用ヲ最高度ニ發揮セシムルガ如キハ實ニ生産者自身ノ團體ニ依ル綜合的一元統制ニ俟ツテノミ始メテ之ヲ完全ニ實行シ得ル所ナリ、然ルニ斯ル制度ノ確立ニ對シ政府ノ荏苒之ヲ遷延シツツアルハ我等ノ甚ダ遺憾トスルトコロナリ、叙上ノ事態ニ鑑ミ政府ニ對シ左記事項ノ即時斷行ヲ要望セントス

記

一、增産計畫達成上不可缺ノ要素タル農林水産用生産必需資材ノ製造並配給ハ之ヲ直接農林水産者ノ團體ヲシテ擔當セシムル制度ヲ確立スルコト

右決議ス

肥料ノ適正配給ニ關スル決議

戰時農業生産計畫ノ遂行ニ遺憾ナキヲ期スル爲我ガ産業組合ハ現下肥料事情ニ對處シ曩ニ發表セル産業組合肥料配給統制要綱ニ則リ全機能ヲ擧ゲテ肥料ノ圓滑適正ナル配給ノ實現ヲ期シツツアリ、仍テ政府ニ對　肥料配給割當制度ノ有效ナル運用ヲ期スル爲特ニ左記事項ノ即時斷行ヲ要望セントス

記

一、供給數量ヲ確保スル爲製造及輸入ニ對シ積極的ナル統制方策ヲ實施スルコト

一、配給ノ全面的適正ヲ期スル爲配給機構ヲ再編成シ需給ノ調整並價格ノ公正ニ遺憾ナキヲ期スルコト

一、肥料ノ適期配給ヲ期スル爲海陸輸送ニ對シ萬全ノ措置ヲ講ズルコト

一、肥料金融ノ圓滑ナル運用ヲ促進シ以テ全農家ノ肥料購入ニ公平ナル機會ヲ與フルコト

右決議ス

農産物增産確保並販賣統制强化ニ關スル決議

戰時下農産物ノ增産確保ニ關シ我ガ産業組合ハ國策擔當ノ重大責務ニ鑑ミ極力之ガ遂行ニ協力シ來レル所ナルガ戰時經濟ノ運行ニ伴ヒ之ガ目的達成ノ爲左記事項ヲ決議シ之ガ實現ヲ期ス

記

一、農産物增産計畫達成ノ爲生産者ガ安ンジテ增産ニ邁進シ得ベキ適正價格ノ實現ヲ期スルコト

一、農産物輸出ノ增進ハ現下時局ニ鑑ミ益々重要性ヲ加重シ來レル所ナルヲ以テ政府ハ全國的組織網ヲ有スル産業組合ヲシテ之ヲ擔當セシムルト共ニ之ガ所管ハ農林省ニ一元化スルノ方針ヲ決定セラレタキコト

一、戰時下農産物配給ノ重大性ニ鑑ミ益々全系統組織ノ統制アル活動ニ依リ之ガ公正圓滑ナル配給ニ努メ以テ銃後國民生活ノ安定ニ

資スルコト

右決議ス

昭和十四年八月二十三日　　全國支會及聯合會合同協議會

産業組合課税問題全國代表者會議決議

（昭和十四年十一月六日）

産業組合創設以來茲に四十年、鋭意中小産業の振興に邁進し、特に今次支那事變の勃發するや愈々其の公益性を强調し全國七百萬組合員と共に一路國策の遂行に協力し來れり。

今次政府の企圖せられたる税制改革草案中産業組合に關する課税（組合員貯金に對する課税を含む）は其の本質を無視し之が傳統を蹂躙して組合の存立を危殆に陷らしめ、零細なる組合員の産業及經濟に衝擊を與ふると共に多年培ひ來れる其の公益的性質を破壞せむとするものにして、現下益々重大なる産業組合の國家的社會的使命の遂行を不可能ならしむる虞あり

仍て吾人は茲に産業組合に關する課税に對し絶對反對を決議しその目的達成を期す。

同十一月二十二日、産業組合緊急協議會も同様意味の宣言並決議をなした。

第五篇　社會運動對策

第一章　政府の方策

對支事變の勃發は我國社會運動の全面に亘つて大異變をもたらしたといへる。事變前の勞働政策は階級對階級の對立關係として、その上に立つ勞働者を對象とし、その政策も亦勞資協調、慈惠救濟的乃至左翼共産主義的運動に對する治安維持法の適用及爭議調停法の行使によつて代表されてきた。しかし一方に作戰行動を續けつゝ他方に東亞新秩序建設のための生産力擴充を當面の課題とする現在においては新なる體制に即應すべく勞働政策の改革の行はれ來つたことは當然といはざるをえない。即ち、すべてが生産的・國防的見地において、勞働政策もここにその出發點をおき、この目的遂行のための勞働力需給調整・保全・質的改善及び之と並行すべき新勞働秩序がここにとりあげられ、勞働者はその客觀性において把へられ、生産政策としての勞働政策の樹立が必要とされまた現に國による統制下に新なる對策が行はれつゝある。

第一節　産業報國運動

勞資調整産業報國運動は昨年秋以來謂ゆる勞資一體・事業一家を主義として發足し、當初は民間團體たる産業報國聯盟によつて指導せられ來つたが（前年版參照）、本年に入つて政府の指導下に移り　産報聯盟は同時的改組によつてその位置を換へるに至つた。本運動の目的とするところは、いふま

でもなく、産業報國精神の普及徹底・産業報國會の設置並に指導であるが、これが政府の勞働行政の基調として産報會が運營され、他面における總動員法の發動を通じての勞働統制と並進することとなつた。かやうにして事變前における自然主義的勞働立法の堆積下にあつた勞働政策はすべて停止され國家による勞働の配置と規制、換言すれば「勞働統制主義」的新體制が急速に展開し來つたのである。この新勞働行政が本年において如何なる進展をみせたか、いまこれらに關する政府の重要なる諸對策を左に掲げる。

厚生省の指導理論　産報運動が昨年その發足以來、政府のこの新勞働政策をめぐつて種々の角度からの再檢討論はつきまとつてはゐたが、産報會の全國的擴充、産報聯の結成をめぐつて相當具體的な再檢討論（例へば結成以來實證された運動の成果乃至懇談會の運用等による經驗に基く）が提起されてゐることは第二年目を迎へた本年における注目すべき傾向となつてゐる。厚生省勞働局も亦これが對策を重視してゐるやうであるが、今日の産報會・産報聯の組織要綱を基礎とする「法制化」は困難な故か、この種の問題に對しては何等言及してゐないが、當分は産報運動に關する限り融通性ある現狀を以て押し進まんとする方針の如くである。しかしここに注目すべきはかゝる事態の下にあつて厚生省勞働局が「先づ指導者自身が産業報國運動の眞髓とその指導方針に關し明確なる認識をもつことが肝要である」として『産業報國運動要綱』なる理論體系を發表（本年十一月）したことである。本冊子は各地方長官に配付されたものであるが、これは政府の勞働政策の理論的表明として極めて注目すべき内容をもつものであるため、そのうち産報運動當面の諸問題に具體的に論及した部分を中心として、その内容を左に拔萃して掲げてお く。

産業報國運動の必然性　産業報國運動は國體の本義に基く皇國産業の本質と皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し其の普及徹底を圖ると共に之に即する新産業勞働體制を樹立して其の全機能の振興發揚を期し以て大業を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動である。本運動はその提唱以來産業人の積極的努力と關係方面の熱意ある協力指導とによつて今や産業勞働界の大勢を制するに至つた。斯る趨勢は産業報國運動が興亞の大業翼賛のために喫緊の要務たるに止らず、日本國家の進展過程における歴史的必然性を有することに基　のである。（中略）

今日の統制經濟實施の現段階が自由主義的資本主義の修正か將又所謂計畫經濟其のものかについては各人の認識及び用語の概念に依つて異る處であるが、當面の戰爭目的完遂上必要なる現實の中に新しい經濟體制が整備確立されて行く事實は認めねばならない。從つて過去の經濟組織において妥當視せられた現象乃至制度等萬般に亙り新しい角度より再檢討を要することとなつた。特に經濟組織と密接不可離な勞働問題が百八十度の轉換をなし新經濟體制の一翼とし

て新しい出發點に立つに至つたことは當然のことである。經濟體制の推移の部面から考へても新産業勞働體制として産業報國運動の擡頭するに至つた必然性が認められる。（中略）

内外經濟體制の推移と産業勞働界の實情に照し、皇國産業及産業人の國家的使命を再檢討するときは茲に産業報國運動が擡頭するに至つた必然性がある。この新産業勞働體制の樹立は産業勞働界における新秩序の建設である。

産業報國運動の發展經過　滿洲事變を契機として擡頭した國家主義的風潮は産業勞働界にも多大の影響を與へ、左翼勞働運動の理論と實踐とに慊らざる一部指導者は勞働問題解決の根本指導精神を日本精神に求むるに至つた。……階級觀念を以て一色に塗りつぶされた當時において、敢然階級觀念を排し日本人並に日本産業の國家的使命に立脚して勞務關係の新理論を提唱し、且つ之を强力なる實踐運動として展開した日本報業勞働倶樂部の結成は産業報國運動史上不滅の功績といはねばならぬ。

當時の内務省企畫院等の政府關係部局並に民間指導層においても……勞務問題の解決を日本精神と産業の國家的使命の角度より再檢討し……眞摯な研究とその實踐とが各方面に始まつた。社會局勞働部においては昭和十年の特高課長會議及調停事務打合會議において勞資一體の新指導方針を明確にした。引續き昭和十二年秋に至り、「協力委員會を中心とする産業勞働の調整に關する諸法律案」の立案を了したのであるが之を實現すべき各般の條件が整はなかつたので直に實施を見るに至らなかつた。

支那事變勃發以來各分野において國内體制整備强化の聲が擡頭し

就中……根本的勞資調整方策が提唱されるに至つた。第一級の責任官廳たる各府縣……中にも愛知縣及警視廳は機構問題に觸れた點でその特色がある。愛知縣では時局對策勞資調整懇談會、産業協力實踐委員會、工場懇談會を中核とする時局對策勞資調整策により全面的に之を實施せんとし、警視廳では工場懇談會の普及に重點を置いた樣である。然しながら、斯る方針を全國的規模において實踐せんとし、政府の國策として採り上げるに至つたのは協調會主催の時局對策委員會の決定である……。

協調會では……昭和十三年二月……「時局對策委員會」を設立し……專門委員會を設けたのである。專門委員會は囘を重ねること六囘、三月下旬に至り勞資關係の指導精神と指導精神普及の具體的方策として産業報國會の結成及連絡指導の中央機關の設置等が決定された。連絡指導の中央組織については、其後關係方面と協議の結果七月三十日に至り産業報國會を組織單位に豫定せる官民一體の産業報國聯盟が結成され、綱領として

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完了せんことを期す。

二、我等産業人は産業は資本經營勤勞の有機的に結合せる一體なることを確信し事業者は至誠を以て經營指導の任に當り從業員の福祉を圖り從業員は忠實に其の職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業人の健全なる發展を期す

が決定し、嚴に正式に産業報國運動を展開することになつた。政府においてもその指導精神と具體的實踐方策において所見を同じくし

たので當初より之に參畫すると共に、八月二十四日獨自の建前において、厚生内務兩次官通牒により地方官廳に對し勞資關係調整方策實施方に付指示し、ここに民間及政府當局並に地方官廳一體となつて產業報國運動を推進することになつた。

しかし其後の情勢は漸次緊迫の度を增し、本運動の使命も益々重大性を加ふるに鑑み、昭和十四年四月に至り其の指導組織を改組し更に本運動を强化擴充することとなつた。即ち本運動を政府の國策として採り上げ、政府の全責任において之を指導進展せしめ單に勞資調整の領域に止まらしめず、本運動と其の組織とを勞務行政の中核として育成することとなつた。從つて地方においては管下の產業報國會を結集して產業報國聯合會を設置することとし、厚生・內務兩大臣の指導下に地方長官中心の連絡組織を樹立した。更に同一の見地より產業報國聯盟の改組擴充を圖り、各機關を整備して廣く朝野の有識者を其の組織內に網羅した。又產業報國會指導に關する責任と指導權に付政府との關係を明確にし、政府が指導の中心母體となり、聯盟は之に協力して一貫せる方針の下に政府と一體となつて事業を遂行することとした。從つて聯盟は其の傘下に產業報國會を直接加盟せしむる方針を變更し、產業報國會は地方聯合會の組織單位に讓ると共に、當面の事業としては產業報國會指導者の養成、思想體系の確立、啓發宣傳、懇談會の運用方法の研究等本運動の進展上必須の要務に其の全組織を活用することとなつた。

產業報國運動の基礎　產業報國運動の指導精神は皇運扶翼の臣民道を經とし、事業一體職分奉公の實踐總會を緯とする新產業精神である。（中略）

產業報國運動は單に精神運動ではない。產業報國會を樞軸とする新しい產業勞働組織を樹立し、その組織體の活動に依つて、產業報國精神の把握と其の實踐とを期せんとするものである。（中略）

更にかかる指導精神と組織形態に基く產業勞働組織は國家行政の角度よりみても極めて望ましい處である。……皇運扶翼を指導精神とする官民一體の產業報國運動はかかる國家的要請に適合するものである。即ち產業報國運動は國家と產業と產業人とを產業報國精神に依つて結合し、組織化し、この組織の力に依つて國家の意思と產業人の協力とを產業部面に顯現せんとするものである。かくて所謂勞資問題は勿論、產業經營、技術、能率、教養訓練、厚生、保險、失業、登錄、移動防止、技能者養成等產業勞働關係の各般の問題は產業報國運動によつて相互に有機的に關聯して組織化され、其の實效を擧ぐることができるのである。產業報國運動は此の意味においては有機的結合を持たない產業勞働關係を組織化して行く運動である。

更に產業の報國運動は東亞新秩序建設の根本たる國內新秩序の產業勞働界における建設運動である。……產業報國運動は東亞新秩序建設の一環として、產業勞働界に新體制を樹立し、かかる國家的要請に應へんとする歷史的の意義を有するものである。

產業報國運動は勞資の問題を日本產業の眞姿顯現、日本的事業場建設の一環として採り上げ、皇國產業と日本國民の使命とに立脚して之等の本質的關係を究明し、其の本然の姿に之を構成せんとするものである。勞資の間に紛訌を來し皇國產業の本然の姿を蔽ひたる資本絕對營利萬能の資本主義的思想と其の齎したる弊害を除去する

と共に、筋肉勞働者萬能のマルキシズムと其の餘弊をも克服せんとするものである。……産業報國運動はこの國家の權力的統制方向に照應し全産業人の協力機關を通じ、之を有機的に合理的に、處理して其の實效を擧げんとするものである。（中略）

惟ふに日本精神は各般の事象を歸一綜合して國體に則したる本格的生命を與へ其の機能を倍加せしむる處に其の本質があると思ふ。産業報國運動の見地よりすれば、今日の勞務管理再編成の要諦は、國體精神を事業場の指導精神とする精神的要素と、此の精神に依り各種事業の內容と目標とを整理統一することと、事業場全員を對象として社長自ら率先垂範することでなければならない。斯る觀點に立てば敎育養成の內容、雇傭條件と賃金形態、福利厚生の內容範圍等再檢討すべき問題は山積してゐる。

産業報國會　産業報國會は産業報國事業一體の指導精神を各事業場に顯現する爲に事業場の構成全員を以て組織する團體である。組織形態は事業場一體一家の全組織であり、其の目的は産業報國事業一體精神の把握實踐にある。此の把握實踐は産業報國會の各事業を通じて一歩一歩其の實現を期せんとしてゐる。（中略）

以上の建前より産業報國會と事業場そのものとの本質的關係を考察するに産業報國會は事業場そのものではないが、各自の日常の職場の實踐と全然遊離した單なる御用團體の如きものではない。又事業場と對立した團體では勿論ない。産業報國會は事業場を構成する全産業人に對し皇國産業の本義を明かにし、事業場をその實踐道場たらしむるものであるから、産業報國會こそ皇國産業の生命の泉であり、事業場の據つて立つべき道義的結合體である。兩者は表裏一體、二者不可分の關係に在るものと謂はなければならぬ。

産業報國會の事業は産業報國事業一體精神の把握實踐を目的として居る故に産業報國會の事業は産業報國事業一體精神の眞義徹底と同精神の顯現たる事業でなければならぬ。之を大別すれば

（イ）敎養訓練の諸施設は産業報國事業一體精神を徹底し、新しい人生觀、世界觀を確立し以て事業場全員の精神的統一を圖ることを中心目標として計畫せられ、

（ロ）厚生福利の諸施設は産業報國事業一體精神の顯現たる事業繁榮と萬民厚生との融合一體を實現する爲、將又當面の實踐目標たる生産力擴充に事業場の全機能を發揚する爲の根本方策として考究實施せられ、

（ハ）國策協力、銃後後援の諸事業は事業場が國民の統制ある有力なる活動體たる事實に鑑み産業報國精神の國民的實踐部面として實施せられ、

（ニ）懇談會の運營は産業報國事業一體精神を中心とし、全會員の人格的融合一體を顯現し、産業報國を實踐躬行する據點として運用せらるべきである。

而して産業報國實踐の當面の中心は……生産力の擴充、生産量の飛躍的擴大である。

産業報國會は事業の實踐が生命である。……事業場における福利施設其他の既存事業乃至既存團體は産業報國會の事業に切り替へ産業報國精神に依つて其の方向を統一し其の內容を整備することとしたい。……其の種類と規模とは各事業場の業態、規模能力に相應ずべきものである。又根本精神と其の目標とに反せざる限り事業場の

傳統、家風、實績等に鑑みて其の特殊性と自主性とを充分生かさなければならない。現在各事業場において自發的に計畫實施されつつある各種事業を要約すれば左の如きものである。

(1) 産業報國精神徹底の教化訓練に關する事項（イ、宮城遥拜、國歌合唱、國旗揭揚。ロ、神社參拜、社祠建立。ハ、武運長久戰捷祈願、慰靈祭。ニ、修養會、講習會、講演、指導者養成、青年學校設置、圖書館設置、機關紙發行。ホ、團體訓練、勤勞奉仕、會旗制定、擧手敬禮。（、優良職場又は優良會員の表彰）

(2) 能率、厚生、其他事業場の機能增進に關する事項（イ、體育施設の擴充、健康診斷、健康相談所設置、療養所設置、榮養食供給。ロ、能率增進、技術教育、技能の表彰、作業並勤務制度改善、環境整備、災害防止の徹底、作業服制定。ハ、勞働條件の適正化、住宅建設、共濟施設、金融機關設置、保育所、慰安娯樂施設、人事相談所設置。）

(3) 國策協力、銃後々援に關する事業　イ、生活刷新、愛國貯金消費節約、廢品回收、物資愛護。ロ、國防獻金、移動防止への協力、防諜防空の實行。ハ、傷痍軍人保護、出征將兵並戰歿者遺家族援護、出征將兵慰問等。）

産業報國會の會費は其の額においても負擔金からいつても種々雜多になつてゐる。……之を畜産報國會に付て調査するに左表の結果が表はれてゐる。

イ　會員のみより徵收するもの	一二二
ロ　會社のみの負擔とするもの	三二六
ハ　會社及會員のみより負擔とするもの	一九八

會費は各角度よりみて會員及會社の共同負擔とするのが適當である。（中略）

産業報國會の機構に關し政府の方針を明示してゐるものは事業主從業員双方を含めたる全體組織たることと、懇談會の機構とに關するものに止つてゐる。……各産業報國會の實例に徵するも大、中、小の各事業場における組織形態には其間著しい相違がある。大工場においては複雜なる機構を必要とし、懇談會の機構以外に産業報國會全般の計畫運營に當るべき理事會其他の機關が設けられてゐる。……中工場においてはべつに機關を設くることなく、懇談會の運用に依つて産業報國會全般が運營せられて居る向も尠くない。さらに小工場においては敢て特別の懇談會機構をも必要とせず、全員一體の懇談に依つて凡てを運營し、僅かに世話役數名を置くに止まつてゐる。

産業報國會の機構中、その重要性に鑑み懇談會の機構について一言して置きたい。（イ）懇談會は日本古來の評定の精神に則り産業報國實踐のために衆智をあつめる機關である。……懇談會の本質を勞働條件要求の機關と考へ、又は不平不滿散發の意思疏通機關のみと考へるのは社會民主主義的考察であつて産業報國會の懇談會はかるものであつてはならない。（以下略）（ロ）懇談會は所謂決議機關でもなければ單なる諮問機關でもない。産業報國事業一體精神を顯現せしめる懇談機關である。（以下略）（ハ）懇談會の機關は各事業場の實情に應じて一律でない。（以下略）（ニ）懇談會の委員の決定方法は一般會員の意思を充分把握して之を指導しうる者を選ぶべき條件として各事業場において其の實情に即し適宜考慮することと

なつてゐる。（以下略）

産業報國聯合會　産業報國聯合會は地方長官（鑛山では更に鑛山監督局長を中心とする鑛業報國聯合會）を中心に管下の全産業報國會を網羅したる官民協力の指導連絡組織である。（中略）

聯合會は管下の各産業報國會を組織單位として之を網羅し地方官廳と協力して各産業報國會の指導連絡に當ると共に、其の共同目的達成の爲めに各種事業を行つて綜合的に産業報國運動を推進せんとするものである。

聯合會運營の執行機關としては聯合會長として地方長官が之に當るの外、常任理事、理事、常任幹事及幹事を置くこととし、更に副會長を設くるも支障はない。……諮問機關には勞務委員を設置することとし、顧問其他の機關をも置くことを得る事としてゐる。（以下略）

産業別部會（略）

地境別聯合會（略）

類似團體との連絡統合　事業場内各種團體の統合は刻下の急務であるが……産業報國聯合會としては工場協會の統合方針のみを明瞭にしてゐるのであるが、できうるならば聯合會の傘下に各種の類似團體を統合すべきものと思ふ。（中略）

産業報國聯合會の生命は事業の實踐に在る。……政府としては抽象的ではあるが當面の事業目標を次の事項に置いてゐる。(1)産業報國精神の普及徹底、(2)産業報國會の設置勸奬、(3)産業報國會の指導及連絡、(4)産業報國會を指導すべき人物の養成、(5)目的達成上聯合會において共同に實施するを適當とする教養、福利、共濟其他各般の事業。

各事項に亘り現在考へ得る具體的事業は次の如きものであらう。

(1)産業報國精神の普及徹底（イ、朝禮、宮城、神宮の遙拜並に神社參拜勵行の申合、ロ、演說會、講演會、講習會、研究會等の開催、ハ、機關紙其他印刷物の發行、ニ、産業報國實踐週間の設定、ホ、殉職戰歿産業人の合同慰靈祭の擧行、ヘ、伊勢神宮、明治神宮、靖國神社祈願旅行の實施又は援助、ト、産業報國祭の擧行）

(2)産業報國會の設置勸奬　共同事業の精華を擧ぐるためには全事業場の參加を理想とする。未組織事業場に對しては各種の會合等を通じ地方官廳と一體となつて强力にその設置を勸奬すること。

(3)産業報國會及地域別聯合會の指導及連絡（イ、産業報國會及地域別聯合會の運營狀況並に事業内容等の調査研究、ロ、各種連絡打合會議、ハ、産業報國の實踐體驗發表會、ニ、産業報國會運營の實地見學、ホ、能率增進技術錬磨に關する講習會、競技會、座談會研究會及實習會、技能の表彰、ヘ、作業並に勤務制度改善の研究會、ト、共同見習工養成、技能者養成、チ、綜合體育施設の設置リ、共同巡回診療及健康相談所、共同療養所の設置、ヌ、榮養食の普及ル　賃金制度の本質的研究、ヲ、綜合的共濟施設）

(4)指導者養成（イ、機關紙の活用、ロ、事業主、技術者、勞務管理者、懇談會委員等に對し各別の行的講習、ハ、各産業報國會並に地域別聯合會に對する講師の選擇斡旋、ニ、優良産業報國會の視察見學、ホ、産業報國道場の建設と其の活用）

(5)國策協力、銃後後援（イ、精勤運動への協力實踐、ロ、經濟統制への協力實踐、ハ、生活刷新、消費節約、廢品回收等の共同實

踐、ニ、勞務需給に關する關係官署との提携連絡、ホ、勞働者の移動防止方策の研究、ヘ、銃後後援の協力實踐）

(6) 類似團體統合の場合における既存事業

經費は會員の會費を原則とし、……會員の會費は産業報國會の經費より、即ち個々の事業場の産業報國會の全員と其の事業場の負擔金より構成せられたる産業報國會の經費より醵出するのが理想である。

厚生省の産報聯設置要綱

全國における産報會の結成も相當順調に進展し、これがため政府も今後におけるその運用に最も意を注ぎ所期の目的達成のため、これらの産報會を政府の手によつて指導すべき方針を決定するに至つたことは前項に記述した如くであるが、これが具體的方法として、全國各道府縣別に知事を會長とする産報「聯合會」を作り、その傘下に結集せられた産報會を集めて厚生當局と緊密な連絡統制下におくこととなつた（左記通牒參照）。本要綱によれば各道府縣に産報聯を組織し、更にその下に地域聯合會を作り、茲に政府を中心とする縱の連絡ができ、産報會の指導に關しては政府が全責任を負ふことが示された。更に本要綱は工場協會（事業主のみの組織體）との關係にも言及してゐるが、これにしたがつて各種の勞資團體も漸次産報會への解消が期待されてゐるやうである。厚生内務兩次官通牒及局長連名通牒左の如し。

○産業報國聯合會の設置に關する件

（昭一四、四、二八・次官通牒）

〔要旨〕 相當多數の産業報國會の設置を見たる道府縣においては地方長官（警視總監）を中心に官民協力の指導連絡組織として産業報國聯合會を設置すべし。

○産業報國聯合會設置要綱に關する件

（昭一四、四、二八・勞働局長、警保局長）

〔要綱〕

一、組織

甲　道府縣聯合會(一)名稱　○○道府縣産業報國聯合會とする、(二)會員　管内の産業報國會を以て組織單位とする。(三)目的地方官廳と協力産業報國會の指導連絡及其共同目的の達成を圖ること。(四)役員　(イ)會長　地方長官（警視總監）(ロ)理事　若干名、産業報國會關係者及關係官廳職員中より會長之を委囑し内若干名を常任理事とする。(ハ)幹事　若干名。産業報國會關係者及關係官廳職員中より會長之を委囑し、内若干名を常任幹事とする。(ニ)諮問機關　(1)産業報國會の實情に通ぜる者の中より勞務委員若干名を設ける。(2)其他必要ある場合においては關係官廳職員、學識經驗ある者、産業關係有力者等の中より顧問等を設けること。

(五)産業別部會　必要ある場合道府縣聯合會に産業別部會を設けうる。(イ　部會長　同部會に屬する産業報國會がその關係者中より推薦したる者に對し聯合會長之を委囑すること。(ロ)部會委員若干名。同部會に屬する産業報國會關係者は關係官廳職員中より

聯合會長之を委囑すること。

乙　地域別聯合會　(一)道府縣　聯合會を設置し更に必要あるときは道府縣内に於て地域別聯合會をも設置しうること。道府縣聯合會を設置するの狀況に達せざる場合に在りても必要あるときはまづ地域別聯合會を設置し得ること。(二)會員　地域内の産業報國會を以て組織單位とすること。道府縣聯合會と地域別聯合會とを設置した場合各産業報國會は地域別聯合會の會員たると同時に道府縣聯合會の會員たる關係に依るものとする。(三)道府縣聯合會との關係　地域別聯合會は道府縣聯合會の指導をうくるものとし道府縣聯合會と各産業報國會との中間組織にして道府縣聯合會の組織單位に非ざるものとする。(四)名稱及目的は道府縣聯合會に準ずること。　五)役員　(イ)會長　地域内の産業報國會關係者又は關係官廳職員中より會員の推薦したる者に對し道府縣聯合會長之を委囑することとし道府縣聯合會の未だ設置せられざる場合においては地域内の會員協議の上之を決すること。(ロ)顧問　必要ある場合は顧問若干名を設けうること。顧問は會長之を委囑し會長が産業報國會關係者中より委囑せられたる場合においては顧問中に關係官廳の職員を加ふるやうすること。(八)幹事　若干名。産業報國會關係者及關係官廳職員中より會長之を委囑し内若干名を常任幹事とすること。

二、事業

本聯合會の目的達成のため適切なる事業を行ふこと。

三、經費

會員の會費、寄附金、其他の收入を以て之に充つること。

四、工場協會との關係

産業報國聯合會は工場協會(工場懇話會、工業會等を含む)とは別個に設置して連絡提携を圖ると共に本聯合會の充實發展に伴ひ漸次工場協會を之に統合する。

發足の第一歩は七月の指導者講習會としてまづ行はれた。(尙ほ別項厚生省主催講習會の項をも參照)

尙ほ其の後に發せられた主なる通牒は次の如くである。

○産業報國聯合會の組織及事業等に關する件

(昭和一四、五、二〇・勞働局長)

一　組織について

(一)會員　産業報國會を以て會員とするも地域外の本社に産業報國會を有し各事業場にその支會又は分會等を設くるものについてはその支會又は分會等を會員とすること。

(二)役員　(1)理事幹事等の役員については會員の將來の增加を考慮に入れ定員は之を定めず、その任命も當初より多數に失することなく實際の運用に鑑みて必要に應じ之を增員すること。(2)産業報國會關係者中より委囑する役員は個々の産業報國會の會長、顧問、一般會員等産業の報國會に關係ある總ての者の中より選定しうるも本聯合會の圓滿なる運營を圖る爲其の調和に特段の工夫を加ふること。尙産業報國聯盟關係者よりも之を選定するも支障なきこと、(3)道府縣聯合會の關係官廳職員中より委囑する役員には道府縣警察部、學務部總務部又は經濟部關係職員及左記關係官廳職員につき適宜考慮する。一、陸海軍の管理官又は監督官、師團司令部附少將附佐官及憲兵隊關係者　一、鑛山監督局長、鑛政課長　一、其他　(4)勞務委

員は産業報國會の職員側委員、勞務者側委員等の産業報國會の實情に通ぜる者を選定すること。

二　事業について

聯合會においては當面左の事業を行ふこととし聯合會の充實に伴ひ漸次事業を擴充すること。（一）産業報國精神の普及徹底、（二）産業報國會を指導すべき人物の養成、（五）目的達成上聯合會において共同に實施するを適當とする教養、福利、共濟其他各般の事業。

三　運用上の注意

（一）産業報國聯合會の役員に對しては産業報國運動に對する認識と熱意とを充分にもたしめ率先して産業報國會の指導及連絡に當らしむるやう指導すること。

（二）理事、幹事等の役員を時々招集して聯合會の目的達成上必要なる各般の問題に付考究すること。

（三）産業報國會々長の本運動に對する熱意の如何は目的達成上至大の影響あるを以て會長を招集する場合は已むを得ざる場合のほか會長自身を出席せしむるやう指導すること。

（四）工場協會加盟の事業場にして産業報國會の未だ設置なきものに對しては之を設置せしめて漸次工場協會との統合を促進すること。

（五）勞務委員制度は事業場内の一般會員の意思を下意上達し聯合會に反映せしむる趣旨に付其の人選に意を用ふると共に常任理事又は常任幹事等は勞務委員會に出席してその圓滑なる運用を圖ること。

○産業報國會の指導方針要綱に關する件

（昭和一四、五、二二・勞働局長）

〔要綱〕

一、指導目標（省略）

二、當面の指導重點　（一）産業報國會を指導すべき人物の養成、産業報國會の會長、懇談委員其他の勞務係員等をして産業報國會の指導者たるに適切なる人物たらしむる樣産業報國聯合會及産業報國聯盟を活用し又は道府縣直接に之が養成に努むること。（二）懇談會の指導（イ）懇談會を中心として勞資一體産業報國の實を擧ぐべく各般の問題に亘り隔意なき懇談を遂げて相互の理解を深め眞に人格の融合一致を實現するやう指導すること。（ロ）事業場の實情、勞務管理の實績、事業の種類、規模等を斟酌の上、役員の選任方法、懇談會の構成懇談事項等に關し、從業員の意思反映の適否を充分吟味し、産業報國會の目的達成上不適當なりと思料せらるるものあるときは漸次之を是正するに努めしめ、その機構の整備充實を圖らしむること。（ハ）會員と懇談委員とは緊密なる連絡を保たしめ各般の問題は懇談委員を通じて遠慮なく懇談會に提出して會員の意向を充分に反映せしむる樣指導すること。（ニ）會長は自ら各般の事項を懇談會に提出して懇談會を有效に活用すると共に懇談委員にも懇談事項の提出を勸奬し會員側の提出事項に付ては懇切丁寧に取扱ひ以て懇談會をして名實共に隔意なき懇談を遂げ得る會合たらしむる樣指導すること。（ホ）懇談會においては會員相互の自肅自戒並に銃後生活刷新其の他非常時國策に協力する各種の懇談申合をなさしむ

ること。

三、事業の計畫及整理　産業報國會に於て實施するを適當と認めらるる事業を新規に計畫せしむると共に既存事業中産業報國會の事業として適當なるものは漸次産業報國會の事業に移す方法を講ぜしむる樣指導すること。

四、官廳と産業報國會との連絡　懇談會の懇談に圓滑を缺く虞ある場合は豫め申出でしめ必要なる措置を講じうる樣常に産業報國會をして官廳との連絡を緊密ならしむる樣指導すること。

五、指導機關の相互連絡　廳内關係各課は勿論關係道府縣鑛山監督局等の關係官廳並に産業報國聯盟、産業報國聯合會等の各指導機關との緊密なる連絡を保ち指導上齟齬を來さざる樣留意すること。

鑛業報國聯合會對策　道府縣別産報聯の結成と並行して鑛業報國聯合會も既に主要地帶において夫々結成をみるに至つた（これについては六月の左記局長通牒參照）のであるが、これら産報聯及鑛業聯との關聯を明確にする必要に迫られた厚生省では十月二日「鑛業報國聯合會の組織」について通牒を發した。本通牒は從來鑛山における産報會は鑛業報國聯合會が中心となり、道府縣聯合會との連絡提携を缺く傾向があつた實情に鑑み、この種の缺陷を除去するため、この通牒はその間の事情に關し一應の指示を與へ緊密な提携を促したものであるが、これによつて鑛山關係事業場の産報會は鑛報聯の會員にして同時に産報聯の會員たることを要求せられたものであり、同時にこれが指導も鑛山監督局と府縣當局との提携によつて行はれることが明確にされたわけである。いまこれに關聯する通牒を掲ぐれば次の如くである。

○産業報國聯合會の設置に關する件

（昭和一四、六、七・勞働局長、鑛山局長）

○鑛業報國聯合會の設置に關する件

（昭和一四、六、七・勞働局長、鑛山局長）

一、名稱　例へば福岡地方鑛業報國聯合會。

二、組織　道府縣聯合會に準ずること。

三、役員　關係廳府縣職員を加ふること。

四、官廳間の連絡　鑛山監督局と關係廳府縣との間に連絡協議會を設置し本聯合會と道府縣聯合會との指導連絡上の大綱を定むる等指導の二途に出でざる樣特段の工夫を加ふべこと。

○鑛山方面における産業報國會（鑛業報國會）の取扱ひ方に關する件

（昭和一四、六、一〇・勞働局長）

○鑛業報國聯合會の組織に關する件

（昭和一四、一〇、二・勞働局長）

〔内容〕　鑛業報國聯合會の設置に關しては曩に通牒致置候處、鑛山方面に於ける産（鑛）業報國會は道府縣聯合會の會員ともなることと相成居候に付てはその指導連絡等に當りては道府縣聯合會との緊密なる提携が第一義と被存候。從つて鑛業報國聯合會に於て縣單位の部會若は支部を設くる場合は道府縣聯合會内に設置せらるべき鑛山（業）部會を以て之に充て別の組織を設けざる樣御配慮相成度。

指導者養成方策　厚生省においては産報運動の進展につれてこれが指導者の養成問題を極めて重視し來り、通牒其他においても屢々この方策について指示するところがあつた。かくてこれが具體的な方法として厚生省は本年六月左記の如く官廳側指導者の講習會を開き、他方民間事業當事者の指導者養成については別項に記載した如く産報職員を之に呼應せしめ、指導者の養成を行つた。

厚生省主催産業報國運動講習會　厚生省主催に依る官廳方面の講習會は全國地方廳及鑛山監督局を二ブロック、二回に分け、第一回愛知岐阜、福井各縣以東の各廳府縣及札幌、仙臺、東京各鑛山監督局）は六月十六日より十九日迄、第二回（三重、滋賀、京都各府縣以西の各府縣及大阪、福岡の各鑛山監督局）は六月二十一日より二十四日迄、東京小石川區原町金鷄會館において開催された。本講習會の目的は産報聯盟の講習會と呼應し産報運動關係官・民兩面の指導者を養成するにあつた。

講習會講師及演題は次の如し。

日本精神について	筧泰彦・大串兎代夫
精神訓話	吉田茂
産業報國運動の指導について	北村勞政課長
産業報國運動について	河原田稼吉
現下の一般社會情勢と産業報國運動	内務省警保局齋藤事務官
國内戰時經濟體制について	企畫院山越文書課長
生活刷新運動について	安積指導課長
勞務管理について	桐原荏見
産業報國聯盟について	町田辰次郎
時局講演	陸軍省情報部長谷川少佐
ドイツにおける勞働統制	小林賃金課長
産業道の確立	鈴木監督課長
懇談會の運用について	深川正次・中田謙二
國民精神總動員と産業報國運動	横溝内閣情報部長
國民貯蓄奬勵の必要	大藏省貯蓄奬勵局塚越第三課長

興亞奉公日における産業報國會行事　産報會の自發的運用については政府においても最も期待しつゝあるところであるが、當面それは相當に困難な事情にあり、更に懇談會乃至福利施設に關する部分の法制化手段を考慮されてはゐるやうだが、全産聯其他事業主方面に反對があり且つこれが法制化の方法についても（法文上）相當の困難があるやうな實情にある。それがため厚生省勞働局では先づ精神運動の强調に依り事業主及勞務者の啓蒙を圖ると共に何等かの機會を捉へて産報會運用に對する關心を高めることに方針を決定、これが具體策を考究中であつたが、その第一段階として興亞奉公日における産報會の行事を指示することとなつた。本通牒の意圖は次の如し。

○興亞奉公日に於ける産業報國會の行事に關する件

（昭和一四、九、五・勞働局長）

一、興亞奉公日の擧式　(一)集合整列(就業時刻前の一定時に全會員集合整列すること)(二)國旗掲揚(三)宮城遙拜(四)國歌齊唱(五)戰歿英靈並に出征將士に對する感謝默禱(六)會長訓示(會長は産業報國會の綱領朗讀後時局認識、産業報國精神の昂揚實踐等に付垂範的訓示を行ふこと)(七)會員代表答辭(産業報國會の綱領朗讀後答辭を爲すこと、尙職員たる會員相當多數あるものに在りては職員たる會員及勞務者たる會員中より各答辭せしむるを可とす。)

二、講演、講話(休憩時間を利用して産業報國會員中より順次講師を選定して時局其の他の講演、講話を爲すこと。)

三、其他慰問文の發送、生活刷新の申合、經營合理化、能率增進の研究會開催等。

勞務者銃後生活刷新運動

との關聯についてみるに、厚生省當局にあつては生活刷新運動を産報運動の一環として展開せしめんとする方針をもつてゐるやうである(昨年十月の次官通牒參照)。尙ほ本運動に關する六月の通牒は次の如くである。

○勞務者銃後生活刷新に關する件

(昭和一四、六、二四・厚生省勞働局長)

一組織の整備擴充　(イ)事業場にして未だ生活刷新班の設置なきものに對しては此際設置せしむる樣勸奬すると共に特に股賑産業關係事業場に對して大工場は固より中小工場に對しても一定の期限を示して全部設置せしむるやう努力すること。(ロ)本運動の運營に關し廣く民間の協力を求むる爲廳府縣産業報國聯合會の銃後生活刷新委員を設くること。未だ産業報國聯合會の設置なき場合は必要に應じ廳府縣に銃後生活刷新委員を設くること。右委員には宗教家、教育家、實業家、社會事業家等適當の者を委囑し尙特に勞務者の家庭に働きかけしむる爲婦人をも之に加ふること。

二、指導の徹底　(イ)事業場にして刷新班を設けたるも未だ實績の十分ならざるものあるを以て各事業場を個別的に指導し實效を擧ぐるに努むること。右個別指導に當りては中小工場に特に力を注ぐこと。(ロ)特に勞務者多き地域においては警察署管内其他適當區域毎に銃後生活指導者、工場長又は勞務主任等の連絡協議の會合を時々又は定例に催し狀況報告、意見の交換、講演聽取等を行ひ互に切磋琢磨せしむること。(ハ)生活刷新實行要目中の貯蓄額の申合については貯蓄の熱意を喚起し承續班を加ふるためなるべく愛國公債購入資金、住宅資金、教育資金、結婚資金、團體郵便年金加入資金等貯蓄に對し適切なる具體的目標を設けしむる樣指導すること。(ニ)「行」を中心とする銃後生活指導者及銃後生活刷新班長宿泊講習會を更に數多く開催すること。此の場合においては差支なき限り産業報國運動に關する講習會と併せ行ふこと。大工場主、事業主に對しては懇談會を開催し十分趣旨の徹底を圖ること。(ホ)講習會等の機會を利用し生活刷新に關する映畫、浪花節、紙芝居、蓄音機、小冊子、一枚刷等に依り趣旨の徹底を圖ること。(ヘ)勞務者の家庭に働きかけしむる爲事業場に家庭連絡委員等を置き家庭訪問をなし又は特に主婦に對する榮養料理、家計簿記帳等の講習會其他の方法を講ぜしむること。

三、福利施設の擴充强化　生活刷新の實を擧げうる樣勞務者の生活

環境を整備する爲昨年十月十四日厚生省發第六五號通牒の別紙(乙)銃後生活刷新に資する爲の福利施設參考事例を參照し一層之が强化擴充を勸奬すること。

四、其他　商店については前記各項に準じ之が趣旨の徹底を圖ること。

關係會合　政府の會議中産報運動に關聯ある重要會議は次の如し。

地方長官會議　全國地方長官會議は五月二日より九日迄開催されたが、うち厚生省關係會議における廣瀨厚相訓示中特に産業報國運動については、極めて簡單にではあつたが、その强化擴充のための努力が要望された。指示事項中、産業報國運動に關する部分は次の如くである。

〔産業報國運動並に勞務者銃後生活刷新運動の指導に關する件〕産業報國運動の指導は戰時下勞働行政の中核として皇運扶翼の本義に基く經營精神と勤勞精神との涵養を圖り以て我國獨自の産業道を確立し産業報國の實を擧げしむるに在り。本運動は其の提唱以來産業勞働界の時局認識と相俟つて順調なる進展を見つつあるところなるも、現下時局の趨勢に鑑み一段と之を强化擴充するの要あるを以て之が適切なる指導を與へ全産業人をして益々之に協力せしめ、以て所期の目的達成に遺憾なきを期せられたし。

警察部長事務打合せ會議　上記の會議は五月二十五日より三日間に亘り開催されたが、厚生省關係會議において廣瀨厚相は産業報國運動に關し、地方長官會議におけると同樣の訓示を行ひ、會議の指示事項にあつても産業報國運動の强化擴充に關し積極的努力を要望してゐる。

特高課長事務打合せ會議　本年度特高課長事務打合會は六月二十九三十の兩日開催された。厚生省關係會議においては勞働局長の産業報國運動の充實强化に關する口演あり、續いて勞働局關係の指示注意あり、更に産報運動の强化策につき協議が行はれた。本會議における指示事項は次の如し。

〔指示事項〕一、産業報國運動の指導に關する件　一、勞働爭議の防止並に解決に關する件　一、産業勞働事情の報告に關する件　一、地方改善事業に關する件　一、協和事業に關する件

産業報國聯盟の陣容整備　本年三月初旬現在における厚生省調査によれば、常時百人以上を使用する工場における産報會全國結成概數約千八百（從業員三百萬人）、五十人以上百人未滿使用工場約一萬（兩者合計して全國工場事業場の約一七九結集）が産報會を結成してゐるが、これは産報聯盟其他の民間關係乃至事業當事者の協力による結果でもあるが、直接的には厚生、内務兩次官通牒によつて地方官廳が積極的に努力した結果と考へられる。しかして今これを産報聯と直接連絡をもつもの、即ち聯盟に正式加盟の形にあるものをみれば、僅かに三十餘（警視廳管下五、神奈川若干、其他岡山、愛知等）にすぎず、産報聯を以て産報會の中央機關と看做しえない現狀にある。かゝる事情の下にあつて産報聯の存在は

相當に注目を要するのであるが、聯盟またこれが對策を樹立するの必要に當面し、三月の聯盟理事會において遂に規約、役員の全面に亘つて大改正を加へ一應その陣容を整備することとなつた。併し其の後別項の如く政府當局が中心的指導機關として府縣別聯合會の組織に著手し、厚生省が直接産報會の指導を行ふといふ建前を堅持し且つ之を明確にしたため、また他面現在の産報聯を以てしては産報會の健全なる運用は殆んど不可能な事情にあるため、産報聯も政府の方針に順應すべくさらに四月二十四日の理事會において聯盟規約の一部再改正、新活動方針、事業計畫等を決定し、以て政府を中心とする産業報國運動に協力して政府の指導下に聯盟今後の活動を更新して再出發することとなつた。これによつて從來各方面から懸念された政府、聯盟、協調會、事業主等の間における種々の摩擦も自然解決されることになつた。聯盟の新活動方針、規約、役員次の如し。

新活動方針

昨年七月産業報國聯盟創立以來茲に九ヶ月、其間官民協力の下に專ら産業報國精神の發揚と産業報國會の設置勸奬に主力を注ぎ既に二千を超ゆる産業報國會の結成を見るに至つた。時局は益々重大性を加ふるの情勢に鑑み産業報國運動も現下時局に即應する産業人の覺悟を新にし、之と共に産業報國會の實體内容を整備し、一段と本運動の强化擴充を圖り産業報國精神の徹底を期せねばならぬのである。茲に於て本聯盟は去る三月二十二日第十四回理事會を開催し、會長以下役員を整備し事務局を擴大すると共に政府に對し一層積極的指導を要望し、眞に緊密なる官民一致の態勢を以て强力なる産業報國運動を展開することとなつた。仍て向後産業報國會の指導に當つては政府が中心となり聯盟は政府と協力し一貫せる方針の下に事業を遂行することとし、當面左記事項に主力を注ぐことなつた次第である。

（一）産業報國運動の國民各層に對する普及徹底（二）産業報國運動の思想的確立（三）産業報國運動指導者の養成（四）産業報國會において行ふべき適當なる事業の研究指導（五）産業報國會及懇談會運用方法の研究指導。

〔事業要綱〕

一、産業報國運動に關する基本問題の調査研究　イ、産業報國運動の思想體系の確立　ロ、産業報國精神に基く新産業勞働政策の研究立案　ハ、産業報國精神を日常生活に具現すべき方法の研究

二、産業報國會において行ふべき適當なる事業内容の研究　ホ、産業報國會及懇談會の運用方法の研究。

二、講習會の開催　イ、指導者養成講習會—産業報國運動の中堅幹部を養成する目的を以て全國の産業報國會事務擔當者の中より講習生を詮衡すること　ロ、産業報國事務講習會—産業報國會の運用に關する指導を目的として、産業報國會事務擔當者を對象とすること　ハ、産業報國會役員講習會（地方別）—産業報國精神の普及徹底を目的とするもので、精神鍛錬、行的修養を重視し併せて時局認識及産業報國會の運用に關する指導を行ふこと。

三、各地懇談會の開催　イ、産業報國懇談會（地方別）—各地方における産業報國會の運營に關し産業報國會代表者の懇談會を開催し各自の經驗を交換し指導方針を協議すること。—懇談會は社長級（産報會長）のもの、勞務課長級（事務擔當者）のもの、若手勞務係を對象とするもの、更に懇談會委員を對象とするものに分つて開催する。ロ、其他の懇談會—産業報國運動趣旨説明の爲の懇談會（交通關係者、商店、百貨店、中小工業、金融業等産業別に開催し、本運動の趣旨を徹底すること）—産業報國運動促進のための諸會合（官廳及財界有力者、關係團體の代表者、學者、思想家、評論家、政治家新聞人等各方面の首腦者及當務者との懇談に依り本運動の促進を圖ること）

四、公開講演會の開催（地方別）—産業報國精神を一般産業人に普及徹底するため全國的に各産業都市に開催すること。

五、其他　イ、産業報國祭（地方別）—産業人の記念祭ともいふべき一定の日を定め産業に對する感謝、國家に對する報恩の念を起さしむべき行事を行ふこと。ロ、講師派遣—地方廳、地方諸團體及工場鑛山の依賴に依り隨時講師を派遣又は斡旋すること。ハ、映畫作成—産業報國精神を高揚すべき映畫を作成し、全國の産業報國會に貸與すること—本聯盟關係團體の所有映畫の使用に當つては斡旋をなすこと。ニ、機關紙、パンフレット、ポスターの配布。ホ、懸賞募集（産業報國勤勞報國の見地より論文、標語又は映畫脚本等を募集懸賞とすること。ヘ、其他（ラヂオ等の文化機關の利用、國際諸機關との連絡、特に日獨伊日滿支間の協力を考慮すること。）

規約

第一條　本聯盟は産業報國聯盟と稱す。

第二條　本聯盟は政府と協力し産業報國の精神を全産業人に普及徹底し其の實を擧ぐることを以て目的とす。

第三條　前條の目的を達するため本聯盟は左の事業を行ふ。

一、産業報國精神に關する事項。二、産業報國會の設置勸奬に關する事項。三、産業報國運動指導者の養成。四、産業報國會に於て行ふべき適當なる事業の研究指導。五、産業報國會及懇談會、運用方法の研究指導。六、産業報國運動に必要なる內外事情の調査研究に關する事項。七、産業報國精神に基く諸般の政策の樹立並にその實現に關する事項。

第四條　本聯盟の精神に共鳴し其事業に協力するものを以て賛助會員とす。

第五條　本聯盟に左の役員を置く。

會長　一名。顧問　若干名。理事長　一名。理事　若干名。參與若干名。評議員　若干名。幹事　若干名。專門委員　若干名。

第六條　會長は理事會に於て之を推薦す。會長は本聯盟を代表す。

第七條　理事會は理事中より會長之を選任す。理事長は會長を補佐し會務を掌理す。

第八條　理事は會長之を委囑す。理事中常務理事若干名を置く、會長之を選任す。常務理事は會務を擔當す。理事會は重要事項を審議す。

第九條　幹事は會長之を委囑す。幹事中常務幹事若干名を置く、會長之を選任す。常務理事は常務理事を補佐し幹事會の常務を擔當

す。幹事は事業の企畫に當る。

第十條　評議員は會長之を委囑す。評議員は本聯盟の重要事項中會長に於て其の議に付したるものを審議す。

第十一條　顧問は會長之を委囑す。顧問は會長の諮問に應じ又は自ら意見を述ぶることを得。

第十二條　參與は會長之を委囑す。參與は重要なる會務の審議に參畫す。

第十三條　專門委員は會長之を委囑す。專門委員は會長の諮問に應じ諸般の調査研究をなすものとす。

第十四條　役員の任期は總て二年とす、但し再選を妨げず。

第十五條　本聯盟の本部を東京市に置く。地方に支部を置くことを得。

第十六條　本聯盟の經費に關しては別に之を定む。

産業報國聯盟役員

〔會長〕　水野錬太郎。

〔顧問〕　侯爵木戸幸一（内務大臣）、男爵荒木貞夫（文部大臣）、八田嘉明（商工大臣）、廣瀬久忠（厚生大臣）、男爵鄕誠之助、池田成彬。

〔理事長〕　河原田稼吉（貴族員議員）

〔常務理事〕　藤原孝夫（厚生省勞働局長）、町田辰次郎（協調會常務理事）

〔理事〕（イロハ順）伊東延吉（勤勞者教育中央會理事長）、伊勢谷次郎（遞信省管船局長）、岩村清一（海軍艦政本部總務部長）、蒲生俊文（協調會常務理事）、横溝光暉（内閣情報部長）、吉野孝一（大阪工業會常務理事）、吉阪俊藏（日本厚生協會理事）、田中重之（文部省社會教育局長）、武部六藏（企畫院次長）、長岡保太郎（協調會常務理事）、向井鹿松（名古屋商工會議所理事）、町田辰次郎（協調會常務理事）、松井春生（日本商工會議所理事）、松本勇平（陸軍少將）、藤原孝夫（厚生省勞働局長）、小金義照（商工省鑛山局長）、上月良夫（陸軍省整備局長）、暉峻義等（日本勞働科學研究所長）、安藤狂四郎（内務省警保局長）、三輪壽壯（社大黨所屬衆議院議員）、膳桂之助（全産聯常務理事）

〔參與〕　四十四名。〔幹事〕　二十八名。〔地方幹事〕　四名。〔專門委員〕　七十六名。

産報聯合は四月の改組によつて組織による事項は政府地方廳之を指導し、指導の内容をなす諸問題については聯盟がこの研究指導に當る建前をとることになつたのである。從つて聯盟の事業の根幹は「産業報國勞資一體精神を日本國體の原理と現下時局の本質に鑑み之が思想體系の確立を見ると同時に、その指導精神を身を以て實踐する垂範的指導者の養成にあるのであつて産業報國運動を更に一段と强化し、之が展開を圖る爲の根本動力となり樞軸となる」ことにおかれた。これが具體化の一歩として民間指導者の講習會を主催した。

産報聯盟第一回指導者講習會　産業報國聯盟主催第一回産業報國全國講習會は七月東京に開催された。本講習會の目的は政府と協力して産業報國運動指導者の養成を目的とし（地方廳推薦の各地方民間事業における勞務擔當者五四名）、厚生省主催の講習會（地方官

臨勞務擔當官吏）と産報運動指導者養成の兩翼を形成するものである。

〔日時及場所〕七月十六日より一週間、於東京麻布區有栖川宮恩賜公園養正館。

〔講師及演題〕

産業報國精神について	貴族院議員	河原田稼吉
現下の思想運動情勢	警保局保安課長	橋本清吉
産報運動に對する政府の方針	厚生省勞働局長	藤原孝夫
日本精神の精髄	文學博士	紀平正美
産業報國會の指導について	厚生省勞働局政課長	北村隆
總力戰と産業報國運動	陸軍省整備局陸軍少佐	増田繁雄
所懷	日鐵會長	平生釟三郎
戰時下の生産と勞働	日本勞働科學研究所長	暉峻義等
世界情勢と帝國海軍	海軍々事普及部委員長	金澤正夫
國家總動員と勞務動員	海軍少將	中村敬之進
日本經濟の前途	企畫院第三部長	伍堂卓雄
精動運動と産業報國運動	日本商工會議所會頭	横溝光暉
現代思想の變遷と産業勞働問題	内閣情報部長	河田嗣郎
生活刷新と産業報國會	大阪商大學長法學博士	安積得也
精神講話	厚生省勞働局指導課長	出光萬兵衞
物價政策	海軍中將	賀屋興宣
精神の眞髓	精動中央聯盟理事長	筑紫熊七
敬神思想と産業報國	陸軍中將	吉田茂
	貴族院議員	吉田茂

産業報國聯盟と協調會　協調會と産報聯盟との機能の問題に關聯して本年協調會の解消が云々されたが、協調會理事會は本問題に關して、兩者の關係を明確に分離し、同時に人事其他についても特別委員を以て善處するところあり、十二月三十日右の特別委員會において（一）兩者を明確に分離すること（二）協調會は産報聯盟をその支援事業の一つとして補助金を支出すること（三）聯盟事務局事務擔當者は協調會職員なることを辭すること、といふ解決案を作成するに至つた。（尙ほ詳細は前項協調會の項參照）

附　右の勞働對策と關聯して附記すべきものに國際勞働機關帝國事務所の廢止がある。國際勞働機關との協力終止については既に十三年中にその一切の手續を了つたのであるが、本年これが最後的決定をみるに至つた。

尙今ほ一つは、官民の公式會談ではないが、秋田厚相は在阪勞働團體代表者と懇談を行ひ、當時政府の産報對策に變改を來すのではないかとして注目されたが、それはそれとして會合の大略を左に掲げておく。

國際勞働機關帝國事務所の廢止　國際勞働機關との協力終

止の經緯に關しては前年版（四五九頁參照）に記述した如くであるが、本年三月二十九日の樞密院本會議は正式に廢止を決定、ジュネーヴの國際勞働機關帝國事務所は廢止され、これと關聯して市政會館内の國際勞働局東京支局も（大正十二年開設）十七年の足跡をのこして遂に五月三十一日閉鎖されるに至つた。

勞働問題懇談會　十二月二十一日秋田厚生大臣は西下の機會を利用して在阪各勞働團體及社大黨幹部と勞働問題に關する懇談會（於新大阪ホテル）を開いた。この會への參加者は主催者側秋田厚生大臣及北村勞政課長、勞働團體側は、總同盟（西尾末廣、塚本重藏、金道米吉、大矢省三）、日本勤勞奉公聯盟（今井武吉）、興國交通總聯盟（安部伊勢太郎）、日本海員組合（米窪滿亮、堀内長榮）、産報クラブ（鈴木悅次郎、井上良二）、社大黨（永江一夫、川村保太郎、西村榮一）の諸氏であつた。當日の會合は公式のものではないから何等決議、諮問の如きはなかつたが、勞働團體は産報問題、保健問題雇入制限、賃銀停止令等に關し各種の希望、意見を開陳した。

第二節　國民精神運動總動員

謂ゆる「精動」の運動は事變の勃發と同時に確立された國民「精神」運動であるが、創設以來專ら戰時下時局の重大を說き、頭髮の問題、禁酒禁煙、早寢早起等々國民生活の細部にわたつて、時局啓蒙を運動の眼目としてきた（創設以來の活動については前年版參照）。換言すれば精動の名の示す如く精神的な方面に重點がおかれてきた。しかし十三年十一月の近衞聲明により事變が長期建設の新段階に入るや、本年に入つて平沼内閣は精動運動を綜合國力戰の運動に發展させる必要上、二月精動機構の改組を行つた。かくて物心一如の建前が强調され、過去の精神主義は一應檢討されたが、しかし改組後の本年における運動も依然として精神主義に沈潛してゐたことは爭はれなかつた。事變が本質的に長期建設の過程に突入した本年において國民が精動に對して眞に期待してゐるものは、國民生活を戰時體制に卽應せしむべき新生活體制への指導そのものにほかならなかつた。

强化方策　二月九日の臨時閣議において前内閣以來の懸案たる精動强化の方策が決定されたが、その主要點を掲ぐれば次の如し。

一、中央聯盟内に新に理事長常任理事制を設ける。

一、中央聯盟と政府との連絡機關として官民一體の委員會を設ける。

一、精動は文部省の主管とする。但し主要事項は閣議の決定をえて萬全の實行を期する。

一、政民兩黨の東亞再建聯盟及産業報國運動は中央聯盟に加盟してはゐないが、これらを精動の一翼として十分の連絡協調を以て進

むこと。

一、豫算額百萬圓なるも必要に應じ增額しうること。

國民精神總動員新展開の基本方針　精動强化の具體的方法については前記の如く新內閣によつて企てられてきたのであるが、政府は四月七日、精動委員會が決定した基本方針を同月十一日の閣議においてそのまゝ承認し、次の如き新展開のための基本方針を決定した。

〔趣　旨〕　支那事變は今や東亞の新秩序建設に展開しつゝある。……今後の重大なる新局面に卽應するには國民精神總動員運動を一層强化し、物心一如の實踐運動に推し進めねばならぬ。今や我が國の急務は、肇國の大理想に鑑み興亞の聖業を達成し、世界的國際難局の前途を打開するが爲め、全國民の傳統的精神力を結束して國家總力の飛躍的增强を圖るの一事にある。茲に全國民は一大覺醒の下にその決意を新たにし、打つて一丸となり所期の目的貫徹に驀進すべきである。

〔綱領〕（一）肇國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す。（二）大いに國民精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す。（三）一億一心各々その業務に精勵し奉公の誠を效さむことを期す。

〔實施要項〕（一）時局の眞相を明らかにしてその世界的重大性の認識を深め、皇國臣民として精神的團結を一層强固にし、新東亞建設の擔當者たるべき橫溢せる精神力と卓絕せる國民道德との振起涵養を圖ること。（二）生產力擴充並びに物資動員、物價調整等の經濟國策への積極的協力に努め、特に物資の活用、消費の節約、貯蓄の實行　勤勞の增進、體力の向上に主力を注ぎ業務並びに生活の間に於いて刷新を圖ること。（三）事變の進展に伴ひ、益々銃後援の實を擧ぐること。

〔實施上特に留意すべき事項〕（イ）眞に官民一體の實を擧げ明朗濶達なる國民運動たらしむべきである。（ロ）政府諸機關は自ら率先して一致協力の實を擧げ、本運動の趣旨を絕えず積極的に庶政の上に具現すべきである。（ハ）各種團體は相共に國民精神總動員中央聯盟を中軸として緊密なる連絡の下に充分なる機能を發揮すべきである。特に經濟團體に在りては、團體員をしてその業務遂行に當り、本運動の效果を一層適切ならしむるやう工夫實施すべきである。（ニ）官民共に指導的地位にある者は率先實行を期せねばならぬ。（ホ）次代の中堅たるべき靑年並びに家庭生活に於て重要なる役割を擔ふ婦人の一段の奮起協力が必要である。（ヘ）日常生活に於ける實踐と修練とを第一義とし、週間運動等はなるべく統制し徒らに形式に墮することを排すべきである。（ト）從來の經驗に鑑み都市については格別の考慮を拂ひ、特に殷賑產業關係者の自肅自戒を徹底すべきである。（チ）本運動の展開に當つては、努めて地方の實情、運動の對象に卽し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於て來たるべき紀元二千六百年を期とし、今後一年間に實現すべき具體目標を揭げて之に全力を注ぐべきである。

精動委員會の公私生活刷新・勤勞增進・體位向上案　精動委員會第五回總會（五月二十五日）は、一、時局對應の政治的社會的體制化促進、二、公私生活の刷新、三、勤勞增進と體位向上の三基本方策を決定し、爾後三特別委員會を設け夫々審議を進めた。

右のうち、「公私生活の刷新」については七月の第六回總會で要

綱を決定し、荒木文相より閣議に右の決定方策を報告した。文相の報告せる生活刷新案は、(一)國民生活日の設定、(二)國民生活綱要提唱、(三)第一期刷新項目、(四)徹底方法、の四項目からなつてゐる。

第三の勤勞の增進と體位向上方策に關しては、七月十一日の第八回總會においてその大綱方策を決定し、十四日の閣議に報告確定した。本方策中には青年勤勞義務奉仕制其他重要なる項目を有し、閣議においてはこれを研究の上實行可能のものより順次實現することとなつた。

〔勤勞增進方策〕 一、勤勞報國精神の作興＝勤勞を尊び歡喜を以て勤勞に勵み、勤勞を通じて國恩に報ずるの國民的信念を全面的に作興すること。二、勤勞の倍加＝就業中は各自が戰場に在るの心構を以て勤勞の倍加を圖る風潮を振起すること。三、青年勤勞奉仕制度の確立＝一定年齡の男子青年に對し一定期間國民的義務として共同自營い勤勞奉仕生活を體驗せしめること。四、學生生徒兒童の集團勤勞作業を擴充强化すること。五、婦人にして餘暇ある場合殊に未婚女子青年に對しその環境に從ひ銃後の勤勞奉仕作業を行はしめる方途を講ずる。

興亞奉公日の設定 八月八日の閣議において精動基本方策中「興亞奉公日」の設定が決定され、本年九月より毎月一日一回宛實施することになつた。八月十一日發表された內閣告諭は次の如し。

〔內閣告諭〕(拔萃) 國民精神總動員委員會決定の趣旨を採擇し毎月一日を以て興亞奉公日と定め之を恒久實踐の源泉たらしむ。是の日卽ち全國民が特に戰場の勞苦を想ひ自肅自省的確に之を實際生活の上に具現し、一億一心興亞の大業を翼贊し以て國力の增强を圖り强力日本の建設に邁進するの日たり。

時局照應政治的社會的態勢の基本方策 九月七日の精動委員會第九回總會は、(一)政治の綜合的强力化、(二)國論の統一强化、(三)議會機能の戰時態勢化、(四)國民諸組織の戰時態勢化、(五)産業經濟組織の戰時態勢化、(六)公私生活の戰時態勢化、等の項目より成る「時局對應政治的社會的態勢促進の基本方策」を決定、これに基づく全國的運動を起すこととした。

精動新年度運動方針 十二月七日の精動委員會總會は未曾有の重大時期に直面しつゝある國民生活に對處すべき昭和十五年の新方針を決定した。その具體方針は特別委員會の決定によるのであるが、いま總會の決定せる一般方針を示せば次の如し。

一、東亞新秩序建設の世界史的意義を强調して勇往邁進の氣魄を高める。

一、擧國一體の國民的信念を昂揚すると共に奉公の精神を國民の日常生活に現はす、特に時局の意義を忘却した非國民的行爲や不健全現象を根絶し「戰時道德」を確立する。

一、經濟統制の强化に伴ひ國民の生活に及ぼす影響が益々大きくなるので、不屈の精神力を振起すると共に公私生活の全面的刷新を斷行するため「興亞生活運動」(假稱)を强力に展開する。

一、國論の統一强化を圖ると共に眞摯な國民の聲を十分政府の施策に反映せしめ官民一體を期する。

一、前線銃後一體の國民的信念を昂揚して、軍事援護の完璧を期する。

一、實踐綱の整備强化。

一、都市の精動運動の實績は未だ不十分で他の方面への影響の甚大なのに顧み特別の徹底方策を講ずる。尙ほ社會の指導的地位にあるもの、殷賑産業關係者に一段の注意と實踐を促す。

第三節　思想對策

ここでは主として司法省を主管とする思想對策について述べる。銃後における思想戰として、共産主義運動に對しては不斷の檢察と檢舉が行はれつゝあるが、自由主義的思想に對してもそれが共産主義思想の溫床をなすものとして拔本塞源的對策がとられつゝあるが、この種、思想對策が國内改革の重要な一環として行はれつゝあることはいふまでもない。いま本年におけるこの種對策中の主なるものを左に掲げる。

治維法違反者の保安處分　治安維持法違反者に對する保安處分は進行中の改正刑法草案中にとり入れられてゐたものであるが、司法省では時局に鑑み、これを改正刑法草案から切離し、獨立の法律案として來議會に提出し、明年度より實施する方針を決定し、本年中に刑事局及行刑局で審議立案進行中と傳へられてゐる。右保安處分に關する法案の要旨は次の如し。

〔要旨〕　東亞新秩序の建設に對應して國民思想の穩建中正を確保し國内治安を完からしむるため治安維持法に依り處斷せられたるものにして所定の刑期内に改過遷善の實を擧げざるものに對して更に豫防拘禁を加へる必要が認められるので、新に保安處分制度を創設し治安維持法違反者にして所定の刑期内に改過遷善の實を擧げざるもののみを豫防拘禁して適切な指導を加へんとするものである。保安拘禁の命令權並に保安拘禁所の機關等についてはなほ研究が重ねられる筈である。

思想官の大陸派遣　司法當局は思想事犯の根絶上、從來大量檢擧主義によつてきたが、最近においては「思想防犯」第一を標榜し、これにより精動の活動と睨み合せつゝ積極的方針を採るに至つた。最近における國内共産黨運動が數次の大檢擧によつて漸次衰退し來つたとはいへ、なほ潛行運動の根絶を期しえなかつた憾みがあり、これがため最近、當局は思想防犯上大陸における上海、南京、北京、新京、ハルビン等の重要都市に思想官を派遣し防犯に當らせると共に他方において同時に北・中支における宣撫班に參加する多數の左翼轉向者と内地保護觀察所との連絡、大陸にある右翼事件關係者の保護をも行はんとするものである。

思想轉向者の大陸進出方策　司法省保護課内にある昭德會にあつては、各方面の保護團體を横斷的に結ぶ「大陸進出連絡委員會」を設置し、建設期にある大陸經營の人的資源動員の一翼として多數の思想轉向者を送り來つたが、本年に入るや三、四月頃、北支、中支方面に全國から優秀分子十名を選び先遣隊として派遣したほか、各地保護觀察所から二百名前後を選び大陸への派遣計畫を樹立してゐる。なほ大陸進出の連絡事務については司法、陸軍、内務、拓務の各省及三井、三菱等の助成團體から成る「大陸進出連絡委員會」を東京に、現地には北京、上海に轉向者を統制監督する常設機關を設け、この諸要費として昭德會より十萬圓を支出される計畫が樹てら

れた。

これがため東京には日本文化協會主催の思想戰要員養成講習會が行はれ、大阪においては、魏敷訓氏（北京大學出身・京都大學在學）による支那語講習會が行はれる等大陸進出とこれに呼應する本格的再教育機關が常設されることとなつた。

神兵隊事件「裁判忌避」の棄却判決　神兵隊員四八名にかゝる內亂豫備罪の大審院特別裁判は昭和十四年八月十日の第七九回公判において宇野裁判長が被告側申請の證人西園寺公望公、牧野伸顯伯等四三名を一括棄却したに對し「神兵隊は紊亂せる朝憲を回復した國防危機の現狀を坐視するに忍びず　皇國日本の無窮生命を防護せんため蹶起したに拘らず、かへつて朝憲紊亂に問はれんとしてゐるので、這般の經緯を明かならしめるため必要證人を申請したところ、裁判所では僅かに傍證的證人數名を喚問しただけで他を却下した。これでは事件の本質を窮明せずして獨斷で動機原因を推斷せんとするもので、偏頗の裁斷をなすおそれがある」ことを理由として宇野裁判長以下係り判事に對し忌避の申立をなした。

よつて大審院では公判を休止し、大審院第一特別刑事部に移し久保田裁判長係りで審理中であつたが、十一月二十一日右の忌避申立を却下した。近く再び宇野裁判長係りで公判再開となるものと考へられる。

右に關し大審院では、被告申立の「偏頗の裁判をなす虞あり」との忌避理由に對し次の如き見解を新判例として公示した。

〔判例〕　凡そ偏頗とは特定の場合に判事の不公平を惹起すべき心境情操を指稱し、偏頗の虞ありとは判事の不公平に陷るべしとの不

信的推測に外ならざるものといふべく、斯る推測は忌避申立人自身の立場における單なる思惟、念慮に基づき、その主觀に依り之を肯定すべきものに非ずして裁判官が自由なる裁量に依り諸般の事情を審査し客觀的に此推測を下しうるや否やを評定すべきこと言を俟たず。蓋し忌避は判事の職務執行を阻止し審理の澁滯を來し司法の威信を損傷するに至るものなるを以て偏頗の裁判を爲す虞ありや否やは獨り忌避申立人の所信に從つて之を決すべきに非ず。須らく一般の通念に照し理智的に是認しうべき場合においてのみその虞あるものと爲すを相當とすればなり。

圖書檢閲方針の强化　事變下紙材の不足と思想取締の見地から各種出版物に對する政府の方策は出版の統制を益々强化するといふ方向を辿つてきてゐる。殊に左翼的自由主義的出版書に對しては全國的に新本・古本を通じて、しばしば取締りが行はれ、殊に警視廳では「公然とマルクス、エンゲルス、レーニン等の古い書籍を新しく再版、堂々と發賣してゐる」（中外）事實を發見し、內務省とも協議の結果左翼思想一掃の拔本的見地からこの種合法的左翼書の再版の取締を强化し場合によつては治維法の適用をも辭しない强硬方針を示してゐる。一方內務省圖書課においても複雜化する言論への對策として警務課と分掌してゐた取締を新に一元化して大檢閲課を設けることとなつた。このうち、新しく設けられるべきものに檢閲官の制定があるが、これには軍事、外交、政治經濟、社會等の各專門家を充て、徹底的取締を行はんとするものである。

尙ほ本年における司法省關係會同の主なるものは次の如く

である。

全國思想實務家會同　表記會同は三月二、三の兩日司法省に開催された。鹽野法相は現下の重大時期に際し國內治安維持の必要を强調して共產主義、類似宗教、其他の詭激思想の取締、國民の合法的言論の尊重を通ずる國論の統一、不法の言論出版の嚴重なる取締、防諜に關する周到なる注意等につき訓示した。

檢事長・檢事正會同　五月十六日司法省に開かれた全國檢事長・檢事正會同において、木村檢事總長は時局下國民の思想動向に關する取締方針を示した。この會議における右の訓示及諮問事項は次の如し。

〔檢事總長訓示〕（要旨拔萃）時局下に於ては國民の思想動向に深甚の注意を拂ひ其右翼たると左翼たるとを問はず常に查察內偵を嚴重にし治安の保持に留意すべきは勿論であるが時局對策上特に警戒を要するは共產思想に基く運動である。概觀すれば共產主義運動は支那事變に因る國民精神の緊張と數次に亘る檢擧により其組織運動は殆んど潰滅し表面的には終熄したるやの觀を呈したのである。然れども十數年來培養された思想的地盤には根强きものあると同時に昭和十年の第七回世界大會で決定した人民戰線方策も亦時局の推移に伴ひ依然危險性を持續するものと見なければならぬ。是等は啻に國內の治安を害するのみならず戰時體制下においては國防力の祕密を害し國家の安危に關する虞あるを以て此等事犯に對しては查察取締の周密徹底を期するの必要を痛感する。……信敎の自由は之を尊重すべきこと勿論であるが……甚だしきは名を信仰に藉り詭激なる共產主義的思想を根柢とせる敎旨を宣傳し國體に悖れる共產的社會實現の企圖を包藏せるものあり。如此宗敎團體の布敎は風敎を害し世道人心を危くし延いて社會の治安を紊亂するに至るの虞あるや勿論である。今や我國は人心の安定を計り國民精神の一致團結を緊要とするの秋なるを以て、此種事犯は嚴に之を糾彈する必要がある。……言論文章は妄りに之を抑壓すべきにあらざるは論を俟たざる所であるが、戰時體制下においては國民思想の動搖は最も戒心すべき事項の一つであるが故に不穩出版物及び造言蜚語の取締に對しては特段の注意を煩はしたい。なほ現下の國際情勢の下においては密かに我國の軍機及び軍事資源の祕密等を探知蒐集するが如き重大案件が潛伏するが如き虞なきを保せざるのであるが故に諜報犯に就ては司法警察官をして查察を嚴密ならしめ重大なる事故を發生せしむるが如きことなきやう萬全の方策を講ぜられたい。云々

なほ今次會同に提出せられた本省諮問事項中、主なるもの次の如し。

〔主要諮問事項〕

一、經濟統制事犯處理につき裁判上並に檢察上考慮すべき事項如何（裁判所長、檢事正合同協議事項）

二、司法保護事業法の實施につき考慮すべき事項如何（同上）

三、人事調停法の實施及び其準備につき考慮すべき事項如何（裁判所長協議事項）

四、銃後の治安確保の爲檢察上特に考慮すべき事項如何（檢事正協議事項）

憲兵隊長會同　司法省所管の憲兵隊長會同は五月十八日法相官邸

において開かれ、この會議において木村檢事總長は事變下の思想取締に關　次の如き注目すべき訓示をなした。

〔檢事總長訓示要旨〕（拔萃）過激分子の反軍反戰思想の宣傳、革新運動者の政治的不滿、統制經濟の强化に伴ふ生活難、戰局の永續によつて生ずる人心の弛緩等は不測の事態突發の原因となるべき虞あるを以て治安保持の重職にある各位はよくこれ等の情勢を洞察して職責を全うし國策の遂行に寄與せられんことを切望する。最近共産主義者の動向を觀るに彼等は事變の結果經濟的の破綻、人心の不安等に因り國内動搖の起るべきものと信じその機會に乘ずべき準備として或は合法團體に隱れ、或は高等學府内に祕密グループを組織して共産主義の擴大强化を圖ると同時に、その理論の研究に努むる者あり。また人民戰線派の運動者は一般大衆の關心を有する出征兵士の遺家族の救援、兵士の給料支拂等の問題を論じまづ出征兵士の遺家族の歡心を買ひこれを獲得するに努め、また一般國民に對して或は戰爭を批判してその慘禍を說きあるひは戰爭は少數者の利權のため大衆を犧牲にするものなりと陳べ、反軍反戰思想を煽動し甚だしきは支那における抗日人民戰線運動と連繫を保ち戰線並に銃後の治安の攪亂を企圖するものあり。なほまた世界革命運動の指導者たる國際共産黨は現下の國際情勢の複雜なるに乘じ各國の共産黨と連絡し海外における日本船員に主義の宣傳をなし、またはしばしば國内の主義者に宣傳文書を郵送し來り、その勢力の擴大に努力せり。また朝鮮臺灣の共産分子は内地において共産主義團體を組織しその强化を圖ると同時に國民政府と連絡し抗日人民戰線運動の助長により民族開放運動の促進を圖らんとするものあり。殊に或る一派は内地に中國共産黨の支部を組織し我が國情を探知蒐集して本部に密報し國民政府の利益を計らんとするが如き不逞の畫策をなしたるものあり。この種の事犯は戰時體制下においては國内の治安を害するに止らず國家の安危に關する虞あるが故に査察取締を嚴密にする必要あり。犯罪防遏のため萬遺漏なからんことを切望する。諜報犯については事變後未だ重大なる事犯を見ざるも國際關係の愈々緊迫せる現下の情勢においては密かに巧妙なる手段を施しわが國の軍機及び國情祕密を探知蒐集せんとする者あるべく、諜報犯の取締は一層その重要性を加へた。政府は新に國境取締法及び軍用資源祕密保護法を制定し防諜の完璧を期してゐるが戰時體制下において諜報犯が國家に及ぼす危害は特に重大なるが故に各位は周匝なる捜査網を張り萬遺漏なきを期せられんことを切望する。造言蜚語についてはすでに多數の事犯檢擧せられたるも單に傳聞の事實を流布したるに過ぎずして犯情の極めて輕微なるものあり。かかる事犯は寛大に處理せらるべきこと勿論なるも一面又思想的背景を有し聖戰を呪詛して故らに事實を虛構し反軍反戰思想の宣傳を目的とするものあり。如此惡性の事犯は人心を動搖せしめ社會の治安を害する虞あるが故に一層取締を勵行せられんことを切望する。出征歸還者の言が不用意の間に種々自己の主觀を交へたる爲誤を傳へ造言蜚語罪を構成し光榮ある戰功を傷くるの虞あり。かかる流言は凱旋軍人の言として社會に及ぼす影響重大なるが故に萬全の注意を拂はれんことを望む。一旦刑辟に觸れたる者と雖も……召集に應じて國民たるの本分を盡さしむるは擧國一體の精神と合致するをもつて或は刑の執行猶豫を言ひ渡し、或は刑の執行を停止し、或はまた公訴棄却の判決をなし軍

務に服するの機會を與ふることに深甚の考慮を拂ひたり。しかれどもこれらの者の言動と嚴肅なる軍紀の維持及び除隊後においていまだ完了せざる刑罰の責任等については格段の注意を要すべきものあるが故にこれらの者に關する情報及び處置については特に檢察當局と連繫し妥當なる措置を執ることに深く留意せられんことを望む。

保護長官會同　思想犯保護觀察所長其他の保護長官會同は六月一日より三日間開催された。鹽野法相の訓示、岩村司法次官の注意事項、森山保護課長の指示事項説明があつて左記の事項を協議した。

〔協議事項〕（保護觀察所長會同）

一、活動方針に關する件

二、機構整備と活動能率の增進に關する件

三、大陸進出に關する件

四、保護觀察事務運營に關する件

1、轉向基準に關する事項　2、社會復歸促進に關する事項　3、非轉向者に關する事項　4、應召者に關する事項　5、未組織に關する事項　6、共助に關する事項

五、財團法人昭德會に關する件

尙この會議席上、思想國防對策として宗教家及宗教團體に働きかけ、保護觀察所が多種多樣のこの種團體との連繫の楔たらんとする傾向をもつてきたことは注目を要することである。

思想係判檢事會同　六月十四日より十六日迄三日間第十五回思想實務家會同が開かれた。この會議における法相訓示及諮問事項は次の如し。

〔法相訓示〕（要旨）共產主義者其の他詭激思想を抱く徒輩においては國內經濟の統制せらるる趨勢に乘じ不逞の意圖を遂げんがため或は反軍反戰の思想を釀成すべく策動し、或は國家の機密を探知蒐集すべく暗躍する等の不祥事を惹起すべき危險もあらうかと思はれる。斯る詭激の徒に非ざる國民の間においても國內の跛行景氣若は一部國民の思慮なき生活態度に刺戟され反國家的思想感情を抱くに至り、敵國又は諸外國の惡宣傳謀略の俘となり、軍後治安に混亂を生ぜしむるが如き言動に出づる者なきを保し難い。最近戰地より歸還するもの漸次增加するに伴れ、その言動にして愼重を缺くもの漸く多からんとするの傾向あり。かかる言動は國民に强き影響を及ぼすこと多く不測の間軍後治安を紊さるるの虞あり。各位は其の處理に當り萬遺憾なきを期せられたい。

〔諮問事項〕　一、支那事變下における思想運動の情勢に鑑み裁判並に檢察上特に考慮すべき事項如何。尙ほ司法省では思想取締强化の具體方策として從來思想犯罪の多い地方にのみ置かれてゐた思想係專任檢事を全國の地方裁判所に設置することとなり、次の三十二檢事局に專任思想檢事を新に配屬した。

大阪控訴院管內　奈良、大津、德島、高知、高松

名古屋控訴院管內　安濃津、岐阜、福井、金澤、富山

廣島控訴院管內　鳥取、松江、松山

長崎控訴院管內　長崎、佐賀、大分、鹿兒島、宮崎、那覇

宮城控訴院管內　福島、山形、盛岡、靑森

札幌控訴院管內　函館、旭川、釧路、樺太

思想實務家會同　十月十、十一日の兩日開催。第一日は黑川刑事局長の最近における思想犯罪の情勢に關する報告、池田大審院檢事

の思想運動史講演、宮城法相の訓示、尾佐竹大審院判事の初期社會運動史講演等あり、第二日は現下の歐洲情勢、經濟問題に關する講演を聽取して日程を終了した。

第四節　文教對策

ここでは主として文部省を主管とする各種の對策を述べるのであるが、全面的な總動員體制と事變の東亞新秩序建設過程への新展開に伴ひ社會經濟的統制が一段と强化され、この急激な變貌に伴つて、この種文教對策の部面にも注目すべき數々の問題を俎上にのぼせた。いまそれらの主なるものについてみることとする。

思想問題研究會の復活　思想國防の確立を圖りつゝある文部省當局では目下休眠狀態にある各府縣思想問題研究會をして再び精動の一翼として動かし、年度初めを期して主任官會議を開催することとなつた。この「研究會」は昭和八年、當時の左翼運動の旺盛なりし時代、知事のもとに有力官民を以て構成されたものであり、最近では左翼運動の凋落と共に開店休業の狀態にあつたものである。今回の擴充案に依れば、(一)思想指導綱の確立、(二)都市單位委員を設け中央と接續、(三)反戰的・自由主義的言說の彈壓、(四)思想問題の動向調査、(五)思想指導者養成のため各種の會合を開く、(六)思想國防資料の展觀・冊子の配布、(七)教員の思想指導、(八)社會教育團體の活動促進、(九)良書推薦、(一〇)學生生徒の校外生活指導、(一一)鮮・臺・滿・支留學生の指導、(一二)大陸に進出する人材の養成等であり、その實踐に國民精神文化研究所等と協力して精動と歩調を合せ行かんとするものである。

國民精神文化研究所の思想對策　文部省直轄國民精神文化研究所では思想國防費として七萬圓を計上、新に山本、井上、藤澤の三氏を委員とする對策部を設置した。本對策部は思想對策、東亞對策、教育對策、對外文化對策、思想綱、講習、內地留學の七課に分れるものであるが、殊に思想對策課では自然科學、藝術、經濟、政治等凡ゆる分野に亘つて日本の世界政策テーゼの確立のため日本を中心とする世界歷史の書直しを企圖してゐるやうである。

教審の大學令修正　大學令第一條の修正を繞り種々議論を重ねその成行注目されてゐた教育審議會整理委員會では、これが最後的決定を行ふべく本年十一月二十九日文相官邸に第六回特別整理委員會を開催した。委員會は現行大學令第一條「大學は國家に須要なる學術の理論及應用を教授し並にその蘊奧を攻究するを目的とし兼ねて人格の陶冶及び國家思想の涵養に留意すべきものとす」を「大學は國體の本義を體して最高の教育をなし並に學術の蘊奧を攻究し以て國家有爲の人材を錬成すると共に我國文化の進展に貢獻するを目的とす」(文部省幹事案)その他の改正案と睨合はし、愼重審議の結果、現行の趣旨を尊重に基づく次の如き修正案を決定した。

〔改正大學令第一條〕

大學は國家に須要なる學術の理論及應用を教授し並にその蘊奧を攻究し常に皇國の道に基きて國家思想の涵養、人格の陶冶に務むべきものとす。

東京帝大經濟學部の肅正　東大經濟學部教授の河合榮治郎氏の

『フアシズム批判』等四著の發禁處分に伴ひ、同教授の進退は注目されてゐたが、警視廳では昨年來出版法違反の嫌疑で取調を行ひ、更に本年一月十七日より東京地方檢事局の手でこれが取調を進めるに至つた。（第二部參照）

一方東大經濟學部の肅正を計るべく期待されてゐた平賀總長は一月二十八日河合・土方兩教授の休職を文部省に上申した。その理由は、河合教授は「その思想が惡いのではないが表現方法が缺格である」こと、土方教授は「大學の綱紀を紊亂した」といふにあつた。これに伴ひ河合教授には山田教授、大河内講師、木村・安井兩助手、土方教授には本位田・中西・田邊の三教授、橋爪・油本・渡邊・柳川の四助教授、難波田・高宮の兩助手が夫々の立場において總長の處置を不滿とする辭表を提出した。これがため東大經濟學部は壞滅的事態に當面した。その後兩派は分立して互に聲明書を發表し、右上申が學部教授會を無視し、總長及舞出經濟學部長、田中法學部長の獨斷に出でたるものなることをとりあげて非難した。之に對して總長は、經濟學部は「自治能力を喪失せるものとして非常措置をとつた」のであるとし、文部當局及大學一般はいふまでもなく總長を支持した。

尙ほ前記上申に基き河合教授は一月三十一日、土方教授は二月十三日また文官分限令第十一條に依り休職を命ぜられた。他方學內においては、舞出經濟學部長辭職し、代つて平賀總長が事務取扱となり、再建顧問として東大名譽教授・元經濟學部長山崎覺次郎博士が就任した。更に本位田、中西、田邊、山田の四教授も二十五日依願免官となり、助教授は辭表を撤回して全部留任と決定した。助手のうち木村健康氏は飜意しなかつたが、他の助手及大河內講師は留任するに決した。また「教授會無視」より問題となつてゐた田中法學部長は二十七日辭任し、代つて穗積教授が法學部長となつて、經濟學部をめぐる紛爭はここに一段落を告げた。文部當局では今回の肅學を機に、六帝大總長を親任官として優遇し、大學の振興に當る方針であるといふ。尙ほ問題の河合教授は二月二十八日正式に起訴手續がとられた。八月二日豫審終結、有罪の認定を受けて東京刑事地方裁判所の公判に付された。（第二部第五篇參照）

產業報國講堂の設置　文部省では事變下の學生に產業報國精神を注入し國策遂行に資するため、全國の大學專門學校等百二十數校に「產業報國講堂」の開設を行ふ方針を決定した。すなはち、河原田文相は十二月五日文相官邸に丹羽東大工學部長、山本早大理工學部長、小泉藤原工大學長、中村東京工大學長、富山橫濱商工校長、田尻橫濱高商校長及產業聯盟理事膳桂之助、大阪商船社長村田省藏等二十餘氏を招きこれが打合せ會を開いた。この新講堂は將來產業界に入らんとする學生に國策的見地より工場經營、勞務管理等に至る微細の點に亘つて產業精神を注入せんとするものである。しかして講師の如きも平生釟三郎、村田省藏、藤原銀次郎、大倉邦彥、膳桂之助、三輪壽壯、町田辰次郎及河原田文相等二十九氏が決定してをり、十五年一月より全國的に講義が行はれる筈である。

學徒隊編成案　文部省では全國千五百萬の學生、生徒、兒童に團體的訓練を行ふため、七月二十九日學徒隊編成委員會に付議、之が實現を期することとなつた。この荒木文相・石黑次官によつて立てられた新方針は教育方針の一大轉換として注目されたが、原案の骨

子は次の如し。

〔名稱〕「學徒隊」としその上に學校名を冠する。

〔綱領〕綱領は修文練武、質實剛健、氣節を尙び廉恥を重んじ中正にして本分を守ることを强調する。

〔組織〕各學校（大學では學部）を一單位とし組織し、府縣別に之を統轄、小學校、男女中等學校、青年學校は各地方長官が指揮者となり、高校、高專校、大學は文部省が指揮し、これら全體の總指揮は文部大臣が當る。各學校單位を更に各學級に細別之を小隊とする。

〔訓練事項〕集團勤勞、防空・防護、剛健旅行、敎練・武道、體育運動、グライダー等。

其の後新內閣の成立により河原田文相となるや、右の「案」による學徒隊の編成は不適當と認められ、其の後大村次官を中心に之に對する決定を行つた結果、十月二十三日の局長會議において、前案の如く全國的統制を行ふことは敎育上面白からず、また勅令によることは敎育機構の根本的改革を必要とすることになるため、適宜省令等によることとし、さしあたり中等學校の編成から着手することに決定をみた。

第二章　爭議調停

勞働爭議調停　本年における勞働爭議の樣相については第二部第一篇に記述した如くであるが、かゝる爭議の諸傾向は一面政府の勞働政策とも相當に重大な關聯をもつてゐるやうであり、殊に產報運動は著しい發展を遂げつゝあり、產報當面の實踐的活動もこの問題の處理にあるが、中には「懇談」によつてしても爭議を防止しえないものが多數發生してきてゐると考へられる。かゝる事態に對して勞働局でも產報會の成長を促進しつゝある今日、これと精神的に相反する總動員法第七條の規定する爭議禁壓を行ふことには相當愼重を期してゐるものゝやうである。この間の事情に關し勞働局の見解は、「昨年の社會情勢を見ると勞働者の生活逼迫は勞働爭議の頻發を助長する形勢を示してゐる。卽ち九・一八ストップ令以後勞働者の生活は益々苦しくなり、政府に對する不信任の空氣が釀されつゝあつて低物價政策を信用せず、九・一八ストップ令の行はれてゐる事にすら關心を持つてゐない狀態である。そこで勞働者は事業主に對して何とかして貰ひたいと要求する。事業主は九・一八ストップ令によつてそれは出來ぬといふ。そでは食べる物でもくれと勞働者が要求する始末である。これに對する當局の方針（爭議未然防止—編者）としては各事業場の產業報國懇談會を通じて現下の客觀狀勢をよく認識せしめ勞働者を指導せねばならぬと思ふ。若しこれによつて解決がえられない場合は府縣聯合會、警察等の調停を仰ぐやうにせねばならないのである。又懇談會以外の方法で爭議が起つた場合はそれを舊狀に復せしめて懇談會を通じて行はしめることとなつてゐるのである。最近懇談會を經ず

して二、三の工場に爭議が起つてゐるが、これらに對しては行政手段を考慮せねばならぬと思ふ。このやうな情勢で推察するときは……總動員第七條の發動を考慮せねばならぬのである。……大勢は第七條の發動を要求する形勢となりつゝある。しかしこれを發動するには餘程情勢を見極めた上でないと出來ないのである。即ち爭議が禁壓されても自然發生的なサボ的なものが起つた場合は意味をなさぬからである。これが發動については尙よく研究を重ね情勢を見極めてからのことにしたい」（北村勞政課長談）といふやうな事情にある。

勞働爭議調停の概況　現行調停法（大正一五・七施行）によれば特定公益事業以外の私益事業については當事者双方の要求ある場合にのみ行政官廳は調停委員會を設置しうることになつてゐる。從つて實際には本法を適用して爭議を調停する機會は極めて稀で、同法施行以來調停委員會の開設されたものは僅かに數件にすぎない。むしろ本法によらずして調停官吏其他の者が調停する謂ゆる「事實調停」によるものが大多數であつて、特に昭和十四年（上半期）における警察官吏の調停件數は爭議總件數の四五を占め爭議調停總件數の八二%に達してゐる、かやうに警察官吏の積極的調停が著しく增加したことは、爭議の解決結果が本年（上半期）においては妥協により解決せらるるもの急增し、要求貫徹、不貫徹のものが著しく減少したことと共に注目に値する。

勞働爭議發生件數及調停件數

(A)勞働爭議發生件數　(B)調停件數

	(A)勞働爭議發生件數	(B)調停件數	B/A(%)
昭和十年六月末	八四二	三二七	三八・八
同　年　末	一、八七二	七四六	四〇
同十一年六月末	八七六	三九七	四五・三
同　年　末	一、九七五	八一七	四一
同十二年六月末	一、四五五	五一一	三五・一
同　年　末	二、一二六	八一三	三八
同十三年六月末	五九三	二八〇	四七・二
同　年　末	一、〇五〇	四九四	四七
同十四年六月末	五八四	三〇八	五二・七

勞働爭議調停

	昭和十四年六月末	同十三年六月末	同十三年末
調停件數	三〇八	二八〇	四九四
調停者別 調停委員會	—	—	—
調停官吏	五	四〇	五二
警察官吏	二七五	一九八	三八一
其他の官吏	二	四	七
公吏	七	九	一二
其他	一九	二八	一〇七

第三部　（社會政策及社會運動對策）統計表

第一表　昭和十三年勞働者災害扶助法扶助給付統計（勞働者災害年報ニ據ル）

（其一）民營扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數

		扶助件數			休業扶助料支給延日數	扶助金額（圓）					
		休業シタル者	休業ニ至ラザリシ者	其ノ他	計	療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	打切扶助料	合計
土石砂鑛採取業	男	五三七	一八	八五	六四〇	一〇、八五二	一、五一八	五四〇	五一、八一〇	四七〇、三四〇	二三七、二三五	九四、四四六
	女	四七	六	九	六二	四五八	五、八九五	四、一八九	二一、〇三一	二八、六三六	一五二、八六七	七六、八四八
土木建築工事	男	四、一五六	二、五七二	三三一	七、〇四九	九九、五六一	一、五一八	七、二六七	四一〇、七六七	三六、八二九	一三四、〇五二
	女	一三八	四六	七	一九一	三、二〇六					
交通及運輸業	男	四一八	三五	五九	五一二	九、八〇三	一三、二九一	八、一四四	六、四九九	三六、六六五	二九八、二八六	一四八、〇五二
	女	八二	九	一〇	一〇一	三、七四六						
貨物積卸ノ事業	男	九、三三二	六、五一二	四四二	一六、二八六	一八六、九一六	二、八一三	一、一三四	六八、五四七	三、八八七	四〇、〇八六	五六、一七八
	女	二四三	五九	二八	三三〇	六、三五七						
船舶解體事業	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	男	一四、四四三	九、一三七	九〇七	二四、四八七	—	—	—	—	—	—	—
	女	五〇九	一二〇	五五	六八四	—	—	—	—	—	—	—

備考　扶助金額圓以下切捨

（其二）官業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數

		扶助件數						扶助金額（圓）								
		治癒シタル者			治癒セザリシ者			休業扶助料支給延日數								
		障害ヲ殘サザリシ者			死亡者		合計		療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	打切扶助料	合計
		療養費ノミヲ受ケタル者	療養費及休業扶助料ヲ受ケタル者	障害ヲノコシタル者	扶助ヲ翌年ヘ打切ラレタル者	繰越シノ者									
内務省	男	六八四	九四九	五八	三	六	一、八三九	三〇、二六四	五七、九〇九	二二、五五六	九、六九三	一三、四五七	一、一三七	二、三五三	一〇七、一〇五
	女	二三	六八	二	三		一〇一	二、二二							
大藏省	男														
	女														
陸軍省	男	二、七七六	七一九	一八	三		三、六四四	八、二九三	二四、四一三	八、二六三	二、三〇七	七、七一一	五三八		四三、二三四
	女	一〇五	二九	二	一		二九	三四六							
海軍省	男	五四九	八八五	二五	一六		一、六三五	二一、三〇四	一〇、三九五	一五、四二九	六、六五六	八、八三五	六七七		四一、九九二
	女		三五	二	一		七	一、二七五							
農林省	男	六七	三一七	二	一九	一	二三	一七、五四九	三一、七〇八	二一、一六四	三、九八六	九、八六七	八一三	三九〇	五七、九二九
	女		一八				四	二、〇四一							
遞信省	男	二三八	七〇		八		三〇		一九、五八八	一、五〇〇		九、四八五	一五五		三〇、七二九
	女														
鐵道省	男	二、〇四二	三、八二九		七八四	一五六、一三七			二三一、五四五	一九五、七九一	二一、二四四	二四、六一八	一九、一六二	九七二	四七五、五三四
	女	八	二六	一	一	一、〇五六									

合計	男	六、三五六	六、七六九	二〇五	三六、三六
	女	一三七	七七六	七	七
					一、二四六
					二三六、七〇七
					一
					一八
					三六五、五六〇
					二五四、七〇五
					三三、八八六
					七三、九七五
					二三、四八四
					三、七一五
					七五四、三二七

備考　圓以下切捨。右ノ外年金制扶助件數一、四八六（内新規扶助傷病者五〇、同死亡者一八九、繼續扶助傷病者三五〇、同死亡者八九七）同扶助金額二四六、九二三圓（内障害扶助料六八、四九〇圓、遺族扶助料一七八、四三三圓）アリ。

第二表　健康保險統計（健康保險事業年報ニ據ル）

（其一）健康保險被保險者數・健康保險組合數

	政府管掌（括弧内は工場事業場數）				組合管掌（括弧内は組合數）			
	昭和十年度		昭和十一年度		昭和十年度		昭和十一年度	
染色工場	六五四、六九九（二七、一五四）	六八七、四九二（二八、二一二）	七一三、〇一七（二九、〇六一）	三六四、一七八（一二四）	三三八、八三七（一三三）	三六一、〇一七（一二八）	二四六、九七四（六九）	三一四、四〇七（七七）
機械及器具工場	四五四、五七九（二六、〇五二）	六三七、四一七（三一、四五一）	五三一、〇八四（二九、一〇九）	四八〇、六一九（九〇）	五六、七六六（三八）	六二、七四六（三九）	七、六八〇（一二）	八、六五六（一二）
化學工場	二九〇、九二一（九、一五〇）	三四六、三三〇（九、九二〇）	三三七、六四九（九、五〇六）	七六、八八六（四二）	一三、三九五（一三）	一三、三七二（一三）	六、六六五（三）	六、九〇四（三）
飲食物工場	七九、九六六（六、五三六）	九七、五三四（七、五〇八）	九一、五六三（七、一七五）	九、一三七（一二）	三、三九八（一）	三、六九八（一一）	七、〇七二（三）	七、〇七二（三）
雜工場	三一二、四六二（三一、四五一）	三五九、九三五（三五、二六一）	三四二、六五三（三四、九六〇）	二三、六九八（一一）	三四、〇五三（一九）	三四、〇五三（一九）	二〇、四三二（二〇）	四〇、四三二（二〇）
特別工場	一九、一一九（二、四一四）	二七、七六六（二、二六七）	二一、四四〇（二、三三八）	四七、九五一（八五四）	一七八、二二四（五三）	一七八、二二四（五三）	一五五、七一七（五三）	一五五、七一七（五三）
金屬山	三六、七七一（六三三）	六〇、三九五（一、〇二三）	四七、九五一（八五四）	二〇、四三二（二〇）	三四、〇五三（一九）	三四、〇五三（一九）	一八、四七五（一八）	一八、四七五（一八）
石炭山	五二、九一八（三八一）	七五、五〇六（四七四）	六五、〇二一（四二四）	二一〇、〇四四（五三）	一七八、二二四（五三）	一七八、二二四（五三）	一五五、七一七（五三）	一五五、七一七（五三）

總數	使用者	使用者以外ノ事業	鑛業法適用工場	其他ノ非金屬山	石油山
二、五〇三、一五七 (二三六、五〇四)	五、九五三 (八五二)	一八七、二〇二 (九、一二八)	四、四三三 (二七)	九、〇七三 (二四四)	四、〇六五 (八二)
二、三四六、六三七 (二二三、六〇五)	四、六五三 (六四八)	一八七、一四八 (九、一九三)	二、九五三 (二三)	七、六二六 (三〇〇)	三、七五八 (八〇)
二、〇九〇、六五七 (二二、七一九)	三、七七四 (六二九)	一七七、〇五〇 (九、〇〇〇)	三、五四二 (二七)	一〇、二二三 (三〇二)	—
一、三四三、七二一 (三九三)	—	一二三、一六一 (三四)	五、七三六 (五)	二、七五八 (二)	—
一、〇四、八三三 (三七九)	—	一一〇、二二九 (三一)	三、九二九 (三)	二、二九六 (二)	一、九一〇 (二)
九四七、二七七 (三七〇)	—	八六、二七六 (二六)	三、五三三 (三)	一、五〇〇 (一)	—

（其二）保險給付件數日數及費用額

病傷	總數 件數	總數 日數	總數 費用額	政府管掌ノ分 件數	政府管掌ノ分 日數	政府管掌ノ分 費用額	組合管掌ノ分 件數	組合管掌ノ分 日數	組合管掌ノ分 費用額
昭和九年度	七、四七七、二六九	九二、九八五、七一〇	三一、一八五、九二	四、三三三、三八二	五九、二九五、九八八	一七、六九七、四四三	三、一四四、八八七	三二、六八九、七二二	一三、四八、五四九
同十年度	九、六一二、二五二	一一九、九六九、九五二	四一、六三三、五四六	五、八六九、〇六九	七八、三六四、四一七	三四、八一四、七六六	三、七三二、六八三	四一、六〇六、五三五	一六、八一八、七八〇
同十一年度	一〇、八四八、四二九	一三八、三〇八、五三八	四五、八八二、七四二	六、七四三、八六二	九一、五六四、三三二	三六、八六八、一六〇	四、一〇四、五六七	四六、七四四、二〇六	一九、〇一四、五八二
同十二年度	一二、五六八、六四九	一五二、八五四、七二〇	五六、四六七、三三〇	七、六二一、二六六	九八、三〇五、六九〇	三三、五〇五、六二〇	四、九三六、九二三	五四、三四九、〇三〇	二二、九六一、六一〇
計	一二、三八〇、一四四	一五〇、七九三、〇八一	五三、五七九、五二八	七、四六九、四七〇	九六、七二二、二二一	三一、三八六、一二二	四、九一〇、六七四	五四、〇二〇、八七〇	二二、一九三、四〇六
給付ノ 業務上 計	一一、一三七、七五六	一五五、六一〇、二三〇	三四、五三四、七二二	六、八二四、九九九	八二、五四〇、三七三	二一、九七八、二二四	四、三一三、〇七七	四三、〇六九、八七七	一二、五五六、四九八
給付ノ 業務上	一、一一五、五七〇	一一、三二五、四八八	—	七四三、〇七〇	七、二〇八、一二六	—	三七二、五〇〇	四、一一七、三六〇	—
給付ノ 業務外	一〇、〇二二、一八六	一一四、二八四、七四二	—	六、〇八一、八〇九	七五、三二二、二二五	—	三、九四〇、五七七	三八、九五二、五一七	—

付給ルス關	療養費	計	四八、三四二	六八一、六九四	三四九、八〇六	三六、九九〇	四三二、九九九	一六〇、一九三	一一、三八二	三二八、六九三	二二九、六一二
		業務上	二三、八六四	二〇四、六〇九	二二九、一一三	二〇、三三四	二三四、六〇一	八三、四二九	三、二三〇	三三、〇〇八	四二、六八六
		業務外	二四、三〇三	三四四、〇八五	二三〇、六九一	一六、四三三	一九八、二六八	四四、四六六	八、〇三二	一四三、六八四	一四九、二二三
	手當金病	計	一、一九四、〇一六	二四四、三〇一、一〇三四	一八、六六六、〇〇〇	六〇四、八〇一	一二、四四八、八三九	九、二四四、四〇二	三六六、二一三	一〇、四二二、二九八	九、四一四、二九四
		業務上	二〇八、二八三	五、〇一三、〇一	四、二二九、八一四	一六九、六九九	二、四一〇、〇二三	二、〇三一、八四三	一二八、六六六	二、二〇三、六六六	二、二八四、九四四
		業務外	八八三、六三一	一九、四八三、四六六	一四、二二三、一八二	四二八、一〇二	一一、〇六八、八二四	三、一九三、八三〇	四四四、三二九	八、四一六、六三二	四、一二九、二三三
付給ルス關ニ亡死	埋葬料	計	二、一八〇	—	一、二九四、一八〇	二一、〇〇四	—	四四、八一三	一〇、一四二	—	三〇二、二六四
		業務上	二〇、二六二	—	一、二六九、八六一	二〇、二九三	—	四四、四二九	九、六六九	—	四九三、一三四
		業務外	二、二六八	—	一〇三、八二二	一、一八四	—	四八、二四四	一、〇八四	—	三四四、四八九
		計	二四九、九四四	—	一、一六四、〇二八	一九、一〇九	—	二二六、二六二	八、八八三	—	四二四、六四六
	埋葬費	業務上	九一八	—	二四、二一九	四一四	—	二〇、〇八六	二〇四	—	四二二、一四四
		業務外	一〇四	—	二、四一〇	四〇	—	二、一〇四	二四	—	一、二〇六
		計	八一四	—	二三、九〇九	六四四	—	一四、九八二	一四〇	—	二、二六、九二
關ニ娩分ルス付給	出産手當金		五一、四四一	二、〇六一、六二九	八〇五、二八四	四四、四二二	一、四二二、四四九	六四八、六二四	六、四〇九	二二八、一六〇	一二六、六六〇
	助産ノ手當		四五、一六六	—	二四五、九八八	四一、九五〇	—	二二八、〇四二	二、二一六	—	一四、九一五
	産院收容		六〇	—	一、四二四	二六	—	八六〇	二四	—	八四四
	分娩費		五〇、六五八	—	五二四、五一二	四四、五四一	—	四四四、一二二	六、一一四	—	九〇、二九〇
	計		一四四、二二五	二、〇六一、六二九	一、五九〇、五二二	一二一、二四九	一、四二二、四四九	一、二二四、六八二	一六、〇四六	二二八、一六〇	二六五、八二九

第三表　官廳現業員共濟組合統計（昭和十二年度第五十八回帝國統計年鑑ニ據ル）

区分	総数	常傭員	臨時員	軍属	軍人	現役兵	予備役	後備役	補充兵	国民兵	軍人以外の職員	官吏	雇員	傭員	技手	技師	技術員	職員	雇員	傭員	工員	小使	給仕	其の他の給与	給与	賞与	賞金	賞状	賞品	賞牌	賞章	賞状	賞品	賞牌	賞章	其の他の給与	給与	賞与	賞金	賞状	賞品	賞牌	賞章	賞状	賞品	賞牌	賞章
総数	一四三	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
公傷	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
私傷	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
総数	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
軍人	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
現役兵	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
予備役	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
後備役	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
補充兵	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
国民兵	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
軍人以外の職員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
官吏	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
雇員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
傭員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
工員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
小使	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
給仕	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
其の他の給与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
給与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞金	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞状	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞品	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞牌	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞章	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一

員合組

区分	総数	男	女
総数	一四一	一四一	一四一

（圓）会入收

区分	総数	常傭員	臨時員	軍属	軍人	現役兵	予備役	後備役	補充兵	国民兵	軍人以外の職員	官吏	雇員	傭員	工員	小使	給仕	其の他の給与	給与	賞与	賞金	賞状	賞品	賞牌	賞章
総数	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
其の他	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
官吏	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
雇員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
傭員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
工員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
小使	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
給仕	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
其の他の給与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
給与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞金	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞状	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞品	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞牌	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞章	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一

員人員給

区分	総数	公傷	私傷	恩給法による給与	給与	賞与	賞金	賞状	賞品	賞牌	賞章	其の他の給与	給与	賞与	賞金	賞状	賞品	賞牌	賞章
総数	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
常傭員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
臨時員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
軍属	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
軍人	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
現役兵	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
予備役	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
後備役	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
補充兵	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
国民兵	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
軍人以外の職員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
官吏	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
雇員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
傭員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
工員	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
小使	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
給仕	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
其の他の給与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
給与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞与	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞金	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞状	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞品	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞牌	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
賞章	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一

額金與給										
總額	三、一九一、八四五	三八、九六六	一、六七九、九一三	三四、六七一	一、一九四、九一六	三五、六八八	—	—	一九三、三六九	九、六六、四三五	三、九七八、一六六
公傷病疾病年金、傷病年金、遺族年金、傷病一時給與金、同一時給與金（廢疾年金、遺族年金、傷病一時給與金、同一時給與金）	三六五、五一五	四三六	二、五三三	一四、五六五	四、四六四	一三〇	—	—	八、三六二	一四、五六〇	四六六、五一四
私傷病一時給與金、同一時給與金、特別給與金（廢疾年金、遺族年金、傷病一時給與金、同一時給與金、特別給與金）	三、三二九、一六一	四八、四〇一	六九九、〇六〇	八八、〇六五	三三三、三六三	一一、九〇〇	—	—	六八、八九六	四八九、九六〇	一、九〇四、八一六
罹災給與金	三六、三九二	二、九九五	五、八六九	八、五一六	—	—	—	—	二一四	九、二九四	一一、六二四
脱退給與金、退職給與金（脱退一時給與金、退職一時給與金、勤続給年金）	一五、六四	九、一八二、四二一	四〇三、〇一二	二〇四、四九六	八三三、四三一	三一、九〇九	—	—	八八、三一〇	六、九二三、九三一	九九六、三五四、六九
分娩給與金	一六六、一一〇	六、三〇六	一二三、三一〇	三三	五九、一二六	—	—	—	—	三三九	—
遺族給與金（遺族一時給與金、弔慰金、埋葬料、葬祭料）	三、一九六、六九五	三六、五八九	一六九、七四	三一、五一九	九一四、五六	一、九五一	—	—	四、〇〇五	四四〇、五一四	二、三三、八六〇
其ノ他ノ給與金	三四二、九九三	七、〇三六	一八七、五六五	—	一九六	—	—	—	三、九三三	—	三四、六四四

第四表　職業紹介統計

（其一）職業紹介所取扱一般職業紹介成績

	求人數			求職者數			就職者數			殺總到率數	就總職率數
	男	女	總數	男	女	總數	男	女	總數		
昭和八年	八〇八、〇六六	六四三、九二二	一、四五一、九八八	一、〇〇二、四七三	五三五、八一八	一、五二八、二九一	三七一、三二七	三六一、九八八	六三三、五一五	二三五	四二
昭和九年	九五六、〇九九	八三七、九五三	一、七九四、〇四二	一、〇六八、二五四	五〇一、七二八	一、五六九、九八二	四三五、八六三	二四六、九九七	六七二、四六〇	八八	四五

昭和十年	一、〇七二、〇二〇	八四五、九六三	一、九一七、九八三	一、一四三、四一二	五三六、一五六	一、六七九、五六八	四七五、〇〇六	二六六、六三六	七四一、六四二	八八	四四
昭和十一年	一、三三二、九四六	九六四、二六五	二、二九七、二一一	一、二一八、七四八	五五九、三九七	一、七七八、一四五	五二五、五〇九	二八六、八一八	八一二、三二七	七七	四六
昭和十二年	一、七五一、四七七	一、〇五二、六八五	二、八〇四、一六二	一、五二三、三二九	五六九、〇一九	二、〇九二、三四八	六六四、二八三	三〇一、八五八	九六六、一四一	七五	四六
昭和十三年	二、〇〇一、八九五	九二八、八一九	二、九三〇、七一四	一、五〇九、一三六	五三九、〇五六	二、〇四八、一九二	六九五、三四一	二七五、七四三	九七一、〇八三	七〇	四七
昭和十四年	二、五四〇、七四一	一、一四九、七九四	三、六九〇、五三五	一、四二三、一三二	五〇五、四五〇	一、九二八、五八二	八一二、八三八	三〇五、二九四	一、一八、一三二	五二	五八

備考　昭和十二年マデハ厚生省「職業紹介統計」ニ據ル、昭和十三年ハ「厚生行政要覽」ニ據ル、昭和十四年ハ厚生省「職業時報」ニ據ル。

（其二）　俸給生活者職業紹介成績

	求人數			求職者數			就職者數				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	總數殺到率%	就職率%
昭和八年	一三、三八一	九、一四八	二二、五二九	三八、三四四	三二、八八〇	七一、二二四	九、四五一	六、九三二	一六、三八三	三一六・一	二三・〇
昭和九年	一五、五七五	一一、七五一	二七、三二六	四一、九七四	三三、八六一	七五、八三五	一一、八〇八	八、八八一	二〇、六八九	二七七・五	二七・三
昭和十年	一六、九三三	一三、五九三	三〇、五二六	四五、七六六	三五、一八七	八〇、九六三	一三、五三〇	一〇、八一〇	二三、三四〇	二六六・二	二八・八
昭和十一年	一七、三二四	一六、四〇〇	三三、七二四	五一、八〇一	四四、八九六	九六、六九七	一一、〇六〇	一一、三一九	二二、三七九	二八六・七	二三・一
昭和十二年	二五、〇一二	二〇、〇七二	四五、〇八四	五四、一四五	四七、九八三	一〇二、一二八	一六、二三五	一三、八六一	三〇、〇九六	二二六・五	二九・三
昭和十三年											
昭和十四年											

〔備考〕　本統計ハ昭和十三年職業紹介所國營ト共ニ中止トナリタリ。

（其三）　日傭勞働者職業紹介成績

	求人者數		求職者數		紹介員數			
	計	（內失業者使用事業）	計	（內登錄者）	內	（失業者使用事業）	總數殺到率%	總數就職率%
昭和八年	一六、八九七、一四三	（一三、四五七、一六九）	二〇、一二四、二七三	（一八、〇二四、七九三）	一六、七七九、一五九	（一三、三四四、一三九）	一一九	八三

昭和九年	一四、五二八、二九六	（一一、〇一四、九九二）	一六、八九三、二三二	（一五、〇七三、五五九）	一四、三七一、三二二	（一〇、八八八、一六七）	一二六
昭和十年	一三、九八八、七一一	（八、六三三、〇二〇）	一四、四六三、七三〇	（一三、九二九、〇六六）	一三、八六七、二九五	（八、五三一、一七九）	一二一
昭和十一年	一三、五六一、一三六	（七、九四六、七三六）	一三、六六六、八三七	（一一、五六三、八六二）	一三、二七〇、六六〇	（七、三六三、三四四）	一〇九
昭和十二年	一〇、五九五、九九二	（五、三八一、六九五）	一一、三〇九、九三〇	（八、三四七、二六四）	一〇、一九六、〇六一	（五、一六一、六一四）	一〇七
昭和十三年	九、一七七、九六四	—	八、九二一、〇九九	—	八、三九一、五九九	—	九七
昭和十四年	八、七五四、六二八	—	七、七三九、二二五	—	七、四三六、九九四	—	八八

備考　昭和十二年マデハ厚生省「職業紹介統計」ニ據リ、昭和十三年ハ「厚生行政要覽」ニ據リ、昭和十四年ハ厚生省「職業時報」ニ據ル、失業者使用事業登錄者等ノ統計ハ昭和十三年以來統計樣式ノ變更ニヨリ中止トナル。

（其四）營利職業紹介事業狀況

	營業者數	求人數（內、男）	求職者數（內、男）	紹介件數（內、男）	就職者數（內、男）
昭和八年	二、七二九	一、〇四六、〇六八（四三〇、九四〇）	七七四、〇三五（三一〇、九六九）	八二六、九七七（三三二、一九四）	五三八、六四七（二一八、九一七）
昭和九年	二、五四一	一、〇四九、〇八五（四四九、〇一六）	七二〇、九二三（三〇三、六七二）	七九一、一九四（三二六、七六六）	五二一、四二九（二三二、〇六〇）
昭和十年	二、三三九	一、〇八九、三八九（四六〇、五七一）	七四九、二五七（三〇八、八七五）	八一八、六五六（三三九、三八六）	五五〇、一〇〇（二三四、九六三）
昭和十一年	二、一六一	一、〇八八、六八二（四五三、五六一）	七一二、四一一（二九二、九三七）	七九〇、九五四（三二九、九四四）	五三六、三九七（二三八、九六七）
昭和十二年	二、〇七八	一、〇一四、三〇三（四三二、七一六）	六四五、八四四（二四〇、一三三）	七三六、六一二（三〇九、五六二）	五一四、七〇九（二二一、四三四）
昭和十三年	一、七六三	八八二、六六〇（三五九、五六六）	五六六、六二〇（二二二、六六二）	—	四三五、二一三（一六八、六九五）
昭和十四年	一、五二〇	六七〇、九五三（二六九、七一七）	四〇三、九五七（一六三、一四〇）	—	二六七、一三二（一〇一、七三六）

備考　紹介件數欄ハ昭和十三年以來中止トナル、職業協會「職業時報」ニ據ル。

第五表　失業應急事業統計（失業應急事業概要ニ據ル）

昭和十三年度失業應急事業成績概要

| 事業勞働者業應者般急失勞 | | |

附錄

昭和十四年中に制定せられたる

主要社會問題關係法規

備考

1、本一覽ハ勞働問題・農業問題・社會政策及一般ニ關スルモノノウチソノ主ナルモノヲ摘錄シタ。

2、表中　內・厚・農・商・大・外・陸・海・遞・鐵トアルハ內務省、厚生省、農林省、商工省、大藏省、外務省、陸軍省、海軍省、遞信省、鐵道省ノ略デアリ、朝・臺・樺・南ハ、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、南洋廳ノ略デアル。

3、表中　條・法・勅トアルハ夫々條約・法律・勅令ノ省略デアリ、令・訓・告・達トアルハ同樣省＝社＝廳＝令、訓令、告示、達示ノ略符デアリ、關令トアルハ關東局命ナルコトヲ示ス。

4、（　）內上位ノ數字ハ公布ノ月日、上記略符ノ下ニ記セルモノハ夫々ノ件番號ヲ示シ〔　〕ハ定メラレタル施行又ハ適用ノ期日ヲ示ス。

從ツテ、例ヘバ厚生省官制（一、一一勅七）「公布ノ日」トアルハ昭和十四年一月十一日公布勅令第七號、即日施行ノ意デアル。

一般關係

△國家總動員法等ノ施行ノ統轄ニ關スル件（勅六七二、九・三〇）
△關東州國家總動員令（勅六〇九、八・二六）〔九・一一〕
△總動員業務指定令（勅四四三、七・五）
△總動員物資使用收用令（勅八三八、一二・一六）〔一二・二〇〕同施行規則（閣令一五、一二・二〇）
△土地工作物使用管理令（勅九〇二、一二・二九）〔一五・二・一〕
△總動員業務事業設備令（勅四二七、七・一）〔七・一〇〕
△總動員業務事業主計畫令（勅四九三、七・二六）〔八・一〕
△總動員試驗研究令（勅六二三、八・三〇）〔九・五〕同施行規則（閣令一二、九・五）
△支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ樺太ニ於ケル市町村會議員ノ選擧權及被選擧權等ニ關スル件（勅二二、一・二五）同施行規則（樺令四、二・一六）
△支那事變ニ際シ召集中ノ者議員等ヘノ復職ニ關スル件（制一、三・一）同施行ニ關スル件（朝令一九、三・一）
△國民精神總動員委員會官制（勅八〇、三・二八）
△企畫院ニ臨時職員增置ノ件改正〔企畫院臨時職員等設置制〕（勅二七一、四・二八）
△內閣情報官制中改正（勅四〇三、六・二一）
△地方官制中改正（勅七、一・七）（勅一八三、四・五）（勅三〇六、五・一〇）（勅四五五、七・八）（勅六九九、一〇・一一）（勅七二四、一〇・二三）（勅八六二、一二・二六）

附錄　社會問題關係法規

△北海道官廳官制中改正（勅六、一・七）（勅一八二、四・五）（勅二〇五、五・一〇）（勅四五四、七・八）〔七・一五〕（勅六九八、一〇・一一）（勅七二三、一〇・二三）（勅八六一、一二・二六）
△警視廳官制中改正（勅一八一、四・五）（勅三〇四、五・一〇）（勅七二二、一〇・二三）（勅八六〇、一二・二六）
△廳府縣臨時職員等設置制中改正（勅八、一・七）（勅二三八、四・二六）（勅四二六、七・一）（勅五七三、八・一六）（勅七〇一、一〇・一一）（勅七六四、一一・八）（勅七八二、一一・二二）（勅八二八、一二・九）
△關東局部內臨時職員設置制中改正（勅二六三、四・二七）（勅八〇六、一二・一）樺太廳部內（勅二二七、五・一七）（勅六七四、九・三〇）南洋廳部內（勅五〇九、七・二九）（勅七七八、一一・一八）臺灣總督府部內（勅二七九、四・二八）（勅四二五、七・一）（勅六八六、一〇・四）（勅七九五、一一・二八）拓務部內（勅四七一、七・一二）（勅七五八、一一・四）（勅八三二、一二・一三）內務部內（勅二五六、四・二七）（勅三一一、五・一三）（勅四二一、七・一）（勅七六三、一一・八）（勅八二七、一二・九）
△臺灣總督府官制中改正（勅四二四、七・一）
△關東局官制中改正（勅二二七、四・二四）〔五・一〕
△臨時滿洲開拓民審議會官制（勅五二九、八・三）
△地方移殖民職員制（勅六七、三・二二）
△移住奬勵補助規則（樺令三四、四・二五）
△在滿學校組合待遇職員令中改正（勅四七三、七・一二）
△北海道土功組合法中改正（法六四、四・四）同施行令中改正（勅

四四二、七・五）〔以上七・一五〕

△臨時拓務省ニ拓殖調査部ヲ設置スルノ件（勅五〇六、七・一九）

△海運組合法（法六九、四・五）同施行令（勅八四五、一二・二〇）同施行規則（遞令六五、一二・二〇）〔一二・二一〕

△小運送業法施行規則（臺令五、一・三〇）小運送業法第十七條及行政諸法臺灣施行令第四十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件（臺令六、一・三〇）〔以上二・一〕

△關東州船員令施行規則（關令一三、三・三一）〔四・一〕

△朝鮮小運送業令（制一八、一一・九）〔一五、一・一五〕

△戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル小運送業ノ實施ニ關スル件中改正（勅八一二、一二・二）（一五、一・一五）

△遞信省官制中改正（勅四八、三・一四）（勅三六七、六・一〇）

△遞信局官制中改正（勅五二、三・一四）（勅三七二、六・一〇）

△遞信部內臨時職員設置制中改正（勅一五四、四・一）（勅三六八、六・一〇）（勅六四五、九・一六）（勅八〇五、一一・三〇）（勅八八三、一二・二八）

國防・軍事・國際・關係

△滿洲國ノ共產「インターナショナル」ニ對スル協定參加ニ關スル議定書（條一、三・二）

ハンガリー國ノ共產「インターナショナル」ニ對スル協定參加ニ關スル議定書（條二、三・二）

△西班牙國ノ共產「インターナショナル」ニ對スル協定參加ニ關スル議定書（條四、四・一五）

△日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約等ノ效力存續ニ關スル議定書（條五、四・一五）

△日本國「タイ」國間定期航空業務ノ運營ニ關スル協定（條六、一二・六）

△大正十五年勅令第九號日本國及ソヴイエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書（乙）ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關スル件中改正（勅三五〇、五・三一）

△國際勞働機關常國事務所官制廢止（勅一一七、三・三一）

△國境取締法（法五二、四・一）同施行令（勅六七〇、九・二七）〔一〇・一〕

△軍用資源祕密保護法（法二五、三・二五）同施行令（勅四一三、六・二四）同施行規則（陸海令三、六・二六）〔以上、六・二六〕

△軍事保護院官制（勅四七九、七・一五）

△國有鐵道軍用資源祕密保護規則（鐵令一七、九・二八）〔一〇・一〕

△警防團令（勅二〇、一・二五）〔四・一〕同第十八條ノ規定ニ依ル市指定（內告二六・一、二五）

△警防團規則（樺令四一、五・二五）〔六・一〕（關令五五、五・一五）（朝令一〇四、七・三）〔一〇・一〕

△陸軍省官制中改正（勅一五、一・一四）〔一・一六〕

△陸軍々需審議會令中改正（勅一六、一・一四）〔一・一六〕

△兵役法中改正（法一、三・九）〔三・三一〕同施行令中改正（勅三八、三・一）（勅七五、三・二五）

△昭和十四年徴募事務ノ特例ニ關スル件（陸令三、二・一三）
△陸軍補充令中改正ノ件（勅三八、三・一）
△陸軍召集規則中改正（陸令七、三・一）（陸令一四、四・一）（陸令四二、八・二）
△海軍召集規則中改正（海令六、三・二五）〔三・三一〕
△昭和十三年陸軍省令第五十一號（支那事變ニ關シ陸軍々人ノ服役期間又ハ在營期間延長等ニ關スル件）中改正（陸令一八、四・二一）
△軍馬資源保護法（法七六、四・七）同施行令（勅四二九、七・一）〔七・三〕同施行規則（農陸令一、七・一）〔七・三〕同第八條第一項第二號ノ區域指定（農告二八八、八・二九）〔一五、一・一〕
△傷痍軍人醫療委員會官制（勅四九八、七・二八）
△軍需品工場事業場檢査令（勅七〇七、一〇・一八）〔一〇・二〇〕同施行規則（陸令五三、一〇・一九）〔一〇・二〇〕
△軍機保護法施行規則中改正（陸令五九、一二・一二）（海令二〇、八・二一）（海令三八、一二・二一）
△軍用自動車檢査規則（陸令一五、四・七）
△帝國在鄉軍人會規定中改正（陸海令四、一〇・三）
△日本赤十字社療院・保養所設置竝ニ病院・療院・保養所ノ擴張・改良申請方ノ件（陸海令五、一二・二六）
△國民徴用令ニ依リ陸軍ニ徴用セラレタル者ノ給與ニ關スル件（陸令三三、七・一四）〔七・一五〕
△防空建築規則（內令五、二・一七）
△外國人ノ入國、滯在及退去ニ關スル件（內令六、三・一）

附錄　社會問題關係法規

△傷兵保護院官制中改正（勅八二、三・二八）〔四・一〕第十六條ノ規定ニ依ル療養所ノ名稱及位置（厚告三一、二・二五）（厚告六六、四・一五）（厚告一〇三、六・二一）
△傷兵保護院職業補導所規程（厚告三八、三・九）
△軍人援護對策審議會官制（勅六九七、一〇・一一）
△臨時厚生省ニ臨時軍事援護部ヲ置クノ件中改正（勅一九八、四・一二）
△戰公傷病死者、公務從軍者及下士官以下軍人ノ公務傷病死者等ノ子弟ニ對スル授業料免除規程中改正（樺令五六、六・三〇）
△陸海軍恤兵品並警察官吏又ハ同胞慰問品無賃輸送ニ關スル件中改正（鐵告八〇、五・四）

司法・思想・保護・關係

△司法保護事業法（法四二、三・三〇）同施行規則（司令四八、九・一四）〔以上九・一四〕
△司法保護事業法ヲ樺太ニ施行スルノ件（勅七六一、一一・八）
△司法保護事業委員會官制（勅六四三、九・一三）〔九・一四〕
△司法保護事業委員會官制（勅六四三、九・一三）〔九・一四〕
△司法保護委員令（勅六四四、九・一三）〔九・一四〕
△假出獄思想犯處遇規程（關令四、一〇・五）
△關東州思想犯保護觀察令施行規則（關令一、一・一〇）同第二條ノ規定ニ依ル保護團體指定（關告一、一・一〇）
△保護觀察費用規則（關令三、一・二三）
△人事調停法（法一、三・一七）同施行期日ノ件（勅三六一、六・

七）〔一五、七・一〕樺太ニ施行スル ノ件（勅三六二、六・七）〔七・一〕

△人事調停ノ手數料等ニ關スル件（勅三六三、六・七）〔七・一〕

△朝鮮人事調停令（勅令八、七・八）〔八・一〇〕（制令七・八）（施行期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム）〔七・一八〕

△借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件（勅八六四、一二・二一六）〔本令指定地區ニ二一二・二八ヨリ施行〕

△借地借家調停法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件（勅八六五、一二・二一六）〔本令指定地區ニ一二・二八ヨリ施行〕

△家事審判制度調査委員會官制（勅八一五、一二・六）

△朝鮮民事令中改正（制令一一、八・三〇）〔一五、一・一〕同（制令一九、一一・一〇）

△公證人法中改正（法一三、三・一）〔一五、一・一〕

文教學事關係

△短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律（法五一、四・一）〔一二・一〕

△青年學校教育費國庫補助法（法二二、三・二四）〔四・一〕

△地方學事通則中改正法律（法四〇、三・二九）〔四・一〕

△青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル法律（法八七、四・二六）〔五・二〇〕

△青年學校改正（勅二五四、四・二六）同施行規則（文令二四、四・二六）

△小學校令施行規則中改正（文令四五、五・二九）

△關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル青年學校ニ關スル件中改正（勅二五五、四・二六）

△學校技能者養成令（勅一三〇、三・三一）〔四・五〕

△朝鮮學校費令施行規則中改正（朝令一〇、二・一六）〔四・一〕

△文部部內臨時職員設置制中改正（勅一五四、四・一）（勅三六八、六・一〇）（勅六四五、九・一六）（勅八〇五、一一・三〇）勅八八三、一二・二八）

△地方社會教育職員制中改正（勅五六〇、八・一二）

△地方學校衞生職員制中改正（勅四九二、七・二六）

△映畫法（法六六、四・五）〔施行期日ハ勅令ヲ以テ定ム〕同施行期日ノ件（勅六六七、九・二七）〔一〇・一〕

△映畫法施行令（勅六六八、九・二七）〔一〇・一〕同施行規則（內・文・厚令一、九・二七）〔一〇・一〕

△宗教團體法（法七七、四・八）同施行令（勅八五六、一二・二三）〔以上一五、四・一〕

△演劇映畫音樂等改善委員會官制（勅八四六、一二・二〇）

△寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律（法七八、四・八）〔施行期日ハ勅令ヲ以テ定ム〕

△著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律（法六七、四・五）〔施行期日ハ勅令ヲ以テ定ム〕

社會政策關係

△厚生省官制中改正（勅三二六、五・一七）

△恩給法中改正（法二八、三・二七）〔五・一ヨリ施行但シ第三十二

條ノ改正規定ハ一二・七・七ヨリ適用）同施行令中改正（勅二九〇、五・一）（勅八七六、九・三〇）同第二十四條ノ九第一項ノ規定ニ依リ納金ノ免除ヲ受クル者ノ範圍ヲ同條第二項ノ規定ニ依ル制限（閣令九、五・一）

△人口問題研究所官制（勅六〇三、八・二五）

△厚生部內臨時職員設置制中改正（勅一六二、四・一）（勅七九二、一一・二九）（勅八三三、一二・一三）（勅六〇三、八・二五）

△花柳病豫防法中改正（法四三、三・三〇）同施行令中改正（勅三四八、五・三一）同施行規則中改正（厚令一三、六・一）

△國民體力審議會官制（勅四九七、七・二八）

△國立癩療養所官制中改正（勅五三〇、八・三）

△朝鮮總督府癩療養所官制中改正（勅七一九、一〇・二一）

△公衆衞生院官制中改正（勅五一三、七・三一）

△朝鮮總督府濟生院官制中改正（勅七〇、三・二四）〔四・一〕

△樺太廳結核療養所官制（勅六八八、一〇・四）

△災害被害者ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル件（法三九、三・二九）（昭和十三年中ニ生ジタル災害ヨリ適用）、

△秋田縣男鹿半島震災罹災者救恤用寄贈品及復舊建築材料ニ對スル運賃ノ減免（鐵告八一、五・四）

△宮崎縣下風水害罹災者救恤用寄贈品、罹災者用應急建築材料ニ對スル運賃ノ減免（鐵告一九三、一〇・二）

△震災ニ因ル秋田縣災害土木費國庫補助規程（勅五六一、八・一二）

△廣島外十五府縣凶作罹災者用物資ニ對スル運賃割引（鐵告一九六、一〇・三〇）同中改正（鐵告二二一、一一・二一）

△樺太陸接國境地方ノ警備ニ從事スル樺太廳ノ職員又ハ其ノ遺族ニ一時金ヲ給スルノ件（勅七八六、一一・二五）

△樺太ニ於テ警察官傭ニ協力援助シ因リテ死傷シタル者ニ對スル給與ニ關スル件（勅七八七、一一・二五）

△地代家賃統制令（勅七〇四、一〇・一八）同施行規則（一〇・一九）〔一〇・二〇〕

勞働關係

△失業對策委員會官制第二條第二項ノ規定ニ依リ道府縣失業對策委員會ヲ置クベキ道府縣ノ指定（厚令二七、二・二一）

△職業紹介所官制中改正ノ件（勅三九、三・一）

△昭和十三年勅令四百五十一號職業紹介所ニ臨時職員增置ノ件中改正（勅四〇、三・一）

△國民職業能力申告令（勅五、一・七）〔一・二〇〕同施行規則（厚令一、一・一八）〔一・二〇〕同上（南令六、二・一八）〔六・一〕（朝令七七、五・一五）（樺令四二、五・二八）（臺令六二、五・一二）

△國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特例ニ關スル件（閣・文・陸・海・遞・鐵・厚令一、二・一八）官廳指定（厚告二四、二・一八）（南告二一、三・二〇）（朝告四二八、五・一五）同第二條第一號ノ職業指定（厚告五、一・一八）（南告一一、二・一八）（臺告一七二、五・一二）（朝告四二三、五・一五）第二條第三號ノ學校指定（厚告六、一・一八）（南告一二、二・一八）（臺告一七三、五・一二）（朝告四二四、五・一五）

同學科指定（厚告七、一・一八）（南告一三、二・一八）（臺告一七四、五・一二）（朝告四二五、五・一五）第二條第四號ノ養成施設指定（厚告八、一・一八）（南告一四、二・一八）（臺告一七五、五・一二）（朝告四二六、五・一五）同第二條第五號ノ檢定試驗及免許指定（厚告九、一八）（朝告四二七、五・一五）（臺告一七七、五・一二）（南告一五、二・一八）

△國民登錄事務取扱規程（厚訓一、一・一八）

△船員職業能力申告令（勅二三、一・三〇）同施行規則（遞令一、一・三〇）（朝令二三、三・二）（臺令一九、二・二三）（樺令一五、四・一）（南令一〇、三・一三）

△獸醫師職業能力申告令（勅二六、二・四）同令施行規則（農令一一、二・四）（朝令二四、三・二）（南令九、三・一三）（臺令三〇、三・二八）

△從業者雇入制限令（勅一二六、三・三一）〔四・二〇、朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島ニ在リテハ八・一〕國家總動員法第六條ニ依ル同施行規則（厚令四、四・一〇）〔四・二〇〕（朝令一一六、七・三一）（樺令六五、七・一五）（臺令八五、七・二九）（南令三九、八・一）同第一條第一號ノ職業指定（厚告六〇、四・一〇）（朝告六一三、七・三一）（臺告二六四、七・二九）（南告七五、八・一）學校卒業者指定（厚告六一、四・一〇）（朝告六一四、七・三一）（臺告二六五、七・二九）（南告七六、八・一）

△工場就業時間制限令（勅一二七、三・三一）〔五・一〕同令施行規則（厚令七、四・一九）〔五・一〕（朝令一一七、七・三一）（南令四〇、八・一）（樺令七〇、七・二五）（臺令八六、七・二九）〔以上八・一〕

△賃金統制令（勅一二八、三・三一）〔四・一〇〕同令施行規則（厚令五、四・一〇）〔四・一〇、但シ第八條規定ハ六・一〕（朝令一一八、七・三一）（臺令八七、七・二九）（南令四一、八・一）（樺令七四、八・一）〔以上八・一〕同第二條第一號ノ事業指定（厚告六二、四・一〇）（朝告六一六、七・三一）（南告七八、八・一（臺告二六七、七・二九）

△勞働統計每月實地調査令（勅二八三、四・二八）第十四條ノ規定ニ依リ調査ヲ行フベキ官營ニ屬スル工場國有鐵道並ニ政府管掌ノ郵便電信及電話事業指定（閣告六、六・五）同施行規則（閣令八、四・二八）同上細則（厚訓二、四・二八）

△賃金臨時措置令（勅七〇五、一〇・一八）同施行規則（厚令三四、一〇・一九）（朝令一八六、一〇・二七）〔一〇・二〇〕（臺令一二三、一〇・二七）（朝令一八五、一〇・二七）〔一二・二〇〕

△船員給料臨時措置規則（勅七〇五、一〇・一八）同施行規則（厚令三四、一〇・一九）（朝令一八六、一〇・二七）〔一〇・二〇〕（臺令一二五、一〇・二七）〔一〇・二〇〕

△賃金委員會官制（勅一二九、三・三一）〔四・一〇〕臺灣（勅六三四、九・一一）樺太（勅六三五、九・一一）朝鮮（勅七五七、一一・二）同中改正（勅八八六、一二・二八）

△賃金臨時措置調査委員會官制（勅七六〇、一一・六）

△會社職員給與臨時措置令（勅七〇六、一〇・一八）〔一〇・二〇〕同施行規則（閣令一四、一〇・一九）〔一〇・二〇〕（朝令一八七、一〇・二七）〔一〇・二〇〕

△職員給與臨時措置委員會官制（勅七一六、一〇・二一）

△勞働統計實地調査令中改正（勅四一一、六・二四）同第十三條第二項ノ規定ニ基ク指定中改正（閣告七、七・七）同施行規則中改正（閣令一〇、六・二四）

△資源調査法第一條ノ規定ニ依ル勞務動態調査規則（厚令三八、一一・二八）同事務取扱規程（厚訓一六、一一・三〇）

△工場勞働統計實地調査手續改正（閣訓四、七・二九）―（內訓一四、八・二三）―（大藏訓一五、九・一四）

△鑛夫勞役扶助規則中改正（厚令九、五・一三）〔五・二〇〕

△女子ノ坑內就業ニ關スル鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二第一項ノ特例ニ關スル件（厚令二八、八・二九）

△工場法施行規則中改正（厚令八、五・一三）〔五・二〇〕

△勞務管理調査委員會官制（勅七七九、一一・二〇）

△工場事業場技能者養成令（勅一三一、三・三一）〔四・五〕同第二條ノ事業指定（厚告五五、四・四）同（朝告四八八、六・一二）同施行規則（厚令三、四・四）〔四・五〕同（朝令八六、六・一二）第四條第一項ノ比率ヲ昭和十四年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付定ムル件（厚告五六、四・四）同（朝告四八九、六・一二）同上昭和十五年（厚告二二五、一一・一五）同養成補助規則（厚令二二、七・一八）同養成指針（厚訓一四、九・一八）

△船舶運航技能者養成令（勅七八〇、一一・二一）同施行規則（遞令五五、一一・二一）

△學校卒業者使用制限令施行規則中改正（厚令一二、五・二四）（臺令七二、六・一〇）（朝令八五、六・八）（南令三〇、六・二〇）（樺令五三、六・一五）同令第一條ノ學校指定ノ件中改正（厚告九四、五・二四）（臺告二一二、六・一〇）（南告六一、六・二〇）同第十三條第二、九・一六）同令第一條ノ學科指定ノ件中改正（厚告九五、五・二四）（臺告二一三、六・一〇）（南告六二、六・二〇）（關告七三、九・一六）

△土木事業從事員共濟組合規則中改正（內令一六、三・二三）〔四・一〕

△關東局警察共濟組合規則中改正（關令八、三・四）

△通信官署現業員共濟組合ニ關スル件中改正（勅五七、三・一四）

△遞信共濟組合規則中改正（遞令七、三・一四）

△樺太廳鐵道事務所及郵便局現業員共濟組合規則中改正（樺令一〇、三・二三）

△臺灣總督府鐵道現業員ノ共濟組合ニ關スル件中改正（勅四四九、七・八）

△樺太廳警察共濟組合令（勅五四八、八・九）同規則（樺令七八、九・三）〔以上九・一〕

貿易（移・輸出）關係

△貿易局官制中改正（勅三九〇、六・一六）

△重要輸出品取締法施行規則中改正（商令二六、六・一五）〔一〇・一〕（商令四四、八・一九）〔一五、一・一〕（商令四五、九・二）〔一〇・一〕

△貿易組合法施行規則第三十一條ノ規定ニ依ル件（商告三、一・一〇）（商告一八、二・一）（商告一九、二・一）（商告一三九、六・二六）（商告一四三、六・二九）

△輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ニ關スル件中改正（臺令八八、八・三）（臺令一一六、一〇・一七）
△臨時輸出入許可規則中改正（商令五四、九・二〇）〔九・二五〕（商令七〇、一一・二〇）
△關東州滿洲國及中華民國向輸出調整ニ關スル件（商令五三、九・二〇）〔九・二五〕（樺令八三、一〇・二四）同中改正（商令六〇、一〇・三）（商令六五、一〇・九）〔一〇・一〇〕（商令七二、一二・一）同第一條ノ規定ニ依ル物品及團體指定（商告二四八、九・二三）同中改正（商告三〇〇、一〇・三〇）（商告三三三、一一・三〇）（商告三七六、一二・二六）同第二條ノ規定ニ依ル團體指定（商告二四九、九・二三）同第四條ノ規定ニ依ル期間ノ件（商告二五〇、九・二三）
△輸出水產物法第三條第二項ノ輸出水產物ノ種類ノ件（樺令六〇、七・一四）同第六條及第七條ノ規定ニ依ル關東州、滿洲國及中華民國向輸出水產物輸出統制ニ關スル件（農令四八、一〇・七）〔一〇・一〇〕同第一條ノ規定ニ依ル輸出水產物ノ種類及同條第一項ノ承認ヲ爲スベキ團體指定（農告三五六、一〇・七）
△輸出水產物檢查規則中改正（農令六、一・一四）（農令四四、九・二三）〔一〇・一〕
△輸出水產物製造業取締規則中改正（農令六一、一・一四）（農令四四、九・二三）〔一〇・一〕
△輸出水產物製造業取締規則中改正（樺令六一、七・一四）
△臺灣米穀移出管理特別會計法（法三五、三・二八）同規則（勅三〇、五・一七）
△臺灣米穀移出管理令（律一五、五〇）同施行規則（臺令六五、五・一六）〔以上一一・一〕
△臺灣米穀移出管理委員會官制（勅三一六、五・一六）
△輸出生絲檢查法施行規則中改正（農令八、一・二六）〔七・一〕
△關稅定率法中改正（法六、四・一）（七・一〇）同第九條ニ依ル命令ノ件中改正（勅一九、一・二〇）（勅四五七、七・八）〔七・一〇〕
△鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件中改正（法七、三・一六）
△關東州ノ生產ニ係ル物品ノ輸入稅免除等ニ關スル件中改正（法八、三・一六）
△輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件（法五七、四・一）
△粟等ノ輸入稅免除ニ關スル件（朝令一二三、八・五）

商工業關係

△鐵鋼配給統制規則中改正（商令四一、八・二）〔八・一〇〕同第二條ノ規定ニ依ル團體指定（商告三〇、二・一七）（商告三一、二・一七）（商工一〇六、五・一〇）（商告二七九、一〇・一六）（商告三五〇、一二・一五）同第九條ノ規定ニ依ル會社及團體指定（商告一八〇、八・二）
△鑄鋼配給統制規則（商令五九、九・二八）〔一〇・一〕同第一條ノ規定ニ依ル團體指定（商告二五九、九・二八）同第八條ノ規定ニ依ル團體指定（商告二六〇、九・二八）
△銑鐵鑄物製造設備制限規則（商令五五、九・二三）（九・三〇）
△鐵屑配給統制規則（樺令四五、六・一）同中改正（商令二〇、五・五）〔六・一〕同第六條ノ規定ニ依ル團體指定（商告一一六、五・

二〇）（商告一一六、五・二〇）（商告一三三、六・一七）（商告一五三、七・一二）

△故銅及鐵屑配給統制規則（臺令一、一・二二）〔二・一但シ第七條ノ施行期日ハ別ニ定ム〕

△鐵鋼工作物築造許可規則第一條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザル工作物ノ種類指定（商告一〇四、五・八）

△製鐵設備制限規則（商令四〇、七・二七）〔八・一〇〕（朝令一九七、一一・二二）

△銅鉛錫等配給統制規則中改正（商令二五、六・一）（商令三四、七・一五）〔八・一〕同第一條ノ二ノ規定ニ依ル團體指定（商告一七五、八・一）

△銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依ル物品指定（商告六五、三・三一）（臺告一四七、四・一五）〔五・一〕

△タングステン鑛及水鉛鑛配給調整規則（朝令一七九、一〇・二三）〔一一・一〕

△石炭販賣取締規則（商令四三、八・一六）

△カーバイト配給統制規則（商令七四、一二・一八）同第四條ノ規定ニ依ル共販機關指定（商告三五六、一二・一八）同第七條ノ規定ニ依ル統制團體指定（商告三五七、一二・一八）

△揮發油及重油販賣取締規則中改正（樺令二五、四・一五）〔四・二〇〕（南令三四、七・一）〔八・一〕

△工作機械供給制限規則中改正（商令五八、九・二五）〔九・三〇〕

△石油配給統制規則（商令五六、九・二三）同第一條ノ規定ニ依ル機械油指定（商告二五八、九・二八）

△物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定中改正―故又ハ屑鐵（商告一〇九、五・一二）

△輕金屬製造事業法施行期日ノ件（勅六四九、九・一六）同法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件（勅六五〇、九・一六）〔九・二〇〕臺灣（勅六五一、九・一六）〔九・二〇〕

△輕金屬製造事業法施行規則（商令五一、九・一六）〔九・二〇〕

△價格統制令（勅七〇三、一〇・一八）〔一〇・二〇、植民地ハ一〇・二七〕同第七條ノ規定ニ依ル木炭販賣價格（農商告一〇、一一・九）脱脂綿（商厚令一、一一・二二）玄米卸賣及白米小賣（朝告九四一、一一・一〇）大麥及裸麥、大豆（朝告九七〇、一一・二一）石炭（朝告九八三、一一・二八）朝鮮產珐瑯鐵器（朝告九八四、一一・二八）毛紡式ステープルフアイバー絲（商告三六三、一二・二〇）故又ハ屑ゴム（輸入品ヲ除ク）（商告三六六、一二・二〇）ステープルフアイバー製品（商告三七八、一二・二七）毛織物（商告三八四、一二・二八）冶金コークス（商告三八八、一二・二九）同施行規則（閣令一三、一〇・一九）〔一〇・二〇〕（臺令一二一、一〇・二七）朝令一八三、一〇・二七）

△繊維製品製造制限規則（商令四六、九・五）〔一〇・五〕同中改正（商令六一、一〇・五）同第一條ノ規定ニ依ル繊維製品ノ種類指定（商告二二三、九・五）同中改正（商告三七九、一二・二八）同第二條ノ規定ニ依ル指定（商告二二四、九・五）（商告三八〇、一二・二八）同第三條ノ規定ニ依ル檢査標準（商告二二五、九・五）（商告二七〇、一〇・一〇）（商告三〇六、一一・一二・二八）

△綿絲販賣價格取締規則中改正（商令一、一・九）同第一條第二項ノ規定ニ依ル綿絲ノ種類及最高價格ニ關スル件（商告七、一・一六）（商告一六、一・三〇）

△纖維工業ノ設備制限ニ關スル件（朝令四、一・二八）

△絹紡絲販賣價格取締規則（商令六三、一〇・七）〔一〇・一〇〕同第一條第二項ノ規定ニ依ル絹紡絲ノ種類及最高價格指定（商告二六七、一〇・七）

△綿絲ノ取引制限ニ關スル件（商令六六、一〇・一九）〔一〇・二〇〕

△絲配給統制規則（商令七、一・二三）（臺令九四、八・一三）〔八・二一〕同中改正（商令一五、三・二九）〔四・一〕同第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定（商告一〇、一・二三）（商告六三、三・二九）（臺告二八八、八・一三）同中改正（商告六七、四・一）同團體指定（商告一一、一・二三）（商告一四五、七・一）（臺告二八九、八・一三）

△ステープルフアイバー及ステープルフアイバー絲販賣價格取締規則中改正（商令三、一・九）同第一條第二項ノ規定ニ依ルステープルフアイバー及ステープルフアイバー絲ノ最高價格ニ關スル件中改正（商告一、一・四）（商告二一、二・一）（商告四〇、三・一）（商告六六、四・一）（商告一〇〇、五・一）（商告一二、三六・一）（商告一四七、七・四）（商告一六五、七・二四）（商告二一六、九・一）（商告二六四、一〇・二）（商告三〇七、一一・一）（商告三一九、一一・一二）（商告三七一、一二・二一）

△綿製品ステープルフアイバー等混用ニ關スル件中改正（朝令一七六、一〇・一〇）

△關東州臨時原綿及綿製品統制規則（關令一〇、三・二五）

△綿絲ステープルフアイバー混用ニ關スル件（關令四八、五・五）〔八・一一〕

△人造絹絲販賣價格取締規則中改正（商令四、一・九）同第一條第二項ノ規定ニ依ル人造絹絲ノ種類及最高價格ニ關スル件中改正（商告二、一・四）（商告四一、三・一）（商告一〇五、五・一〇）（商告一七九、八・二）（商告二一三、八・二九）（商告二一五、九・一）（商告三〇八、一一・一）（商告三二〇、一一・一一）

△毛襤褸配給統制規則（商令一三、二・二四）〔二・二七〕

△毛織物製造制限規則中改正（商令四七、九・五）

△國產羊毛購買制限ニ關スル件（商令一九、四・二四）〔四・二七〕

△ステープルフアイバー絲人造絹絲ステープルフアイバー絲織物及人造絹絲織物ニ對スル貨物割引賃率ニ關スル件中改正（鐵告二四、二・一四）〔二・一五〕

△絲價安定施設法施行令—第七條及第八條ノ特例ニ關スル件（勅一二、一・一〇）同第五條第一項ノ規定ニ依リ昭和十四年生絲年度ニ於ケル標準賣渡價格及及標準買入價格（農告三一、一・二三）同改定（農告二一〇、七・一一）同施行規則中改正（農令四、一・一〇）（農令五〇、一〇・七）同第十三條ノ特例ニ關スル件（農令三五、七・七）

△蠶絲業法施行規則中改正（農令五三、一〇・一九）〔一一・一〕

△製絲業法施行規則中改正（農令七〇、一二・二〇）

△苧麻纖維ノ販賣制限ニ關スル件（臺令六六、五・一六）毛製品ステープルフアイバー等混用規則中改正（商令五〇、九・一二）〔九・

一五〕

△物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定中改正（商告二四、一二・六）（商告四七、三・四）（商告四八、三・七）（商告七三、四・四）（商告一二九、六・一二）（商告一四一、六・二七）（商告二〇一、八・一九）（商告二六八、一〇・九）（商告二七一、一〇・一一）同第一條ノ規定ニ依リ物品及其ノ販賣價格指定（臺告八六、一二・二六）清涼飲料及清酒及麥酒（商告七〇、四・一）砂糖（商告七一、四・四）カーバイト（商告一〇一、五・一）パルプ（商告一七三、七・三一）アラビヤゴム（商告一七四、七・三一）手編毛絲（商告二三七、九・一二）醋酸（商告二四一、九・一八）屑紙（商告二四七、九・二二）除蟲菊乾花（商告二六九、一〇・九）南洋材（商告二七八、一〇・一四）副蠶絲（商告二七二、一〇・一二）

△皮革配給統制規則（指令三六、五・三）同中改正（商令三八、七・二五）〔八・一〕（臺令九八、九・二八）〔一〇・一〕同第九條ノ規定ニ依ル皮革ノ販賣價格指定（商告五四、三・一〇）（商告一七八、八・一）（商告二一四、八・三〇）第四條第一項ノ規定ニ依ル販賣業者指定ニ關スル件中改正（商告一二二、六・一）（商告一九九、八・一九）〔八・二一〕同第三條ノ規定ニ依ル指定（臺告三四九、一〇・一）

△皮革ノ配給統制ニ關スル件（朝令三一、三・一五）〔四・一五〕同第三條第一項ノ規定ニ依ル販賣業者指定（朝告二〇九、三・一五）同第八條ノ規定ニ依ル皮ノ販賣價格指定（朝告三六八、四・二八）

△皮革原料タル水産動物ノ販賣制限ニ關スル件（農令三九、八・八）

△皮革使用制限規則中改正（商令三七、七・二五）〔八・一〕（臺令九九、九・二八）〔一〇・一〕

△原皮配給統制規則（關令八七、九・七）

△ゴム配給統制規則中改正（商令二三、五・三一）〔六・一〕同第二條ノ二ノ規定ニ依リ再生ゴム配給機關指定（商告二四、六・二）

△屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則（商令二四、五・三一）〔六・一〕同第二條ノ規定ニ依ル輸入ゴム配給機關指定（商告二五、六・二）同第三條ノ規定ニ依ル粉末ゴム配給機關指定（一二六、六・二）同第四條ノ規定ニ依ル內地ゴム配給機關指定（商告二七、六・二）同第六條ノ規定ニ依ル統制團體指定（商告一二八、六・二）

△自動車用タイヤ、チューブ配給統制規則（商令一八、四・五）〔四・二〇〕（臺令七〇、六・一）〔六・一〕同第二條第三項ノ規定ニ依ル指定（商告八七、四・一八）〔四・二〇〕同第八條第一項ノ規定ニ依ル購入票ノ通用區域及有效期限指定（商告八八、四・一八）

△木造建物建築統制規則（商令六七、一一・八）〔一一・一三〕同第一條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ要セザル建物ノ種類指定（商告三一七、一一・八）〔一一・一三〕

△新聞用卷取紙供給制限規則（商令三二、六・三〇）〔七・一〕

△屑紙配給統制規則（商令六九、一一・一七）〔一一・二四〕同第一條ノ規定ニ依ル屑紙指定（商告三二五、一一・一七）同配給機關指定（商告三二六、一一・一七）

△米穀統制委員會官制中改正（勅五二、八・九）〔八・一二〕

△米穀配給統制規則（臺令一一〇、一〇・七）同第二條ノ規定ニ依ル玄米ノ最高賣渡價格及白米ノ最高小賣價格指定（臺告四四一、

一一・二三）〔一一・二五〕

△精米取締規則（樺令四七、六・一）〔一〇・一〕

△米穀統制法第九條ノ規定ニ依リ米穀其ノ他ノ輸入稅增加ノ件中改正（勅六三三、九・四）

△米穀配給統制法（法八一、四・一二）〔四・二〇〕同第四條第一項ノ規定ニ依リ米穀ノ最高價格販賣ニ關スル件（農商八、八・二五）〔八・二六〕同第七條ノ規定ニ依ル米穀市場ニ於ケル最低價格及最高價格ノ件（農告三四七、九・三〇）〔一〇・一〕同第四條第一項及米穀統制法第十一條ノ規定ニ依ル米ノ配給統制ニ關スル應急措置ニ關スル件（農令六二、一一・六）同法施行ニ關スル件（農商令五、六・九）同法ノ一部施行ニ關スル件（勅五一、八・九）〔八・一二〕（勅六七八、九・三〇）〔一〇・一〕（農商令九、九・三〇）〔一〇・一〕

△米穀取引事業審査委員會官制（勅五五三、八・九）〔八・一二〕

△朝鮮白米取締規則（朝令一七五、一〇・四）〔一一・一〕

△米穀搗精等制限令（勅七八九、一一・二五）〔一二・一、朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島ハ一二・一一〕

△木炭配給統制規則（農令六八、一二・一九）〔一二・一五〕同第一條ノ生產道府縣及消費道府縣指定（農告四四八、一二・一九）

△電氣事業法施行規則中改正（遞令一六、四・一）

△電氣委員會官制中改正（勅一一六、三・三一）〔四・一〕

△電力調整令（勅七〇八、一〇・一八）同施行規則（遞令四六、一〇・一八）（朝令一八八、一〇・二七）

△電力調整委員會官制（勅七三〇、一〇・二七）

△電力管理法施行令中改正（勅六六、三・一七）同施行規則中改正（遞一〇、三・一八）

△發電用汽機汽罐取締規則中改正（遞令一七、四・一）

△電氣工作物規程中改正（遞令一九、四・一）

△造船事業法（法七〇、四・五）漁船ニ關シ法第十二條及第十三條施行ノ件（遞農令一、一一・三〇）同施行規則（遞令六二、一一・二九）〔一二・一〕

△船舶建造融資補給及損失補償法（法七一、四・五）同施行令（勅八九五、一二・二八）同施行規則（遞令六九、一二・二八）〔一五、一・一〕

△臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件（勅三八八、六・一六）

△農村工業奬勵規則中改正（農令三二、六・二四）

△中小商工業融資再補償審査會規程中改正（勅六八〇、一〇・三）

△內地製品發註統制規則（關令八一、八・二二）

△需給調整協議會規則（臺令三三、四・一）

△物品在庫數量調査規則（朝令一七四、一〇・二）

△暴利行爲取締規則（商農令一、一二・二六）

△物價委員會令中改正（勅三六、三・一）

△物價委員會規則（令二、一・二七）（關令五、二・一四）同中改正（臺令九五、八・二四）（臺令一三五、一二・一）

△物價局官制（勅三九、六・一六）同中改正（勅八一三、一二・四）

△應召商業者營業援護委員會官制中改正（勅六八一、一〇・三）

△中小產業調査會官制（勅四八八、七・二二）

△地方產業職員制中改正（勅三〇、一二・一七）（勅五二八、八・二）

（勅五五九、八・一二）
△工業組合法中改正（法六五、四・四）同第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件（勅四九五、七・二六）同施行規則中改正（商令三九、七・二六）〔八・一〕同第二十條ノ規定ニ依ル件（商告九〇、四・二〇）同施行ニ關シ取扱方ノ件改正（商訓三、七・二六）

財政・保險・租稅關係

△昭和十四年度一般會計支出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件（法二九、三・二七）（法四四、三・三〇）追加發行ニ關スル件（法二九、三・二七）
△支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件（法一七、三・二〇）滿洲事件ニ關スル件（法三〇、三・二七）
△支那事變ニ關スル特別賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル件（法三一、三・二七）同規程（大令二〇、五・一〇）
△臨時資金調整法中改正（法八六、四・二二）同第十六條ノ規定ニ基ク命令（南令二、一・一〇）同施行令中改正（勅二二四、四・二二）
△關東州臨時資金調整令施行規則中改正（關令五八、六・一）
△兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル件（法五八、四・一）
△朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル（法五九、四・一）〔五・一〕
朝鮮事業公債法中改正ノ件（法六二、四・一）臺灣（法六三、四・一）
△會社利益配當及資金融通令（勅一七九、四・一）
△昭和十四年南洋群島資金調査規則（南令三、一・一〇）
△昭和十二年勅令第五百九十四號臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件中改正（勅二二一、四・二二）
△昭和十二年勅令第五百九十五號臨時資金調整法ヲ臺灣ニ施行スルノ件中改正（勅二二二、四・二二）
△昭和十二年勅令第六百三號臨時資金調整法ヲ樺太ニ施行スルノ件中改正（勅二二三、四・二二）
△國債整理基金特別會計法中改正（法五三、四・一）
△兌換銀行券整理法中改正（法九、三・一六）
△北海道拓殖銀行法中改正（法二六、三・二五）
△昭和十三年法律第二十三號中改正（法三四、三・二）〔關東局、朝鮮總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件〕
△作業會計法中改正（法三、三・一六）〔昭和十四年度ヨリ施行〕
△海軍工廠資金會計法中改正（法四、三・一六）〔同右〕
△臨時陸軍材料資金特別會計法（法五四、四・一）
△臨時地方財政補給金規則（關令九、三・二二）〔四・二〇〕同規則中改正（內令二三、六・二一）
△支那事變特別稅法中改正（法四八、三・三一）〔四・一〕同施行規則中改正（勅一七〇、四・一）（勅四三〇、七・一）同施行細則中改正（大令一五、四・一九）
△臨時利得稅法中改正（法四九、三・三一）〔四・一〕同施行規則（勅一七一、四・一）

△臨時租稅措置法中改正（法五〇、三・三一）同第二十一條及第二十二條ノ施行ニ關スル件中改正（臺令四一、四・一）同施行規則中改正（大令一三、四・一）〔以上四・一〕

△朝鮮所得稅令中改正（制一三、九・二〇）〔九・二八〕同施行規則中改正（朝令三、一・一八）〔二・一〕（朝令一九一、一一・一〇）〔一二・一一〕關東州（關令八二、八・二三）〔九・一四〕樺太（樺令七六、八・二九）〔九・二五〕南洋群島（南令四九、九・二〇）〔一〇・一四〕臺灣（臺令一一四、一〇・一四）〔一一・二〕

△所得稅法施行規則中改正（勅五九六、八・一九）

△關東州臨時利得稅令中改正（勅一三九、三・三一）樺太（勅一七三、四・一）朝鮮（制三、三・三一）臺灣（律四、三・三一）〔以上四・一〕同施行規則（臺令四〇、四・一）（朝令四一、三・三一）（關令二四、四・一）（樺令一九、四・一）〔以上四・一〕

△營業收益稅法施行規則中改正（勅五九七、八・一九）

△關東州支那事變特別稅令中改正（勅一三八、三・三一）樺太（勅一七二、四・一）朝鮮（制二、三・三一）臺灣（律二、三・三一）〔以上四・一〕

△關東州臨時營業稅措置規則中改正（關令四九、五・九）

△營業稅令中改正＝朝鮮（制一四、九・二〇）〔九・二八〕同施行規則中改正（朝令一九五、一一・一五）（指令七七、八・二九）（南令五〇、九・二〇）

△臺灣地方稅規則中改正（臺令三五、四・一）（臺令一一八、一〇・一七）

△南洋群島地方費稅規則中改正（南令八、三・一〇）〔七・一九〕

△南洋群島利益配當稅令中改正（勅一七五、四・一）

△南洋群島煙草稅令施行規則中改正（南令五、二・一）

△臺灣市制・臺灣街庄制・臺灣州制施行令・臺灣廳制施行令ニ於ケル直接稅ノ種類（臺令三六、四・一）臺灣市制第十條第一項ノ規定ニ依ル市稅及街庄稅ノ指定（臺令三七、四・一）〔以上五・一三、昭和十四年分ヨリ適用〕

△臺灣家屋稅令施行規則（臺令三二、三・三一）〔五・一二、昭和十四年分ヨリ適用〕

△鹽稅規則中改正（關令七七、八・一）同施行規則中改正（關令七八、八・一）

△砂糖消費稅令施行規則中改正（朝令八四、六・七）（朝令一九四、一一・一一）（臺令一〇八、一〇・三）

△間接國稅犯則者處分法施行規則中改正（勅一七八、四・一）（關令二五、四・一）

△登錄稅法中改正（法四五、三・三〇）〔一五・一・一〕

△保險業法改正法律（法四一、三・二九）〔施行期日ハ勅令ヲ以テ定ム〕

△農業保險法施行令中改正（勅一三四、三・三一）〔四・一〕同施行規則（農令九、一・二七）

△農業保險國庫負擔金交付規則（農令二五、五・二五）

△農業再保險特別會計法（法六、三・一六）〔昭和十四年ヨリ施行〕

△森林火災國營保險法施行規則中改正（農令七、一・九）（農一七、三・二九）〔四・一〕

△家畜保險法ニ依ル家畜保險法ニ依ル家畜保險ノ目的タルベキ家畜

並ニ家畜保險法ニ依ル家畜再保險ノ再保險金額及再保險料ニ關スル件中改正（勅七五一、一一・一）同法施行規則中改正（農令五七、一一・一）

△勞働者災害扶助責任保險法施行令中改正（勅二五、二・三）〔第十一條削除〕勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率ノ表改正（厚告一一二、一〇・四）〔一一・一〕

△職員健康保險法（法七二、四・六）同施行令（勅八五八、一二・二三）同施行規則（厚令四二、一二・二六）〔以上一二、二・六〕

△船員保險法（法七三、四・六）〔施行期日ハ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規程並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ定ム〕

△健康保險法中改正（法七四、四・六）〔右ニ同ジ〕

△保險院官制中改正（勅四七二、七・一二）（勅八八五、一二・二八）

△簡易生命保險規則中改正（厚令一四、六・一）（厚令二五、七・二九）〔九・一〕昭和十四年度以降ニ於ケル簡易生命保險積立金貸付方針（厚告九一、五・一三）

△朝鮮簡易生命保險規則中改正（朝令一五八、九・二三）團體取扱規則（朝令一五九、九・二三）〔以上一〇・一〕旱害特別取扱ニ關スル件（朝令一九二、一一・一〇）診療所規則（朝令一八二、一〇・二六）〔一一・一〕

△簡易生命保險北支事變特別取扱規則中改正（厚令三二、九・三〇）〔一〇・一〕

△郵便年金法中改正（法四七、三・三一）同令中改正（勅四三四、七・三）〔九・一〕同法第十七條第二項ノ規定ニ依リ戰爭ニ準ズベキ事變ヲ定ムルノ件（勅四三五、七・三）〔九・一〕同年金積立金運用規則中改正（勅四三六、七・三）〔九・一〕同規則改正（厚令二三、七・二九）〔九・一〕同年金積立金貸付ニ關スル遞信省ニ依リ地方自治團體ニ對スル貸付ヲ爲スベキ昭和十四年度年金積立金貸付目的及貸付利率（厚告九〇、五・一三）

△郵便年金北支事變特別取扱規則中改正（厚令三一、九・二一）〔一〇・一〕

△團體郵便年金規則（厚令二四、七・二九）〔九・一〕同規則中改正（厚令四一、一二・一八）同掛金一時拂及隨時拂ノ場合ニ於ケル豫定利率並ニ掛金額及年金額ノ件（厚告一四〇、七・二九）〔九・一〕年金額及掛金額ノ件（厚告一四一、七・二九）同中改正（厚告二五八、一二・一八）

△會社利益配當及資金融通令（勅一七九、四・一）〔四・一〇〕同中改正（勅八一一、一二・二）同施行細則（閣令六、四・一）（朝令五〇、四・六）（臺令四七、四・九）（樺令二四、四・九）〔以上四・一〇〕

△利益配當審査委員會官制（勅一九一、四・一〇）同規則（臺令五九、五・六）

△關東州會社利益配當令（勅七九七、一一・二九）

△資金融通審査委員會官制（勅二九一、五・一）

農業關係（水、林、鑛ヲ含ム）

△用材生産統制規則（農令四五、九・二七）〔一一・一〕

△民有林計畫施業奬勵規則（農令四一、九・四）

△森林令施行規則中改正（朝令五、一・三一）〔二・一〕

△林業種苗法（法一六、三・一八）
△臺灣保安林造林事業費補助規則改正（臺令二〇、三・二三）
△國有林野產物賣拂ニ關スル特例（農令六一、一一・六）
△小作料統制令（勅八二三、一二・六）〔一二・一一、朝鮮臺灣及南洋群島ハ一二・一八〕
△種馬統制法施行規則（農令二八、六・一）〔六・二〇〕
△家兎屠殺制限規則（農令三七、八・一）〔八・一〇〕
△馬產奬勵規則中改正（農令三四、六・二八）
△役馬奬勵規則中改正（農令一三、二・二一）
△酪農業調整法（法二七、三・二五）同第二條ノ地域及第四條ノ地域指定（農告二七九、八・二五）同施行令（勅六〇一、八・二三）同施行規則（農告二七九、八・二五）〔以上八・二五〕
△牧野改良奬勵規則中改正（農二二、五・一三）
△養鷄奬勵規則中改正（農令二六、五・二七）
△種畜拂下規則中改正（農令五九、一一・一）
△畜牛結核病豫防法施行規則中改正（農令五四、一〇・二七）
△飼料配給統制法第二條及第三條ノ規定ニ依ル飼料販賣取締規則（農令五一、一〇・一九）同第六條ノ規定ニ依ル同條指定ノ飼料並ニ配給飼料ノ販賣價格指定（農告三七四、一〇・一九）〔一一・一〕
△臺灣糖業令（律六、一〇・三）同施行規則（臺令一〇七、一〇・三）
△肥料製造業組合令等中改正ノ件（勅八二六、一二・六）
△肥料配給統制規則（農商令二、三・二五）（臺令七七、六・二三）同第十一條ノ規定ニ依ル硫酸アンモンア、過燐酸石灰、石灰窒素ノ販賣價格指定（農商告三、八・三）同規則一部施行ニ關スル經過的措置ニ關スル件（農商令七、六・二八）〔七・一〕
△肥料用加里鹽ノ配給ニ關スル應急措置ニ關スル件（農商一〇、一〇・三）
△重要肥料業統制法施行規則外四件中改正（農商令一一、一二・六）
△朝鮮臨時肥料配給令—第一條ニ依ル朝鮮肥料販賣價格取締規定（朝令二五、三・六）〔三・一〇〕同第一條ノ規定ニ依ル肥料ノ種別及販賣價格ノ指定（朝告三七三、五・一）同第一條ニ依ル過燐酸石灰、石灰窒素、粗製加里鹽類等肥料輸出許可規則（朝令一二九、八・九）
△臨時肥料配給統制法、第一條第一項ノ規定ニ依ル事業（農商告一、二・一四）同第一條第三項、第二條及第三條ノ規定ニ依ル件（農商告一、二・一四）同第二條及第三條ノ規定ニ依ル過燐—石灰、石灰窒素、粗製加里鹽類等肥料輸出許可規則（農商令四、五・二二）
△肥料消費調整規則（農令七四、一二・二八）
△重要農林水產物增產助成規則（農令一九、四・六）同改正（農令三三、六・二八）（農令七一、一二・二二）
△農產資源開發奬勵規則中改正（農令二一、五・一三）
△農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則（農令四二、九・六）
△昭和十三年勅令第七百四十號臨時農林省ニ臨時農村對策部ヲ設置スルノ件中改正（勅二三三、四・二六）（勅八一八、一二・六）
△農業報國移動勞働班ニ對スル旅客運賃割引方（鐵告一一三、六・

二四）

△農耕用賃借馬ニ對スル貨物運賃ノ割引（鐵告五六、四・一）

△農林省官制中改正ノ件（勅二〇六、四・一五）（勅六二六、九・二）（勅八一六、一二・六）

△農林部內臨時職員設置制中改正ノ件（勅二七、二・七）（勅二〇七、四・一五）（勅六二七、九・二）（勅八一七、一二・六）勅八四九、一二・二三）

△昭和七年勅令第二百五十九號臨時農林省ニ經濟更生部ヲ設置スルノ件中改正（勅二五七、四・二七）

△北洋出漁者屆出規則（農令一五、三・二八）

△支那事變ニ際シ徵傭セラレタル機船底曳網漁船ノ代船ニ關スル特別取扱ニ關スル件（農令五、一・一一）

△朝鮮漁業令施行規則中改正（朝令七二、五・三）

△水產製造物檢査規則中改正（樺令三九、五・一九）

△漁業組合規則中改正（樺令七九、九・一二）

△漁業經費低減補助金交付規則中改正（農令二三、五・一九）

△水產製品檢査規則中改正（朝令七〇、五・三）〔五・一〇〕

△鑛山監督局官制中改正（勅三二四、五・一七）（勅五一二、七・三一）（勅七〇九、一〇・一八）〔一〇・二〇〕

△產金法中改正（法八〇、四・一〇）

△鑛業法中改正（法二三、三・二四）同施行細則中改正（商令七五、一二・二七）〔以上一五、一・一〕

△鑛害賠償ニ關スル調停及仲裁判斷ノ手數料等ニ關スル件（勅八七六、一二・二七）〔一五、一・一〕

△南洋群島鑛業令中改正（勅六三、三・一七）

△樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル件中改正（法一八、三・二三）

△產金奬勵規則中改正（商令一六、四・一）

△探鑛奬勵金交付規則中改正（朝令四四、四・一）（朝令一四〇、八・二三）

△鑛業設備奬勵金交付規則中改正（朝令四五、四・一）（朝令八二、五・二六）

△石油試掘補助金交付規則中改正（樺令一六、四・一）

△帝國鑛業開發株式會社法（法八二、四・一二）〔五・一〇〕

△砂鑛法施行細則中改正（商七六、一二・二七）〔一五・一・一〕

△日本產金振興株式會社法中改正（法三二、三・二七）同施行ニ關スル件中改正（勅四〇九、六・二一）〔以上六・二三〕

△原蠶種管理法、第三條第二項ノ規定ニ依ル原種ノ料金ニ關スル件改正（勅一四、一・一〇）〔一・一五〕（原蠶種料金令）同施行規則中改正（農令二、一・一〇）〔一・一五〕同第十八條第三項ノ規定ニ依ル原種製造ノ管理者ノ資格（農告一九、一・一六）

△原料甘藷配給統制規則（農令三八、八・五）〔八・二〕

災害死傷者數……49, 53
業種別……51, 53
體性別……56
原因別……52, 54
勞働時間
概　觀……36, 46
產業別……38, 46, 48
休憩時間……43, 47
休業日數……44, 48, 49
體性別・產業別……43, 47
法規違反……45
勞働者災害扶助責任保險事務
打合會……297
勞働者災害扶助法施行狀況……285
勞働人口（一般）
職業別有業者數……3
「使用人」數……3
「勞務者」數……4
產業別「勞務者」數……4
職業別「勞務者」の產業上の地位……5
社會的地位……5
小工業勞働人口並經營數……7
小工業勞働事情……9
小商業勞働人口並經營數……10
勞働事情……9
地方別配置……13
事業別配置……15
規模別……19
體性別構成……21
年齡別構成……23
教育程度別構成……26
法適用事業勞働者數……278
勞働爭議調停……408
勞働保護施設
法規の制定及改正……270
工場法施行狀況……277
鑛山監督狀況……281
勞働者災害扶助法施行狀況……285
勞働保險施設
健康保險……299
船員保險……301
退職積立金及退職手當……303
勞務動員協議會……336
勞務動態調査規則……331
勞務者銃後生活刷新運動……391
勞務者住宅對策……341
勞務需給調整施設……317

タ

退職積立金及退職手當法執行狀況… 303
大日本青年黨…… 290

チ

治遲法違反者の保安處分…… 400
地代家賃統制令…… 341
地方長官會議…… 259
地主組合…… 368
賃　銀……名目賃銀・實質賃銀を見よ
賃銀統制令…… 272
賃銀臨時措置令…… 273

テ

帝國農會…… 369
逓信從業員團體の運動…… 168
轉失業問題……307, 314
轉失業者採用狀況…… 314
轉業資金…… 310

ト

東京瓦斯工組合…… 156
東京帝國大學經濟學部肅正…… 405
東電職員同志會…… 158
圖書檢閲方針强化…… 401

ニ

日本海員組合…… 153
　運動の概況…… 154
　運動方針及概況…… 155
日本革新黨…… 207
日本產業勞動クラブの解散…… 171
日本製鐵從業員組合の解散…… 172
日本製氷從業員組合の解散…… 174
日本勞働組合會議の運動…… 135
日本勞働國策協會の運動…… 134
日本勞働總動員總同盟…… 138
　運動方針及綱領…… 147

ノ

農家經營＝家計……88
農家戸數……83
農業被傭者…… 105
農業保險…… 358
農地調整法…… 347
農地制度改革同盟……93
農民組合…… 174
農民運動……農民組合を見よ

ハ

排英運動…… 203

ヒ

日傭勞働者……35

フ

婦人運動…… 198
府縣會選擧（第四回普選）……204, 198

ホ

俸給生活者
　失業狀況……36
　數……74
　生活狀態……75

メ

名目賃銀
　概　觀……54, 63, 67
　產業別……56, 65, 68
　性別，年齡別……58, 66, 68

リ

離職者…… 312
林業勞働者
　地方別……14
　作業別……18
　賃　銀…… 107

ロ

勞働異動……28
勞働衛生
　寄宿者の狀況……52
勞働組合並組合員數
　業態別組織狀況…… 132
　職業別組織狀況…… 133
　單一組合及聯合組合…… 133
　地方的分布…… 133
　設立及解散…… 133
勞働災害

勞働時間……36
勞働災害……49, 315
勞働衞生……52
名目賃銀……54
實質賃銀……62
家　計……71
工場就業時間制限令……270
公　吏……74, 75
國家主義的團體及國粹團體一覽……216
國家主義團體の共通運動……201
排英運動……203
府縣會選擧……204
國民精神總動員運動……397, 400
國民健康保險……365
國民精神文化研究所……405
國民徵用令……326
耕地耕作狀態……86
耕地所有狀態……87
交通勞動者
地方別……14
產業別……18
體性別……23
教育程度別……28
勞働時間……48
名目賃銀……67
實質賃銀……69
家　計……72
小作料……97
小作料統制令……348

サ

產業組合……376
產業報國會運動の概況……220
產業報國聯盟と協調會……396
產業報國運動指導者養成策……389
產業報國會具體的事業……385
產業報國聯合會の組織及事業……387
產業報國會の指導方策要綱……388
產報會及產報聯の結成狀況……222
產報クラブの結成事情……149

シ

思想官の大陸派遣……400
思想實務家會同……37, 404
思想轉向者の大陸進出……400
思想判檢事會同……404
思想問題研究會……405
下請工業事務所……311
社會課長事務打合會議……264
社會政策・社會運動對策……256
社會政策費豫算……256
社會大衆黨……185
運動の概況……185
主なる活動……190
大會・中央委員會……197
會計・役員……200
社會問題關係官廳事務分掌……249
社會立法協會……268
小學校卒業者職業紹介所暫定要綱……334
商業使用人……77
商工省轉失業相談機關……309
小工業
勞働人口並經營數……7
勞働事情……9
小商業
勞働人口並經營數……10
失業（就業）狀態……32
失業救濟事業……315
失業者更生訓使施設……315
實質賃銀……62, 67, 69
從業者雇入制限令……265, 328
商店道場……343
商店法……342
職　員……75
職員健康保險……345
職業紹介施設……332
職業紹介所事務……265, 267
職業能力申告令……324
職業婦人……80
女子勞務者就勞規定緩和……322
事變關係失業者數……308
神兵隊事件……215, 401

セ

生活刷新班結成狀況……235
船員保險……301
船舶運航技能者養成令……323

ソ

總務部長事務打合會……262

索　　引

ア

愛國勞働組合全國懇話會及其の構成團體…… 165
愛國勞働農民同志會…… 166

エ

營利職業紹介事業…… 339

カ

海軍勞働組合聯盟の運動…… 167
海員協會…… 157
學校技能者養成令…… 321
學校卒業者使用制限令…… 320
學校卒業者初任給……76
學徒隊…… 406
學務部長打合會…… 263
家　計……69, 76
官業關係勞働團體…… 167
官　吏……74, 75
幹部機械工養成施設…… 322

キ

休憩時間……43, 47
休業日數……44, 48
救護事業…… 340
技能者養成令……318, 319
教育審議會…… 405
教　員……74, 75
協調會…… 268
協調組合…… 368
共同受註事務所…… 310
漁業勞働者…… 14, 19, 108

ク

軍人援護事業…… 341
軍事保護院…… 251

ケ

經濟部長事務打合會…… 263
經濟警察主務課長事務打合會…… 266
警察部長事務打合會…… 262
藝娼妓酌婦……82
健康保險……299, 300
健康保險課長同出張所長事務打合會議…… 300
健康保險法中改正法律…… 299
健康保險實施成績…… 301
檢事長檢事正會同…… 302
憲兵隊長會同…… 303

コ

興亞奉公日…… 399
工業組合共同施設…… 310
鑛業報國聯合會…… 389
皇國海員同盟…… 137
興國交通勞働總聯盟…… 160
鑛山監督局長會議…… 261
鑛山監督狀況…… 261, 281, 285
鑛山勞働者
　地方別……14
　產業別……17
　體性別……23
　年齡別……26
　教育程度別……27
　異　動……30
　失業（就業）……34
　勞働時間……46
　勞働災害……53
　名目賃銀……63
　實質賃銀……67
鑛山勞務者充足斡旋要領…… 335
厚生省……380, 390
工場，鑛務監督主任官事務打合會… 264
工場法施行狀況…… 277
工場勞働者
　地方別……13
　產業別……15
　規模別……19
　體性別……21
　年齡別……23
　教育程度別……26
　異　動……28
　失業（就業）……32

索

引

昭和十六年九月十五日印刷
昭和十六年九月二十日發行

日本勞働年鑑第二十一輯
㊟ 定價五圓八十錢

編纂代表者　大原社會問題研究所
發行者　東京市神田區神保町一ノ三九番地　高野岩三郎
　　永田周作
發行所　東京市神田區神保町一ノ三九番地　株式會社栗田書店
　　振替東京一一二三四番
　　電話神田代表二一六一(5)
印刷者　東京市京橋區築地一ノ三番地　熊谷敬一
印刷所　東京市京橋區築地一ノ三番地　株式會社熊谷印刷所
配給元　東京市神田區淡路町一ノ一九　日本出版配給株式會社

會員番號　108502　　日本標準規格A列5號

高野岩三郎監修　翻譯者　高野岩三郎、大内兵衛、權田保之助、久留間鮫造、森戸辰男

統計學古典選集　全十二卷

この選集は斯學の最高權威高野岩三郎先生御苦心の編輯にかゝるもので、統計學に關する古典を最も系統的にまとめてあります。原書の多くは稀觀書、各卷に親切なる解說、譯註を加へ學界不朽の典籍として完備を期してあります。

第一卷　モール　リューダー　クニース　統計學批判（既刊）三、三〇

第二卷　獨立の學問としての統計學

第三卷　グラント　死亡表に關する自然的政治的觀察（近刊）

第四卷　ペッティ　政治算術（既刊）三、三〇

第五卷　ケトレー　道德的・政治的諸學、應用される確率理論に就ての書簡理論家としてのケトレー

第六卷　クナップ　リュメリン　ワーグナー　道德統計に關する近時の見解統計學の理論に就て統計學

第七卷　ワーグナー　一見恣意的に見える人間の行爲に於ける合法則性

第八卷　ドローピシュ　シュモラー　道德統計と人間の意志の自由人口統計及道德統計の結果に就て

第九卷　レキシス　人間社會に於ける大量現象の理論に就て

第十卷　マイヤ　社會生活に於ける合法則性

第十一卷　エンゲル　勞働の價格、人間の價値

第十二卷　エンゲル　ベルギー勞働者家族の生活費（既刊）四、五〇

『新世界觀』輯系　全十卷（分賣自由）

本輯系は、新しい世界像の性格を物語るあらゆる思想を讀者の机上に提供しようとする。それは政治、經濟、法律、哲學、美術、技術等すべての文化面を對象とする。これによつて來るべき社會の脈搏を豫感することが出來るであらう。

第一卷　阪本勝著　新世界觀の構想　既刊　二、三〇

第二卷　ゾムバルト著　市川・小林譯　新世界觀と經濟・科學・人間

第三卷　フェダー著　高山洋吉譯　獨逸第三帝國の理論　既刊　三、五〇

第四卷　市川秀雄　法律と新世界觀

第五卷　ゲルハルト著　栗原佑譯　勤勞の新理念

第六卷　ダレー著　野上巖譯　民族と土（上下）　近刊

第七卷　加藤長雄著　新世界觀と國土計畫

第八卷　上原專祿著　指導者原理

第九卷　ルナール著　小林珍雄譯　制度の哲學　既刊　二、八〇

第十卷　チェムバレーン著　保科胤譯　新世界觀と人種

株式會社 栗田書店刊行書 （政・經）（詳細目錄進呈）

ローザーズ著 大原研究所譯	インフレーションの統計的研究	五・八	二〇〇
大原研究所 權田保之助著	ナチス獨逸の勞働奉仕制	一・七	一四〇
大原社會問題研究所譯	ナチス獨逸の經濟的發展	二・三	一四〇
大原社會問題研究所譯編	獨逸社會政策と勞働戰線	三・五	二〇〇
千葉龜雄編	新訂版 新聞語辭典	二・五	二〇〇
外村史郎編	增補版 ロシア語辭典	二・五	二〇〇
八住利雄譯	トルストイ最後の日記	二・八	二〇〇
早坂二郎譯	バナマ運河 科學の鐵人ゴーダルス傳	二・七	二〇〇
チシカ著 高山洋吉譯	棉——世界木棉戰	一・九	一〇〇
木村孫八郎著	新訂增補 新聞經濟面の讀み方 全五篇、產業、金融、相場財政、爲替貿易各篇	二・五	一四〇
權田保之助著	「權田」基礎獨逸語講話	二・五	二〇〇
ヒトラー著 高山洋吉譯	わが鬪爭の展開	一・二	一〇〇
ロールバッハ著	バルカン・トルコ	一・三	一〇〇
栗田編輯部編	東京・ベルリン・モスコウ	一・二	一〇〇

覆刻●戦前版日本労働年鑑

第21集／1940年版

戦前版発行　一九四一年九月二〇日
覆刻版発行　一九六九年五月一〇日
同第二次発行　一九七九年一〇月二九日

覆刻版編者　法政大学　大原社会問題研究所

発行所　財団法人　法政大学出版局
〒一〇六　東京都港区南麻布二―八―四
電話・〇三（四五三）〇七一七
振替・東京六―九五八一四番

印刷所　株式会社　平文社

製本所　有限会社　昭栄堂製本所

3402-51021-7710

戦前版　日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年（大正 9 ）版
第 2 集	1921年（大正10）版
第 3 集	1922年（大正11）版
第 4 集	1923年（大正12）版
第 5 集	1924年（大正13）版
第 6 集	1925年（大正14）版
第 7 集	1926年（大正15）版
第 8 集	1927年（昭和 2 ）版
第 9 集	1928年（昭和 3 ）版
第 10 集	1929年（昭和 4 ）版
第 11 集	1930年（昭和 5 ）版
第 12 集	1931年（昭和 6 ）版
第 13 集	1932年（昭和 7 ）版
第 14 集	1933年（昭和 8 ）版
第 15 集	1934年（昭和 9 ）版
第 16 集	1935年（昭和10）版
第 17 集	1936年（昭和11）版
第 18 集	1937年（昭和12）版
第 19 集	1938年（昭和13）版
第 20 集	1939年（昭和14）版
第 21 集	1940年（昭和15）版

法政大学出版局刊